

高知県南海トラフ地震復興手順書

Ver. 1（案）

令和5年〇月

高 知 県

目次

第1 手順書の概要.....	1
1. 策定の目的.....	1
2. 手順書の位置付け（他の計画との関係）.....	1
3. 復興業務を推進する所属.....	1
4. 対策分野と復興に向けた業務.....	2
5. 手順書の構成.....	3
6. 部署別対応表（建制順）.....	5
7. 対策分野・復興に向けた業務タイムライン一覧表.....	11
第2 各分野の復興手順.....	23
1. 計画的復興への条件整備.....	23
1-1 復興体制の整備.....	23
1-2 復興方針及び復興計画の策定.....	28
1-3 広報・相談対応.....	33
1-4 被災後の庁内人員調整.....	38
1-5 人員の調整及び被災市町村への人的支援.....	45
1-6 財政面の措置.....	49
2. すまいと暮らしの再建.....	55
2-1 住宅対策.....	55
2-2 雇用・就業対策.....	64
2-3 被災者への経済的支援.....	76
2-4 被災者の暮らしの再建支援.....	82
2-5 医療サービスの回復.....	90
2-6 福祉サービスの回復.....	96
2-7 児童福祉サービスの回復.....	103
2-8 災害時要配慮者支援.....	109
2-9 心のケア.....	114
2-10 学業支援.....	120
2-11 学校等における健康支援・心のケア.....	149
2-12 DV被害者支援.....	157
3. 安全な地域づくり.....	164
3-1 災害廃棄物処理.....	164
3-2 公共土木施設等の災害復旧.....	173
3-3 安全・安心な市街地・公共施設整備.....	183
3-4 社会基盤施設の復興.....	189
3-5 公共交通網の復旧.....	199
3-6 水道施設の復旧.....	205
3-7 工業用水道施設の復旧.....	211
3-8 文化施設・文化財.....	217
3-9 文化芸術.....	222
3-10 自然環境施設.....	228

4. 産業・経済復興.....	232
4-1 商工業の早期復旧支援.....	232
4-2 食品加工業の早期復興支援.....	243
4-3 観光振興.....	250
4-4 農業の早期復旧支援.....	257
4-5 林業・木材産業の早期復旧支援.....	264
4-6 水産業の早期復旧支援.....	270

第1 手順書の概要

1. 策定の目的

南海トラフ地震が発生した場合、各部局では、それまでの通常業務は中断し、応急対応を進める必要がありますが、応急対応が進むにつれ、通常業務の再開と共に、被災地域の再建・復興を図るための業務を進めていくことが想定されます。加えて、復興の時間的な遅れは地域の衰退を招く恐れがあることから、復興に関する業務については時機を逸せず、遅滞ないように進める必要があります。

しかしながら、被災後は業務量が増大し、マンパワーが不足するため、必ずしも担当する職員が業務について十分な経験や知識があるとは限りません。

そのため、被災後の厳しい状況下であっても、担当する職員が手順書を基に、円滑に復興業務を進めていくことができるように、各分野における復興に関する業務を抽出し、業務手順をあらかじめ定めておくものです。

この手順書は、必要に応じて、適宜、見直すこととします。

2. 手順書の位置付け（他の計画との関係）

手順書は、生命・資産等の安全を図る応急対策期以降の復旧・復興期における業務の進め方をまとめています。なお、応急対策期においては、高知県南海トラフ地震応急対策活動要領が策定され、職員が取るべき行動が示されています。



応急対策期：人命救助や被災者支援、保健衛生、物資供給といった生命・資産等の安全対策を実施する時期。

復旧・復興期：応急仮設住宅の建設や学校教育の再開といった通常業務の再開に向けた対策を図る復旧期と、被災前の生活環境や産業基盤の回復あるいは向上させる対策を図る復興期を併せた時期。事業によって復旧対策、復興対策、あるいは両方を併せ持つものがある。

3. 復興業務を推進する所属

知事部局、教育委員会、公営企業局

4. 対策分野と復興に向けた業務

本手順書は34の対策分野から構成されています。それぞれの対策分野には、想定される課題、到達目標、基本方針、目標達成までの業務フロー図、タイムライン、復興に向けた業務が記載されています。

復興に向けた業務は、担当部署ごとに具体的な実施内容及び時期が記載されています。

34の対策分野は以下の通りです。

1. 計画的復興への条件整備			
1-1	復興体制の整備	1-2	復興方針及び復興計画の策定
1-3	広報・相談対応	1-4	被災後の庁内人員調整
1-5	人員の調整及び被災市町村への人的支援	1-6	財政面の措置
2. すまいと暮らしの再建			
2-1	住宅対策	2-2	雇用・就業対策
2-3	被災者への経済的支援	2-4	被災者の暮らしの再建支援
2-5	医療サービスの回復	2-6	福祉サービスの回復
2-7	児童福祉サービスの回復	2-8	災害時要配慮者支援
2-9	心のケア	2-10	学業支援
2-11	学校等における健康支援・心のケア	2-12	DV被害者支援
3. 安全な地域づくり			
3-1	災害廃棄物処理	3-2	公共土木施設等の災害復旧
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-4	社会基盤施設の復興
3-5	公共交通網の復旧	3-6	水道施設の復旧
3-7	工業用水道施設の復旧	3-8	文化施設・文化財
3-9	文化芸術	3-10	自然環境施設
4. 産業・経済復興			
4-1	商工業の早期復旧支援	4-2	食品加工業の早期復興支援
4-3	観光振興	4-4	農業の早期復旧支援
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-6	水産業の早期復旧支援

5. 手順書の構成

(1) 課題、到達目標、基本方針

1. 計画的復興への条件整備

1-1 復興体制の整備

- 1-1-1 復興体制の整備……………南海トラフ地震対策課
- 1-1-2 復興本部等の運営……………復興本部事務局

■課題

- 南海トラフ地震などの大規模災害の発生後は、速やかに復興本部の設置に向けた検討を行い、災害の規模に応じた復興体制を整備する必要がある。
- 復興法^(※1)第2条第1号の特定大規模災害^(※2)が発生した場合は、国において復興対策本部が設置されるとともに〔復興法第4条第1項〕、県内の被災市町村においても復興本部等の組織が設置されることが想定されるため、これらの機関との連携を図る必要がある。

(※1) 大規模災害からの復興に関する法律。
(※2) 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

■到達目標

- 南海トラフ地震などの大規模災害の発生後、速やかに復興体制の検討を開始し、発災後約1週間から約1か月を目途に整備する。また、国・県・市町村及び関係機関等との連絡・調整を行う場を必要に応じて設置する等、被災地の復興に向けた体制を整備する。

■基本方針

- 県内において、南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、国が災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」を設置した時は、復興本部の設置の検討を行う。
- 事前に作成した「高知県復興組織体制(草案)」及び「高知県南海トラフ地震復興手順書(Ver.1)」を基に、復興本部の体制及び復興業務の推進体制、また、庁内各部署における各種復興業務の実施体制について検討を行い、整備する。
- 被災市町村や関係機関との連絡調整会議を必要に応じて組織し、多様な主体が連携して復興を推進する体制を整備する。

課題

南海トラフ地震の被害想定や過去の事例から想定される課題です。

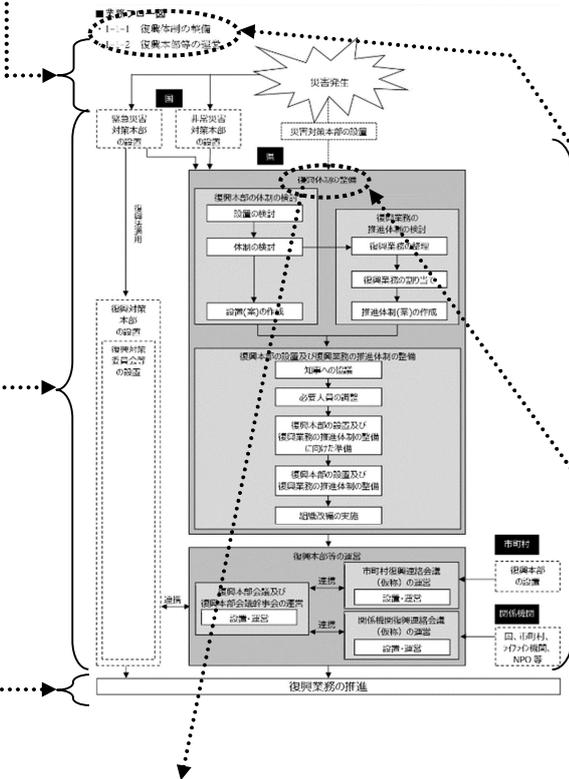
到達目標

発災後は、到達期限を定め、取り組みを進めていきます。対策分野における、復興に向けた業務を実施した先にある目指すべき目標です。

基本方針

庁内の職員や関係機関で、施策を進めていく上で、関係者が共通認識を持つことが重要です。対策分野の復興に向けた業務を進める上での方向性を示すものです。

(2) 業務フロー図



業務フロー図

各対策分野の全体像と復興に向けた業務の災害発生から目標達成までの流れを示すものです。

複数の部署が取り組むべき内容においては、横断的に統合して記載しています。

○対策分野の内容

○業務フロー図

○復興に向けた業務

タイムラインの★へ

(3) タイムライン

■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-1 復興体制の整備	復興本部の体制の確立 復興業務の推進体制の検討 復興業務の推進体制の整備				
1-1-2 復興本部等の運営		復興本部会議及び復興本部会議幹事会	市町村復興連絡会議（仮称） 関係機関調整連絡会議（仮称）		

タイムライン

復興に向けた業務ごとの業務内容と実施時期を示しています。復興に向けた業務は、おおむね発災1か月後を目処に開始されますが、それ以前であっても調査等の準備が必要となる場合があります。発災直後から記載されている業務もあります。

手順書の次項以降に、復興に向けた業務ごとの業務内容と手順、実施主体をまとめています。

○業務内容

(4) 復興に向けた業務

復興に向けた業務

1-1-1 復興体制の整備

南海トラフ地震対策

○業務概要

○本県において、南海トラフ地震などの大規模災害が発生し、国が災害対策特別措置法に規定する「緊急災害対策本部」又は第28条の2に規定する「緊急災害対策本部」を設置した際に、復興本部の設置を検討する。

○復興に向けた業務を、全庁で一体的かつ迅速に推進するために、庁内における復興業務に関する意思決定機関として、復興本部を設置する。

○事前に作成した「高知県復興組織体制（草案）」や「高知県南海トラフ地震復興手順書 Ver.1」を活用し、各部署で行う復興業務の取組を行うとともに、復興本部の運営等、復興に向けた業務を総合的に統括する復興本部事務局を設置する。

復興に向けた業務

フロー図、タイムラインに位置付けられている担当部署ごとの業務について、具体的な内容を記載しています。

他機関との調整項目については、自部署だけでは完結しない業務も多いため、連携する機関と実施内容を記載しています。

○業務概要

○災害発生後の対応時期

○他機関との調整項目

○業務内容と手順

○実施主体

○災害発生後の対応時期

	～半月後	半月後～1ヶ月後	1ヶ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
○業務内容・手順・実施主体					

○業務内容と手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
復興本部の体制の検討	他機関との調整項目：なし			
①体制の検討	南トラ			
②体制の検討	南トラ			
③体制（案）の作成	南トラ			
復興業務の推進体制の検討	他機関との調整項目：①②について、行政管理局、人事課と連携する			
①復興業務の推進体制の検討	人事課 南トラ 各部署			
②復興業務の割り当て	行政管理局 人事課 南トラ			
③復興業務の推進体制（案）の作成	南トラ			
復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備	他機関との調整項目：なし			
①知事への諮問	南トラ			
②人員の調整	人事課			
③復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備に向けた準備	行政管理局 南トラ			
④復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備	行政管理局 南トラ			
⑤組織改編の実施	事務局			

【備考】
南トラ：南海トラフ地震対策 / 事務局：復興本部事務局

6. 部署別対応表（建制順）

■総務部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
1-6	財政面の措置	1-6-3	国への要請	政策企画課	54
1-3	広報・相談対応	1-3-1	広報体制の整備	広報広聴課	36
1-3	広報・相談対応	1-3-2	復興に関する広報	広報広聴課	37
1-4	被災後の庁内人員調整	1-4-1	職員の安否確認と各部の参集状況の確認	人事課	41
1-4	被災後の庁内人員調整	1-4-2	各部局へ不足する人員の調査	人事課	42
1-4	被災後の庁内人員調整	1-4-3	国、全国知事会等への職員派遣要請	人事課	43
1-4	被災後の庁内人員調整	1-4-4	応援職員の受け入れ、宿舎確保、協定締結	人事課	44
1-6	財政面の措置	1-6-1	予算の編成	財政課	52
1-6	財政面の措置	1-6-2	財源の確保	財政課	53
2-3	被災者への経済的支援	2-3-1	納税緩和措置の広報	税務課	80
1-5	人員の調整及び被災市町村への人的支援	1-5-1	人員の調整及び被災市町村への人的支援	市町村振興課	48

■危機管理部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
1-1	復興体制の整備	1-1-1	復興体制の整備	南海トラフ地震対策課	26
2-4	被災者の暮らしの再建支援	2-4-5	さらなる生活再建支援	南海トラフ地震対策課	89
1-1	復興体制の整備	1-1-2	復興本部等の運営	復興本部事務局	27
1-2	復興方針及び復興計画の策定	1-2-1	復興方針及び復興計画の策定	復興本部事務局	31
1-2	復興方針及び復興計画の策定	1-2-2	市町村復興計画の策定支援	復興本部事務局	32

■健康政策部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-5	医療サービスの回復	2-5-1	医療サービスの継続・医療施設の再建	保健政策課	94
2-5	医療サービスの回復	2-5-1	医療サービスの継続・医療施設の再建	医療政策課	94
3-6	水道施設の復旧	3-6-1	上水道・簡易水道の災害対策	薬務衛生課	208
3-6	水道施設の復旧	3-6-2	断水地域等への飲料水の供給状況の把握	薬務衛生課	209
3-6	水道施設の復旧	3-6-3	水質事故の発生が確認された場合の状況報告	薬務衛生課	210

■子ども・福祉政策部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-4	被災者の暮らしの再建支援	2-4-1	行政による被災者支援	地域福祉政策課	85
2-4	被災者の暮らしの再建支援	2-4-2	災害ボランティアによる被災者支援	地域福祉政策課	86
2-4	被災者の暮らしの再建支援	2-4-3	ボランティア活動と行政の実施する救助との調整	地域福祉政策課	87
2-4	被災者の暮らしの再建支援	2-4-4	暮らしの安定を支援	地域福祉政策課	88
2-4	被災者の暮らしの再建支援	2-4-5	さらなる生活再建支援	地域福祉政策課	89
2-8	災害時要配慮者支援	2-8-1	福祉避難所の運営支援	地域福祉政策課	112
2-8	災害時要配慮者支援	2-8-2	災害派遣福祉チームの派遣調整	地域福祉政策課	113
2-2	雇用・就業対策	2-2-5	福祉・介護現場への就業支援	長寿社会課	75
2-6	福祉サービスの回復	2-6-1	福祉サービス継続体制の整備	長寿社会課	99
2-6	福祉サービスの回復	2-6-2	在宅の要配慮者への支援体制の整備	長寿社会課	100
2-6	福祉サービスの回復	2-6-3	社会福祉施設の再建等支援	長寿社会課	101
2-6	福祉サービスの回復	2-6-4	福祉サービスの提供	長寿社会課	102
2-6	福祉サービスの回復	2-6-1	福祉サービス継続体制の整備	障害福祉課	99
2-6	福祉サービスの回復	2-6-2	在宅の要配慮者への支援体制の整備	障害福祉課	100
2-6	福祉サービスの回復	2-6-3	社会福祉施設の再建等支援	障害福祉課	101
2-6	福祉サービスの回復	2-6-4	福祉サービスの提供	障害福祉課	102
2-2	雇用・就業対策	2-2-1	相談窓口の設置・運営等	障害保健支援課	69
2-2	雇用・就業対策	2-2-3	就業促進	障害保健支援課	72
2-5	医療サービスの回復	2-5-2	精神科救急の復旧	障害保健支援課	95
2-9	心のケア	2-9-1	心のケア活動のDPATから地域保健医療への移行	障害保健支援課	117
2-9	心のケア	2-9-2	心のケア支援の継続	障害保健支援課	118
2-9	心のケア	2-9-2	心のケア支援の継続	精神保健福祉センター	118
2-6	福祉サービスの回復	2-6-1	福祉サービス継続体制の整備	子ども家庭課	99
2-6	福祉サービスの回復	2-6-2	在宅の要配慮者への支援体制の整備	子ども家庭課	100
2-6	福祉サービスの回復	2-6-3	社会福祉施設の再建等支援	子ども家庭課	101
2-6	福祉サービスの回復	2-6-4	福祉サービスの提供	子ども家庭課	102
2-7	児童福祉サービスの回復	2-7-1	施設や里親等の被災状況の把握	子ども家庭課	106
2-7	児童福祉サービスの回復	2-7-2	要保護児童の被災状況の把握	子ども家庭課	107
2-7	児童福祉サービスの回復	2-7-3	施設の復旧・里親への支援等	子ども家庭課	108
2-9	心のケア	2-9-3	児童心理司等チームの派遣	子ども家庭課	119
2-7	児童福祉サービスの回復	2-7-1	施設や里親等の被災状況の把握	児童相談所	106
2-7	児童福祉サービスの回復	2-7-2	要保護児童の被災状況の把握	児童相談所	107
2-9	心のケア	2-9-3	児童心理司等チームの派遣	児童相談所	119
2-12	DV被害者支援	2-12-1	女性相談支援センター及び民間シェルターの被害状況の把握	人権・男女共同参画課	160
2-12	DV被害者支援	2-12-3	人員及び建物等の応急修理への支援	人権・男女共同参画課	162
2-12	DV被害者支援	2-12-2	一時保護中のDV被害者等の安全確保	女性相談支援センター	161
2-12	DV被害者支援	2-12-3	人員及び建物等の応急修理への支援	女性相談支援センター	162
2-12	DV被害者支援	2-12-4	被災女性からの相談への対応	女性相談支援センター	163

■文化生活スポーツ部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
3-8	文化施設・文化財	3-8-1	収蔵資料や文化財等の修復・保存	文化国際課	220
3-8	文化施設・文化財	3-8-2	文化施設の復旧及び機能回復	文化国際課	221
3-9	文化芸術	3-9-1	文化芸術による被災者等の支援	文化国際課	225
3-9	文化芸術	3-9-2	地域における文化芸術活動への支援	文化国際課	226
3-9	文化芸術	3-9-3	伝統的な民俗芸能等の芸術活動の公演機会の確保	文化国際課	227
3-8	文化施設・文化財	3-8-1	収蔵資料や文化財等の修復・保存	歴史文化財課	220
3-8	文化施設・文化財	3-8-2	文化施設の復旧及び機能回復	歴史文化財課	221
2-10	学業支援	2-10-1	児童・生徒の安否確認	私学・大学支援課	131
2-10	学業支援	2-10-2	被災児童・生徒への支援	私学・大学支援課	132
2-10	学業支援	2-10-3	学校施設の再建・修理支援（私立学校）	私学・大学支援課	133
2-11	学校等における健康支援・心のケア	2-11-3	学校等における子どもへの健康支援へのサポート	私学・大学支援課	156

■産業振興推進部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-2	雇用・就業対策	2-2-1	相談窓口の設置・運営等	地産地消・外商課	69
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-1	相談窓口の設置・運営等	地産地消・外商課	235
4-2	食品加工業の早期復興支援	4-2-1	被害状況の把握	地産地消・外商課	246
4-2	食品加工業の早期復興支援	4-2-2	相談対応	地産地消・外商課	247
4-2	食品加工業の早期復興支援	4-2-3	事業所の生産機能の回復	地産地消・外商課	248
4-2	食品加工業の早期復興支援	4-2-4	商品の販売先の確保・継続	地産地消・外商課	249

■中山間振興・交通部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
3-5	公共交通網の復旧	3-5-1	公共交通の運行状況の情報収集	交通運輸政策課	202
3-5	公共交通網の復旧	3-5-2	公共交通の運行状況の情報提供	交通運輸政策課	203
3-5	公共交通網の復旧	3-5-3	公共交通の運行についての調整	交通運輸政策課	204

■商工労働部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-2	雇用・就業対策	2-2-1	相談窓口の設置・運営等	商工政策課	69
2-2	雇用・就業対策	2-2-2	商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置	商工政策課	71
2-2	雇用・就業対策	2-2-3	就業促進	商工政策課	72
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-1	相談窓口の設置・運営等	商工政策課	235
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-2	商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置	商工政策課	236
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-3	金融支援	商工政策課	237
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	商工政策課	242
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	産業デジタル化推進課	242
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-6	仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施	工業振興課	240
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	工業振興課	242
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-3	金融支援	経営支援課	237
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-4	金融支援	経営支援課	238
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-5	仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施	経営支援課	239
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	経営支援課	242
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-7	仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施	企業誘致課	241
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	企業誘致課	242
2-2	雇用・就業対策	2-2-1	相談窓口の設置・運営等	雇用労働政策課	69
2-2	雇用・就業対策	2-2-2	商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置	雇用労働政策課	71
2-2	雇用・就業対策	2-2-3	就業促進	雇用労働政策課	72
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-2	商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置	雇用労働政策課	236
4-1	商工業の早期復旧支援	4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	雇用労働政策課	242

■観光振興部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
4-3	観光振興	4-3-1	主要観光地の復旧・復興	観光政策課	254
4-3	観光振興	4-3-1	主要観光地の復旧・復興	国際観光課	254
4-3	観光振興	4-3-1	主要観光地の復旧・復興	地域観光課	254

■農業振興部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-1	被害の把握	農業政策課	260
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	農業政策課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	農業担い手支援課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	協同組合指導課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-1	被害の把握	環境農業推進課	260
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	環境農業推進課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-2	生産基盤の早期復旧	農業イノベーション推進課	261
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	農業イノベーション推進課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-2	生産基盤の早期復旧	農産物マーケティング戦略課	261
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-3	流通体制の早期復旧	農産物マーケティング戦略課	262
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	農産物マーケティング戦略課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-1	被害の把握	畜産振興課	260
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	畜産振興課	263
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-1	被害の把握	農業基盤課	260
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-2	生産基盤の早期復旧	農業基盤課	261
4-4	農業の早期復旧支援	4-4-4	営農再開に向けた支援	農業基盤課	263

■林業振興・環境部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-1	被害の把握	林業環境政策課	267
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-2	災害復旧支援	林業環境政策課	268
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-1	被害の把握	森づくり推進課	267
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-2	災害復旧支援	森づくり推進課	268
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-1	被害の把握	木材増産推進課	267
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-2	災害復旧支援	木材増産推進課	268
2-1	住宅対策	2-1-1	復旧用木材の供給体制の整備	木材産業振興課	58
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-1	被害の把握	木材産業振興課	267
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-2	災害復旧支援	木材産業振興課	268
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-1	被害の把握	治山林道課	267
4-5	林業・木材産業の早期復旧支援	4-5-3	施設復旧対策の実施・支援	治山林道課	269
3-10	自然環境施設	3-10-1	指定管理施設の復旧・復興	自然共生課	231
4-3	観光振興	4-3-2	国立・国定公園及び四国のみちの復旧・復興	自然共生課	255
4-3	観光振興	4-3-3	県立自然公園の復旧・復興	自然共生課	256
3-1	災害廃棄物処理	3-1-1	情報収集	環境対策課	167
3-1	災害廃棄物処理	3-1-2	協力・支援体制の構築	環境対策課	168
3-1	災害廃棄物処理	3-1-3	県民への広報	環境対策課	169
3-1	災害廃棄物処理	3-1-4	県内の処理体制の構築	環境対策課	170
3-1	災害廃棄物処理	3-1-5	災害廃棄物処理業務	環境対策課	171
3-1	災害廃棄物処理	3-1-6	し尿処理対策	環境対策課	172

■水産振興部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-1	災害融資の制度資金適用のための支援	水産政策課	273
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-2	新たな融資の検討、制度新設	水産政策課	274
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-3	海上物資輸送の支援	漁業管理課	275
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-4	漁業操業の再開支援	漁業管理課	276
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-5	漁業用施設等の復旧	水産業振興課	277
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-6	沿岸漁場の復旧	水産業振興課	278
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-7	県有施設の復旧	水産業振興課	279
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-8	市場・流通機能等に関すること	水産業振興課	280
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-9	復旧支援制度の新設	水産業振興課	281
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-10	公共土木施設等の災害復旧	漁港漁場課	282
4-6	水産業の早期復旧支援	4-6-11	水産物の安定供給の基盤となる漁港の復旧	漁港漁場課	283

■土木部

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-2	雇用・就業対策	2-2-4	建設系現場への就業支援	土木政策課	74
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-3	洪水対策	河川課	178
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-4	津波・高潮対策	河川課	180
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-5	防災情報システムの復旧	河川課	182
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-3-3	災害危険区域等の設定	河川課	188
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-1	災害復旧	防災砂防課	176
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-2	土砂災害対策	防災砂防課	177
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-5	防災情報システムの復旧	防災砂防課	182
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-3-3	災害危険区域等の設定	防災砂防課	188
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-1	道路・交通基盤の復興	道路課	192
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-4	ライフライン施設の復興（道路）	道路課	195
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-3-1	復興防災まちづくり方針の作成	都市計画課	186
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-3-2	宅地・公共施設の移転・現位置復興	都市計画課	187
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-1	道路・交通基盤の復興	都市計画課	192
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-5	ライフライン施設の復興（下水道）	公園下水道課	196
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-6	都市公園の復興	公園下水道課	198
2-1	住宅対策	2-1-2	住宅対策の検討・計画	住宅課	59
2-1	住宅対策	2-1-3	応急的な住宅の確保	住宅課	60
2-1	住宅対策	2-1-4	住宅の応急修理	住宅課	61
2-1	住宅対策	2-1-5	恒久的な住宅の確保	住宅課	62
2-1	住宅対策	2-1-6	建築物対策	建築指導課	63
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-3-2	宅地・公共施設の移転・現位置復興	建築指導課	187
3-2	公共土木施設等の災害復旧	3-2-4	津波・高潮対策	港湾・海岸課	180
3-3	安全・安心な市街地・公共施設整備	3-3-3	災害危険区域等の設定	港湾・海岸課	188
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-2	港湾施設の復旧	港湾・海岸課	193
3-4	社会基盤施設の復興	3-4-3	港湾物流機能の継続	港湾・海岸課	194

■会計管理局

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-3	被災者への経済的支援	2-3-2	義援金の受入・配分	会計管理課	81

■公営企業局

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
3-7	工業用水道施設の復旧	3-7-1	被災施設の復旧	電気工水課	214
3-7	工業用水道施設の復旧	3-7-2	受援体制の構築	電気工水課	215
3-7	工業用水道施設の復旧	3-7-3	関係機関との協議	電気工水課	216

■教育委員会

対策分野		復興に向けた業務		課室	項
2-10	学業支援	2-10-4	学校施設等の再建・修理支援 (県立学校・市町村立学校)	学校安全対策課	134
2-10	学業支援	2-10-5	保育サービスの回復	幼保支援課	135
2-10	学業支援	2-10-6	保育サービスの提供	幼保支援課	136
2-10	学業支援	2-10-7	被災児童への支援	幼保支援課	137
2-10	学業支援	2-10-8	福祉避難所となった保育所等からの要請に応じた支援	幼保支援課	138
2-10	学業支援	2-10-9	園舎の再建・修理の支援	幼保支援課	139
2-10	学業支援	2-10-10	授業の早期再開 (市町村立学校)	小中学校課	140
2-10	学業支援	2-10-11	授業の早期再開 (県立中学校・県立高等学校)	高等学校課	142
2-10	学業支援	2-10-12	被災児童・生徒への支援	高等学校課	143
2-10	学業支援	2-10-13	避難所となった学校からの要請に応じた支援	高等学校課	144
2-10	学業支援	2-10-4	学校施設等の再建・修理支援 (県立学校・市町村立学校)	高等学校振興課	134
2-10	学業支援	2-10-4	学校施設等の再建・修理支援 (県立学校・市町村立学校)	特別支援教育課	134
2-10	学業支援	2-10-14	授業の早期再開 (県立特別支援学校)	特別支援教育課	145
2-10	学業支援	2-10-15	被災児童・生徒への支援	特別支援教育課	146
2-10	学業支援	2-10-16	避難所となった学校からの要請に応じた支援	特別支援教育課	147
2-10	学業支援	2-10-17	授業の早期再開 (学校給食施設)	保健体育課	148
2-11	学校等における健康支援・心のケア	2-11-1	学校等における子どもの健康支援、心のケア	保健体育課	154
2-11	学校等における健康支援・心のケア	2-11-2	学校等における子どもの心のケア	人権教育・児童生徒課	155

7. 対策分野・復興に向けた業務タイムライン一覧表

	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1. 計画的復興への条件整備					
1-1 復興体制の整備					
1-1-1 復興体制の整備	●				
復興本部の体制の検討	●				
復興業務の推進体制の検討	●				
復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備	●				
1-1-2 復興本部等の運営	●				
復興本部会議及び復興本部会議幹事会	●				
市町村復興連絡会議（仮称）	●				
関係機関復興連絡会議（仮称）	●				
1-2 復興方針及び復興計画の策定					
1-2-1 復興方針及び復興計画の策定	●				
県復興方針の策定	●				
県復興計画の策定	●				
県復興計画の進捗管理	●				
1-2-2 市町村復興計画の策定支援	●				
市町村復興計画の策定支援	●				
市町村の復興施策の実施の取組支援	●				
1-3 広報・相談対応					
1-3-1 広報体制の整備	●				
広報に係る体制の確認	●				
1-3-2 復興に関する広報	●				
自主広報媒体等の活用	●				
その他の広報媒体等の活用	●				
市町村との連携	●				
1-4 被災後の庁内人員調整					
1-4-1 職員の安否確認と各部の参集状況の確認	●				
職員の安否確認・各所属の参集状況の確認	●				
1-4-2 各部局へ不足する人員の調査	●				
不足人員の調査	●				
人事課で不足する人員を部局調整	●				
1-4-3 国、全国知事会等への職員派遣要請	●				
国、全国知事会への職員派遣要請	●				
1-4-4 応援職員の受け入れ、宿舎確保、協定締結	●				
宿舎の確保	●				
派遣協定の締結	●				
赴任手続	●				
派遣職員にかかる人件費の精算	●				
1-5 人員の調整及び被災市町村への人的支援					
1-5-1 人員の調整及び被災市町村への人的支援	●				
短期的な派遣（県内で不足の場合を含む）	●				
中長期的な派遣（県内で不足の場合を含む）	●				
1-6 財政面の措置					
1-6-1 予算の編成	●				
被災状況（財政需要額）の把握	●				
予算編成方針の策定	●				
予算の編成	●				
1-6-2 財源の確保	●				
財源の確保	●				
1-6-3 国への要請	●				
被災及び復興状況に応じた国への提案要請活動	●				

	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2. すまいと暮らしの再建					
2-1 住宅対策					
2-1-1 復旧用木材の供給体制の整備		●	●		
ニーズの把握（住宅課との連携）		●	●		
木造応急仮設住宅用備蓄材の供給			●	●	
2-1-2 住宅対策の検討・計画	●	●	●	●	●
住宅対策必要世帯数の把握	●	●			
応急的な住宅の供給計画の検討	●	●	●		
恒久的な住宅の計画	●	●	●		
相談窓口の設置	●	●	●	●	●
2-1-3 応急的な住宅の確保	●	●	●	●	●
民間賃貸住宅の借り上げ	●	●	●	●	●
公共賃貸住宅の空室の確保	●	●	●	●	●
応急仮設住宅の建設	●	●	●	●	●
2-1-4 住宅の応急修理	●	●	●	●	●
応急修理の実施準備	●	●			
応急修理の実施	●	●	●	●	
応急修理業務の終了			●	●	
2-1-5 恒久的な住宅の確保			●	●	●
災害公営住宅の整備			●	●	●
2-1-6 建築物対策	●	●	●	●	●
応急危険度判定実施の支援	●	●			
特定行政庁体制の復旧整備	●	●	●	●	
通常業務の実施				●	●
2-2 雇用・就業対策					
2-2-1 相談窓口の設置・運営等	●	●	●	●	●
事業所の被災状況等の把握	●	●	●	●	●
県の既存の相談窓口機能の復旧 （ジョブカフェこうち、外国人生活相談センター等）		●	●	●	
労働者及び事業者に向けた相談窓口の設置・運営	●	●	●	●	●
2-2-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置	●	●	●	●	●
商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置・開催	●	●	●	●	●
2-2-3 就業促進	●	●	●	●	●
離職者雇用対策本部（仮称）の設置	●	●	●	●	●
就業促進	●	●	●	●	●
職業訓練機能の復旧・実施	●	●	●	●	●
2-2-4 建設系現場への就業支援	●	●	●	●	●
対応策の協議	●	●			
特別訓練の実施	●	●	●	●	
訓練受講者の就労調整	●	●	●	●	
2-2-5 福祉・介護現場への就業支援	●	●	●	●	●
対応策の協議	●	●			
各事業所への求人情報等の確認	●	●			
ホームページ、SNS、チラシ等により、情報発信・被災者の就 職相談への対応			●	●	●
ハローワークに定期的に設置している福祉人材センターの相 談窓口での被災者の就職相談への対応			●	●	●
2-3 被災者への経済的支援					
2-3-1 納税緩和措置の広報	●	●	●	●	●
納期限等延長の告示・周知	●	●	●	●	
税務に関する相談窓口の開設	●	●	●	●	

	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2. すまいと暮らしの再建					
2-3 被災者への経済的支援					
2-3-2 義援金の受入・配分	●──────────────────●				
義援金受入口座の開設依頼	●──────────●				
電話対応マニュアルの作成・配布	●──────────●				
マスコミへの報道依頼・県 HP 等掲載	●──────────●				
義援金の受入・保管	●──────────────────●				
義援金の配分の決定	●──────────●				
義援金の配分・交付及び公表	●──────────●				
義援金の礼状の発送等	●──────────●				
2-4 被災者の暮らしの再建支援					
2-4-1 行政による被災者支援	●──────────●				
災害救助法適用	●──────────●				
2-4-2 災害ボランティアによる被災者支援	●──────────────────●				
災害ボランティアセンター設置・運営	●──────────────────●				
2-4-3 ボランティア活動と行政の実施する救助との調整	●──────────────────●				
高知県社会福祉協議会と業務委託契約締結	●──────────────────●				
災害ボランティアセンター、NPO、行政等による情報共有会議	●──────────────────●				
2-4-4 暮らしの安定を支援	●──────────────────●				
災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	●──────────────────●				
災害援護資金の貸付	●──────────────────●				
2-4-5 さらに生活再建支援	●──────────────────●				
災害ケースマネジメントの実施	●──────────────────●				
生活困窮者自立支援事業による支援	●──────────────────●				
2-5 医療サービスの回復					
2-5-1 医療サービスの継続・医療施設の再建	●──────────────────●				
医療サービス継続体制の整備	●──────────────────●				
医療機関の状況やニーズ等の把握	●──────────●				
入院・転院調整	●──────────●				
物資・人材の確保	●──────────────────●				
医療施設の再建支援	●──────────●				
再建計画の作成	●──────────●				
医療施設の再建支援	●──────────●				
施設の再建の実施	●──────────●				
2-5-2 精神科救急の復旧	●──────────────────●				
精神科救急の復旧	●──────────────────●				
2-6 福祉サービスの回復					
2-6-1 福祉サービス継続体制の整備	●──────────────────●				
福祉ニーズ等の把握	●──────────●				
マンパワーの確保	●──────────────────●				
社会福祉施設への緊急的な入所・転所	●──────────────────●				
2-6-2 在宅の要配慮者への支援体制の整備	●──────────────────●				
安否確認等	●──────────●				
生活情報の伝達	●──────────●				
必要物品の調達支援	●──────────●				
2-6-3 社会福祉施設の再建等支援	●──────────────────●				
施設の再建（補修等）に対する支援	●──────────────────●				
社会福祉施設への緊急的な入所受入のための応急拡充	●──────────●				
2-6-4 福祉サービスの提供	●──────────────────●				
高齢者、障害者等への福祉サービス提供	●──────────────────●				
福祉サービス提供状況の定期的な把握、調整	●──────────●				
2-7 児童福祉サービスの回復					
2-7-1 施設や里親等の被災状況の把握	●──────────●				
被災情報の収集	●──────────●				

	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2. すまいと暮らしの再建					
2-10 学業支援					
2-10-9 園舎の再建・修理の支援		●	●	●	●
再建修理計画の作成支援		●	●	●	
再建・修理の支援		●	●	●	●
2-10-10 授業の早期再開（市町村立学校）	●	●	●	●	●
児童・生徒・教職員の安否確認、被災状況の把握	●	●			
授業再開計画の作成	●	●	●		
教室等の確保	●	●	●		
授業再開に必要な人材の確保	●	●	●	●	●
学用品の給与	●	●	●		
通学手段の確保	●	●	●	●	
授業再開の周知	●	●	●	●	
2-10-11 授業の早期再開（県立中学校・県立高等学校）	●	●	●	●	●
生徒・教職員の安否確認	●	●			
授業再開計画の作成	●	●	●	●	●
教材の確保	●	●	●	●	●
2-10-12 被災児童・生徒への支援	●	●	●	●	●
被災生徒への支援	●	●	●	●	●
転出入生徒への対応	●	●	●	●	●
2-10-13 避難所となった学校からの要請に応じた支援	●	●	●		
避難所となった学校からの要請に応じた支援	●	●	●		
2-10-14 授業の早期再開（県立特別支援学校）	●	●	●	●	●
児童・生徒の安否確認	●	●			
授業再開計画の作成	●	●	●	●	●
教室等の確保	●	●	●		
教職員の確保	●	●	●	●	●
学校給食の再開	●	●	●		
2-10-15 被災児童・生徒への支援	●	●	●	●	●
転出入児童・生徒への対応	●	●	●	●	●
被災児童・生徒の支援 （被災児童・生徒への心のケア）	●	●	●	●	●
2-10-16 避難所となった学校からの要請に応じた支援	●	●	●		
学校からの要請に応じた支援・調整	●	●	●		
2-10-17 授業の早期再開（学校給食施設）	●	●	●	●	●
県立及び市町村立学校給食施設の被害状況等の把握(情報の集約・整理・共有)	●	●	●	●	●
炊き出しの実施主体に対する要請	●	●	●	●	●
学校給食再開に向けて	●	●	●	●	●
学校給食再開（授業の再開に合わせて・簡易給食含む）	●	●	●	●	●
2-11 学校等における健康支援・心のケア					
2-11-1 学校等における子どもの健康支援、心のケア	●	●	●	●	●
児童生徒の健康状態等の把握（情報の集約・整理・共有）	●	●	●	●	●
学校再開に向けて（応急対応）	●	●	●		
学校の再開（長期対応）	●	●	●		
2-11-2 学校等における子どもの心のケア	●	●	●	●	●
児童生徒の安全確保	●	●			
家庭への連絡、情報提供、見守り依頼	●	●	●	●	●
個別相談体制の充実	●	●	●	●	●
心理的影響の把握、支援の継続	●	●	●	●	●
2-11-3 学校等における子どもへの健康支援へのサポート	●	●	●	●	●
相談窓口や専門機関に関する情報提供	●	●	●	●	●
補助の検討	●	●	●	●	●

	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2. すまいと暮らしの再建					
2-12 DV被害者支援					
2-12-1 女性相談支援センター及び民間シェルターの被害状況の把握	●	●			
被害状況の把握	●	●			
2-12-2 一時保護中のDV被害者等の安全確保	●	●	●		
一時保護中のDV被害者等の避難	●	●	●		
2-12-3 人員及び建物等の応急修理への支援	●	●	●		
必要な支援の把握	●	●	●		
女性相談支援センターの機能回復	●	●	●		
民間シェルターの機能回復への支援	●	●	●		
2-12-4 被災女性からの相談への対応	●	●	●		
女性相談支援センターの機能回復	●	●	●		
被災女性への相談先の周知	●	●	●		
相談対応	●	●	●		
3. 安全な地域づくり					
3-1 災害廃棄物処理					
3-1-1 情報収集	●	●	●	●	●
避難所情報	●	●	●	●	●
建物・インフラの被害情報	●	●	●	●	●
廃棄物処理施設の被災状況	●	●	●	●	●
災害廃棄物の発生状況及び仮置場の設置状況	●	●	●	●	●
3-1-2 協力・支援体制の構築	●	●	●	●	●
民間事業者（協定締結団体・企業）との連携調整	●	●	●	●	●
国及び近隣県等の協力・支援	●	●	●	●	●
3-1-3 県民への広報	●	●	●	●	●
災害廃棄物の処理及び衛生確保に関する情報提供等	●	●	●	●	●
3-1-4 県内の処理体制の構築	●	●	●	●	●
県及び市町村の役割分担	●	●	●	●	●
仮置場の設置・運営	●	●	●	●	●
仮設処理施設の設置等			●	●	●
3-1-5 災害廃棄物処理業務	●	●	●	●	●
災害廃棄物発生量の推計	●	●	●	●	●
収集運搬	●	●	●	●	●
仮置場の設置	●	●	●	●	●
選別・処理・再資源化、最終処分	●	●	●	●	●
損壊家屋等の撤去			●	●	●
3-1-6 し尿処理対策	●	●	●	●	●
仮設トイレの設置	●	●	●	●	●
し尿回収・処理	●	●	●	●	●
3-2 公共土木施設等の災害復旧					
3-2-1 災害復旧	●	●	●	●	●
被害状況の把握・国への報告	●	●	●	●	●
応急工事の実施	●	●	●	●	●
復旧方法や工法の検討(測量調査設計等)			●	●	●
国への国庫負担申請、事業要望等			●	●	●
原形復旧又は改良復旧工事の実施				●	●
3-2-2 土砂災害対策	●	●	●	●	●
土砂災害発生箇所の被害状況の把握	●	●	●	●	●
応急工事の実施	●	●	●	●	●
砂防関係施設の復旧・復興方針の策定			●	●	●
補助事業化に向けた認可作業				●	●
砂防関係施設の整備					●

		～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4. 産業・経済復興						
4-1 商工業の早期復旧支援						
4-1-7	仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施	●	●	●	●	●
	被災及び復旧状況の把握	●	●	●	●	●
	早期の操業再開又はフル稼働に向けた支援方策の検討・実施	●	●	●	●	●
	早期対応の必要性がある業務等の委託・外注先の確保の支援方策の検討・実施	●	●	●	●	●
	資金の調達・確保の支援方策の検討・実施	●	●	●	●	●
	従業員の雇用の維持・確保の支援方策の検討・実施	●	●	●	●	●
4-1-8	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	●	●	●	●	●
	事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	●	●	●	●	●
4-2 食品加工業の早期復興支援						
4-2-1	被害状況の把握	●	●	●	●	●
	発災直後の状況の把握	●	●	●	●	●
	状況把握を継続	●	●	●	●	●
4-2-2	相談対応	●	●	●	●	●
	各種相談への対応	●	●	●	●	●
4-2-3	事業所の生産機能の回復	●	●	●	●	●
	状況に応じた支援策の検討（商工労働部と連携）	●	●	●	●	●
	ハード・ソフト両面で支援（商工労働部と連携）	●	●	●	●	●
4-2-4	商品の販売先の確保・継続	●	●	●	●	●
	地産外商会社のネットワークを活かした、県内事業者とバイヤー等との個別マッチング支援	●	●	●	●	●
	商談会や高知フェアの開催等	●	●	●	●	●
4-3 観光振興						
4-3-1	主要観光地の復旧・復興	●	●	●	●	●
	被害状況の把握	●	●	●	●	●
	早期復旧に向けた取組	●	●	●	●	●
	風評被害対策	●	●	●	●	●
	支援策の検討及び実施	●	●	●	●	●
4-3-2	国立・国定公園及び四国のみちの復旧・復興	●	●	●	●	●
	被害状況の把握	●	●	●	●	●
	環境省へ報告	●	●	●	●	●
	災害復旧工事	●	●	●	●	●
	県管理の応急仮設建築物等の整備	●	●	●	●	●
	復旧・復興計画の策定	●	●	●	●	●
	アクセス道路の復旧、整備	●	●	●	●	●
	施設の補修、再建	●	●	●	●	●
	観光客の受入	●	●	●	●	●
4-3-3	県立自然公園の復旧・復興	●	●	●	●	●
	被害状況の把握	●	●	●	●	●
	災害復旧工事	●	●	●	●	●
	市町村への支援	●	●	●	●	●
	復旧・復興計画の策定	●	●	●	●	●
	アクセス道路の復旧、整備	●	●	●	●	●
	施設の補修、再建	●	●	●	●	●
	観光客の受入	●	●	●	●	●
4-4 農業の早期復旧支援						
4-4-1	被害の把握	●	●	●	●	●
	被害情報の把握、分析及び関係機関等への提供	●	●	●	●	●
4-4-2	生産基盤の早期復旧	●	●	●	●	●
	農地・農業用施設災害復旧事業の実施	●	●	●	●	●
	生産施設・農業機械等の復旧	●	●	●	●	●
4-4-3	流通体制の早期復旧	●	●	●	●	●
	集出荷施設・設備の復旧	●	●	●	●	●
	農畜産物の運送体制の復旧	●	●	●	●	●

	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月後 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4. 産業・経済復興					
4-4 農業の早期復旧支援					
4-4-4 営農再開に向けた支援	●				
相談窓口の設置等	●				
代替農地・施設の活用促進・雇用促進	●				
被災農業者への融資等の資金的援助	●				
激甚災害制度の特例措置の適用	●				
農業団体への支援	●				
被災農畜産物の処理にかかる支援	●				
追加の支援策の検討	●				
4-5 林業・木材産業の早期復旧支援					
4-5-1 被害の把握	●				
被害調査	●				
被害報告	●				
4-5-2 災害復旧支援	●				
復旧策の検討	●				
緊急対策による支援	●				
既存事業等による支援	●				
激甚災害適用事業による支援	●				
追加の支援策	●				
4-5-3 施設復旧対策の実施・支援	●				
災害査定効率化の検討	●				
施設復旧対策の検討	●				
復旧計画の策定及び実行、再調査の検討	●				
4-6 水産業の早期復旧支援					
4-6-1 災害融資の制度資金適用のための支援	●				
被害情報（被害状況・被害金額）、貸付けニーズの把握	●				
県のHPや漁協、市町村を通じた制度の周知徹底	●				
国、金融機関等と連携し、被災漁業者や漁協への融資等の金融支援制度を適用	●				
4-6-2 新たな融資の検討、制度新設	●				
国、金融機関、県財政班等と協議し、新たな融資制度等の検討、運用	●				
4-6-3 海上物資輸送の支援	●				
他組織からの情報により、海上物資輸送受諾が可能な地域及び船舶を把握	●				
緊急物資等の搬送要請を把握	●				
搬送元、搬送先の人員等対応手配	●				
各地区水産業BCP組織等を通じ、漁船への物資輸送指示	●				
4-6-4 漁業操業の再開支援	●				
漁業操業の再開支援	●				
4-6-5 漁業用施設等の復旧	●				
漁船や漁業用共同利用施設等の被害状況の把握	●				
緊急を要する施設の復旧	●				
漁業用共同利用施設の応急復旧	●				
復旧に向けた対策の検討及び実施	●				
4-6-6 沿岸漁場の復旧	●				
海岸や河川等における漂流物等の状況確認	●				
掃海対策の検討及び実施	●				
4-6-7 県有施設の復旧	●				
県直営施設における被害状況の把握	●				
復旧に向けた対策の検討及び実施	●				
浮魚礁離脱時の関連被害防止	●				
4-6-8 市場・流通機能等に関すること	●				
県内産地市場や水産関係事業者（流通・加工）の被災状況の把握	●				
ホームページ等による支援制度の周知	●				
4-6-9 復旧支援制度の新設	●				
被災状況やニーズへの対応	●				

第2 各分野の復興手順

1. 計画的復興への条件整備

1-1 復興体制の整備

1-1-1 復興体制の整備…………… 南海トラフ地震対策課

1-1-2 復興本部等の運営…………… 復興本部事務局

■課題

○南海トラフ地震などの大規模災害の発生後は、速やかに復興本部の設置に向けた検討を行い、災害の規模に応じた復興体制を整備する必要がある。

○復興法^(※1)第2条第1号の特定大規模災害^(※2)が発生した場合は、国において復興対策本部が設置されるとともに（復興法第4条第1項）、県内の被災市町村においても復興本部等の組織が設置されることが想定されるため、これらの機関との連携を図る必要がある。

(※1) 大規模災害からの復興に関する法律。

(※2) 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

■到達目標

○南海トラフ地震などの大規模災害の発生後、速やかに復興体制の検討を開始し、発災後約1週間から約1か月を目途に整備する。また、国・県・市町村及び関係機関等との連絡・調整を行う場を必要に応じて設置する等、被災地の復興に向けた体制を整備する。

■基本方針

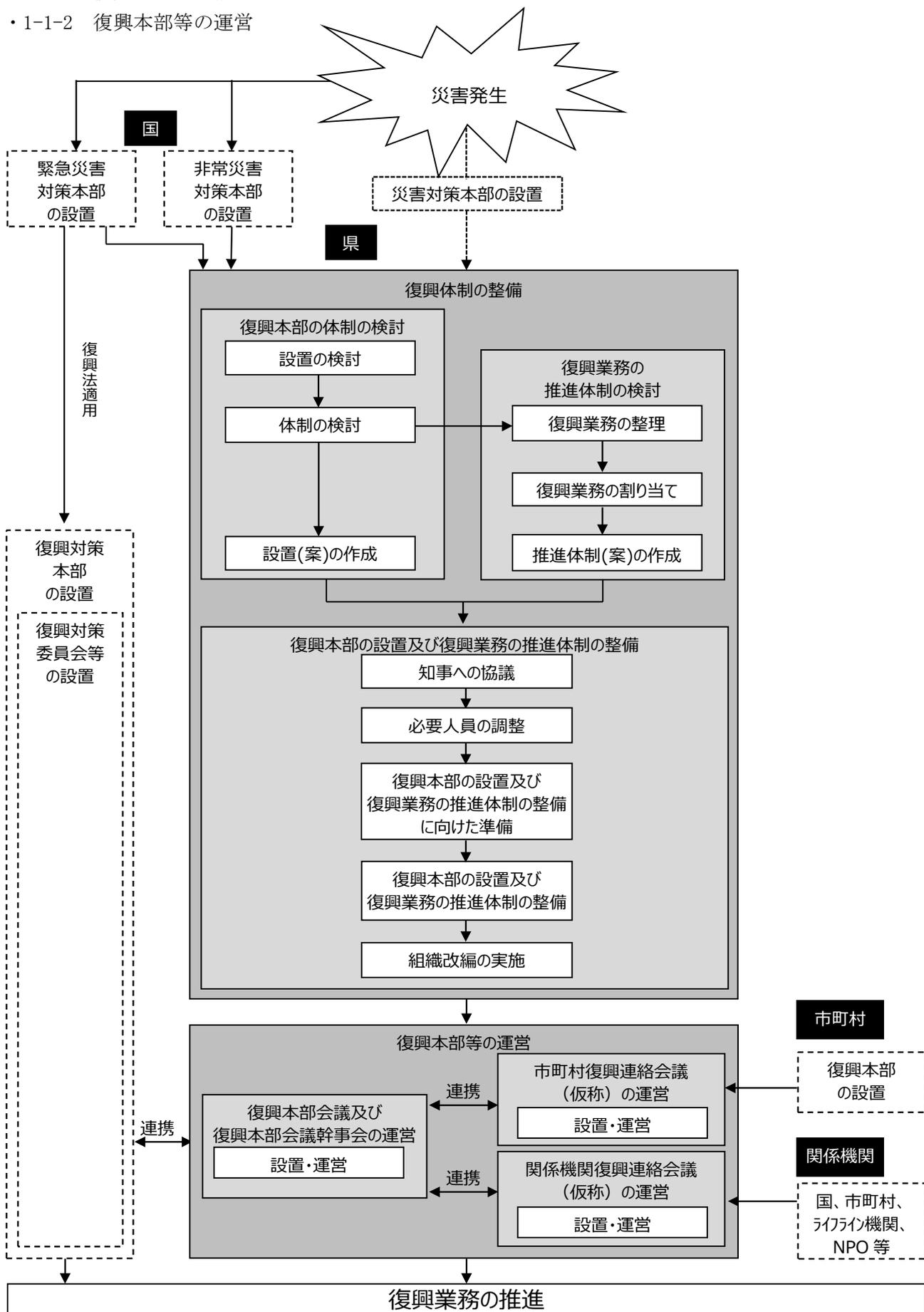
○県内において、南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、国が災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」または「緊急災害対策本部」を設置した時は、復興本部の設置の検討を行う。

○事前に作成した「高知県復興組織体制（草案）」及び「高知県南海トラフ地震復興手順書 Ver.1」を基に、復興本部の体制及び復興業務の推進体制、また、庁内各部局における各種復興業務の実施体制について検討を行い、整備する。

○被災市町村や関係機関との連絡調整会議を必要に応じて組織し、多様な主体が連携して復興を推進する体制を整備する。

■業務フロー図

- ・1-1-1 復興体制の整備
- ・1-1-2 復興本部等の運営



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-1-1 復興体制の整備	復興本部の体制の検討				
	復興業務の推進体制の検討				
	復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備				
1-1-2 復興本部等の運営	復興本部会議及び復興本部会議幹事会				
	市町村復興連絡会議（仮称）				
	関係機関復興連絡会議（仮称）				

■復興に向けた業務

1-1-1 復興体制の整備

南海トラフ地震対策課

□業務概要

- 本県において、南海トラフ地震などの大規模災害が発生し、国が災害対策基本法第24条に規定する「非常災害対策本部」又は第28条の2に規定する「緊急災害対策本部」を設置した場合に、復興本部の設置を検討する。
- 復興に向けた業務を、全庁で一体的かつ迅速に推進するために、庁内における復興業務に関する意思決定機関として、復興本部を設置する。
- 事前に作成した「高知県復興組織体制（草案）」や「高知県南海トラフ地震復興手順書 Ver.1」を活用し、各部局で行う復興業務の調整を行うとともに、復興本部の運営等、復興に向けた業務を総合的に統括する復興本部事務局を設置する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
復興本部の体制の検討	他機関との調整項目：なし			
	①設置の検討	南トラ		
	②体制の検討	南トラ		
	③体制（案）の作成	南トラ		
復興業務の推進体制の検討	他機関との調整項目：①②について、行政管理課、人事課と連携する			
	①復興業務の整理	行政管理課 人事課 南トラ 各部局		
	②復興業務の割り当て	行政管理課 人事課 南トラ		
	③復興業務の推進体制（案）の作成	南トラ		
復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備	他機関との調整項目：なし			
	①知事への協議	南トラ		
	②人員の調整	人事課		
	③復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備に向けた準備	管財課 南トラ		
	④復興本部の設置及び復興業務の推進体制の整備	行政管理課 南トラ		
	⑤組織改編の実施	事務局		

【略称】

南トラ：南海トラフ地震対策課 / 事務局：復興本部事務局

1-1-2 復興本部等の運営

復興本部事務局

□業務概要

- 各種復興施策を円滑に実施するために、各部局が相互に連絡・調整を図るため、「復興本部会議」及び「復興本部会議幹事会」を運営する。
- 多様な主体が連携して復興への取組を推進する必要があることから、被災市町村を始め、国、県、市町村、ライフライン機関及びNPO等との情報提供、連絡・調整を図るため、「市町村復興連絡会議（仮称）」及び「関係機関復興連絡会議（仮称）」を必要に応じて運営する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
復興本部会議及び復興本部会議幹事会	他機関との調整項目：②、③について、各部局と調整する			
	①復興本部会議幹事会の運営	事務局 各部局		
	②復興本部会議の運営	事務局 各部局		
市町村復興連絡会議（仮称）	他機関との調整項目：①、②について各被災市町村と調整する			
	①設置の検討及び設置	事務局	○	
	②市町村復興連絡会議（仮称）の運営	事務局	○	
関係機関復興連絡会議（仮称）	他機関との調整項目：①、②について関係機関と調整する			
	①設置の検討及び設置	事務局 各部局	○	関係機関 関係機関
	②関係機関復興連絡会議（仮称）の運営	事務局	○	関係機関 関係機関

【略称】

事務局：復興本部事務局

1-2 復興方針及び復興計画の策定

- 1-2-1 復興方針及び復興計画の策定…………… 復興本部事務局
- 1-2-2 市町村復興計画の策定支援…………… 復興本部事務局

■課題

- 南海トラフ地震などの大規模災害の発生により県内の各種都市基盤や産業基盤に甚大な被害が生じた場合、県は速やかに復興本部を設置し、復興に向けた国等との連絡・調整を行うとともに、県内の被災状況等を踏まえ、全ての復興施策の根幹となる復興方針を策定し、復興施策を円滑に推進することが必要である。
 - 復興は多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業であり、関係機関が早期に認識を共有して対応すべきことから、県は復興方針及び必要に応じて復興計画の策定に向けた庁内の検討体制を速やかに整備する必要がある。
 - 復興法^(※1)第2条第1号の特定大規模災害^(※2)が発生した場合において、知事は政府が定める復興基本方針に即して県復興方針を定めることができ、被災市町村は復興基本方針及び当該県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより、単独で又は県と共同して、復興計画を作成することができる（復興法第10条第1項）。
- (※1)大規模災害からの復興に関する法律
- (※2)著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

■到達目標

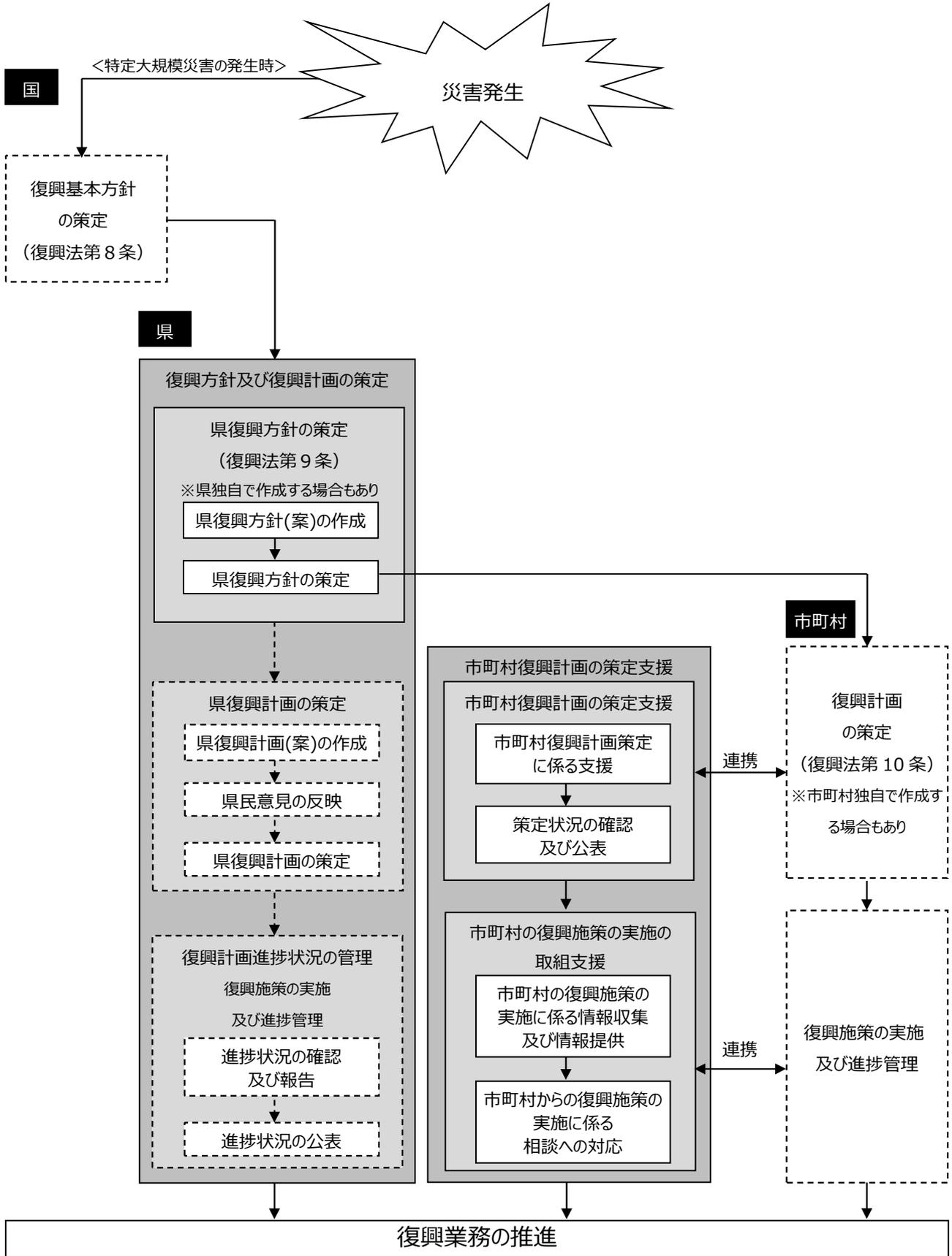
- 県内の被災状況等を踏まえ、速やかに県復興方針及び必要に応じて県復興計画を策定するとともに、市町村の復興計画策定を支援し、被災地域の復興が早期に進むようにする。

■基本方針

- 復興本部を設置した時は、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、事前に作成した「高知県復興方針（草案）」を基に、県内の被災状況、被災地域の特性等を踏まえ、復興方針を策定する。
- 県内の被災状況等を踏まえ、復興に向けた施策を円滑かつ計画的に推進するため、必要に応じて復興計画を策定するとともに、市町村における復興計画策定を支援する。

■業務フロー図

- ・1-2-1 復興方針及び復興計画の策定
- ・1-2-2 市町村復興計画の策定支援



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-2-1 復興方針及び復興計画の策定	県復興方針の策定				
			県復興計画の 策定		
				県復興計画の進捗管理	
1-2-2 市町村復興計画の策定支援			市町村復興計画の策定支援		
			市町村の復興施策の実施の取組支援		

■復興に向けた業務

1-2-1 復興方針及び復興計画の策定

復興本部事務局

□業務概要

- 復興本部を設置した時は、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県内の被災状況、被災地域の特性を踏まえ、復興方針を策定する（復興本部において復興方針の案を作成し、知事が復興方針を定める。）。
- 復興方針の実現のため、県内の被災状況等を踏まえ、復興に向けた施策を円滑かつ計画的に進める必要がある時は、復興計画を策定する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
県復興方針の策定	他機関との調整項目：①については、各部局と調整、必要に応じて市町村、関係機関、有識者等の意見を聴取し作成する。②については、各市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。			
①県復興方針（案）の作成	事務局 各部局	○		関係機関 有識者等
②県復興方針の策定	事務局	○	内閣府	
県復興計画の策定	他機関との調整項目：①については、各部局と調整、必要に応じて市町村、関係機関、有識者等の意見を聴取し作成する。②については、県民の意見を聴取し反映する。			
①県復興計画（案）の作成	事務局 各部局	○		関係機関 有識者等
②県民意見の反映	事務局			県民
③県復興計画の策定	事務局			
県復興計画の進捗管理	他機関との調整項目：①については、各部局に確認し取りまとめ、復興本部会議及び復興本部会議幹事会へ報告する。			
①進捗状況の確認及び報告	事務局 各部局			
②進捗状況の公表	事務局			

【略称】

事務局：復興本部事務局

1-2-2 市町村復興計画の策定支援

復興本部事務局

□業務概要

○県は被災市町村の復興計画の策定を支援するとともに、市町村の復興施策の実施に係る情報の収集や市町村への情報提供及び市町村からの相談対応等を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
市町村復興計画の策定支援	他機関との調整項目：①について、市町村と調整し、支援を行う。②について、市町村に確認を行う。			
	①市町村復興計画策定に係る支援	事務局	○	
	②策定状況の確認及び公表	事務局	○	
市町村の復興施策の実施の取組支援	他機関との調整項目：①について、必要に応じて、市町村へ情報提供する。②について、市町村からの相談に対応する。			
	①市町村の復興施策の実施に係る情報収集及び情報提供	事務局	○	
	②市町村からの復興施策の実施に係る相談への対応	事務局	○	

【略称】

事務局：復興本部事務局

1-3 広報・相談対応

- 1-3-1 広報体制の整備…………… 広報広聴課
- 1-3-2 復興に関する広報…………… 広報広聴課

■課題

○県は、被災者及び県民に対して、復興施策の実施状況に係る広報を迅速かつ的確に行う必要がある。

■到達目標

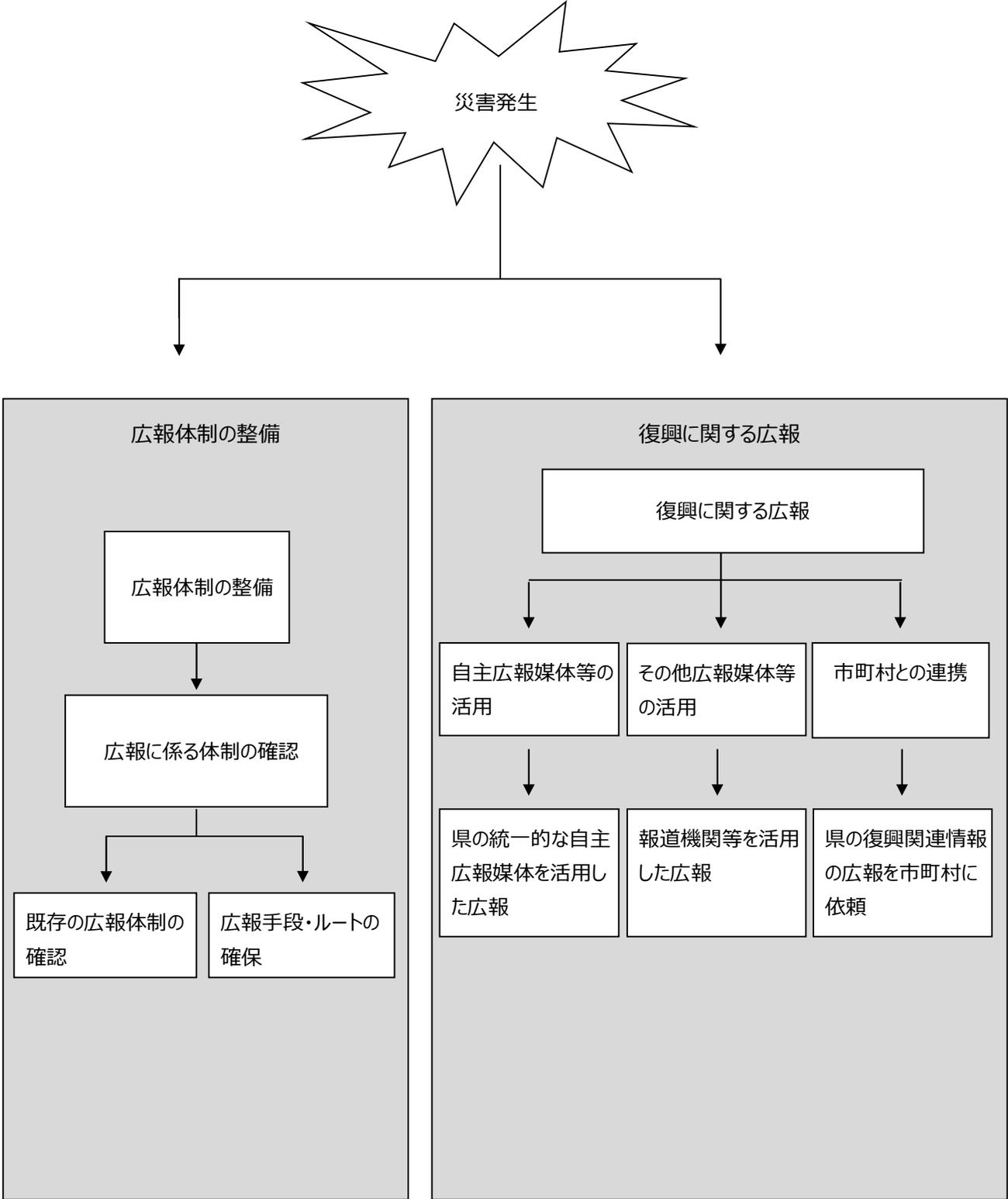
○大規模災害の発生後、広報に係る体制を構築し、正確な情報を迅速かつ的確に提供する。

■基本方針

○県は市町村をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、県民に対して必要な情報を適切に提供する。

■業務フロー図

- ・1-3-1 広報体制の整備
- ・1-3-2 復興に関する広報



■タイムライン

復興に関する業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-3-1 広報体制の整備	広報に係る体制の確認				
1-3-2 復興に関する広報			自主広報媒体等の活用		
			その他の広報媒体等の活用		
			市町村との連携		

■復興に向けた業務

1-3-1 広報体制の整備

広報広聴課

□業務概要

○大規模災害からの復興に向け、適切な広報・啓発活動を実施するために、庁内の既存の広報体制の確認を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
広報に係る体制の確認	他機関との調整項目：なし				
	①既存の広報体制の確認	広報広聴課			
	②広報手段、ルートの確保	広報広聴課 各部局			

1-3-2 復興に関する広報

広報広聴課

□業務概要

○各部局において、復興に向けた行政の方針や具体的な施策に係る情報等を迅速かつ的確に県民に提供する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
自主広報媒体等の活用	他機関との調整項目：なし				
	①県の統一的な自主広報媒体を活用した広報	広報広聴課			
その他の広報媒体等の活用	他機関との調整項目：なし				
	①報道機関等を活用した広報	各部局			
市町村との連携	他機関との調整項目：なし				
	①県の復興関連情報の広報を市町村に依頼	各部局			

1-4 被災後の庁内人員調整

- 1-4-1 職員の安否確認と各部の参集状況の確認…………… 人事課
- 1-4-2 各部局へ不足する人員の調査…………… 人事課
- 1-4-3 国、全国知事会等への職員派遣要請…………… 人事課
- 1-4-4 応援職員の受け入れ、宿舎確保、協定締結…………… 人事課

■課題

- 被災時においては、庁内各部局の応急・復旧活動に必要となる人員の確保が必要となる。
- 復旧・復興期においては、他団体からの応援職員の受入にかかる調整が必要となる。

■到達目標

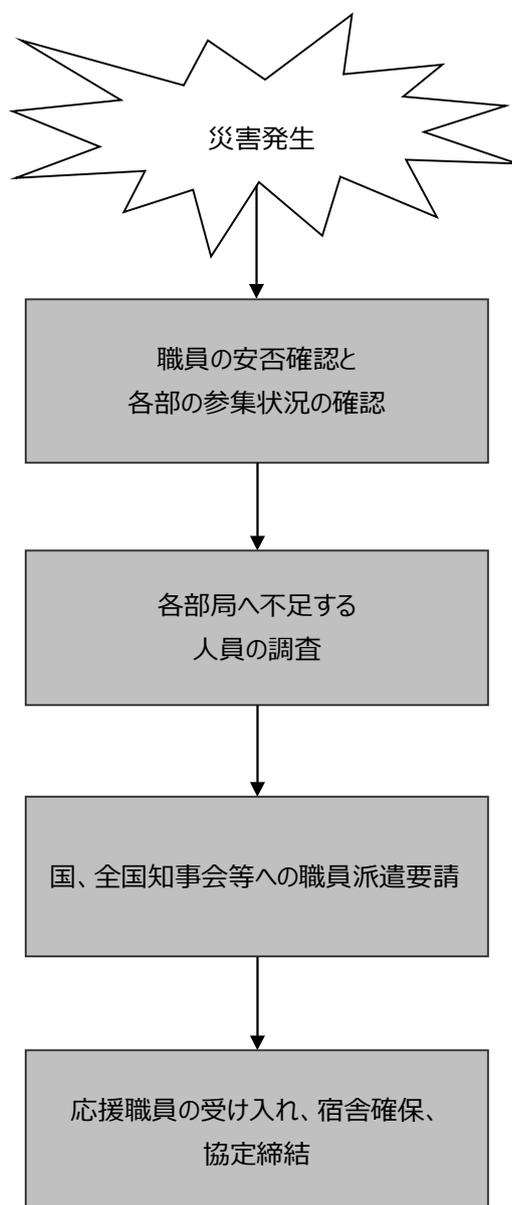
- 庁内で不足する人員を把握し、国、全国知事会等へ応援職員の派遣要請を行うとともに、応援職員の割り当て、宿舎の確保、協定締結等を行う。

■基本方針

- 応急対策から各種復興施策の実施に向けて必要となる人員を確保する。

■業務フロー図

- ・1-4-1 職員の安否確認と各部の参集状況の確認
- ・1-4-2 各部局へ不足する人員の調査
- ・1-4-3 国、全国知事会等への職員派遣要請
- ・1-4-4 応援職員の受け入れ、宿舎確保、協定締結



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-4-1 職員の安否確認と 各部の参集状況の確認	職員の安否確認・各所属の参集状況の確認				
1-4-2 各部局へ不足する人員の調査	不足人員の調査				
	人事課で不足する人員を部局調整				
1-4-3 国、全国知事会等への職員派遣要請	国、全国知事会への職員派遣要請				
1-4-4 応援職員の受け入れ、宿舍確保、協定締結	宿舍の確保				
		派遣協定の締結			
		赴任手続			
			派遣職員にかかる人件費の精算		

■復興に向けた業務

1-4-1 職員の安否確認と各部の参集状況の確認

人事課

□業務概要

○職員の被災状況及び登庁可能な人員の把握を速やかに行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
職員の安否確認と各部の参集状況の確認	他機関との調整項目：なし				
	①安否確認システムにより職員の安否確認	人事課			
	②安否確認結果及び各部の参集状況を集計し、災害対策本部へ報告	人事課			

1-4-2 各部局へ不足する人員の調査

人事課

□業務概要

○各部局で不足する人員を把握し、応急業務に必要な人員を調整する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
不足人員の調査	他機関との調整項目：なし			
①各部局で応急・復旧業務に不足する職種及び職員数を把握	各部局			
②①の結果を主管課でとりまとめて人事課へ報告	各部局 主管課			
③人事課で不足する人員の部局間の調整	人事課			

1-4-3 国、全国知事会等への職員派遣要請

人事課

□業務概要

○復旧・復興に向けて必要となる応援職員の派遣を、国、全国知事会へ要請する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
国、全国知事会への職員派遣要請	他機関との調整項目：国、全国知事会と派遣要請について調整			
①不足人員調査により確定した職種及び人員を国、全国知事会へ派遣要請	人事課		総務省	全国知事会

1-4-4 応援職員の受け入れ、宿舎確保、協定締結

人事課

□業務概要

○応援職員を速やかに受け入れできるよう環境整備を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
宿舎の確保	他機関との調整項目：なし			
	①職員住宅又は県営住宅等を宿舎として利用できるよう、庁内各施設主管課と調整して確保。宿舎が不足する場合は県内施設の借り上げにより確保	人事課		
派遣協定の締結	他機関との調整項目：派遣元団体と協定書締結に向けて調整			
	①派遣元団体と協定案のすり合わせを行い、各団体の協定書を作成して締結	人事課		
赴任手続	他機関との調整項目：派遣元団体と赴任スケジュール等の調整			
	①着任した応援職員の辞令交付を行い、各部局へ引き渡す	人事課		
派遣職員にかかる人件費の精算	他機関との調整項目：派遣元団体からの給与費の実績報告や精算時期の調整			
	①派遣元自治体へ派遣職員の給与費等の支払いを行うとともに、総務省へ人件費負担の報告	人事課		

1-5 人員の調整及び被災市町村への人的支援

1-5-1 人員の調整及び被災市町村への人的支援…………… 市町村振興課

■課題

○復興復旧に従事する市町村職員の人材が不足し、復旧・復興の支障となる。

■到達目標

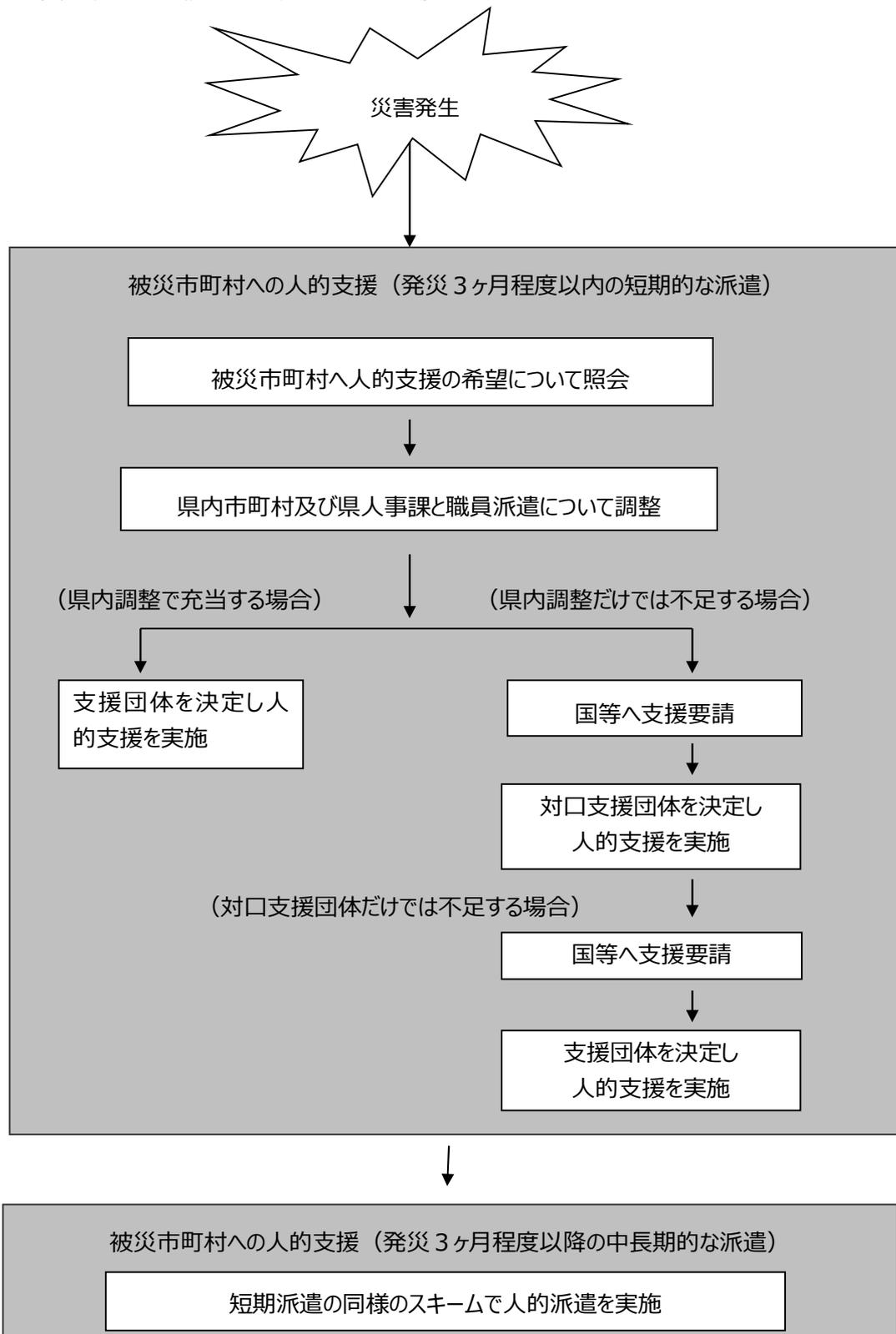
○市町村が必要とする人的支援を適切に把握し、国等への支援要請することで、不足する人材を充足する。

■基本方針

○被災直後から不足が想定される市町村職員の労働力を補完するため、市町村が必要とする人的支援を適切に把握し要請することで、市町村が適切に活動できるよう支援を行う。

■業務フロー図

・1-5-1 人員の調整及び被災市町村への人的支援



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-5-1 人員の調整及び被災市町村への人的支援	短期的な派遣				
	短期的な派遣 (県内で不足の場合)				
			中長期的な派遣		
			中長期的な派遣 (県内で不足の場合)		

■復興に向けた業務

1-5-1 人員の調整及び被災市町村への人的支援

市町村振興課

□業務概要

○被災直後から不足が想定される市町村職員の労働力を補完するため、市町村が必要とする人的支援を適切に把握し、国等に対して派遣を要請するなど、必要な調達を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
短期的な派遣	他機関との調整項目：県内市町村と人的支援について調整			
	①県内市町村へ人的支援の希望照会	市振	○	
	②県内市町村及び県人事課と派遣調整	人事課 市振	○	
	③支援団体による被災市町村への支援	人事課 市振	○	
中長期的な派遣	他機関との調整項目：県内市町村と人的支援について調整			
	①県内被災市町村へ人的支援の希望照会	市振	○	
	②県内市町村及び県人事課と派遣調整	人事課 市振	○	
	③支援団体による被災市町村への支援	市振	○	
短期的な派遣 (県内で不足の場合)	他機関との調整項目：県内市町村と人的支援について調整			
	①中四国ブロックで派遣調整	市振	○	総務省 全国知事会 など
	②全国で派遣調整	市振	○	総務省 全国知事会 など
	③支援団体による被災市町村への支援	市振	○	
中長期的な派遣 (県内で不足の場合)	他機関との調整項目：国や全国の市町村などと人的支援について調整			
	①四国内で調整	市振	○	総務省 全国市長会 全国町村会 など
	②全国で調整	市振	○	総務省 全国市長会 全国町村会 など
	③支援団体による被災市町村への支援	市振	○	

【略称】

市振：市町村振興課

1-6 財政面の措置

- 1-6-1 予算の編成…………… 財政課
- 1-6-2 財源の確保…………… 財政課
- 1-6-3 国への要請…………… 政策企画課

■課題

○財源不足により復旧・復興施策を実施することが困難となる。

■到達目標

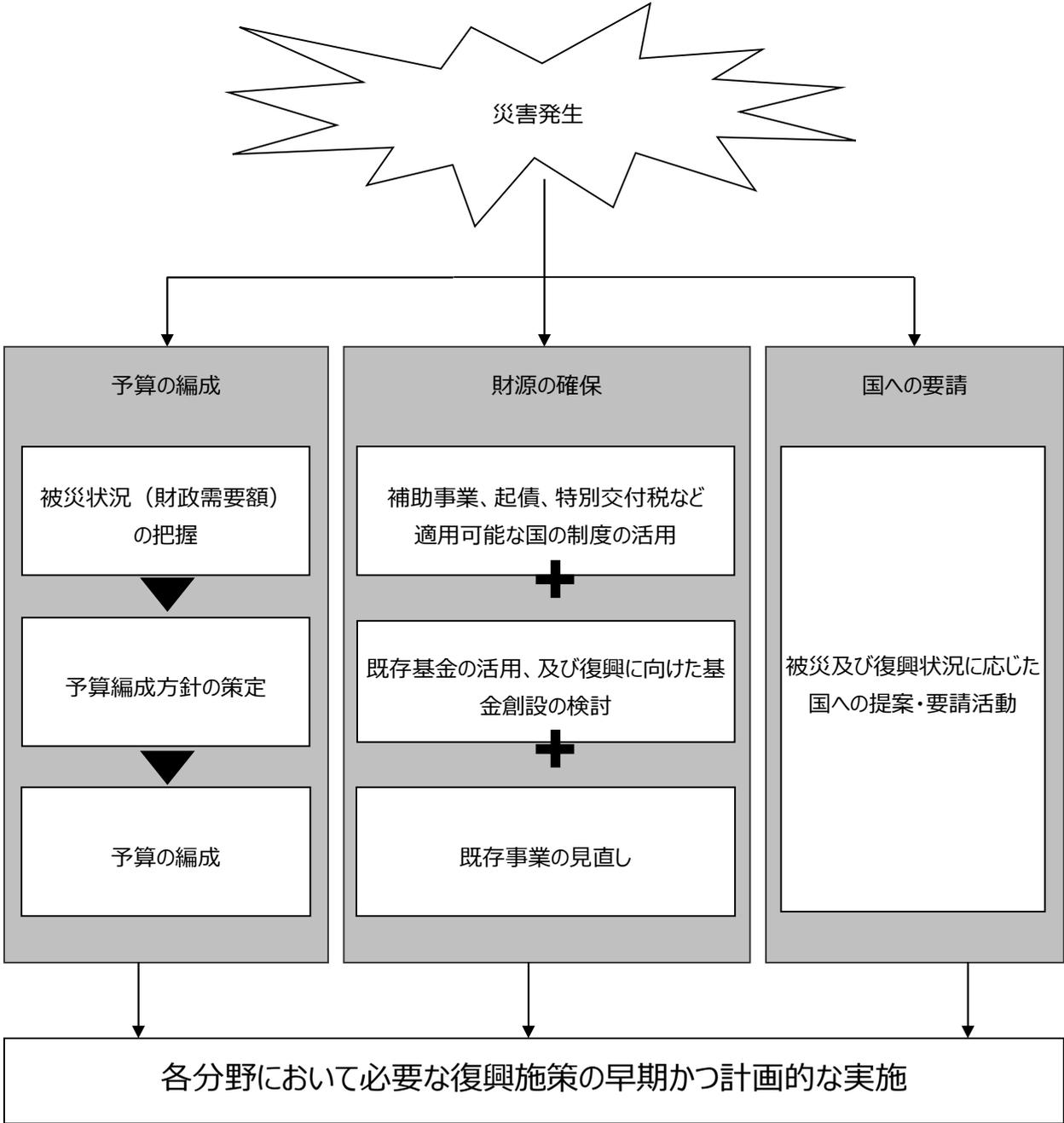
○復興財源を確保し、迅速・的確に復旧・復興施策を実施することのできる体制を整える。

■基本方針

○被災後のできるだけ早い時期に、財政需要の見込額を把握し、予算編成を行う。また、国への提案・要請活動等、あらゆる手段を活用して、復興財源を確保する。

■業務フロー図

- ・1-6-1 予算の編成
- ・1-6-2 財源の確保
- ・1-6-3 国への要請



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
1-6-1 予算の編成	被災状況（財政需要額）の把握				
	予算編成方針の策定				
	予算の編成				
1-6-2 財源の確保	財源の確保				
1-6-3 国への要請	被災及び復興状況に応じた国への提案要請活動				

■復興に向けた業務
1-6-1 予算の編成

財政課

□業務概要

○迅速・的確に復興施策を実施できるよう、被災状況を把握し、被災及び復興状況に応じた予算編成を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災状況（財政需要額）の把握	他機関との調整項目：被災状況の庁内照会			
	①被災状況（財政需要額）の把握	各部局		
予算編成方針の策定	他機関との調整項目：なし（庁内照会した被災状況等をふまえ、策定）			
	①復興に向けた予算編成方針の策定（復旧のフェーズに応じた事業の展開）	財政課		
予算の編成	他機関との調整項目：該当部局との予算協議			
	①復興に向けた予算の編成	財政課 各部局		
	②緊急性の高い事業における専決処分や予備費の活用	財政課 各部局		

1-6-2 財源の確保

財政課

□業務概要

○迅速に復興に向けた施策を実施できるよう、国費の活用や既存事業の見直しなど、必要な財源の確保に努める。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
補助事業、起債、特別交付税など適用可能な国の制度の活用	他機関との調整項目：国への災害復旧補助金の申請手続きの早期対応に向けた被災状況の庁内照会及び関係部局との調整			
	①災害復興に関する補助事業や起債など有利な財源の活用	各部局		
	②特別交付税需要額の集計及び措置要求	財政課		
既存基金の活用、及び復興に向けた基金創設の検討	他機関との調整項目：基金活用に向けた被災分野の所管及び基金所管部局との調整			
	①既存基金の活用	財政課 各部局		
	②復興に向けた基金創設の検討	財政課 各部局		
既存事業の見直し	他機関との調整項目：庁内照会及び事業見直しに係る関係部局との協議			
	①事業の見直し指針を策定	財政課		
	②事業の見直し	各部局		

1-6-3 国への要請

政策企画課

□業務概要

○迅速・的確に復旧・復興施策を実施できるよう、復興財源を確保するために国への提案要請を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災及び復興状況に応じた国への提案要請活動	他機関との調整項目：①は庁内各部局や市町村と、②から④は庁内各部局と連携する。			
①国への提案要請ニーズの把握	政策企画課	○		
②提案要請内容の精査	各部局			
③要請先と日程調整の上、要請活動を実施	政策企画課 各部局			
④国の動向を注視し、必要に応じてフォローアップを実施	政策企画課 各部局			

2. すまいと暮らしの再建

2-1 住宅対策

- 2-1-1 復旧用木材の供給体制の整備…………… 木材産業振興課
- 2-1-2 住宅対策の検討・計画…………… 住宅課
- 2-1-3 応急的な住宅の確保…………… 住宅課
- 2-1-4 住宅の応急修理…………… 住宅課
- 2-1-5 恒久的な住宅の確保…………… 住宅課
- 2-1-6 建築物対策…………… 建築指導課

■課題

- 発災時に混乱無く応急仮設住宅の建築に木材供給ができるための、準備や手順の事前調整が必要となる（住宅課、木材業界等）。
- 地震による揺れや津波等によって住宅が被災し、県民の住まいが不足する。
- 被災建築物応急危険度判定の実施主体である市町村において、判定実施計画の策定が進んでいないため、作成の支援が必要となる。

■到達目標

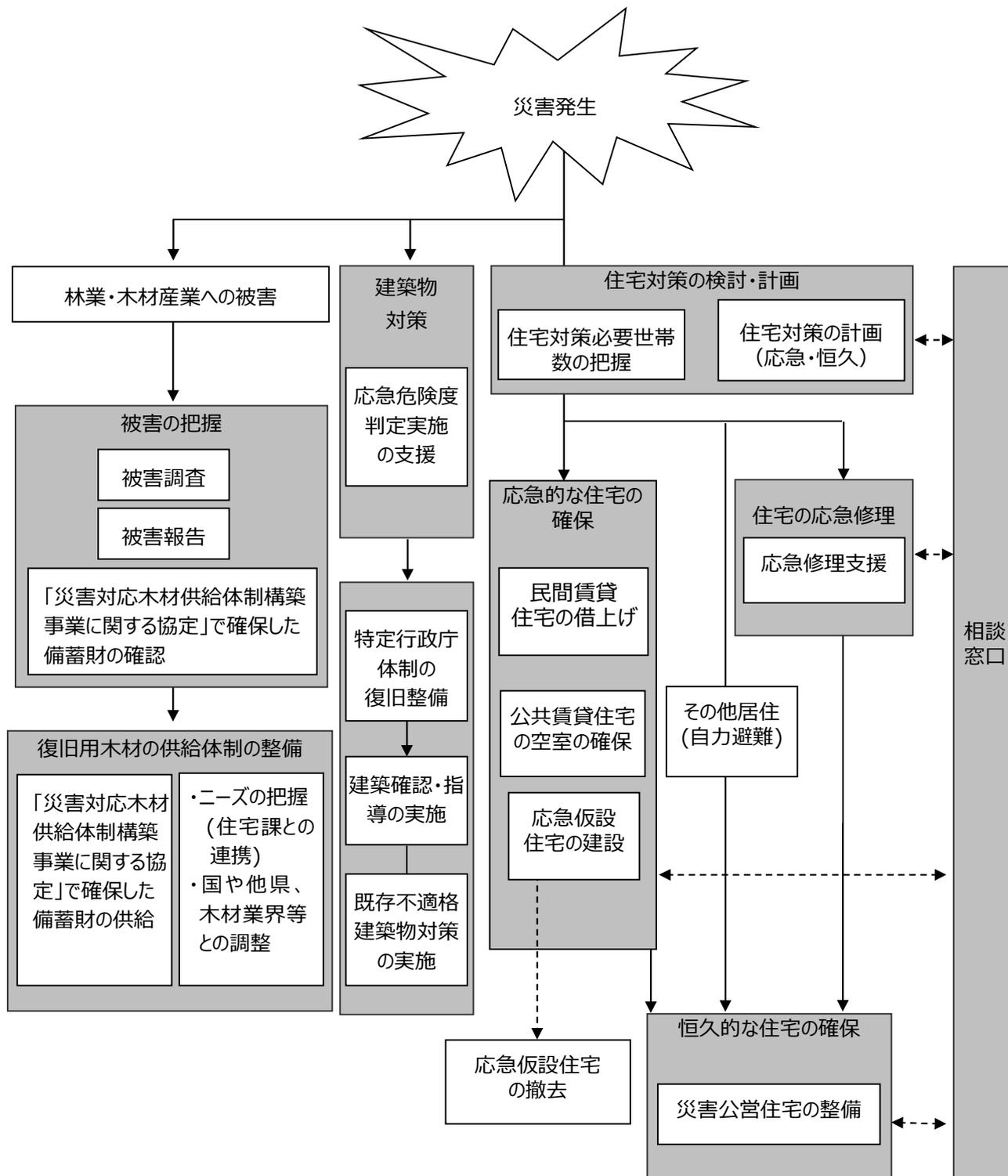
- 住宅課との連携により、早急に応急仮設住宅の設置に必要な木材を確保する。
- 応急対策としての応急仮設住宅の確保・供給から、復旧・復興期における自力での住宅取得等を支援し、民間住宅の供給を促進するとともに、必要に応じて公営住宅を供給し、応急的な住宅から恒久的な住宅への移行を図る。
- 応急期に被災建築物応急危険度判定支援体制を整え、復旧・復興期には、建築確認・指導を行う特定行政庁の体制を早期に整える。

■基本方針

- 「災害対応用木材供給体制構築事業に関する連携協定」に基づき、高幡・西部の両木材センターから木材を提供する。
- 住宅を確保できない被災者のため、民間賃貸住宅の借上げや公営賃貸住宅の空室の確保等により、既存住宅ストックの活用を図ることを優先的に行い、並行して応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等を実施し、住生活の安定に努める。
- 災害救助法適用の場合には庁内協議を行い、国への連絡を円滑に行ってもらう。
- 被災者が、被災から恒久的な住まいの確保に至るまでの過程を理解し、被災者の特性やニーズに応じて住まいの確保策を適切に選択できるよう、相談窓口の設置等により自立に向けた道筋を提示する。
- 被害の拡大や二次被害防止を目的として市町村が実施する被災建築物応急危険度判定の支援本部を立ち上げ、関係部局の調整や必要な資機材の提供等を行う。
- 迅速な建築確認申請の処理、完了検査の実施、違反建築物の指導に対応できるよう体制を整え、危険な建築物による再建を防ぐ。

■業務フロー図

- ・2-1-1 復旧用木材の供給体制の整備
- ・2-1-2 住宅対策の検討・計画
- ・2-1-3 応急的な住宅の確保
- ・2-1-4 住宅の応急修理
- ・2-1-5 恒久的な住宅の確保
- ・2-1-6 建築物対策



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-1-1 復旧用木材の供給体制の整備		ニーズの把握（住宅課との連携）			
			木造応急仮設住宅用備蓄材の供給		
2-1-2 住宅対策の検討・計画	住宅対策必要世帯数の把握				
	応急的な住宅の供給計画の検討				
		恒久的な住宅の計画			
		相談窓口の設置			
2-1-3 応急的な住宅の確保	民間賃貸住宅の借り上げ				
	公共賃貸住宅の空室の確保				
	応急仮設住宅の建設				
2-1-4 住宅の応急修理	応急修理の実施準備				
	応急修理の実施				
			応急修理業務の終了		
2-1-5 恒久的な住宅の確保			災害公営住宅の整備		
2-1-6 建築物対策	応急危険度判定実施の支援				
	特定行政庁体制の復旧整備				
				通常業務の実施	

■復興に向けた業務

2-1-1 復旧用木材の供給体制の整備

木材産業振興課

□業務概要

○「災害対応用木材供給体制構築事業に関する連携協定」に基づき、高幡・西部の両木材センターからの発災時の木材供給及び平時における備蓄材の管理を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
ニーズの把握（住宅課との連携）	他機関との調整項目：木材の供給に向けた調整			
	①住宅課と供給先、供給量の調整	木産住宅課		
	②県内市町村、国や他県、木材業界からの情報収集		○	林野庁 木協会
木造応急仮設住宅用備蓄材の供給	他機関との調整項目：木材の供給に向けた調整			
	①備蓄先の在庫の確認、供給依頼	木産住宅課		高幡セ 西部セ

【略称】

木産：木材産業振興課 / 木協会：高知県木材協会 / 高幡セ：高幡木材センター / 西部セ：西部木材センター

2-1-2 住宅対策の検討・計画

住宅課

□業務概要

○協定機関と連携して応急的な住宅の供給計画や相談窓口の設置について検討を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
住宅対策必要世帯数の把握	他機関との調整項目：市町村と住宅対策必要世帯数を把握			
①市町村からの情報収集	住宅課	○		
②応急仮設住宅の建設要望の有無報告		○		
③建設要望戸数の推計		○		
④建設要望調書の作成、提出		○		
⑤避難所への聞き取り調査の実施		○		
⑥建設要望調書（変更）の作成、提出		○		
⑦市町村からの建設要望のとりまとめ、市町村との調整	住宅課	○		
応急的な住宅の供給計画の検討	他機関との調整項目：協定機関と応急的な住宅の供給計画を検討			
①応急仮設住宅の建設計画の検討	住宅課	○		プレ協 全木協 木住協 MH協
②民間賃貸住宅の借り上げ計画の検討	住宅課	○		宅建協 全日 賃貸協
③公共賃貸住宅への一時入居の検討	住宅課	○		住宅公社
④応急修理の実施計画の検討	福政 住宅課	○		JHF
恒久的な住宅の計画	他機関との調整項目：市町村と供給計画を検討			
①災害公営住宅の供給計画の検討	住宅課	○	国土交通省 内閣府	
相談窓口の設置	他機関との調整項目：協定機関と相談窓口の設置を検討			
①相談窓口の設置、相談対応	住宅課	○		JHF

【略称】

福政：地域福祉政策課 / プレ協：社団法人プレハブ建築協会 / 宅建協：(公社) 高知県宅地建物取引業協会
全日：(公社) 全日本不動産協会高知県本部 / 賃貸協：(公社) 全国賃貸住宅経営者協会
全木協：(一社) 全国木造建設事業協会 / 木住協：(一社) 日本木造住宅産業協会
MH協：(一社) 日本ムービングハウス協会 / JHF：(独) 住宅金融支援機構
住宅公社：高知県住宅供給公社

2-1-3 応急的な住宅の確保

住宅課

□業務概要

- 建設型及び賃貸型応急住宅を建設・賃貸し、住宅が被災した県民の住まいを確保する。
- 被災者の一時入居先としての公共賃貸住宅の空室を確保する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
民間賃貸住宅の借り上げ	他機関との調整項目：協力要請、空室確保、入居募集・手続、災害救助法関係			
①宅建協会、全日、賃貸協に協定に基づく協力要請及び空室確保のための協議	住宅課			宅建協 全日 賃貸協
②市町村を窓口とした入居募集・手続に向けての説明・協議	住宅課	○		
③災害救助法関係の協議	福政 住宅課		内閣府	
④入居の募集/手続	住宅課	○		貸主
⑤家賃等の支払事務	住宅課 会計管理課			
⑥正式入居への転換・退去	住宅課			貸主
公共賃貸住宅の空室の確保	他機関との調整項目：住宅供給公社との役割分担			
①公共賃貸住宅の空室の確保	住宅課	○		住宅公社
②公共賃貸住宅への入居の募集と手続	住宅課	○		住宅公社
③正式入居への転換・退去	住宅課	○		住宅公社
④全国の公共賃貸住宅の空室情報の提供	住宅課	○	国土交通省	
応急仮設住宅の建設	他機関との調整項目：必要戸数の把握、災害救助法関係、入居募集・手続、管理・修繕、撤去			
①必要戸数の把握と供給計画	住宅課	○		
②災害救助法関係の協議	福政 住宅課		内閣府	
③発注・着工・引渡し	住宅課	○		プレ協・全 木協・木住 協・MH協
④入居者の募集と手続		○		
⑤管理・修繕	住宅課	○		プレ協・全 木協・木住 協・MH協
⑥撤去	住宅課	○		プレ協・全 木協・木住 協・MH協

【略称】

福政：地域福祉政策課 / 宅建協：(公社) 高知県宅地建物取引業協会

全日：(公社) 全日本不動産協会高知県本部 / 賃貸協：(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会

プレ協：(一社) プレハブ建築協会 / 全木協：(一社) 全国木造建設事業協会 / 住宅公社：高知県住宅供給公社

木住協：(一社) 日本木造住宅産業協会 / MH協：(一社) 日本ムービングハウス協会

2-1-4 住宅の応急修理

住宅課

□業務概要

○被災後、応急修理を行うことで自宅での生活が可能となる世帯に対し修理費用の一部を負担する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
応急修理の実施準備	他機関との調整項目：内閣府および市町村と法適用の調整			
①災害救助法適用決定	福政			
②応急修理業務の事務委任	福政	○		
③応急修理の実施要領の決定		○		
④応急修理体制の整備		○		
応急修理の実施	他機関との調整項目：市町村と支援内容等の調整			
①応急修理制度の周知		○		
②応急修理の申請受付		○		
③応急修理可能業者の市町村への情報提供、技術支援	住宅課	○		
応急修理業務の終了	他機関との調整項目：内閣府および市町村と法対象経費の調整			
①業務の取りまとめ、報告、経費支払	福政	○	内閣府	

【略称】

福政：地域福祉政策課

2-1-5 恒久的な住宅の確保

住宅課

□業務概要

○自力での住宅確保が困難な県民に対し恒久的な住まいを確保する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害公営住宅の整備	他機関との調整項目：市町村と役割分担の協議・調整			
①必要戸数の把握と供給計画	住宅課	○		
②公営住宅法関係の協議	住宅課	○	国土交通省	
③発注・着工・引渡し	住宅課	○		
④入居者の募集と手続	住宅課	○		
⑤管理・修繕	住宅課	○		

2-1-6 建築物対策

建築指導課

□業務概要

○建築物の応急対策として、応急危険度判定実施の支援体制を整えるとともに、復旧・復興対策として、特定行政庁としての体制を早期整備する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
応急危険度判定実施の支援	他機関との調整項目：市町村の判定計画との調整			
	①判定計画の策定		○	
	②判定の実施		○	
	③判定士の参集要請	建築指導課		
特定行政庁体制の復旧整備	他機関との調整項目：市町村の受付体制との調整			
	①建築確認・指導の体制整備	建築指導課		
	②市町村の事務処理体制確認	建築指導課	○	
	③民間確認機関の体制確認	建築指導課		指定
通常業務の実施	他機関との調整項目：なし			
	①建築確認・指導の実施	建築指導課		
	②既存不適格建築物対策の実施	建築指導課		

【略称】

指定：指定確認検査機関

2-2 雇用・就業対策

- 2-2-1 相談窓口の設置・運営等…………… 障害保健支援課、地産地消・外商課、
商工政策課、雇用労働政策課
- 2-2-2 商工業災害対策連絡会議(仮称)の設置…………… 商工政策課、雇用労働政策課
- 2-2-3 就業促進…………… 障害保健支援課、商工政策課、
雇用労働政策課
- 2-2-4 建設系現場への就業支援…………… 土木政策課
- 2-2-5 福祉・介護現場への就業支援…………… 長寿社会課

■課題

- 震災を機に、企業倒産・事業縮小による失業や新規学卒者等の内定取り消しが発生し、失業者が増加する。
- 震災被害による経済活動の縮小により、再就職が困難となる。
- 復興業務に従事する建設系現場の人材が不足し復旧・復興の支障となる。

■到達目標

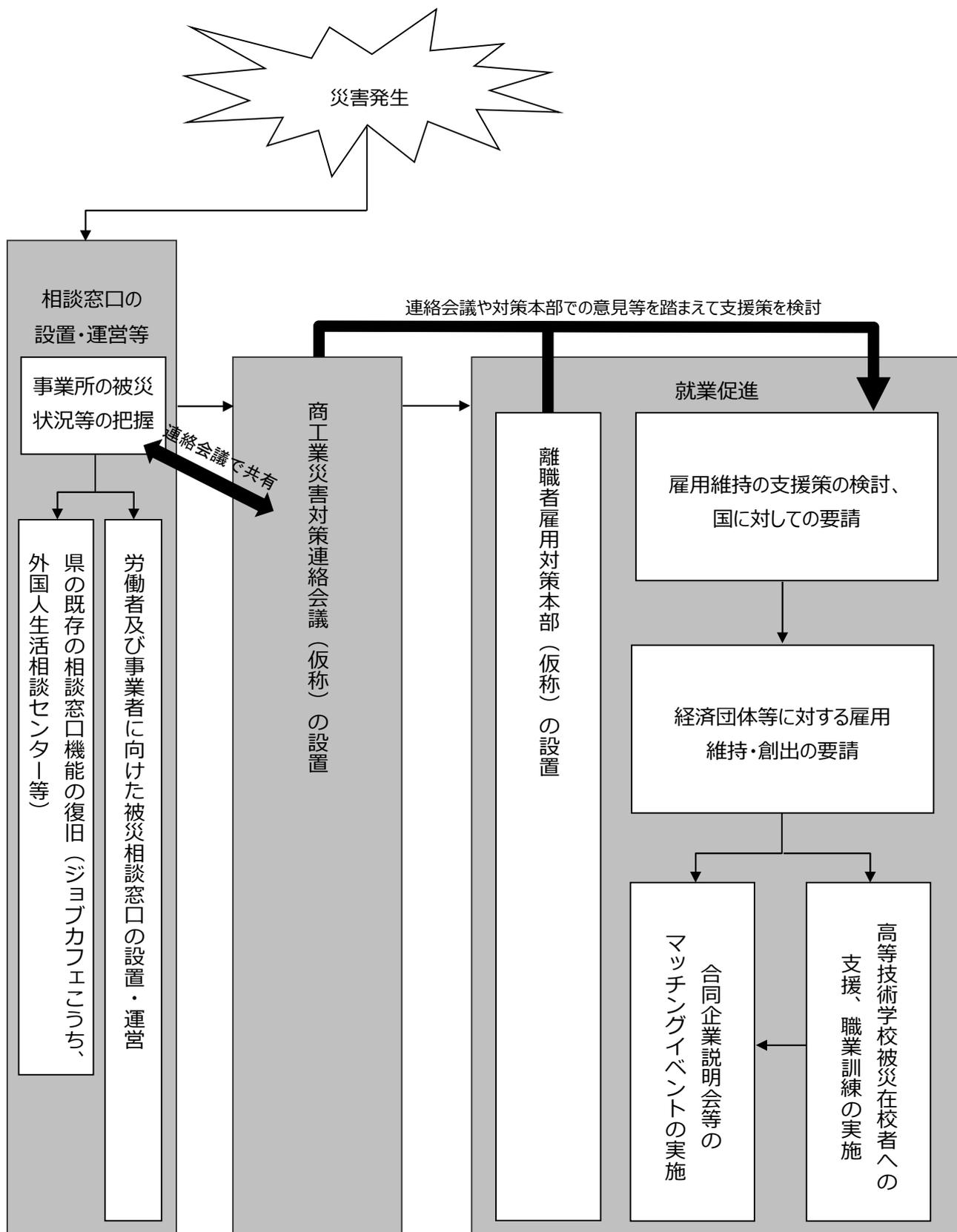
- やむを得ず離職せざるを得なくなった被災者等が、就業先を確保し、安定した収入を得られる状態にする。
- 求人を募集する企業が、求める人材を採用でき、事業を再開・継続できる状態にする。
- 被災直後に不足が想定される建設系人材を充足する。

■基本方針

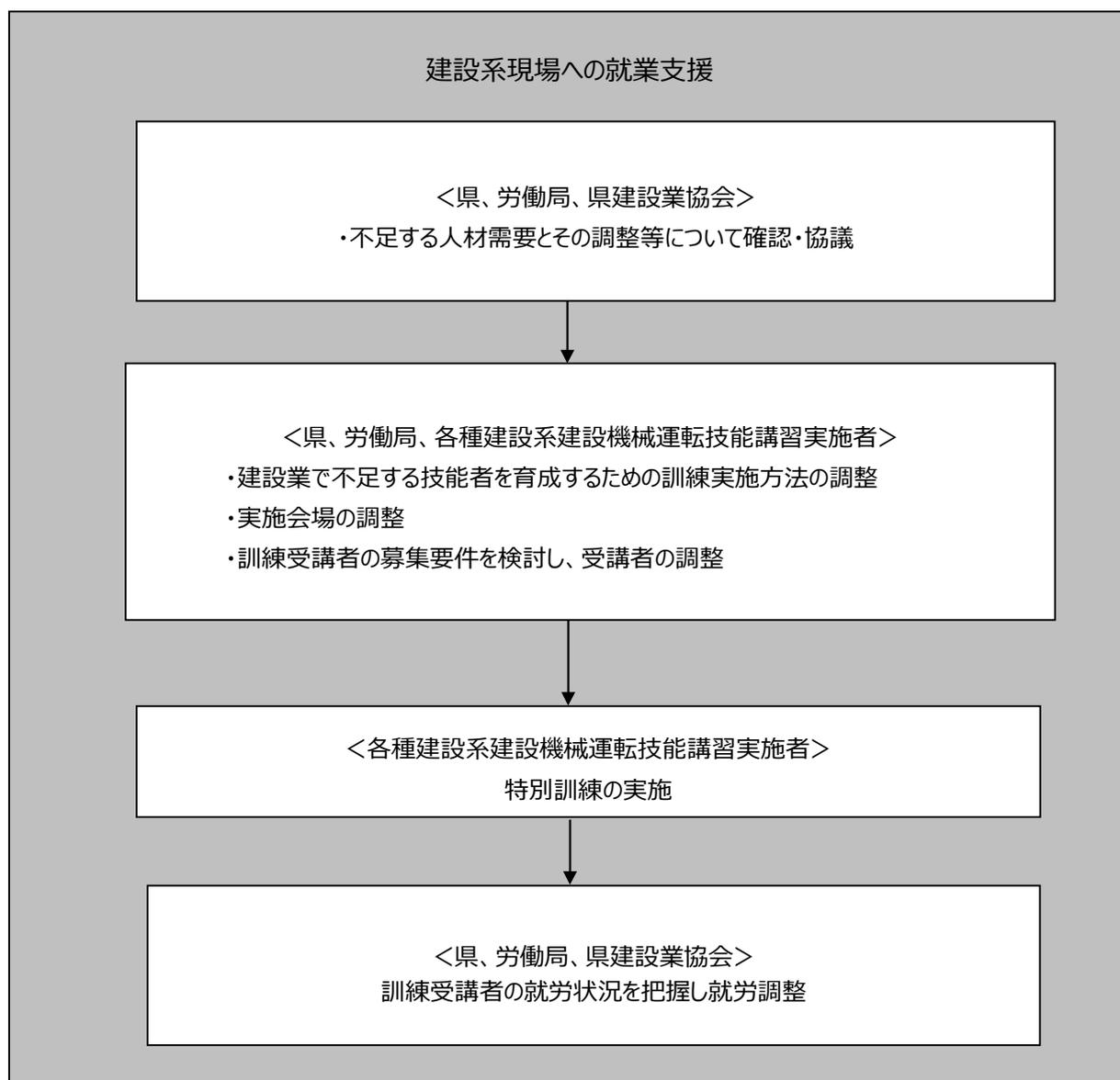
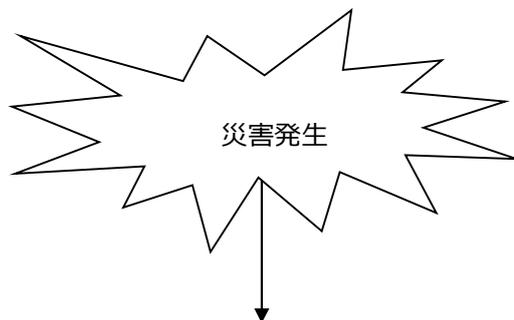
- 被災により離職や内定取消しとなった被災者等が早期に就職できるよう、国や関係機関と連携して相談対応や就業促進に取り組み、被災者等の就業先の確保を支援する。
- 被災直後に不足が想定される建設系人材を県内求職者で充足し、早期の復興を目指す。

■業務フロー図

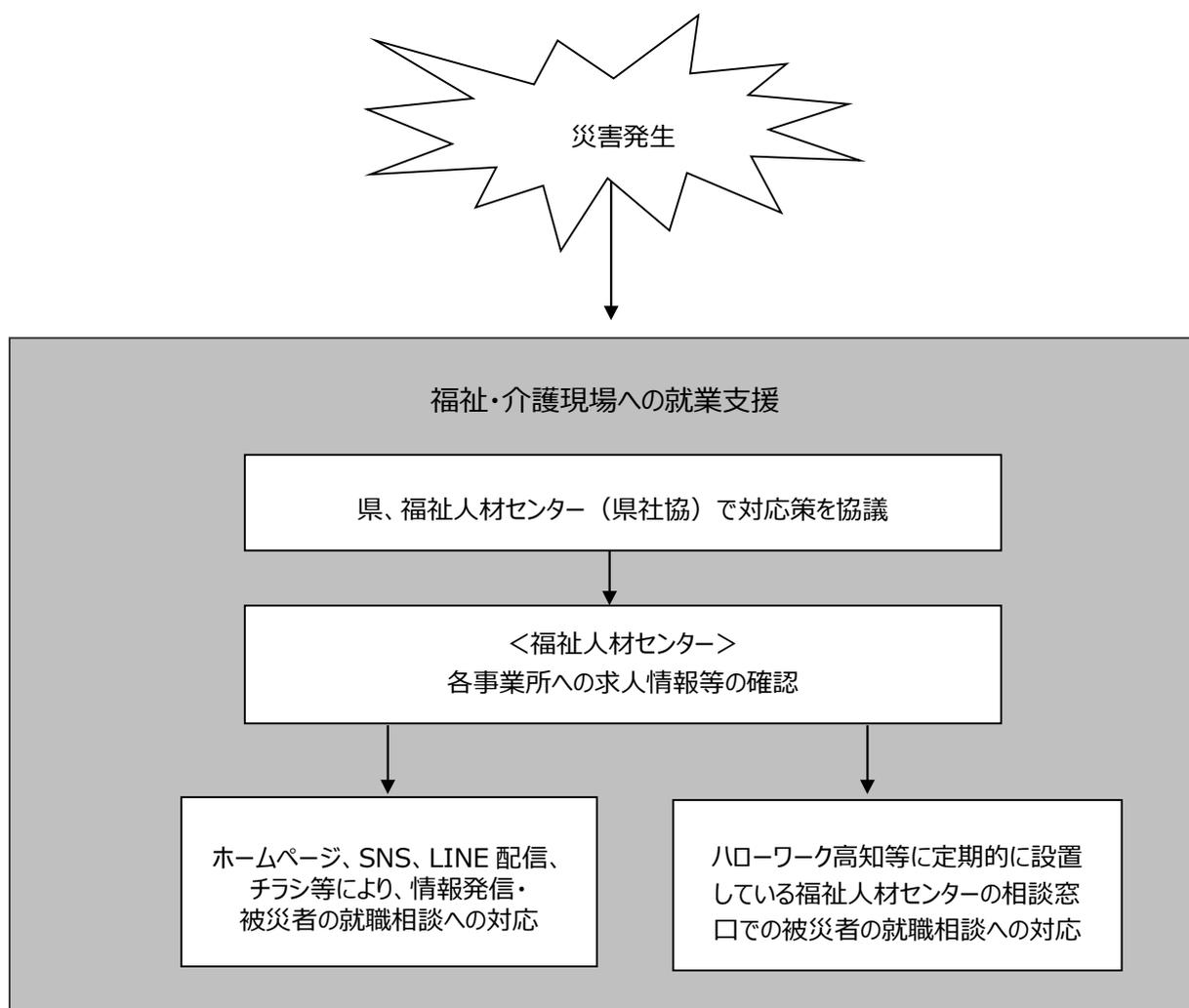
- ・2-2-1 相談窓口の設置・運営等
- ・2-2-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置
- ・2-2-3 就業促進



・2-2-4 建設系現場への就業支援



・2-2-5 福祉・介護現場への就業支援



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-2-1 相談窓口の設置・運営等	事業所の被災状況等の把握				
		県の既存の相談窓口機能の復旧（ジョブカフェこ うち、外国人生活相談センター等）			
		労働者及び事業者に向けた相談窓口の設置・運営			
2-2-2 商工業災害対策連絡会議（仮 称）の設置		商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置・開催			
2-2-3 就業促進		離職者雇用対策本部（仮称）の設置			
		就業促進			
		職業訓練機能の復旧・実施			
2-2-4 建設系現場への就業支援	対応策の協議	特別訓練の実施			
		訓練受講者の就労調整			
2-2-5 福祉・介護現場への就業支援	対応策の協議	各事業所への 求人情報等の 確認	ホームページ、SNS、チラシ等により、情報発信・ 被災者の就職相談への対応		
			ハローワークに定期的に設置している福祉人材セ ンターの相談窓口での被災者の就職相談への対応		

■復興に向けた業務

2-2-1 相談窓口の設置・運営等

障害保健支援課 地産地消・外商課 商工政策課 雇用労働政策課

□業務概要

○被災後に増加する就業相談について、関係機関と連携して窓口機能を強化し、速やかな就職支援に取り組む。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
事業所の被災状況等の把握	他機関との調整項目：関係機関等への調査協力依頼			
	①災害被害状況調査の実施	外商 商工政策課	○	四経局 高知労働局 経団 産セ
	②被害状況の整理と分析	外商 商工政策課		
県の相談窓口機能の復旧	他機関との調整項目：関係機関との被害状況等の情報共有			
	①ジョブカフェこちの復旧	雇用		
	②外国人生活相談センターの復旧	雇用		
	③障害者就業・生活支援センターの復旧	障保		
労働者及び事業者に向けた相談窓口の設置・運営	他機関との調整項目：相談窓口の設置箇所や手法等について労働局との調整			
	①相談窓口の設置箇所や手法、人員等について労働局との調整	商工政策課 雇用		高知労働局
	②相談窓口の設置	商工政策課 雇用		高知労働局
	③説明会、巡回相談会の実施の検討	商工政策課 雇用		高知労働局

【略称】

外商：地産地消・外商課 / 雇用：雇用労働政策課 / 障保：障害保健支援課 / 四経局：四国経済産業局
経団：高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県経営者協会、土佐経済同友会
産セ：(公財) 高知県産業振興センター

(参考) 災害被害状況調査の概要

調査内容	事業所の被害状況、事業の再開見込み、縮小・廃止見込み、従業員の雇用状況、仮設事業所・店舗等の需要の有無 など
調査対象	被災事業所
調査方法	関係機関等を通じて調査票を送付。また、必要に応じて電話や訪問等により調査。

(参考) 県の相談窓口機能の復旧について

県の相談窓口機能の復旧に当たっては、以下の手順で行うこととする。

- ①現地調査を行い、被害状況を把握
- ②（現在地での復旧が可能な場合）復旧までの間の一時的な窓口の設置の検討
（現在地での復旧が困難な場合）新たな設置場所の選定及び必要な予算措置 （※）
- ③施設が復旧次第、窓口業務を再開

(※) 外国人生活相談センターについては、災害時に設置する「高知県災害多言語支援センター」において相談業務を継続できるため、②の対応は不要。

(参考) 相談窓口の設置・運営について

雇用・就業に関する相談窓口を一本化するため、**県内の求人情報や雇用失業情勢を統括している高知労働局内に設置し、労働局が主体で運営することを想定**。そのため、相談窓口の設置に当たっては、発災後ただちに高知労働局の被災状況と復旧見込みの確認を行う。

県は、国が所管する雇用保険給付金等の支援策の紹介や、職業紹介等の相談を労働局へ案内するとともに、必要に応じて労働局への人的支援を実施する。

2-2-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置

商工政策課 雇用労働政策課

□業務概要

○商工業災害対策連絡会議（仮称）を設置し、関係機関と連携して効果的な雇用・就業対策と事業者の早期再建支援を推進する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置・開催	他機関との調整項目：構成機関との調整			
①各機関と調整し商工業災害対策連絡会議（仮称）を設置	商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
②連絡会議の日程調整、会場確保	商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
③連絡会議を開催し、商工被害の把握及び各種支援策等の情報収集	商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
④雇用・就業対策、早期再建対策の検討	商工政策課 雇用	○	四経局 高知労働局	経団 産セ

【略称】

雇用：雇用労働政策課 / 四経局：四国経済産業局

経団：高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県経営者協会、土佐経済同友会
産セ：(公財) 高知県産業振興センター

(参考) 商工業災害対策連絡会議（仮称）の構成メンバーの考え方

県内の商工被害を幅広く把握するとともに、国を交えたメンバー間での情報共有を図るため、**県・被災市町村・国（四経局中小企業課、労働局職業安定課）・県内経済5団体・産振センターで構成する想定。**

また、連絡会議の委員は、各機関長ではなく、被害状況を詳細に把握しており実務に精通する者（専務理事等）とし、会議も事務方レベルでの情報共有の場という位置づけを想定。

設置に当たっては、設置要綱（素案）を事前に作成し、構成メンバーの了承を得ておくこととする。なお、連絡会議の県側の体制は、以下のとおりを想定。

<県側の体制>

- ・ 商工労働部長【会長】
- ・ 商工労働部両副部長
- ・ 商工労働部商工政策課【事務局】（課長、課長補佐、総務調整チーム、企画チーム）
- ・ 商工労働部各課
- ・ 総務部財政課
- ・ 産業振興推進部地産地消・外商課

オブザーバー

2-2-3 就業促進

障害保健支援課 商工政策課 雇用労働政策課

□業務概要

○被災により離職や内定取消しとなった被災者等が早期に就職できるよう、関係機関と連携して就職支援に取り組む。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
離職者雇用対策本部（仮称）の設置	他機関との調整項目：庁内各部局との構成機関の調整			
①各機関と調整し離職者雇用対策本部（仮称）を設置	雇用各部局		高知労働局	
②雇用維持の支援策を検討するとともに、国に対しての要請	雇用各部局		高知労働局	
③県内の経済団体等に対する雇用維持・創出の要請	雇用各部局		高知労働局	
④各部局が実施する就業促進に係る施策の検討及びとりまとめ	雇用各部局		高知労働局	
⑤とりまとめた施策を労働局等と共有し、相談窓口やマッチングイベントで活用	雇用各部局		高知労働局	
就業促進	他機関との調整項目：経済団体等との調整			
①協力企業を募り、不足する職種に関する職業訓練や就労斡旋の実施	雇用			商工団 経営者団体
②被災した離職者や新規学卒者のための合同企業説明会等のマッチングイベントの開催	障保 商工政策課 雇用		高知労働局	
職業訓練機能の復旧・実施	他機関との調整項目：委託訓練の委託先との調整			
①高等技術学校の被害状況の把握及び学校機能の復旧	雇用			
②直営訓練の再開に向けた対策の検討・準備	雇用			
③委託訓練の被害状況の把握及び再開に向けた対策の検討・準備	雇用			
④被災在校者に対する授業料減免等の支援の実施	雇用			

【略称】

雇用：雇用労働政策課 / 障保：障害保健支援課 / 商工団：商工会議所、商工会、高知県中小企業団体中央会

(参考) 離職者雇用対策本部(仮称)について

被災により厳しくなった雇用情勢に対応し、働く場の確保・創出を進めるために庁内に離職者雇用対策本部を設置する。なお、事務局は雇用労働政策課就業支援チームに置く。

メンバー

知事(本部長)

各部長

労働局職業安定部長(オブザーバー)

業務内容

働く場の確保・創出に資する施策の検討・とりまとめに関すること

雇用情勢の把握等の情報収集及び連絡調整に関すること 等

(参考) 県内の経済団体等へ雇用維持・創出の要請について

高校卒業予定者への求人早期提出要請と同様に、県内の経済団体(高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県工業会、高知県経営者協会)に対して、企業の雇用維持・創出について要請文により要請すると同時に、HPやメディアを通じて広く周知を図る。

(参考) 合同企業説明会等のマッチングイベントについて

被災した離職者や、内定取消しとなった新規学卒者等が早期に就職できるよう実施するもの。

イベントは、県側のマンパワーが不足することが見込まれることから、直営ではなく委託により実施することを想定。また、契約方法は、プロポーザルや競争入札を行ういとまがないことから、地方自治法第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)を適用し、**随意契約により契約する**。

なお、契約の相手方は、イベントの企画運営はもとより、テレビや新聞等による広報事業のノウハウも有する事業者を想定。

※中途離職者と新規学卒者では失職後の状況が異なることから、発災時期に合わせてそれぞれに適した開催時期等を検討する。

2-2-4 建設系現場への就業支援

土木政策課

□業務概要

- 被災後に不足が想定される建設系現場の人材需要について把握し、復旧・復興のための人材確保について調整を行う。
- 離職者が現場で必要な技能を取得し、不足が想定される建設系現場の人材を確保する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
対応策の協議	他機関との調整項目：県建設業協会と人材需要の確認			
①県建設業協会と不足する人材需要とその調整について協議	土木政策課			建協
特別訓練の実施	他機関との調整項目：技能講習実施者と訓練方法の調整			
①各種建設系建設機械運転技能講習実施者などと調整し、建設業で不足する技能者を育成するための訓練実施方法の調整	土木政策課			実施者
②実施会場の調整	土木政策課			
③訓練熟考者の募集要件を検討し、受講者の調整	土木政策課			
④訓練の実施				実施者
訓練受講者の就労調整	他機関との調整項目：各機関と建設業の人材需要と求職情報の調整			
①訓練受講者の就労状況を把握し訓練実施の調整	土木政策課		高知労働局	建協

【略称】

建協：高知県建設業協会 / 実施者：各種建設系建設機械運転技能講習実施者

2-2-5 福祉・介護現場への就業支援

長寿社会課

□業務概要

○被災者が福祉・介護現場へ就職するための就業支援に取り組む。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
対応策の協議	他機関との調整項目：県と社協で今後の対応策を協議			
	①外部機関との対応策の検討	長寿社会課		社協
各事業所への求人情報等の確認	他機関との調整項目：各事業所への求人情報等の確認			
	①求人情報掲載希望の事業所の整理			社協
	②求人情報の収集			社協
ホームページ、SNS、チラシ等により、情報発信・被災者の就職相談への対応	他機関との調整項目：県と社協で情報発信媒体及び発信内容の検討			
	①情報発信媒体の検討	長寿社会課		社協
	②情報発信	長寿社会課		社協
	③被災者の就職相談の対応			社協
ハローワークに定期的に設置している福祉人材センターの相談窓口での被災者の就職相談への対応	他機関との調整項目：各機関と被災者への就職相談対応等の情報共有			
	①就職相談の窓口対応			労働局 社協
	②求人者の採用状況の把握	長寿社会課		労働局 社協

【略称】

労働局：高知労働局、ハローワーク / 社協：高知県社会福祉協議会（高知県福祉人材センター、福祉人材バンク）

2-3 被災者への経済的支援

- 2-3-1 納税緩和措置の広報…………… 税務課
- 2-3-2 義援金の受入・配分…………… 会計管理課

■課題

- 災害により被害を受け、経済面において回復できず、県税の申告・納付等を期限までに行うことが困難となる。
- 被災者を支援するために寄せられた義援金を、被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分することが必要となる。

■到達目標

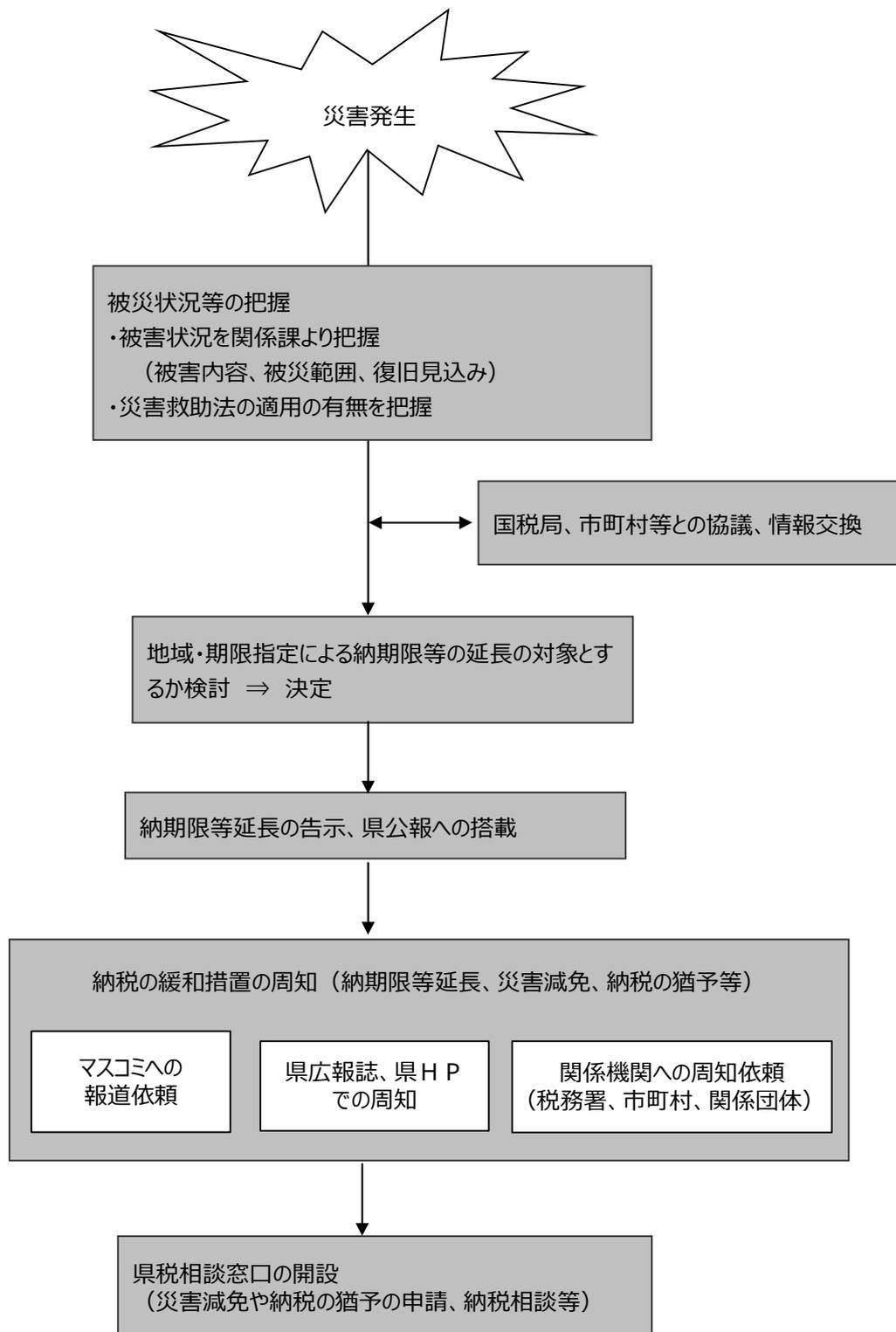
- 納税緩和措置の対象となる被災者が各種制度を活用できるよう、周知のための広報の充実を図る。
- 全国各地から寄せられる義援金を円滑に受け入れるとともに、受け入れた義援金を適正に配分・交付し、被災者への応急対策として経済的支援を行うことで、生活環境の回復や暮らしの再建につなげる。

■基本方針

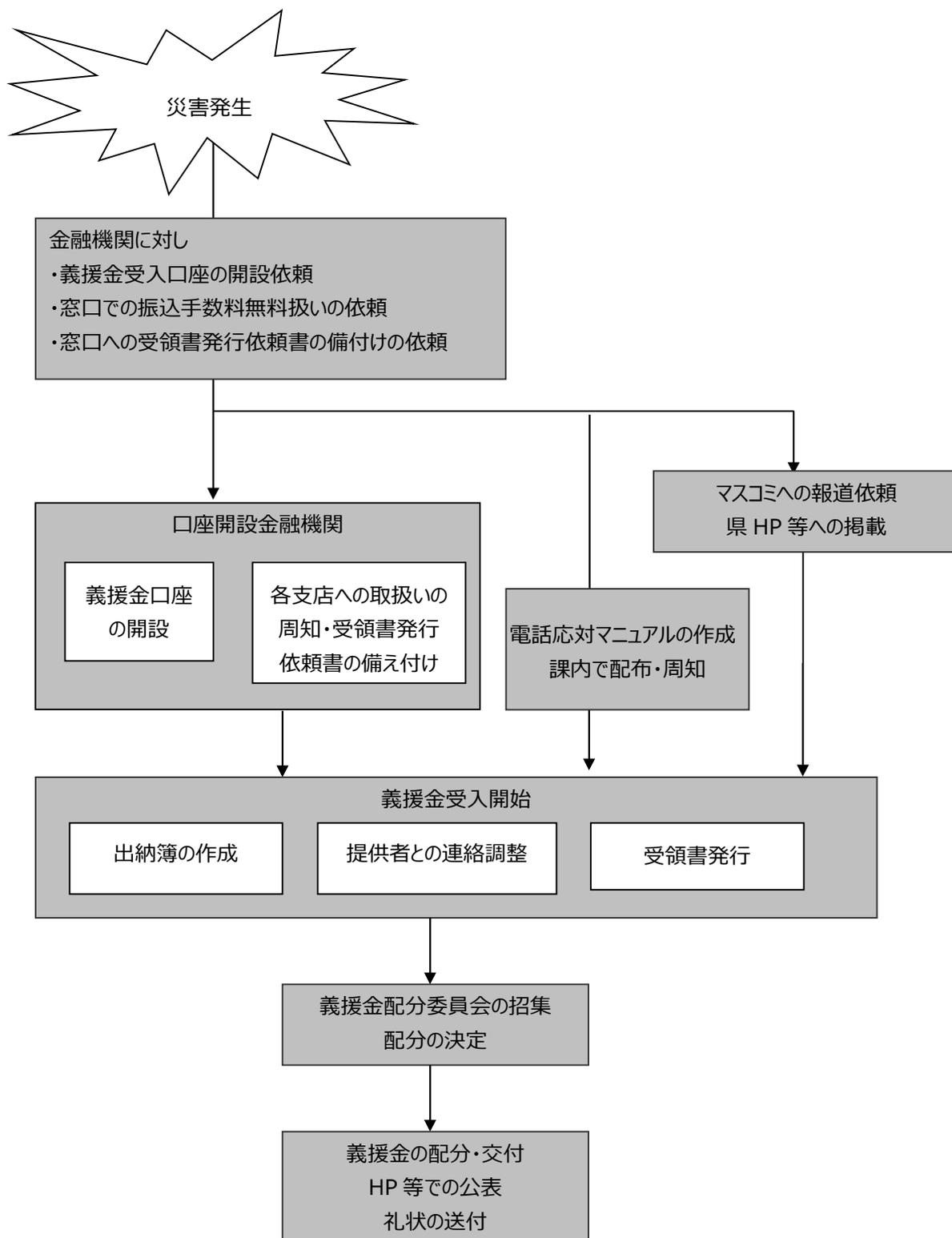
- 国税局等と協議し、納期限等の延長の告示と納税緩和措置の広報を実施する。
- 各金融機関との調整を行ったうえで義援金受入口座の開設や募集の広報を行い、受け入れた義援金は配分委員会の決定に基づき市町村へ配分し、市町村を通じて被災者へ交付する。

■業務フロー図

・2-3-1 納税緩和措置の広報



・2-3-2 義援金の受入・配分



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-3-1 納税緩和措置の広報	納期限等延長の告示・周知				
		税務に関する相談窓口の開設			
2-3-2 義援金の受入・配分	義援金受入口 座の開設依頼				
	電話対応マニ ュアルの作 成・配布				
	マスコミへの 報道依頼・県 HP等掲載				
	義援金の受入・保管				
		義援金の配分の決定			
		義援金の配分・交付及び公表			
		義援金の礼状の発送等			

■復興に向けた業務

2-3-1 納税緩和措置の広報

税務課

□業務概要

○納税緩和措置について、関係機関と協議のうえ決定し、その内容について被災した県民に周知を行うとともに、申請や相談に対応するための体制を整備する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
納期限等延長の告示・周知	他機関との調整項目：国税に関する期限延長等の措置状況について確認				
	①国税局等との協議（災害救助法適用の有無の把握、地域・期限指定による納期限等の延長の対象とするかの検討など）を行い、決定	税務課	○	国税局	
	②納期限延長の告示	税務課			
	③被災した県民への広報（マスコミへの報道依頼、県広報誌・県HPへの掲載、関係機関への周知依頼）	税務課			
税務に関する相談窓口の開設	他機関との調整項目：なし				
	①開設場所、期間等の検討	税務課 県税			
	②申請、相談への対応	税務課 県税			

【略称】

県税：各県税事務所

2-3-2 義援金の受入・配分

会計管理課

□業務概要

○義援金の募集を行い、受け入れた義援金の配分決定及び、市町村を通じた被災者への配分等を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
義援金受入口座の開設依頼	他機関との調整項目：各金融機関に対し口座開設及び窓口での取扱いについて依頼			
①義援金受入口座の開設依頼	会計管理課			
②窓口での振込手数料無料扱いの依頼	会計管理課			
③窓口への受領書発行依頼書の備付けの依頼	会計管理課			
電話対応マニュアルの作成・配布	他機関との調整項目：なし			
①電話対応マニュアルの作成及び課内での配布・周知	会計管理課			
マスコミへの報道依頼・県HP等掲載	他機関との調整項目：マスコミへの報道依頼			
①県HP等に義援金の募集内容を掲載	会計管理課			
②義援金の募集について各報道機関へ情報提供	会計管理課			
義援金の受入・保管	他機関との調整項目：義援金提供者との連絡調整			
①義援金出納簿を作成し、日々の入金状況を管理	会計管理課			
②義援金提供者からの照会等への対応	会計管理課			
③希望者への受領書発行	会計管理課			
義援金の配分の決定	他機関との調整項目：外部委員への出席依頼			
①義援金配分委員会の招集	会計管理課			
②義援金の配分の決定				配分委員会
義援金の配分・交付及び公表	他機関との調整項目：配分先市町村との調整			
①各市町村への送金	会計管理課			
②市町村から被災者への義援金交付		○		
③義援金受入れ額及び配分結果等を県HPに掲載	会計管理課			
義援金の礼状の発送等	他機関との調整項目：なし			
①義援金提供者への礼状の送付	会計管理課			

2-4 被災者の暮らしの再建支援

- | | | |
|-------|------------------------|------------------------|
| 2-4-1 | 行政による被災者支援 | 地域福祉政策課 |
| 2-4-2 | 災害ボランティアによる被災者支援 | 地域福祉政策課 |
| 2-4-3 | ボランティア活動と行政の実施する救助との調整 | 地域福祉政策課 |
| 2-4-4 | 暮らしの安定を支援 | 地域福祉政策課 |
| 2-4-5 | さらなる生活再建支援 | 南海トラフ地震対策課、
地域福祉政策課 |

■課題

- 被災者から要望・ニーズは多様化しており、幅広い被災者支援を行う中で、個別のニーズに寄り添い、より適切・効果的な支援を行う必要がある。
- 被害規模が大きくなるほど、外部支援の割合が高まり、被災地で多くの支援活動が同時並行的に行われることになるため、これらの支援活動を効率的・円滑に進める上でそれぞれの支援活動の情報共有、活動調整が必要となる。

■到達目標

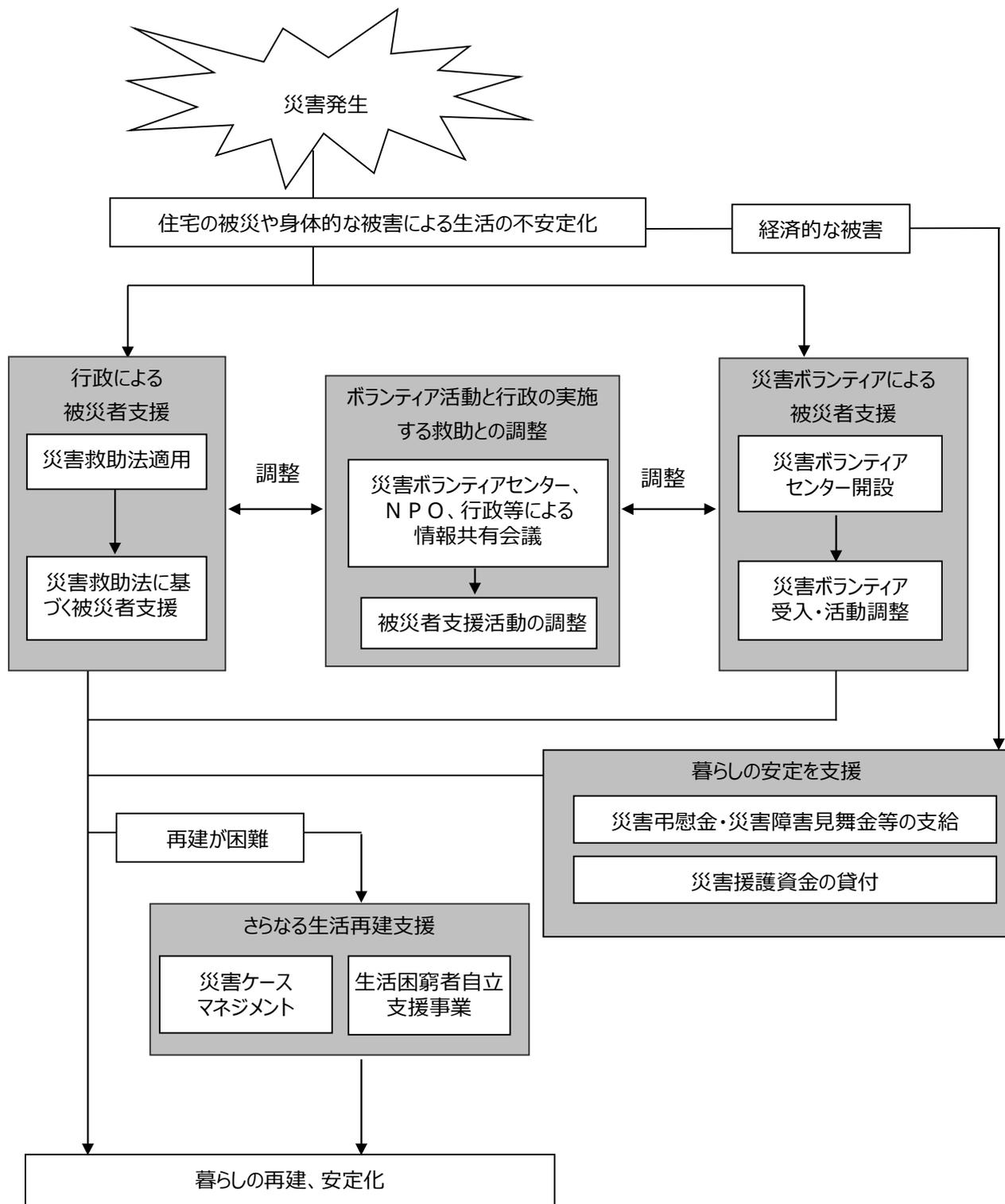
- 行政、災害ボランティアセンター（社協）、NPO等のボランティア団体及び多様な主体と連携し、きめ細かな被災者支援を実施することで、被災者が自立した生活をおくれるようにする。
- 生活再建に向けた支援制度が、被災者一人ひとりに行き届くようにする。

■基本方針

- 関係機関と連携し、各種支援制度を活用して、被災者の暮らしの安定を図る。
- 行政の支援以外に、ボランティアの力を活用して、被災者の復興・復旧支援を行う。
- 各支援団体の活動内容報告や被災者支援の課題解決に向けた情報共有、活動調整を行う。
- 被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う災害ケースマネジメントを実施する。

■業務フロー図

- ・2-4-1 行政による被災者支援
- ・2-4-2 災害ボランティアによる被災者支援
- ・2-4-3 ボランティア活動と行政の実施する救助との調整
- ・2-4-4 暮らしの安定を支援
- ・2-4-5 さらなる生活再建支援



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-4-1 行政による被災者支援	災害救助法適用				
2-4-2 災害ボランティアによる被災者支援	災害ボランティアセンター設置・運営				
2-4-3 ボランティア活動と行政の実施する救助との調整	高知県社会福祉協議会と業務委託契約締結				
	災害ボランティアセンター、NPO、行政等による情報共有会議				
2-4-4 暮らしの安定を支援	災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給				
	災害援護資金の貸付				
2-4-5 さらなる生活再建支援	災害ケースマネジメントの実施				
	生活困窮者自立支援事業による支援				

■復興に向けた業務

2-4-1 行政による被災者支援

地域福祉政策課

□業務概要

○災害救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害救助法適用	他機関との調整項目：内閣府及び市町村と法適用の調整			
①災害救助法適用決定	福政		内閣府	
②救助の実施に関する事務委任	福政			
③救助法に基づく被災者支援	福政	○		関係機関
④特別基準適用について、救助法適用市町村と国（内閣府）との調整	福政	○	内閣府	
⑤業務の取りまとめ、報告、経費支払	福政	○	内閣府	

【略称】

福政：地域福祉政策課

2-4-2 災害ボランティアによる被災者支援

地域福祉政策課

□業務概要

○社会福祉協議会が主体となり、災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの力を活用して、被災者の復興・復旧支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害ボランティアセンター設置・運営	他機関との調整項目：県社協と情報共有会議の開催について調整			
①災害ボランティアセンター開設				市町村社協
②高知県災害ボランティア活動支援本部設置				県社協
③県外からの災害ボランティア受援調整				県社協
④災害ボランティア活動状況の情報共有会議	福政			県社協
⑤災害ボランティアセンター閉所				市町村社協

【略称】

福政：地域福祉政策課 / 県社協：高知県社会福祉協議会 / 市町村社協：市町村社会福祉協議会

2-4-3 ボランティア活動と行政の実施する救助との調整

地域福祉政策課

□業務概要

- 高知県が実施する救助と社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターのボランティア活動の調整事務等を委託する。
- 被災者支援活動の調整を行うための情報共有会議を開催し、各支援団体の活動内容報告や被災者支援の課題解決に向けた情報共有を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
高知県社会福祉協議会と業務委託契約締結	他機関との調整項目：県社協と委託内容について協議・調整			
①見積書提出				県社協
②業務委託契約締結	福政			県社協
③委託契約料の概算払	福政			県社協
④委託契約の精算、契約更新	福政			県社協
災害ボランティアセンター、NPO、行政等による情報共有会議	他機関との調整項目：県社協及び関係機関と情報共有会議について調整			
①災害ボランティアセンター、NPO、行政等による情報共有会議	福政			県社協 NPO
②被災者支援活動の調整	福政			県社協 NPO

【略称】

福政：地域福祉政策課 / 県社協：高知県社会福祉協議会

2-4-4 暮らしの安定を支援

地域福祉政策課

□業務概要

- 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、被災により重度の障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- 被災者の生活再建に資するため、資金貸付を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	他機関との調整項目：市町村と支給対象者の判断や所要額について調整			
①被害状況を確認し、災害弔慰金の支給対象となる災害であるか確認し、周知	福政			
②支給対象者の確認		○		
③市町村から被害状況や所要額を調査し、県全体の所要額を把握	福政			
④（自然災害による死亡に該当するか否かの判定が困難な者がある場合）災害弔慰金給付審査委員会の設置	(福政)	○		
⑤弔慰金の支給		○		
⑥市町村から交付申請書を受け、国庫負担金の交付申請	福政			
⑦国の交付決定通知を受領し、市町村へ負担金交付	福政			
災害援護資金の貸付	他機関との調整項目：市町村と貸付金借入申請について調整			
①受付窓口を設置し、被災者から借入申請を受け、被災者へ貸付		○		
②市町村が提出した県貸付金借入申請を受け付け、市町村へ貸付	福政			
③国へ国庫貸付金借入申請を提出し、国からの借入	福政			

【略称】

福政：地域福祉政策課

2-4-5 さらなる生活再建支援

南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課

□業務概要

○心身の健康面など日常生活において支援が必要であり、かつ、住まいの再建に課題がある世帯に対して一人ひとりに合わせた支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害ケースマネジメントの実施	他機関との調整項目：市町村や社協と支援内容等の協議・調整			
	①通常の支援では生活再建が困難な方に個別に合わせた支援	南トラ 福政	○	社協
生活困窮者自立支援事業による支援	他機関との調整項目：市町村や社協と支援内容等の協議・調整			
	①生活困窮者自立支援事業による支援	福政	○	社協

【略称】

南トラ：南海トラフ地震対策課 / 福政：地域福祉政策課 / 社協：高知県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会

2-5 医療サービスの回復

- 2-5-1 医療サービスの継続・医療施設の再建…………… 保健政策課、医療政策課
2-5-2 精神科救急の復旧…………… 障害保健支援課

■課題

- 物資や医療従事者の不足、施設の損壊により、地域の医療サービスが低下する。
- 多くの精神科輪番病院で津波浸水被害が予想されているほか、平日の精神科救急を一手に引き受けている精神科病院が長期浸水エリアに位置しており、精神科救急の復旧に時間がかかることが想定される。

■到達目標

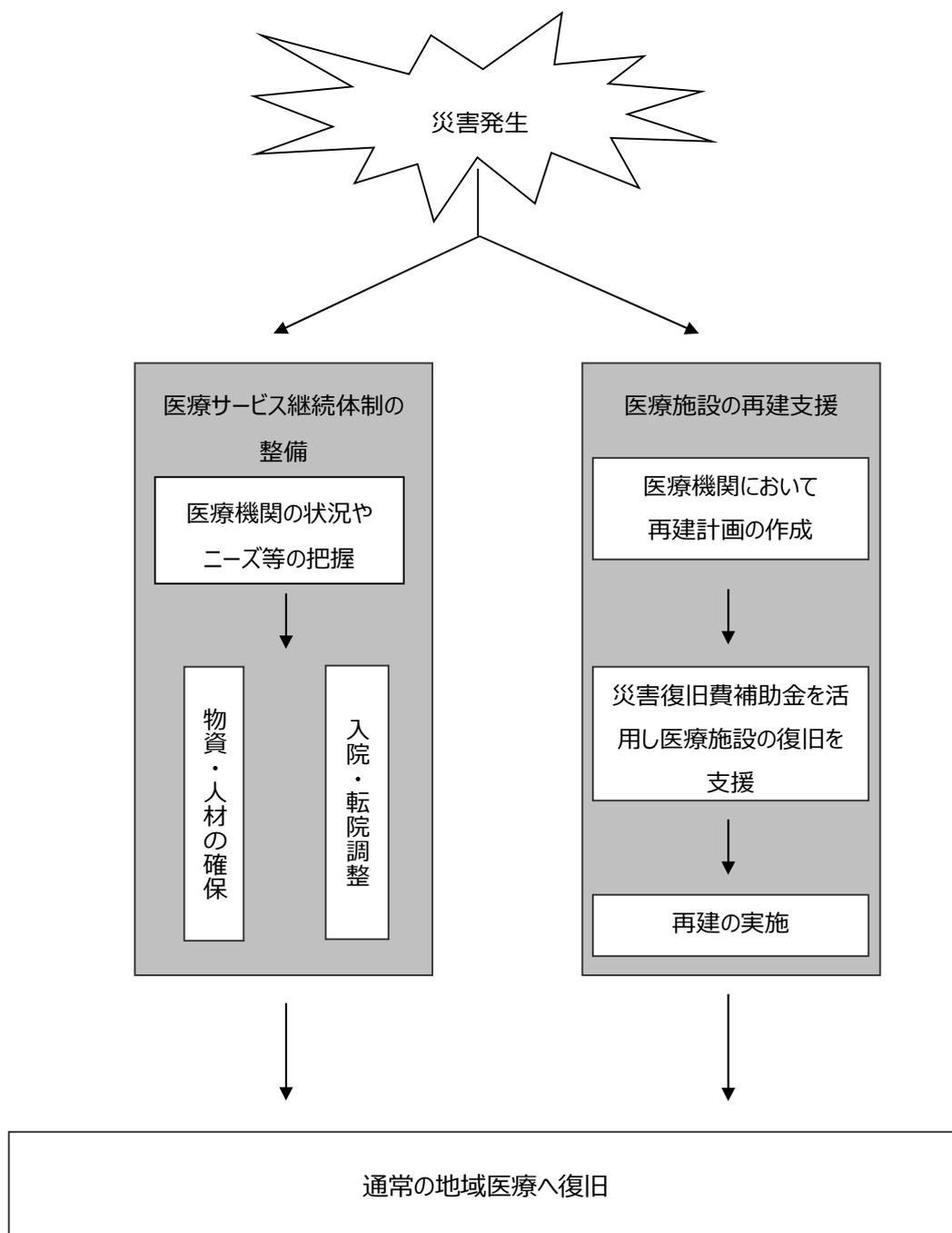
- 医療機関のサービス継続や再建に対する支援を行うことによって、災害医療から通常地域医療へ早期に移行させる。
- 精神科輪番病院への補助金等による支援や関係機関との調整により、早期の精神科救急の再開・復旧を図る。

■基本方針

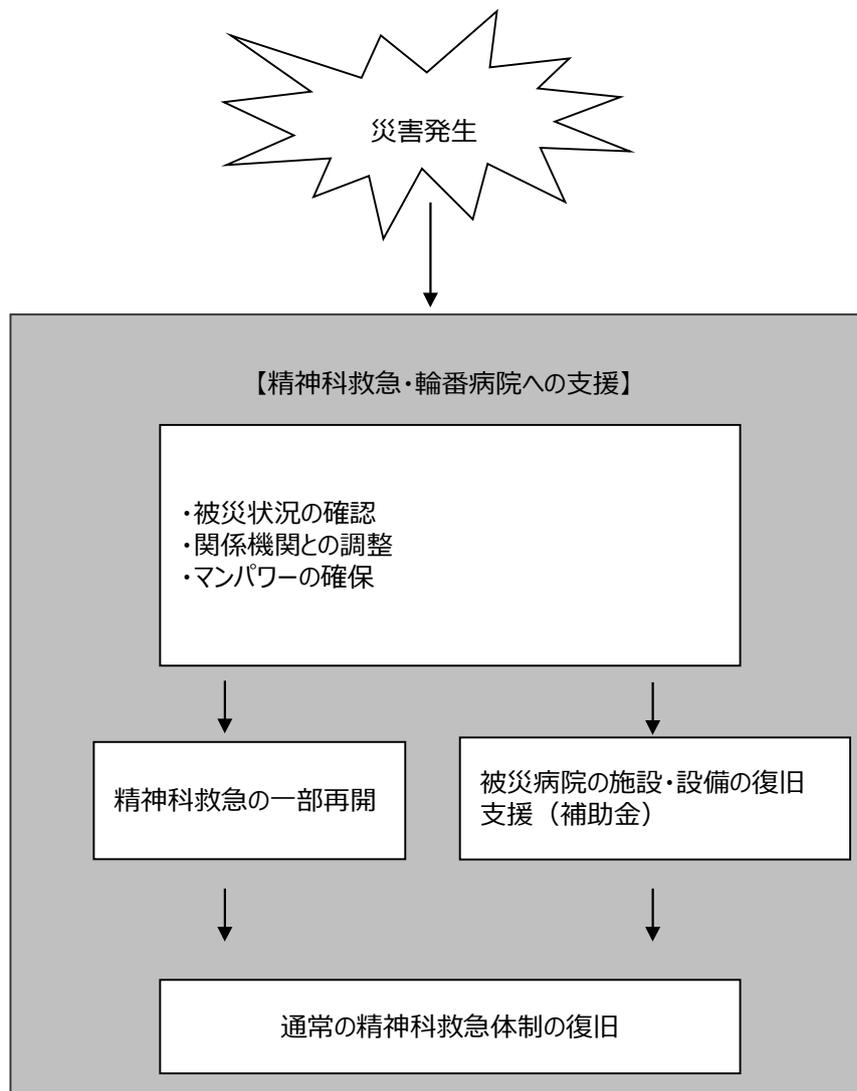
- 医療機関の被害状況を把握し、医療サービスを継続できるようにニーズに応じた支援を行うとともに、通常医療サービスの回復に向けて医療機関の再建支援を実施する。
- 精神科救急輪番病院の復旧に合わせて精神科救急の365日体制を復旧させる。

■業務フロー図

・2-5-1 医療サービスの継続・医療施設の再建



・2-5-2 精神科救急の復旧



■タイムライン

復興に向けた業務		～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-5-1 医療サービスの 継続・医療 施設の再建	医療サービス 継続体制の整 備	医療機関の状 況やニーズ等 の把握				
		入院・転院調整				
		物資・人材の確保				
	医療施設の再 建支援		再建計画の作成			
			医療施設の再建支援			
				施設の再建の実施		
2-5-2 精神科救急の復旧		精神科救急の復旧				

■復興に向けた業務

2-5-1 医療サービスの継続・医療施設の再建

保健政策課 医療政策課

□業務概要

- 医療機関の状況やニーズを把握したうえで、患者の入・転院調整により、医療提供サービスの破綻を回避しつつ、物資や医療従事者等の確保に向けた支援を行い、通常の医療が提供できる体制を復旧させる。
- また、被災により建物や設備が損壊し、提供できる医療サービスの量・質が低下している医療機関に対し、国の補助金を活用し復旧を支援するとともに、再建するにあたり、地域の医療ニーズに応じた再建となるように助言を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
医療サービス継続体制の整備	他機関との調整項目：医療を継続するために必要な、人的・物的資源の調整や患者の入転院調整			
①医療機関の状況・ニーズの把握	本部・支部	○		医療機関 DMAT等
②物資・人材の確保	本部・支部	○	厚生労働省	医療機関 DMAT等
③入院・転院調整	本部・支部	○	厚生労働省	医療機関 DMAT等
医療施設の再建支援	他機関との調整項目：再建に向けた復興まちづくり計画等の策定に関する調整			
①医療機関において再建計画の作成	医療政策課	○	厚生労働省 国土交通省	医療機関
②復旧支援制度が整い次第、周知し施設・設備の復旧を支援	保健政策課	○	厚生労働省	
③施設の再建の実施				医療機関

【略称】

本部・支部：保健医療調整本部・保健医療調整支部 / DMAT：災害派遣医療チーム

2-5-2 精神科救急の復旧

障害保健支援課

□業務概要

○精神科救急事業を実施している輪番病院の多くが津波による被害を受けることから、関係機関と連携して早期に精神科救急を再開させるとともに、被災病院を支援し、通常精神科医療体制に復旧させる。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
精神科救急の復旧	他機関との調整項目：国や医療機関と復旧に向けた医療の確保について調整			
①被災状況確認	障保 保健所	○		DPAT
②関係機関との調整	障保			輪番
③マンパワーの確保	障保			高精協 DPAT
④被災病院の施設・設備の復旧支援（補助金）	保健政策課			

【略称】

障保：障害保健支援課 / DPAT：災害派遣精神医療チーム / 輪番：精神科救急事業実施病院
高精協：高知県精神科病院協会

2-6 福祉サービスの回復

- 2-6-1 福祉サービス継続体制の整備…………… 長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課
- 2-6-2 在宅の要配慮者への支援体制の整備… 長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課
- 2-6-3 社会福祉施設の再建等支援…………… 長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課
- 2-6-4 福祉サービスの提供…………… 長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課

■課題

- 社会福祉施設自体が甚大な被害を受け、福祉サービスが提供できなくなることが予想されるため、別の福祉施設での入所者の受け入れ、移送が必要となる。
- 災害時には、平常時以上にサービスに対するニーズが発生することから、平常時には自立した生活を送ることのできる人であっても、災害により新たに福祉サービスが必要となったり、緊急的な入所が必要になる場合も多い。

■到達目標

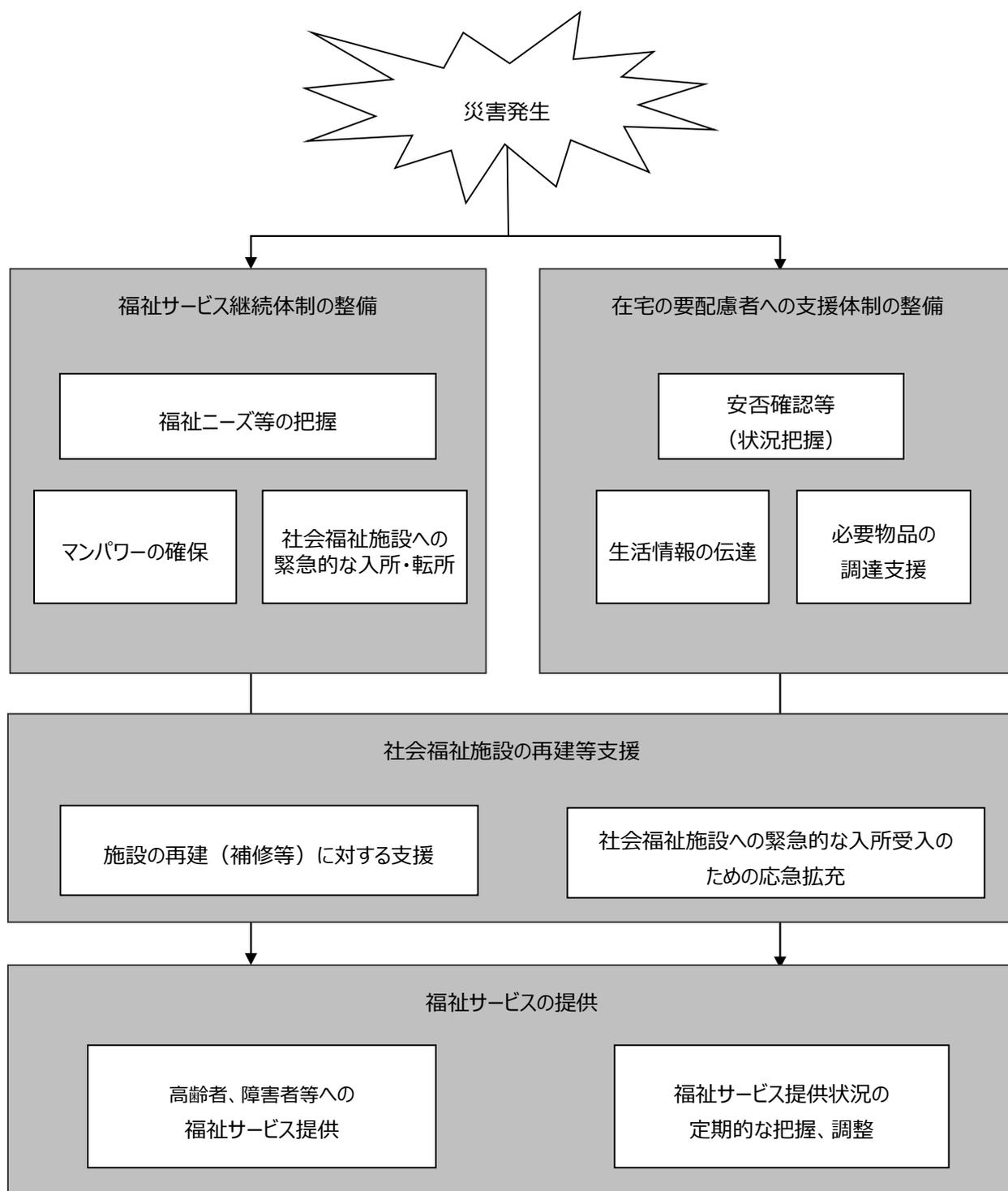
- 福祉サービスを行う施設の運営が回復し、災害前の状態に戻っている。
- 緊急的な入所、転所の調整支援や施設の再建支援などを行い、被災した高齢者、障害者等が心身の状況を悪化させることなく、被災前のサービス提供ができるようになる。

■基本方針

- 施設の被災状況に応じた支援を行い、利用者のニーズに対応出来るよう努める。
- 被災状況に応じて、必要物品の調達支援や施設の被災箇所の再建（補修）支援を行い、早期に施設の利用体制の復旧を図る。

■業務フロー図

- ・2-6-1 福祉サービス継続体制の整備
- ・2-6-2 在宅の要配慮者への支援体制の整備
- ・2-6-3 社会福祉施設の再建等支援
- ・2-6-4 福祉サービスの提供



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-6-1 福祉サービス継続体制の整備	福祉ニーズ等の把握				
	マンパワーの確保				
	社会福祉施設への緊急的な入所・転所				
2-6-2 在宅の要配慮者への支援体制の整備	安否確認等				
	生活情報の伝達				
	必要物品の調達支援				
2-6-3 社会福祉施設の再建等支援	施設の再建（補修等）に対する支援				
	社会福祉施設への緊急的な入所受入のための応急拡充				
2-6-4 福祉サービスの提供	高齢者、障害者等への福祉サービス提供				
				福祉サービス提供状況の定期的な把握、調整	

■復興に向けた業務

2-6-1 福祉サービス継続体制の整備

長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課

□業務概要

○被災した社会福祉施設の福祉ニーズについて把握し、マンパワーの確保や緊急的な入所・転所により応急的に福祉サービスの継続体制を整備する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
福祉ニーズ等の把握	他機関との調整項目：なし				
	①相談窓口設置を調整し、施設の福祉ニーズを把握	長寿社会課 障害福祉課 子家			
マンパワーの確保	他機関との調整項目：被災施設及び種別協会と応援内容について調整				
	①人材の不足状況等の把握	長寿社会課 障害福祉課 子家			
	②社会福祉施設の相互応援支援	福政 長寿社会課 障害福祉課 子家			
	③県内外の協力団体と専門職等の派遣調整	福政 長寿社会課 障害福祉課 子家			
社会福祉施設への緊急的な入所・転所	他機関との調整項目：被災施設及び種別協会と応援内容について調整				
	①緊急的な入所調整の方針決定	福政 長寿社会課 障害福祉課 子家			
	②県内の状況を集約し、入所・転所の調整	福政 長寿社会課 障害福祉課 子家			

【略称】

福政：地域福祉政策課 / 子家：子ども家庭課

2-6-2 在宅の要配慮者への支援体制の整備

長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課

□業務概要

○在宅の要配慮者の状況やニーズに応じて適切な情報を提供し、必要な物品の調達を支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
安否確認等	他機関との調整項目：なし			
①必要に応じて災害時要支援者名簿情報を地域住民等に提供		○		
②地域住民等による在宅の要配慮者の安否（状況）確認				住民等
生活情報の伝達	他機関との調整項目：各種団体と情報発信方法について調整			
①本人の状況や特性等に配慮した広報や情報伝達手段の確保支援	長寿社会課 障害福祉課			各種団体
必要物品の調達支援	他機関との調整項目：市町村と必要数、受け入れ先等について調整			
①必要な物品情報を把握し、不足物資を県に支援要請		○		
②必要な物品情報を集約し、調達を支援	災対 長寿社会課 障害福祉課 子家			
③必要物資の配布		○		

【略称】

子家：子ども家庭課 / 災対：災害対策本部

2-6-3 社会福祉施設の再建等支援

長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課

□業務概要

- 被災した社会福祉施設の再建に対する支援を行う。
- 被災していない社会福祉施設において、一時的に要配慮者を受け入れるための施設拡充を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
施設の再建（補修等）に対する支援	他機関との調整項目：市町村と社会福祉施設再建に係る支援策について協議、調整			
	①施設の被災状況の把握	長寿社会課 障害福祉課 子家	○	
	②応急処理等の支援策の検討	長寿社会課 障害福祉課 子家		
	③再建支援策に関する情報の周知及び支援	長寿社会課 障害福祉課 子家		
社会福祉施設への緊急的な入所受入のための応急拡充	他機関との調整項目：市町村及び施設と応急拡充の必要量について調整			
	①施設拡充の必要量と確保方法の検討	長寿社会課 障害福祉課 子家	○	
	②応急拡充及び受入の支援	長寿社会課 障害福祉課 子家	○	

【略称】

子家：子ども家庭課

2-6-4 福祉サービスの提供

長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課

□業務概要

○定期的に福祉ニーズを把握し、サービスの提供の適正化、正常化を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
高齢者、障害者等への福祉サービス提供	他機関との調整項目：市町村や各種団体等と必要な支援について協議・調整			
	①福祉サービス提供体制を確保		○	事業所
	②本人の状況や特性等に応じた必要な専門ボランティア等の派遣調整（情報共有会議）	（福政）	○	県社協 各種団体
福祉サービス提供状況の定期的な把握、調整	他機関との調整項目：施設や事業所と必要な支援について調整			
	①定期的に福祉サービス提供状況を確認	長寿社会課 障害福祉課 子家		
	②福祉サービス提供状況集約を行い、県全体の対応状況を把握し、人員確保等の必要な調整	長寿社会課 障害福祉課 子家		

【略称】

福政：地域福祉政策課 / 子家：子ども家庭課 / 県社協：高知県社会福祉協議会

2-7 児童福祉サービスの回復

- 2-7-1 施設や里親等の被災状況の把握…………… 子ども家庭課、児童相談所
- 2-7-2 要保護児童の被災状況の把握…………… 子ども家庭課、児童相談所
- 2-7-3 施設の復旧・里親への支援等…………… 子ども家庭課

■課題

- 施設等の被災状況や入所児童の安否及び里親家庭の状況把握が困難な場合が想定される。
- 保護者の不在や死亡などによる要保護児童の安心・安全な生活を守るために、速やかな状況の把握と支援体制の構築が必要となる。
- 被災した施設や里親等の早期の活動再開に向けた人的・物的支援の調整・調達が困難な場合が想定される。

■到達目標

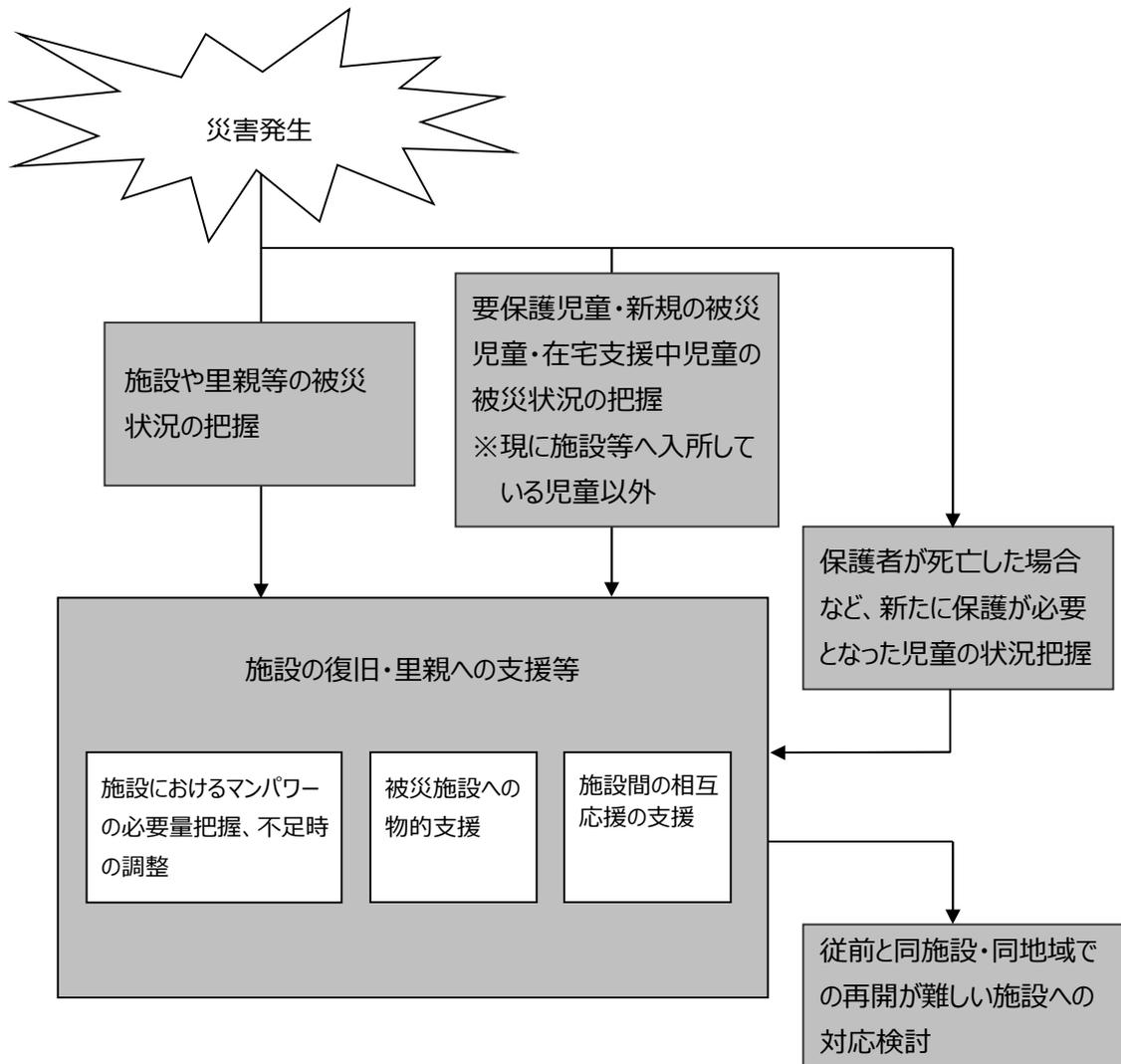
- 速やかに施設等の被災状況を確認し、応急的に必要となる対策を講じる。
- 施設等において、早期に活動レベルを被災前の水準まで復旧できるよう支援を行う。

■基本方針

- 施設や里親等の早期の活動再開へ向けて支援を行う。
- 要保護児童の生活を守る。
- 災害によって新たに保護等が必要となった児童に対する支援を行う。

■業務フロー図

- ・2-7-1 施設や里親等の被災状況の把握
- ・2-7-2 要保護児童の被災状況の把握
- ・2-7-3 施設の復旧・里親への支援等



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-7-1 施設や里親等の被災状況の把握	被災情報の収集				
2-7-2 要保護児童の被災状況の把握	支援体制の構築・調整		保護者が死亡した場合など、新たに保護が必要となった児童の状況把握		
2-7-3 施設の復旧・里親への支援等	施設におけるマンパワーの必要量把握、不足時の調整				
	被災施設への物的支援				
	施設間の相互応援の支援				
	従前と同施設・同地域での再開が難しい施設への対応検討				

■復興に向けた業務

2-7-1 施設や里親等の被災状況の把握

子ども家庭課 児童相談所

□業務概要

○児童福祉施設や里親等の被災状況を把握する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災情報の収集	他機関との調整項目：市町村および施設と状況確認			
①被災情報の収集・把握	子家	○		
②入所児童等の安否確認	子家 児童相談所	○		施設

【略称】

子家：子ども家庭課

2-7-2 要保護児童の被災状況の把握

子ども家庭課 児童相談所

□業務概要

○要保護児童の被災状況を把握するとともに、相談活動や保護などの支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
支援体制の構築・調整	他機関との調整項目：市町村と相談支援体制について調整			
①相談支援体制の構築	子家 児童相談所	○		
被災により保護者が不在となった児童の把握、相談活動と保護	他機関との調整項目：市町村と対象児童等の確認及び施設との入所について調整			
①保護者不在児童等の把握	児童相談所	○		
②保護者不在児童等の相談支援	児童相談所	○		
③保護者不在児童等の保護	児童相談所			施設
保護者が死亡した場合など、新たに保護が必要となった児童の情報把握	他機関との調整項目：市町村と対象児童等の確認			
①保護者死亡などの要保護児童等の把握	児童相談所	○		

【略称】

子家：子ども家庭課

2-7-3 施設の復旧・里親への支援等

子ども家庭課

□業務概要

- 被災した児童福祉施設や里親等の早期の活動再開に向けた人的・物的支援を行う。
- 同施設・同地域での活動再開が難しい施設に対する支援の検討を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
施設におけるマンパワーの必要量把握、不足時の調整	他機関との調整項目：施設の必要なマンパワーの確認と実施内容について調整			
	①被災施設等におけるマンパワーの必要量の把握	子家		
	②必要なマンパワーの調整	子家		
被災施設への物的支援	他機関との調整項目：施設の支援ニーズの確認と支援内容について調整			
	①被災施設の物的支援ニーズの把握	子家		
	②被災施設への物的支援の実施	子家		
施設間の相互応援の支援	他機関との調整項目：施設間の相互応援について調整			
	①児童福祉施設等の相互応援支援	子家		
従前と同施設・同地域での再開が難しい施設への対応検討	他機関との調整項目：施設等と再建支援について検討、調整			
	①再建支援策に関する情報の周知及び支援	子家		

【略称】

子家：子ども家庭課

2-8 災害時要配慮者支援

- 2-8-1 福祉避難所の運営支援…………… 地域福祉政策課
- 2-8-2 災害派遣福祉チームの派遣調整…………… 地域福祉政策課

■課題

- 避難所においては、心身へのストレスが高まることが想定され、要配慮者への配慮が重要である。
- 期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、災害関連死や生活機能の低下、要介護度の重度化などの二次被害が生じる場合がある。

■到達目標

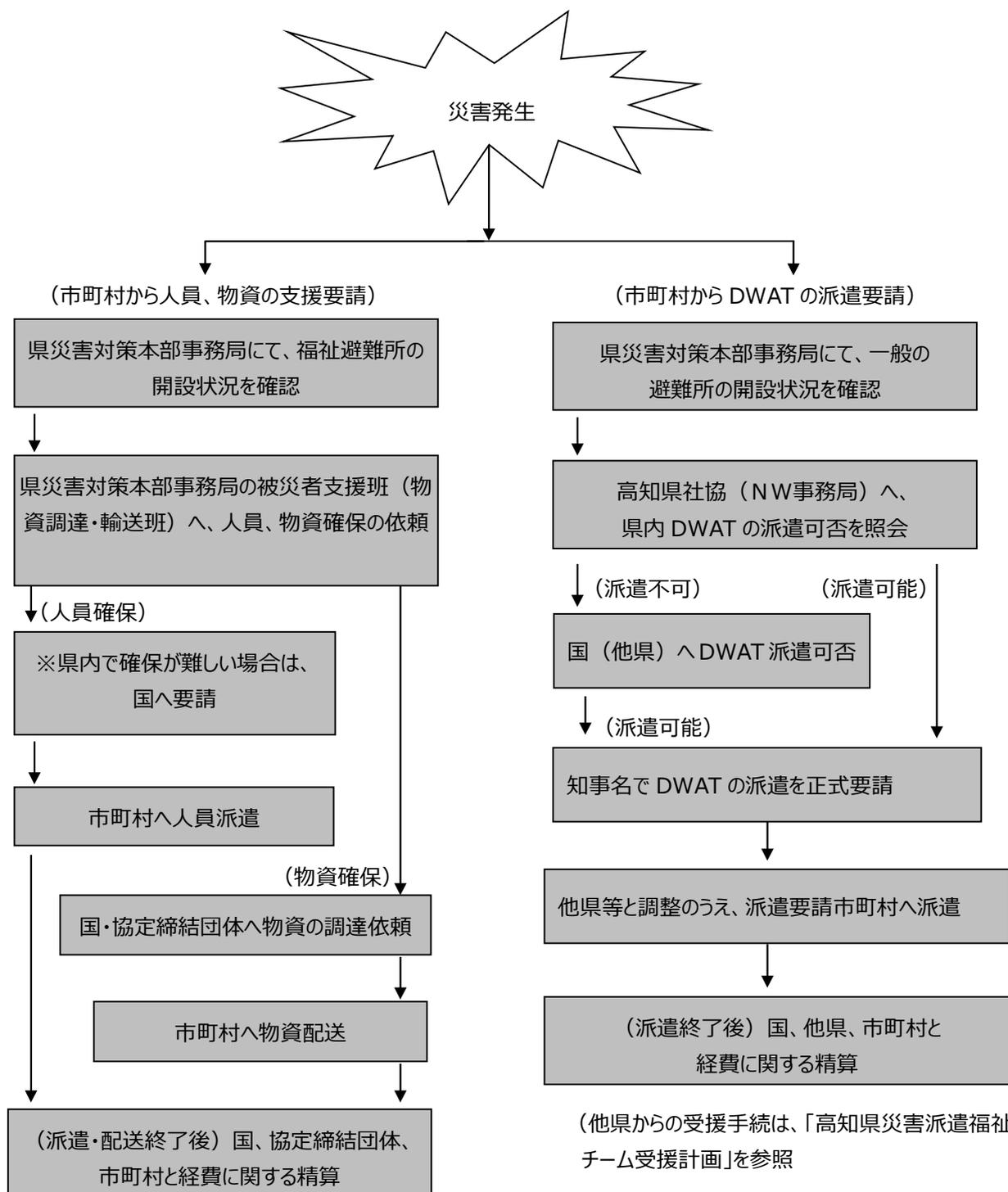
- 福祉避難所の運営が適切に行われ、要配慮者の生活が安定している。
- 一般の避難所での災害派遣福祉チームによる被災地の自立支援を通じて、避難所運営が適切に行われ、要配慮者の生活が安定している。

■基本方針

- 被災市町村や関係機関と連携し、マンパワーや資機材を確保することで、要配慮者への必要な福祉支援が切れ目なく行われるよう努める。
- 避難所に災害派遣福祉チームを派遣し、福祉専門職の視点を活かして災害の二次被害を防止する。

■業務フロー図

- ・2-8-1 福祉避難所の運営支援
- ・2-8-2 災害派遣福祉チームの派遣調整



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-8-1 福祉避難所の運営支援	福祉避難所の開設状況確認				
	県災対本部被災者支援班（物資調達・輸送班）と 人員・物資確保に向けた調整				
	流通備蓄の確保				
2-8-2 災害派遣福祉チームの派遣調整	一般避難所の開設状況確認、高知県社協へ DWAT 派遣準備依頼				
	災害派遣福祉チームの派遣調整				

■復興に向けた業務

2-8-1 福祉避難所の運営支援

地域福祉政策課

□業務概要

○福祉避難所の人材・物資ニーズを把握し、適切な支援を行うことで、福祉避難所運営の正常化を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
福祉避難所の開設状況確認	他機関との調整項目：なし			
	①福祉避難所の開設状況確認	災対		
県災対本部被災者支援班（物資調達・輸送班）と人員・物資確保に向けた調整	他機関との調整項目：市町村及び関係期間と必要な人員・物資について協議・調整			
	①人員・物資の不足状況等の把握		○	
	②人員・物資確保に向けた調整	災対 福政	○	関係機関
	③県内で確保が難しい場合は国へ要請	災対		
④市町村へ人員派遣、物資搬送	災対			
流通備蓄の確保	他機関との調整項目：協定締結団体と必要物資の数量等の調整			
	①国・協定締結団体へ物資調達依頼	災対 福政		
	②市町村へ物資配送	災対		
③（配送終了後） 国、協定締結団体、市町村と経費に関する精算	災対 福政			

【略称】

災対：災害対策本部 / 福政：地域福祉政策課

2-8-2 災害派遣福祉チームの派遣調整

地域福祉政策課

□業務概要

○長期間の避難生活による、体調悪化や災害関連死を防止するため、高知県災害派遣福祉チームを派遣し、避難所運営の正常化に向けた福祉支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
一般避難所の開設状況確認、高知県社協へDWAT派遣準備依頼	他機関との調整項目：なし			
①一般避難所の開設状況確認	災対			
②高知県社協へ派遣準備の依頼	福政			
災害派遣福祉チームの派遣調整	他機関との調整項目：県社協や厚労省（中央センター）と派遣について調整			
①被災市町村から県にDWAT派遣要請		○		
②高知県社協へDWATの派遣可否照会	福政			
③県内チームの派遣調整し、チーム編成				県社協
④県内チーム員へ派遣要請	福政			
⑤県内チームを派遣要請市町村へ派遣				県社協 DWAT
⑥（県内チームの派遣が難しい場合） 国へ他県のチームの派遣照会	福政			
⑦派遣可能な回答があった他県にDWAT派遣要請	福政			
⑧他県等と調整のうえ派遣要請市町村へ他県チームを派遣	福政			他県 DWAT
⑨（派遣終了後） 国、他県、市町村と経費に関する精算	福政			

【略称】

福政：地域福祉政策課 / 県社協：高知県社会福祉協議会 / 災対：災害対策本部 / DWAT：災害派遣福祉チーム
厚労省：厚生労働省 / 中央センター：災害福祉支援ネットワーク中央センター

2-9 心のケア

- 2-9-1 心のケア活動の DPAT から地域保健医療への移行…… 障害保健支援課
- 2-9-2 心のケア支援の継続…… 障害保健支援課、精神保健福祉センター
- 2-9-3 児童心理司等チームの派遣…… 子ども家庭課、児童相談所

■課題

- 長期の避難所生活による健康状態の悪化や災害のストレスにより、心の問題等を抱える住民が増加する。
- 幼少期の被災体験はその後の人格形成に大きな影響を与える場合があることから、児童への心のケアに関する対策の充実が必要となる。

■到達目標

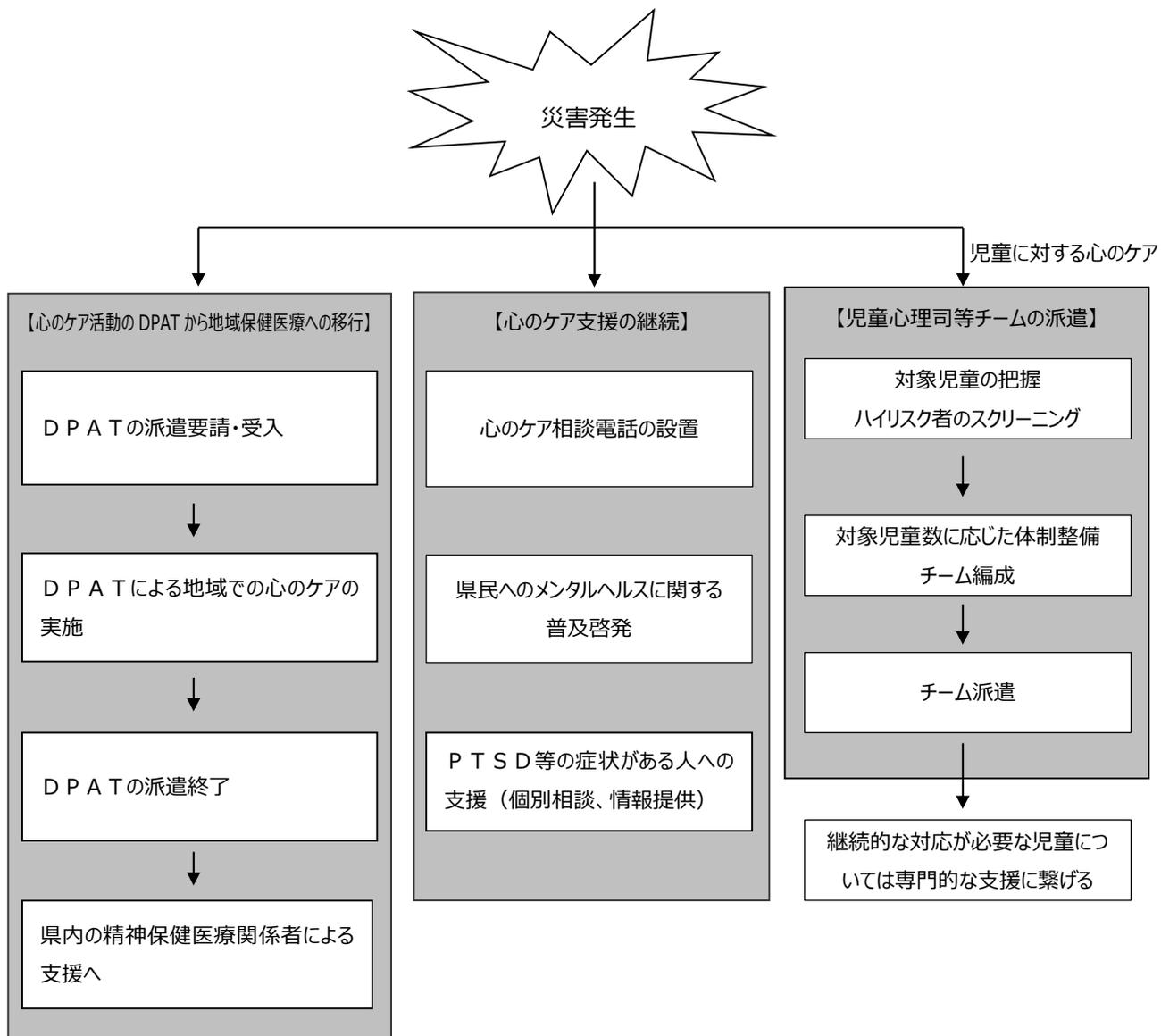
- 被災者の状況に応じた支援により、心身・生活の安定を図り、被災前の日常生活へ移行できるようにする。
- DPAT等から地域の支援者（医療従事者、自治体職員等）による平時の心のケア活動に円滑に移行する。
- それぞれの児童の心の状況に応じて受診等を含めた適切な対応へ繋げていくことで、児童の心の安定を図る。

■基本方針

- 広く県民に災害時のメンタルヘルスに関する普及啓発を実施するほか、相談体制を整備する。
- DPATや保健活動チームと連携しながら、被災者や支援者への心のケアを実施する。
- 被災により児童の心が不安定になることが想定されることから、継続して児童の不安に寄り添い、児童の気持ちの整理を支援していく。
- 対応が必要な児童については、できるだけ早く専門的な支援に繋げる。

■業務フロー図

- ・2-9-1 心のケア活動の DPAT から地域保健医療への移行
- ・2-9-2 心のケア支援の継続
- ・2-9-3 児童心理司等チームの派遣



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-9-1 心のケア活動の DPAT から地域 保健医療への移行	心のケア活動の DPAT から地域保健医療への移行				
2-9-2 心のケア支援の継続	心のケア支援の継続				
2-9-3 児童心理司等チームの派遣	対象児童の把握・ハイリスク者のスクリーニング				
	チーム編成	チーム派遣			
	対象児童数に応じた体制整備				

■復興に向けた業務

2-9-1 心のケア活動のDPATから地域保健医療への移行

障害保健支援課

□業務概要

○県外DPAT隊による各地域での心のケア活動を支援するとともに、地域精神保健医療への円滑な移行を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
心のケア活動のDPATから地域保健医療への移行	他機関との調整項目：国や市町村等と心のケア活動対策について調整			
	①DPATの派遣要請・受入	支部 障保		DPAT 事務局
	②DPATによる地域での心のケアの実施	支部 障保		DPAT
	③DPATから地域の精神保健医療への移行	支部 障保	○	DPAT 精神科病院

【略称】

支部：保健医療調整支部 / 障保：障害保健支援課 / DPAT：災害派遣精神医療チーム

2-9-2 心のケア支援の継続

障害保健支援課 精神保健福祉センター

□業務概要

○被災前の日常生活へ移行できるよう、心のケア支援を継続する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
心のケア支援の継続	他機関との調整項目：市町村等と心のケア支援の具体的な対策等について調整			
①心のケア相談電話の設置	精セ			
②県民へのメンタルヘルスに関する普及啓発	障保精セ	○		
③PTSD等の症状がある人への支援	精セ保健所	○		DPAT

【略称】

精セ：精神保健福祉センター / 障保：障害保健支援課 / DPAT：災害派遣精神医療チーム

2-9-3 児童心理司等チームの派遣

子ども家庭課 児童相談所

□業務概要

○心のケアが必要な児童の把握及び支援チームによる心のケアを実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
対象児童の把握・ハイリスク者のスクリーニング	他機関との調整項目：市町村や学校と対象児童について調整			
①対象児童の把握	児童相談所	○		学校
②ハイリスク者のスクリーニング	児童相談所	○		
チーム編成	他機関との調整項目：医療機関等とチーム編成について調整			
①心のケアに関する支援チームの編成	児童相談所	○		医療機関等
チーム派遣	他機関との調整項目：市町村とチーム派遣先等について調整			
①施設や避難所等への巡回による心のケアの実施	児童相談所	○		
②医療受診が必要な児童の把握	児童相談所	○		
対象児童数に応じた体制整備	他機関との調整項目：市町村等と対象児童の確認と支援実施について調整			
①専門的な支援を要する児童の量的把握による支援体制の整備	子家 児童相談所	○		医療機関等

【略称】

子家：子ども家庭課

2-10 学業支援

- 2-10-1 児童・生徒の安否確認…………… 私学・大学支援課
- 2-10-2 被災児童・生徒への支援…………… 私学・大学支援課
- 2-10-3 学校施設の再建・修理支援（私立学校）…………… 私学・大学支援課
- 2-10-4 学校施設等の再建・修理支援（県立学校・市町村立学校）…………… 学校安全対策課、高等学校振興課
特別支援教育課
- 2-10-5 保育サービスの回復…………… 幼保支援課
- 2-10-6 保育サービスの提供…………… 幼保支援課
- 2-10-7 被災児童への支援…………… 幼保支援課
- 2-10-8 福祉避難所となった保育所等からの要請に応じた支援…………… 幼保支援課
- 2-10-9 園舎の再建・修理の支援…………… 幼保支援課
- 2-10-10 授業の早期再開（市町村立学校）…………… 小中学校課
- 2-10-11 授業の早期再開（県立中学校・県立高等学校）…………… 高等学校課
- 2-10-12 被災児童・生徒への支援…………… 高等学校課
- 2-10-13 避難所となった学校からの要請に応じた支援…………… 高等学校課
- 2-10-14 授業の早期再開（県立特別支援学校）…………… 特別支援教育課
- 2-10-15 被災児童・生徒への支援…………… 特別支援教育課
- 2-10-16 避難所となった学校からの要請に応じた支援…………… 特別支援教育課
- 2-10-17 授業の早期再開（学校給食施設）…………… 保健体育課

■課題

- 各県立学校の被害状況を把握したうえで、児童・生徒の学習環境を安全なものとするため、できるだけ早期に学校施設の再建、修理を行う必要がある。
- 市町村立学校についても学校施設の再建等が円滑に行われるよう、市町村から要請があった場合には、県が再建・修理計画の作成の支援を行う必要がある。
- 各市町村を通じた、各保育所等の被災状況を早期に把握する必要がある。
- 発災直後の被災状況の把握や市町村等が希望する支援等に係るマンパワー不足、授業再開に必要な人材の確保。
- 授業の早期再開と避難所機能が共存する場合の体制や市町村との連携が必要となる。
- 給食施設設備の被害状況によっては、学校の再開に合わせて学校給食が実施できない、または、通常どおりの学校給食が実施できず簡易・代替給食となる可能性がある。

■到達目標

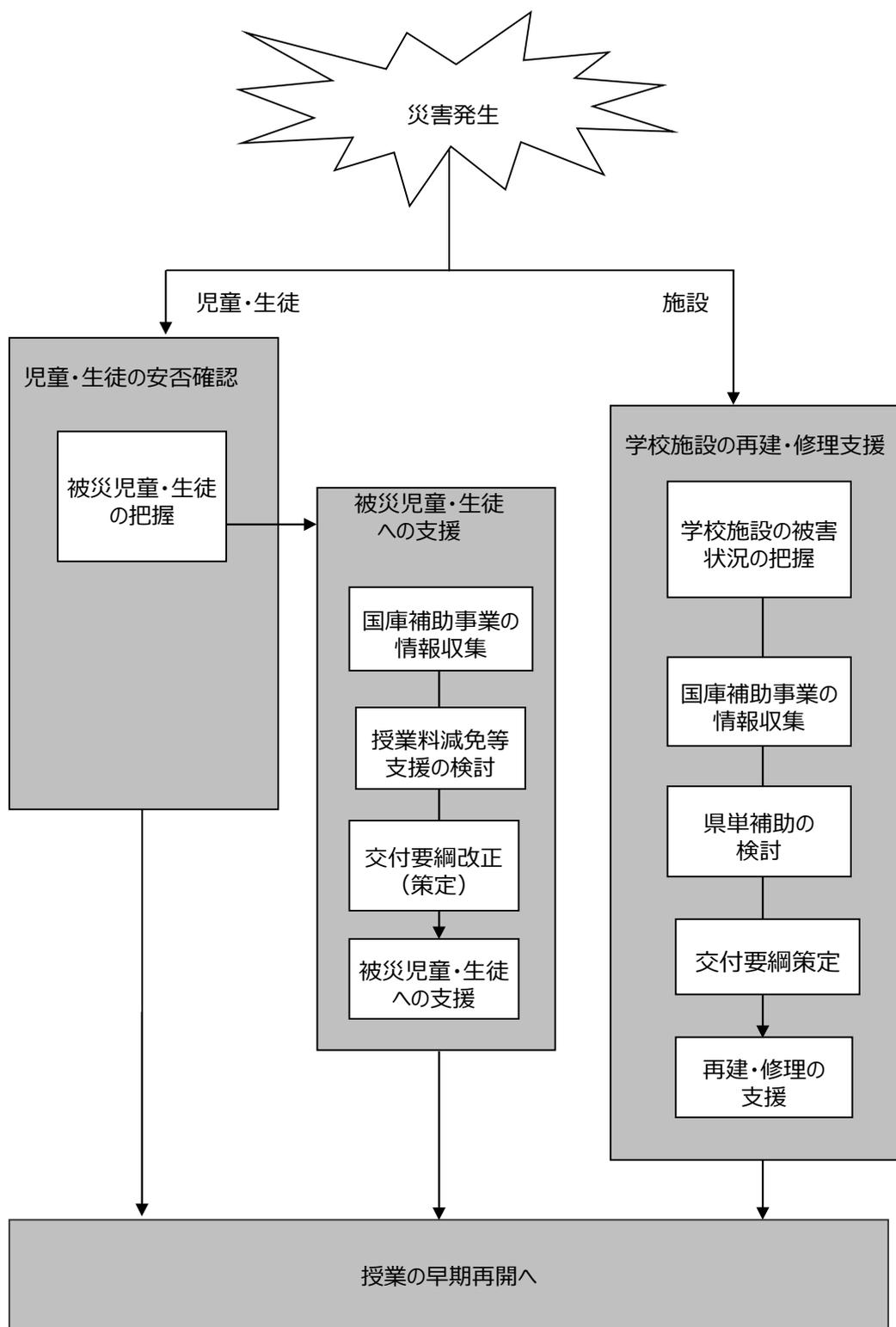
- 児童、生徒、学生、教職員等の安否確認および施設や通学路等の被害状況を把握し、授業の早期再開を目指した対応を実施する。
- 被災生徒等への各種支援を実施し、通常の学校教育へ移行できるようにすることを到達目標とする。
- 保育サービスの回復や提供、園舎再建・修理など、設置者の要請に応じて、通常保育が再開できるよう支援する。
- 施設の再建計画を作成し、施設整備を実施する。
- 学校給食の再開、教育施設の復旧・再建等を行うとともに、被災児童・生徒への各種支援を実施し、通常の学校教育へ移行できるようにする。

■基本方針

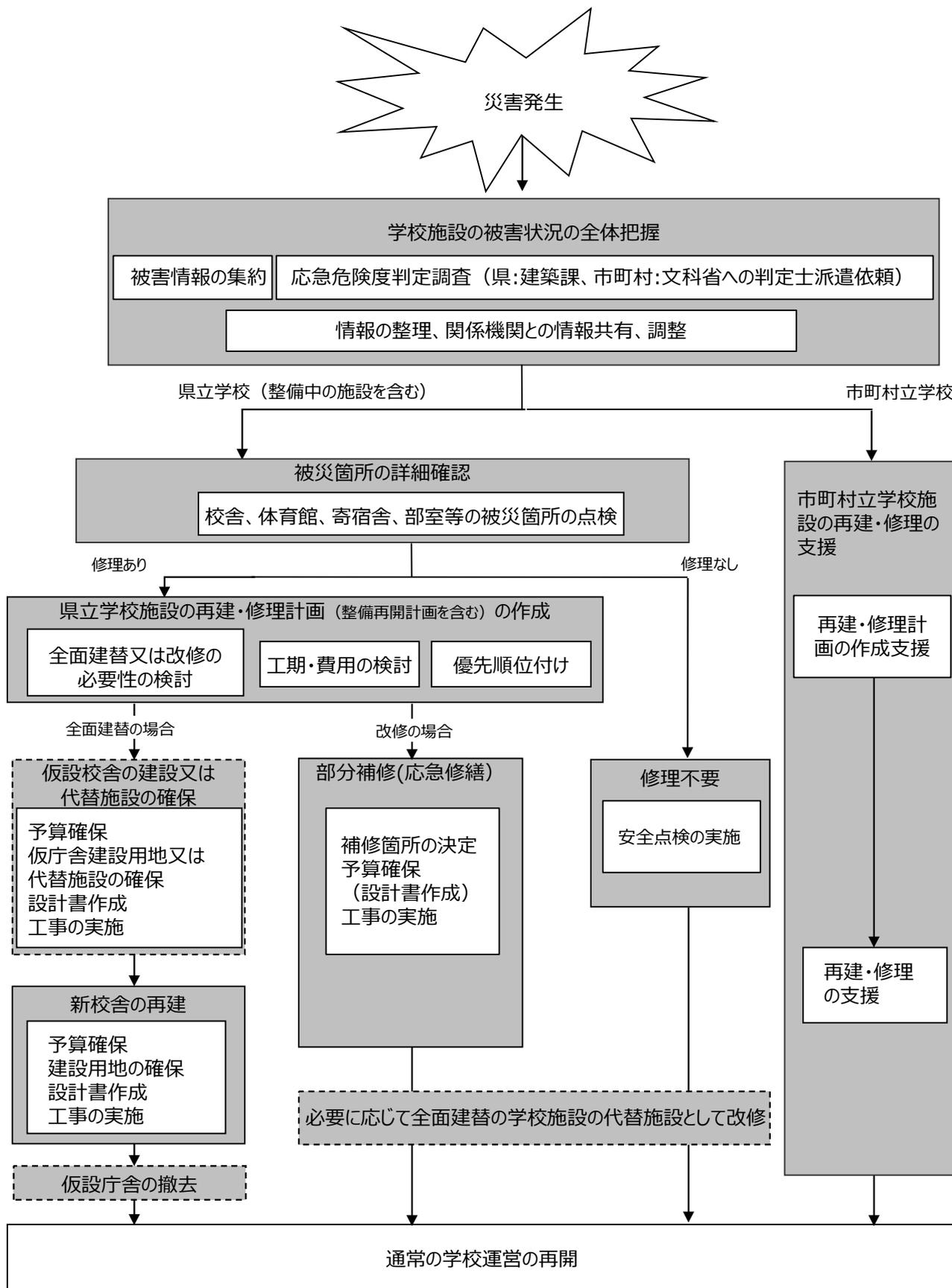
- 授業の早期再開に向けた取組に対し、私立学校への支援を行う。
- 被災児童・生徒の就学の機会を確保するため、授業料減免等の支援を行う。
- 校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建の難易度を勘案し、再建又は修理の優先順位を検討する。
- 施設の被害が軽微な場合は早期改修を目指し、被害が甚大な場合には授業再開のスケジュールを十分に考慮した再建・修理計画を作成する。
- 保育施設の被災状況について速やかに把握するとともに、設置者からの要請に応じた支援を行う。保育施設の被災状況に応じて、速やかな施設の再建に向けた支援策等について、国や市町村とも調整を図り、必要な措置を講じる。
- 市町村や学校組合、県が互いに連絡調整し、小中学校の学校機能の復旧・復興に努める。
- 学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることから、学校教育に重大な支障が生じないよう十分配慮することが必要である。
- 各学校は防災に関するマニュアル等に基づき、発災後は速やかに児童・生徒の安全を確保し、学校機能の復旧・復興に向けて活動するものとするが、発災後は予期せぬ事態に対処するためにも、市町村・県との連絡調整を密にして、学校機能の復旧・復興に努める。
- 整備中の県立学校施設の被害状況を把握し、速やかな修理及び整備の再開に向け、対策を検討・実施する。
- 各学校は、学校の再開に合わせて学校給食も再開できるよう、施設設備の被災状況により段階的に簡易・代替給食も検討する等、市町村・県との連絡調整を密にして学校給食の復旧・復興に努める。

■業務フロー図

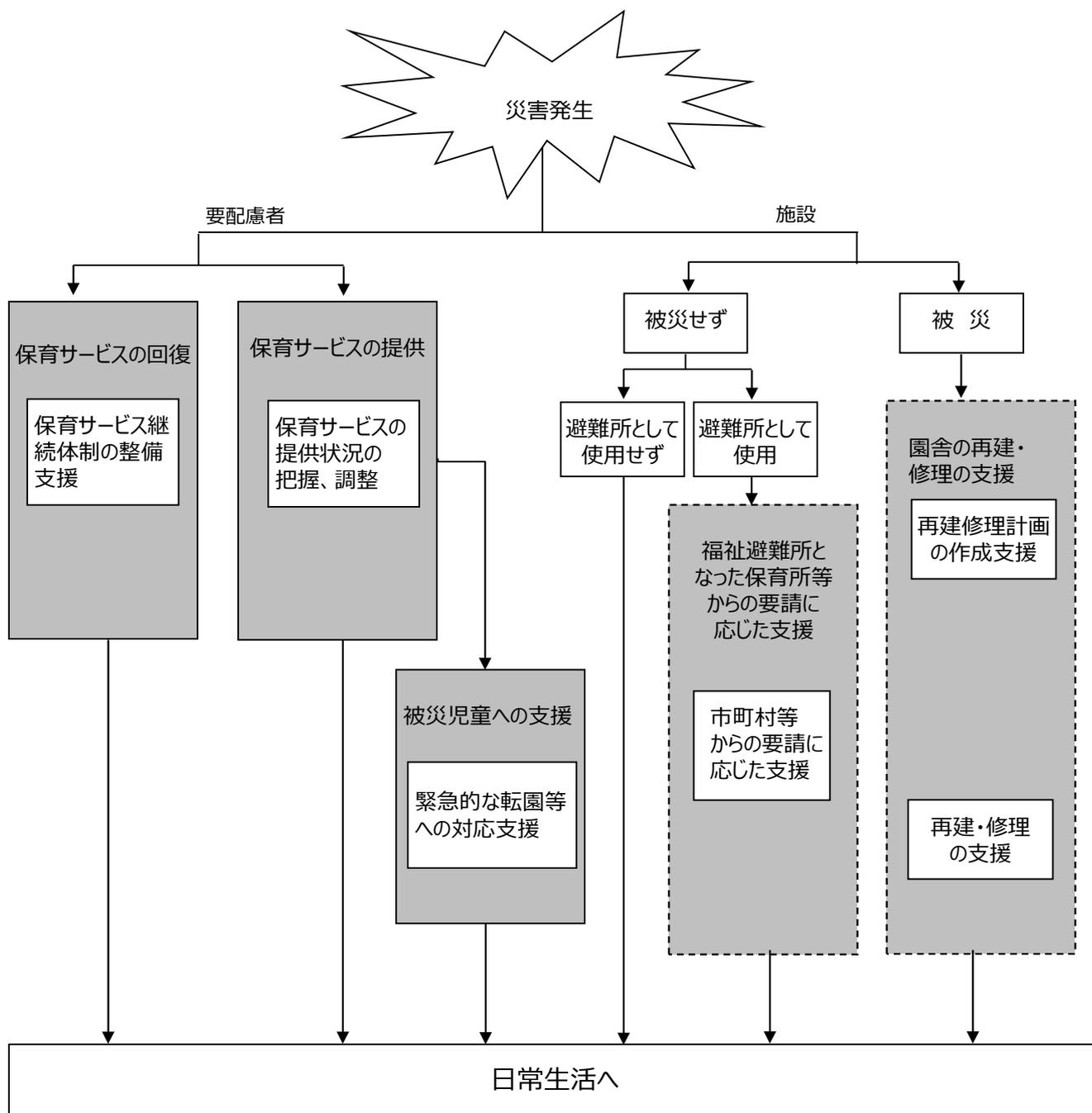
- ・2-10-1 児童・生徒の安否確認
- ・2-10-2 被災児童・生徒への支援
- ・2-10-3 学校施設の再建・修理支援（私立学校）



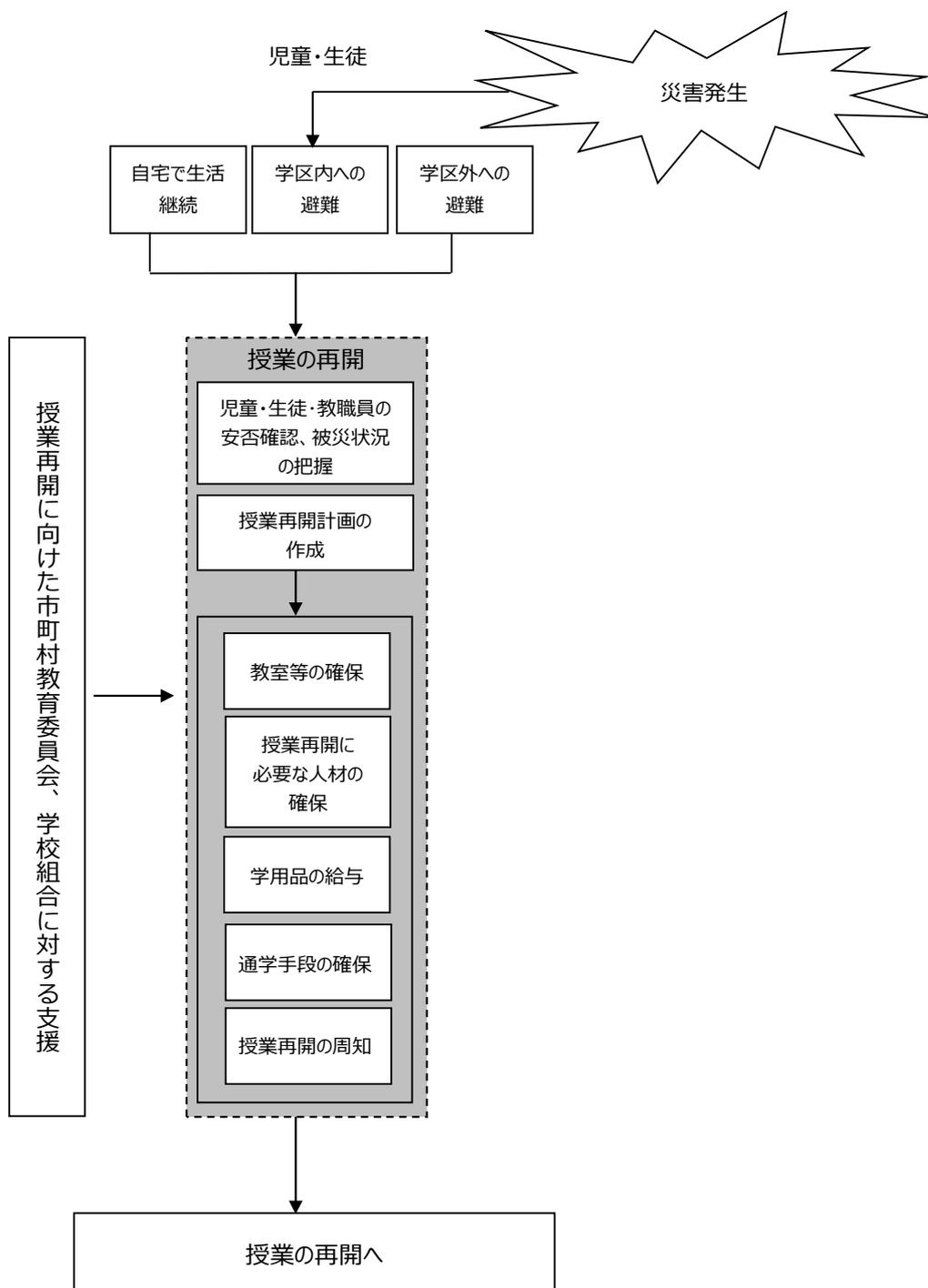
・2-10-4 学校施設等の再建・修理支援（県立学校・市町村立学校）



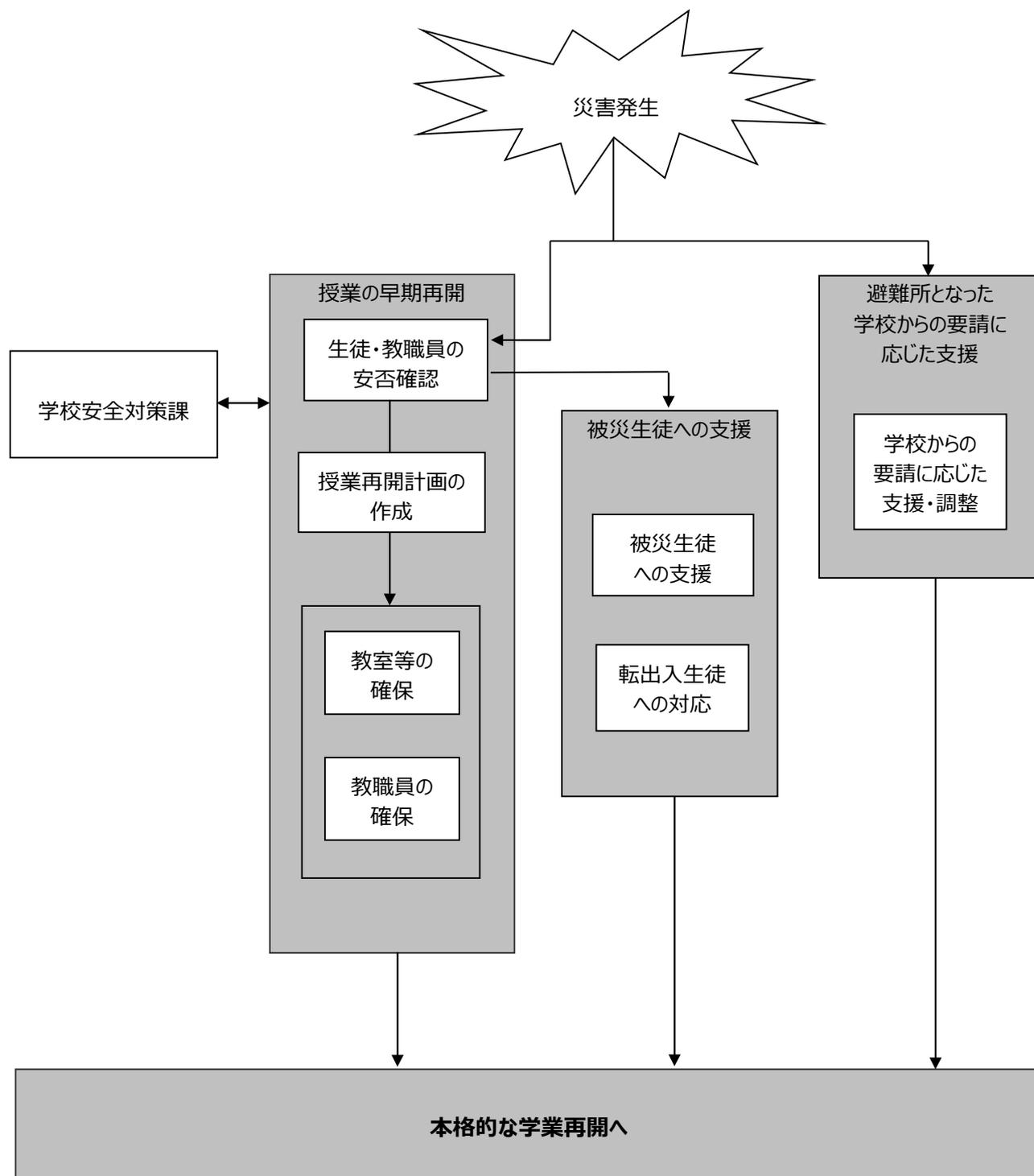
- ・2-10-5 保育サービスの回復
- ・2-10-6 保育サービスの提供
- ・2-10-7 被災児童への支援
- ・2-10-8 福祉避難所となった保育所等からの要請に応じた支援
- ・2-10-9 園舎の再建・修理の支援



・2-10-10 授業の早期再開（市町村立学校）

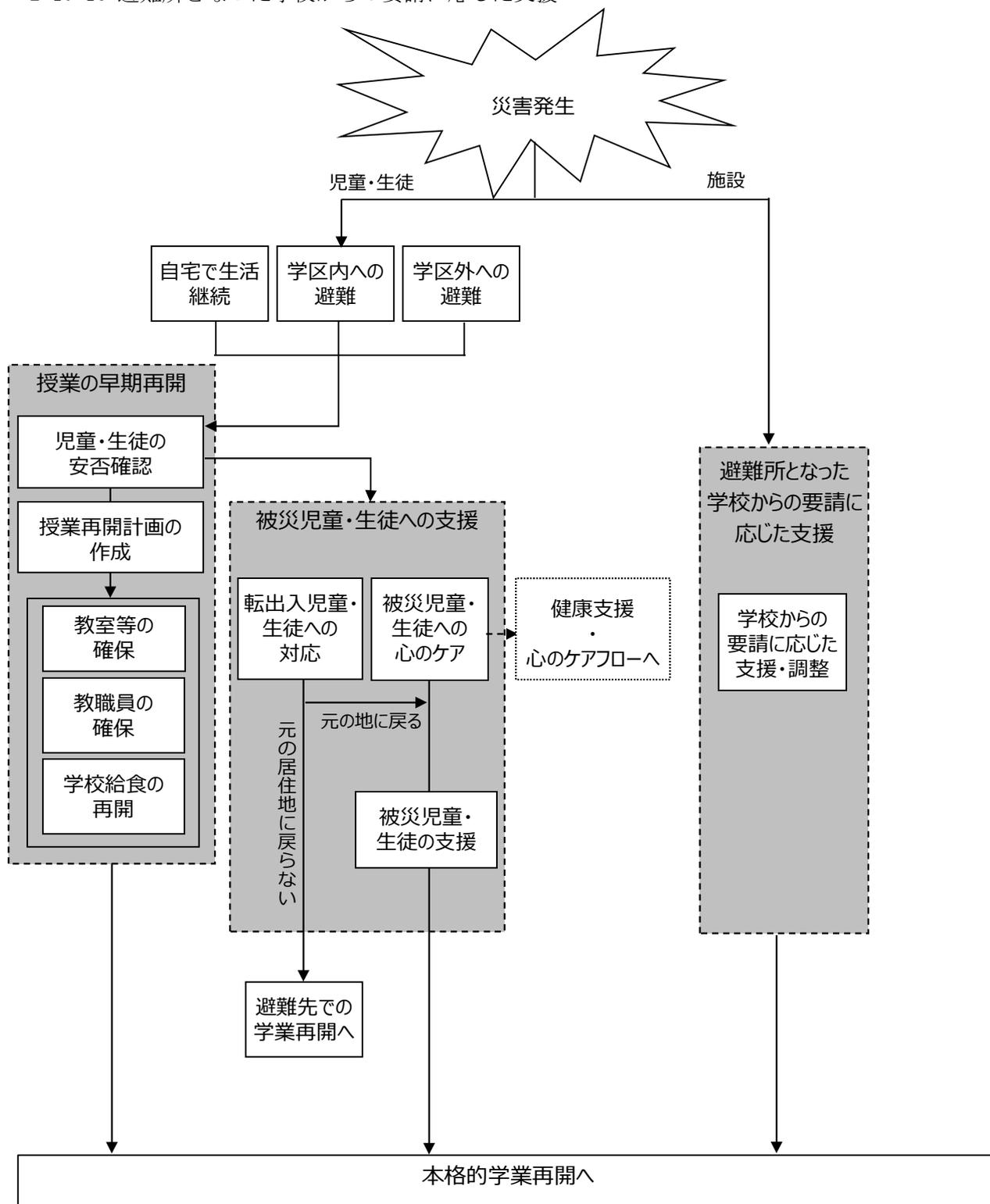


- ・2-10-11 授業の早期再開（県立中学校・県立高等学校）
- ・2-10-12 被災児童・生徒への支援
- ・2-10-13 避難所となった学校からの要請に応じた支援



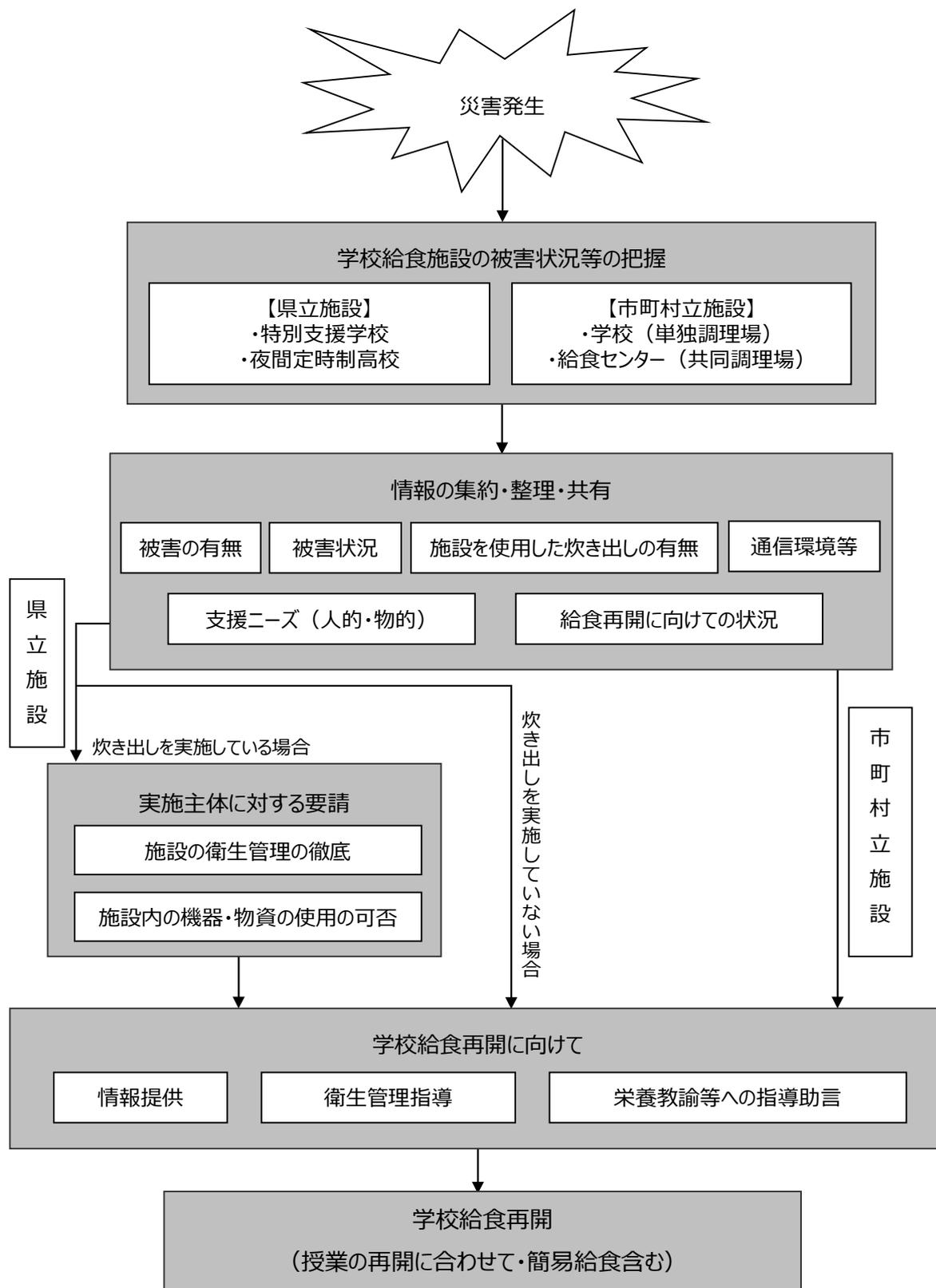
※各高等学校では、学校再開計画を作成済み

- ・2-10-14 授業の早期再開（県立特別支援学校）
- ・2-10-15 被災児童・生徒への支援
- ・2-10-16 避難所となった学校からの要請に応じた支援



※各特別支援学校では、学校再開計画を作成済み

・2-10-17 授業の早期再開（学校給食施設）



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-10-1 児童・生徒の安否確認	被災児童・生徒の把握				
2-10-2 被災児童・生徒への支援	・国庫補助事業の情報収集 ・授業料減免等 支援の検討			授業料減免等 支援の実施	
2-10-3 学校施設の再建・修理支援 (私立学校)	学校施設の被害状況の把握	・国庫補助事業の情報収集 ・県単補助の検討		補助の実施	
2-10-4 学校施設等の再建・修理支援 (県立学校・市町村立学校)	学校施設の被害状況の全体把握				
	県立学校施設の再建・修理				
		市町村立学校施設の再建・修理の支援			
2-10-5 保育サービスの回復		保育サービス継続体制の整備支援			
2-10-6 保育サービスの提供	保育サービスの提供状況の把握、調整				
2-10-7 被災児童への支援		緊急的な転園等への対応支援			
2-10-8 福祉避難所となった保育所等 からの要請に応じた支援	保育所等からの要請に応じた支援				
2-10-9 園舎の再建・修理の支援		再建修理計画の作成支援			
		再建・修理の支援			
2-10-10 授業の早期再開 (市町村立学校)	児童・生徒・教職員の安否確認、被災状況の把握				
	授業再開計画の作成				
	教室等の確保				
	授業再開に必要な人材の確保				
	学用品の給与				
	通学手段の確保				
	授業再開の周知				
2-10-11 授業の早期再開 (県立中学校・県立高等学校)	生徒・教職員の安否確認				
	授業再開計画の作成				
	教材の確保				

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-10-12 被災児童・生徒への支援	被災生徒への支援				
	転出入生徒への対応				
2-10-13 避難所となった学校からの要請に応じた支援	避難所となった学校からの要請に応じた支援				
2-10-14 授業の早期再開 (県立特別支援学校)	児童・生徒の安否確認				
	授業再開計画の作成				
	教室等の確保				
	教職員の確保				
	学校給食の再開				
2-10-15 被災児童・生徒への支援	転出入児童・生徒への対応				
	被災児童・生徒の支援				
	(被災児童・生徒への心のケア)				
2-10-16 避難所となった学校からの要請に応じた支援	学校からの要請に応じた支援・調整				
2-10-17 授業の早期再開 (学校給食施設)	県立及び市町村立学校給食施設の被害状況等の把握 (情報の集約・整理・共有)				
	炊き出しの実施主体に対する要請				
	学校給食再開に向けて				
	学校給食再開 (授業の再開に合わせて・簡易給食含む)				

■復興に向けた業務

2-10-1 児童・生徒の安否確認

私学・大学支援課

□業務概要

○私立学校の児童・生徒の安否を確認する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災児童・生徒の把握	他機関との調整項目：なし			
	①私立学校の状況について情報収集	私学		

【略称】

私学：私学・大学支援課

2-10-2 被災児童・生徒への支援

私学・大学支援課

□業務概要

○私立学校における被災児童・生徒を支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
国庫補助事業の情報収集	他機関との調整項目：なし				
	①情報収集	私学			
授業料減免等支援の検討	他機関との調整項目：なし				
	①私立学校の状況について情報収集	私学			
	②県立学校(教育委員会)の検討状況について情報収集	私学			
	③財政課との協議	私学			
授業料減免等支援の実施	他機関との調整項目：なし				
	①私立学校へ通知	私学			

【略称】

私学：私学・大学支援課

2-10-3 学校施設の再建・修理支援（私立学校）

私学・大学支援課

□業務概要

○私立学校の学校施設の再建・修理を支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
学校施設の被害状況の把握	他機関との調整項目：なし				
	①私立学校の状況について情報収集	私学			
国庫補助事業の情報収集	他機関との調整項目：なし				
	①情報収集	私学			
県単補助の検討	他機関との調整項目：なし				
	①財政課との協議	私学			
補助の実施	他機関との調整項目：なし				
	①私立学校へ通知	私学			

【略称】

私学：私学・大学支援課

2-10-4 学校施設等の再建・修理支援（県立学校・市町村立学校）

学校安全対策課 高等学校振興課 特別支援教育課

□業務概要

- 学校施設の被害状況の全体を把握する。
- 県立学校施設の再建・修理等及び市町村立学校施設の再建・修理の支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
学校施設の被害状況の全体把握	他機関との調整項目：市町村教育委員会との被害状況の確認、国への報告			
	①県立学校及び市町村立学校の被害情報の収集	学安（小中、高等、高振、特支）	教委	
	②応急危険度判定調査	学安（高振）	教委	
	③情報の整理、関係機関との情報共有、調整	学安（小中、高等、高振、特支）	教委	文科省
県立学校施設の再建・修理	他機関との調整項目：再建・修理に向けた庁内各課との協議			
	①被災箇所の詳細確認	学安 高振		
	②再建・修理計画の作成（全面建替又は改修の必要性、工期、費用等の検討と優先順位付け）	学安 高振		
	③部分補修（応急修繕）箇所の決定、工事の実施	学安 高振		
	④校舎の再建（全面建替）に伴う仮設校舎建設用地又は代替施設の確保、新校舎建築用地の確保	学安		
	⑤仮設校舎の設計書作成	学安		
	⑥仮設校舎の発注竣工	学安		
	⑦仮設校舎の撤去	学安		
市町村立学校施設の再建・修理の支援	他機関との調整項目：市町村立学校の再建・修理計画の作成の確認			
	①再建・修理計画の作成支援	学安	教委	
	②再建・修理の支援（国への国費申請）	学安	教委	

【略称】

学安：学校安全対策課 / 小中：小中学校課 / 高等：高等学校課 / 高振：高等学校振興課
特支：特別支援教育課 / 教委：市町村教育委員会 / 文科省：文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

2-10-5 保育サービスの回復

幼保支援課

□業務概要

○保育サービスの継続体制の把握を行い、早期に保育所、幼稚園等を再開できるよう、市町村等からの要請に応じ支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
保育サービス継続体制の整備支援	他機関との調整項目：保育サービスの継続体制の確認及び情報共有				
	①保育サービスの継続体制の把握		○		
	②保育サービス継続体制の情報共有	幼保支援課	○		
	③市町村等からの要請に応じて支援の検討	幼保支援課			

2-10-6 保育サービスの提供

幼保支援課

□業務概要

○保育サービスの提供状況の把握を行い、市町村等からの要請に応じ支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
保育サービスの提供状況の把握、調整	他機関との調整項目：保育サービスの提供状況の確認及び情報共有			
①保育サービスの提供状況の把握		○		
②保育サービスの提供状況の情報共有	幼保支援課	○		
③市町村等からの要請に応じて支援の検討	幼保支援課			

2-10-7 被災児童への支援

幼保支援課

□業務概要

○保育所・幼稚園等の被災状況について把握し、市町村等からの要請に応じ児童の緊急的な転園等の措置を速やかに検討・調整する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
緊急的な転園等への対応支援	他機関との調整項目：転園等の必要性についての確認			
	①転園等の必要性の把握		○	
	②県内の状況を把握し、市町村等からの要請に応じて必要な支援を検討する	幼保支援課		

2-10-8 福祉避難所となった保育所等からの要請に応じた支援

幼保支援課

□業務概要

○被災状況について速やかに把握するとともに、市町村等からの要請に応じた支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
保育所等からの要請に応じた支援	他機関との調整項目：福祉避難所となった保育所の確認及び情報共有			
	①福祉避難所となった保育所の把握		○	
	②福祉避難所となった保育所の情報共有	幼保支援課	○	
	③市町村等からの要請に応じて支援の検討	幼保支援課		

2-10-9 園舎の再建・修理の支援

幼保支援課

□業務概要

○保育所・幼稚園等の被災状況に応じて、速やかな施設の再建に向けた支援策を検討・実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
再建修理計画の作成支援	他機関との調整項目：被災した保育所の確認及び情報共有			
①被災した保育所等の把握		○		
②被災した保育所等の情報共有	幼保支援課	○		
③再建修理計画の作成支援	幼保支援課	○		
再建・修理の支援	他機関との調整項目：必要な支援についての確認			
①再建・修理の支援（国への国費申請）	幼保支援課	○		

【略称】

幼保：幼保支援課

2-10-10 授業の早期再開（市町村立学校）

小中学校課

□業務概要

○県内の児童・生徒及び教職員の安否確認と被災状況等について、情報の早期把握に努める。
○学校及び市町村教育委員会、国等の関係機関との情報共有や調整をできるだけ迅速に行い、速やかな授業の再開につながるよう支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
児童・生徒・教職員の安否確認、被災状況の把握	他機関との調整項目：安否及び被災状況の確認			
	①児童・生徒及び教職員の安否確認		教委	学校
	②避難所、関係機関等から被災状況等の情報収集と管理		教委	学校 避難所等
	③管内の児童・生徒等の安否、避難先、被災状況等の情報の集約		教委	
	④県内の児童・生徒等の安否、避難先、被災状況等の情報の集約	小中学校課	教委	
授業再開計画の作成	他機関との調整項目：授業再開計画の早期取りまとめと情報の共有			
	①通学路、交通機関等に関する情報の収集		教委	学校
	②学校施設、児童・生徒の被災状況の整理		教委	学校
	③授業再開計画の作成		教委	学校
	④管内の計画の集約		教委	
	⑤県内の授業再開計画の集約	小中学校課		
教室等の確保	他機関との調整項目：教室等の確保状況の早期取りまとめと情報の共有			
	①施設の被災状況と不足教室や教材等の把握		教委	学校
	②被災状況等の情報の集約	小中学校課		
	③公共施設の借り上げ		教委	
	④仮校舎の設置		教委	

【略称】

教委：市町村教育委員会 / 学校：公立小中学校

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
授業再開に必要な人材の確保	他機関との調整項目：必要な教職員の人員確保と調整			
	①校内における教職員の過不足の状況を 確認・整理		教委	学校
	②管内の教職員の過不足をとりまとめ、 県に要請		教委	
	③非常勤講師等の採用、県内全域での教 職員配置の調整、他県への派遣要請を 行うなど、人員の確保	小中学校課		文部科学省
学用品の給与	他機関との調整項目：被害状況の取りまとめと国等関係機関への支援の要望			
	①児童・生徒の教科書や学用品等に関する 被害状況の調査・把握			学校
	②管内の学校の状況をとりまとめ、県に 報告		教委	
	③情報の取りまとめと、必要な学用品の 現物支給	小中学校課		文部科学省 教科書 出版社等
通学手段の確保	他機関との調整項目：県内の状況の把握と支援策の検討			
	①児童・生徒の通学路、交通機関等に関する 情報収集			学校
	②通学手段の確保		教委	学校
	③県内の状況を把握し、必要な支援の検 討	小中学校課		
授業再開の周知	他機関との調整項目：授業再開の情報の把握と、マスコミ等による周知			
	①管内の休校措置、授業再開の目途を把握し、 県に報告		教委	
	②関係者への直接連絡、一時的転校生への 連絡		教委	学校
	③広報等による周知		教委	
	④県内の学校の授業再開に関する情報を 一元的に把握。マスコミ等を用いた情報 提供	小中学校課		

【略称】

教委：市町村教育委員会 / 学校：公立小中学校

2-10-11 授業の早期再開（県立中学校・県立高等学校）

高等学校課

□業務概要

○生徒及び教職員の安否や被災状況を早急に把握し、安全を確保しながら、授業の早期再開を実現するための手立てを講じる。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
生徒・教職員の安否確認	他機関との調整項目：なし				
	①生徒及び教職員の安否の確認	高等学校課	○	文部科学省	県立学校
	②安否不明者の情報の収集	高等学校課	○	文部科学省	県立学校
授業再開計画の作成	他機関との調整項目：なし				
	①教室等の施設の被災状況を把握し、使用可能な教室等の確保	高等学校課			県立学校
	②教職員の確保	高等学校課		文部科学省	
	③授業再開計画の作成				県立学校
教材の確保	他機関との調整項目：なし				
	①教科書やその他の教材の滅失状況や不足分等の把握				県立学校
	②授業再開に必要な教科書やその他の教材の確保	高等学校課		文部科学省	県立学校 教科書 出版社等
	③教科書やその他の教材の供給	高等学校課		文部科学省	県立学校 教科書 出版社等

2-10-12 被災児童・生徒への支援

高等学校課

□業務概要

○生徒の精神的ケアに継続的に努めながら、学業の再開に向けて必要な手立てを講じる。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
被災生徒への支援	他機関との調整項目：なし				
	①生徒の被災状況の把握	高等学校課			県立学校
	②被災生徒の心理的ケア	高等学校課			県立学校
	③被災生徒の支援制度について情報収集を行い、発信	高等学校課	○	文部科学省	
転出入生徒への対応	他機関との調整項目：なし				
	①転出入希望者の把握				県立学校
	②転出入希望者からの相談への対応や情報提供	高等学校課		文部科学省	県立学校
	③転入希望者の受け入れ				県立学校

2-10-13 避難所となった学校からの要請に応じた支援

高等学校課

□業務概要

○避難所となった県立学校においては、教育活動再開の早期再開を図りながらも、避難住民の安全や健康が確保できるよう、学校からの支援要請に対して適切に対応する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
避難所となった学校からの要請に応じた支援	他機関との調整項目：なし				
	①避難所となった学校や避難所運営体制（生徒の従事状況等）の把握	高等学校課	○		
	②避難所となった学校からの支援要請の有無やその内容の確認	高等学校課	○		
	③学校が求める支援の実施	高等学校課	○		民間等

2-10-14 授業の早期再開（県立特別支援学校）

特別支援教育課

□業務概要

○各特別支援学校で作成している学校再開計画に基づき、授業の早期再開に向けた取組を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
児童・生徒の安否確認	他機関との調整項目：なし			
	①児童・生徒の安否、避難先等の確認			学校
	②児童・生徒の安否等の情報の集約	特支		
授業再開計画の作成	他機関との調整項目：なし			
	①授業再開			学校
	②授業再開の周知	特支		
教室等の確保	他機関との調整項目：スクールバス委託業者や道路交通の状況確認			
	①避難者の受入れ			学校
	②教室等の確保	特支 学安		学校
	③通学手段（スクールバス等）の確保	特支		学校
教職員の確保	他機関との調整項目：県内の学校間で応援可能な教職員を調整			
	①教職員の確保	特支		学校
学校給食の再開	他機関との調整項目：給食調理委託業者や食材調達の状況確認			
	①学校給食の再開	特支 保健体育課		学校

【略称】

特支：特別支援教育課 / 学安：学校安全対策課 / 学校：特別支援学校

2-10-15 被災児童・生徒への支援

特別支援教育課

□業務概要

- 転校や学業継続等の相談を受け、人数を把握する。学校の被災状況・授業再開等の情報を提供する。
- 被害状況を調査し、学用品等の支給を検討する。
- 私立学校の児童生徒の受け入れを検討する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
転出入児童・生徒への対応	他機関との調整項目：義務教育段階の児童生徒の転出入を市町村教育委員会と調整			
	①転校希望者の把握と対応	特支	教委	学校
	②転出入者に対する相談・情報提供	特支	教委	学校
	③転出入者の通知	特支	教委	
被災児童・生徒の支援	他機関との調整項目：私立学校の児童生徒の受け入れを私立学校と調整			
	①公立学校の児童・生徒への支援（学用品）	特支	教委	学校
	②私立学校の児童・生徒への支援	特支	教委	
（被災児童・生徒への心のケア）	他機関との調整項目：なし			
	①健康支援・心のケア	人権	教委	

【略称】

特支：特別支援教育課 / 人権：人権教育・児童生徒課 / 教委：市町村教育委員会 / 学校：特別支援学校

2-10-16 避難所となった学校からの要請に応じた支援

特別支援教育課

□業務概要

- 避難所となった学校からの要請に応じた支援・調整を行う。
- 併せて、スムーズな授業再開に向けた支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
学校からの要請に応じた支援・調整	他機関との調整項目：市町村防災、福祉部局と（福祉）避難所開設について調整				
	①学校における避難所等の開設・運営		○		学校
	②学校からの要請に応じた支援・調整 （※人の派遣・調整）	特支			

【略称】

特支：特別支援教育課 / 学校：特別支援学校

2-10-17 授業の早期再開（学校給食施設）

保健体育課

□業務概要

○被害状況や必要な支援についての的確に把握し、学校の再開に合わせて安全安心な学校給食が実施できるようにする。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
県立及び市町村立学校給食施設の被害状況等の把握（情報の集約・整理・共有）	他機関との調整項目：市町村教育委員会との被害状況の確認			
	①被害状況の把握・情報共有	小中・高等 高振・特支 保体	教委	
	②支援ニーズ（人的・物的）の把握・情報共有	小中・高等 高振・特支 保体	教委	
	③給食再開に向けての状況の把握・情報共有	小中・高等 高振・特支 保体	教委	
炊き出しの実施主体に対する要請	他機関との調整項目：実施主体業者との炊き出し提供状況の確認			
	①衛生管理の徹底に関する要請	高等・高振 特支・保体		
	②機器・物資の使用等について、学校給食再開時に支障とならないよう要請	高等・高振 特支・保体		
学校給食再開に向けて	他機関との調整項目：給食調理委託業者や食材調達の状況確認			
	①情報提供	保体	教委	
	②衛生管理指導の実施	保体	教委	
学校給食再開（授業の再開に合わせて・簡易給食含む）	他機関との調整項目：市町村教育委員会との再開状況の確認			
	①学校給食を再開した学校・施設の情報収集・整理	小中・高等 高振・特支 保体	教委	
	②通常の学校給食に戻るまで、情報提供・情報収集・指導助言	小中・高等 高振・特支 保体	教委	

【略称】

小中：小中学校課 / 高等：高等学校課 / 高振：高等学校振興課 / 特支：特別支援教育課
保体：保健体育課 / 教委：市町村教育委員会

2-11 学校等における健康支援・心のケア

- 2-11-1 学校等における子どもの健康支援、心のケア…………… 保健体育課
- 2-11-2 学校等における子どもの心のケア…………… 人権教育・児童生徒課
- 2-11-3 学校等における子どもへの健康支援へのサポート…………… 私学・大学支援課

■課題

- 被災直後から学校再開までには、学校環境衛生の悪化や児童生徒の心身の健康状態の的確な把握が困難な状況となる。
- 学校再開後には、恐怖や喪失体験などによるストレス症状や心的外傷後ストレス障害等を発症するおそれがある。
- 子どもが大規模な災害に遭遇すると、大きな精神的ショックを受け、心理的に不安定な状態に陥いることが想定されるため、学校、市町村、県が連携し、被災地域における支援ニーズを的確に把握し、スクールカウンセラーによる支援等、児童生徒への心のケアを継続して実施することが必要である。

■到達目標

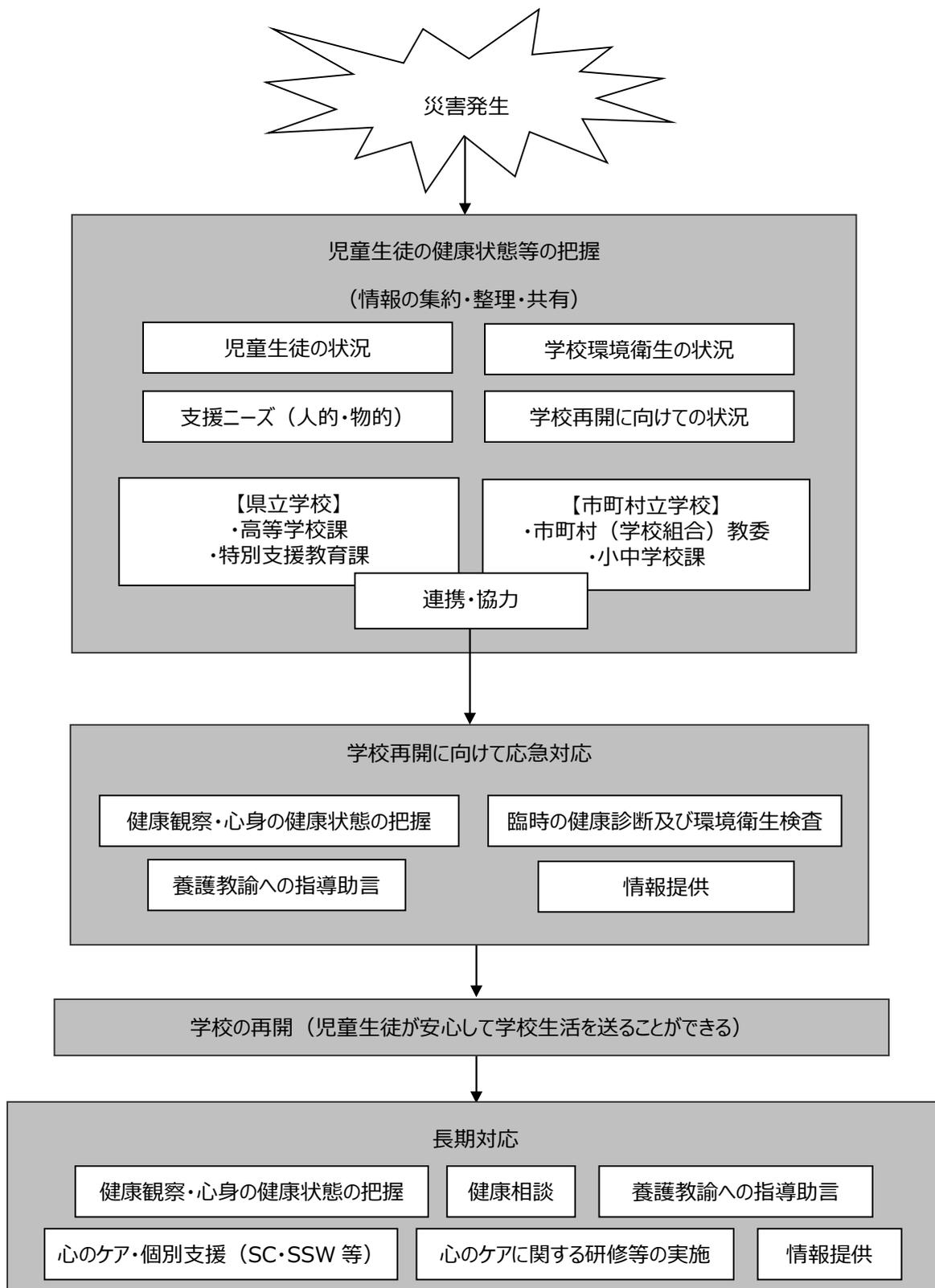
- 日常の健康観察や健康相談を通して、心身の健康状態の把握を継続しながら、スクールカウンセラー等による個別支援や心のケアに関する研修等を実施し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。
- 子ども一人一人の状況に応じた心のケアを実施する。

■基本方針

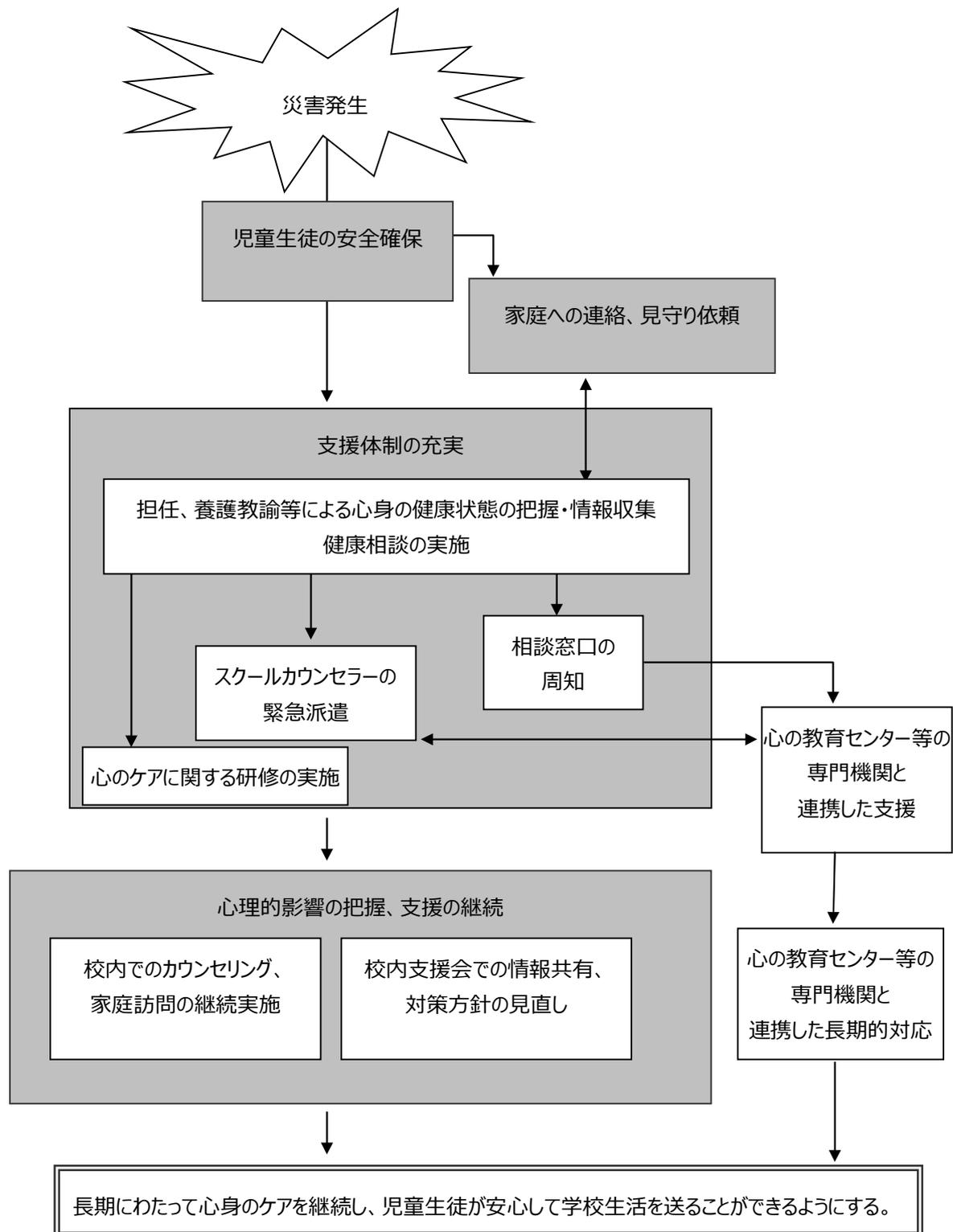
- 学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることから、学校教育に重大な支障が生じないよう十分配慮することが必要である。
- 被災直後だけではなく、長期にわたる心身のケアが必要であることから、各学校は、子ども一人ひとりの健康状態を把握し、安定した学校生活を送ることができるよう努めるものとする。
- 個別相談体制等を充実させる。

■業務フロー図

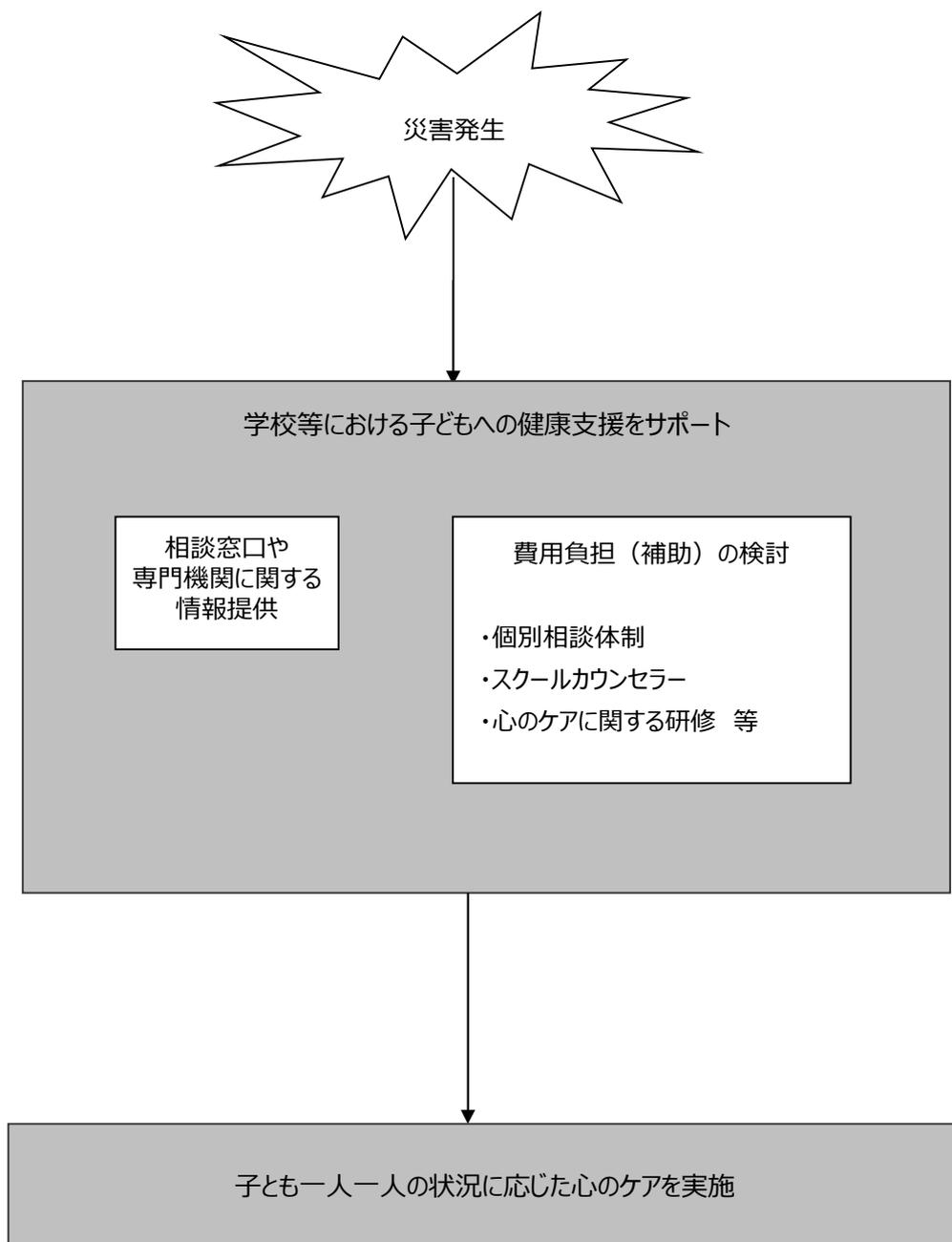
・2-11-1 学校等における子どもの健康支援、心のケア



・2-11-2 学校等における子どもの心のケア



・2-11-3 学校等における子どもへの健康支援へのサポート



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-11-1 学校等における子どもの健康 支援、心のケア	児童生徒の健康状態等の把握 (情報の集約・整理・共有)				
	学校再開に向けて(応急対応)				
	学校の再開(長期対応)				
2-11-2 学校等における子どもの心の ケア	児童生徒の安 全確保				
	家庭への連絡、 情報提供、見守 り依頼				
	個別相談体制の充実				
				心理的影響の把握、支援の継続	
2-11-3 学校等における子どもへの健 康支援へのサポート	相談窓口や専門機関に関する情 報提供		補助の検討		

■復興に向けた業務

2-11-1 学校等における子どもの健康支援、心のケア

保健体育課

□業務概要

- 早期の学校再開に向けて、被災直後から、学校環境衛生の状況や児童生徒の心身の健康状態の的確な把握を行う。
- 恐怖や喪失体験などによるストレス症状や心的外傷後ストレス障害等の予防や早期回復のため、児童生徒の心のケアに努める。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
児童生徒の健康状態等の把握 (情報の集約・整理・共有)	他機関との調整項目:市町村教育委員会との安否及び被災状況の確認				
	①児童生徒の状況について把握・情報共有	小中・高等 特支・保体	教委		
	②学校環境衛生の状況について把握・情報共有	小中・高等 特支・保体	教委		
	③支援ニーズ(人的・物的)について把握・情報共有	小中・高等 特支・保体	教委		
	④学校再開に向け、被害状況を踏まえて検討	小中・高等 特支・保体	教委		
	⑤情報の集約・整理	保体	教委		
学校再開に向けて (応急対応)	他機関との調整項目:市町村教育委員会との必要な健康診断・検査等の確認				
	①健康観察による心身の健康状態の把握	小中・高等 特支・保体	教委		
	②情報の集約・整理	保体	教委		
	③臨時の健康診断及び環境衛生検査の実施	保体	教委		
	④養護教諭への指導助言	保体	教委		
	⑤必要な情報の提供	保体	教委		
学校の再開 (長期対応)	他機関との調整項目:市町村教育委員会との心身の健康状態の確認				
	①健康観察による心身の健康状態の把握	小中・高等 特支・保体	教委		
	②情報の集約・整理	保体	教委		
	③健康相談の適切な実施に関する指導助言	保体	教委		
	④養護教諭への指導助言	保体	教委		
	⑤心のケア・個別支援(SC・SSW等)の実施	人権	教委		
	⑥心のケアに関する研修等の実施	人権	教委		
	⑦必要な情報提供	保体	教委		

【略称】

小中:小中学校課 / 高等:高等学校課 / 特支:特別支援教育課 / 保体:保健体育課
人権:人権教育・児童生徒課 / 教委:市町村教育委員会

2-11-2 学校等における子どもの心のケア

人権教育・児童生徒課

□業務概要

○子どもが大規模な災害に遭遇すると、大きな精神的衝撃を受け、心に大きな傷を残す可能性があるため、スクールカウンセラー等による支援を実施し、継続的に心のケアを行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
児童生徒の安全確保	他機関との調整項目：なし			
	①児童生徒の安全確保		教委	学校
家庭への連絡、情報提供（子どもに生じうる反応等について）、見守り依頼	他機関との調整項目：なし			
	①家庭への連絡			学校
	②見守り依頼			学校
個別相談体制の充実	他機関との調整項目：心の教育センター等の専門機関と連携した支援 高知県（他県）の臨床心理士会へのカウンセラーの派遣協力要請			
	①心身の健康状態の把握・情報収集		教委	学校
	②健康相談の実施		教委	学校
	③相談窓口の周知	人権	教委	学校
	④スクールカウンセラーの緊急派遣	人権		
	⑤専門機関との連携	人権		学校
	⑥心のケアに関する研修会の実施	人権	教委	学校
心理的影響の把握、支援の継続	他機関との調整項目：学校の支援状況、今後の支援計画の把握 心の教育センター等の専門機関と連携した長期対応			
	①校内でのカウンセリング、家庭訪問の継続実施	人権		学校
	②校内支援会での定期的な情報集約、対策方針の見直し			学校
	③専門機関との連携による長期的対応	人権	教委	学校

【略称】

人権：人権教育・児童生徒課 / 教委：市町村教育委員会

2-11-3 学校等における子どもへの健康支援へのサポート

私学・大学支援課

□業務概要

○私立学校において実施する子どもへの健康支援をサポートする。

□業務内容・手順・実施主体

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
相談窓口や専門機関に関する情報提供	他機関との調整項目：なし			
①情報収集	私学			
補助の検討	他機関との調整項目：なし			
①私立学校の要望等について情報収集	私学			
②国庫補助事業等について情報収集	私学			

【略称】

私学：私学・大学支援課

2-12 DV被害者支援

- 2-12-1 女性相談支援センター及び民間シェルターの被害状況の把握・ 人権・男女共同参画課
- 2-12-2 一時保護中のDV被害者等の安全確保…………… 女性相談支援センター
- 2-12-3 人員及び建物等の応急修理への支援…………… 人権・男女共同参画課
女性相談支援センター
- 2-12-4 被災女性からの相談への対応…………… 女性相談支援センター

■課題

- 女性相談支援センターが浸水予想地域に存立するため、避難等に困難が生じる恐れが大きい。
- 一時保護中のDV被害者を移送予定のこうち男女共同参画センターは、大規模災害時の高知市避難所として指定されており、一時保護施設としての利用に困難が生じる可能性がある。
- 女性相談支援センター建物の修繕が必要となった場合に、施工業者の確保が困難である。

■到達目標

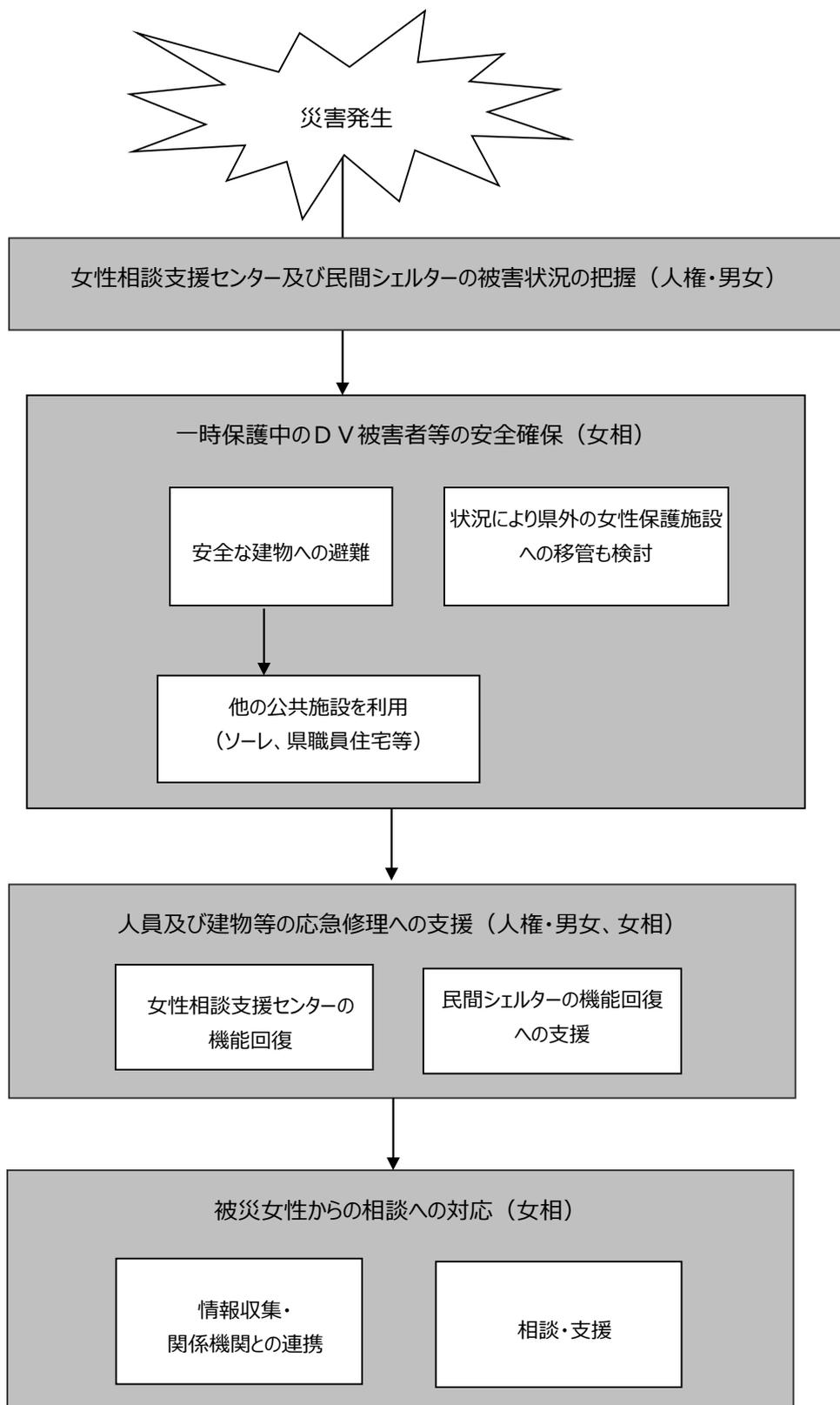
- 応急対策としては、一時保護中のDV被害者がいる場合、まずは安全な場所への避難を優先する。
- 復旧・復興対策としては、女性相談支援センターや民間シェルターの機能を回復させる。
- 一時保護所を早急に整備し、運営を継続して実施する。
- 自立支援施設を確保し、被災女性が生活できる場を整備する。
- 被災女性からの相談を受理できるよう執務環境を整備し、相談体制を整える。
- 被災女性からの相談に対応するための情報収集、関係機関との連携を図る。

■基本方針

- 一時保護中の被害者の安全確保に努める。
- 女性相談支援センターや民間シェルターの人員確保に向けた支援、建物等の修理、相談機能体制の早期回復に向けて取り組む。
- 一時保護所の運営を継続して実施し、DV被害者等の安全を確保するよう努める。
- 自立支援施設を確保し、被災女性の自立を支援する。
- 被災し、心身ともに疲弊した女性からの相談を受け、適切な助言を行い、安定した生活を送れるよう支援する。

■業務フロー図

- ・2-12-1 女性相談支援センター及び民間シェルターの被害状況の把握
- ・2-12-2 一時保護中のDV被害者等の安全確保
- ・2-12-3 人員及び建物等の応急修理への支援
- ・2-12-4 被災女性からの相談への対応



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-12-1 女性相談支援センター及び民間 シェルターの被害状況の把握	被害状況の把握				
2-12-2 一時保護中のDV被害者等の安全確保	一時保護中のDV被害者等の避難				
2-12-3 人員及び建物等の応急修理への支援	必要な支援の把握				
	女性相談支援センターの機能回復				
	民間シェルターの機能回復への支援				
2-12-4 被災女性からの相談への対応	女性相談支援センターの機能回復				
	被災女性への相談先の周知				
	相談対応				

■復興に向けた業務

2-12-1 女性相談支援センター及び民間シェルターの被害状況の把握

人権・男女共同参画課

□業務概要

○女性相談支援センター及び民間シェルターの被害状況を把握する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：なし			
①被害状況の把握	人権 女相			民間

【略称】

人権：人権・男女共同参画課 / 女相：女性相談支援センター / 民間：民間シェルター

2-12-2 一時保護中のDV被害者等の安全確保

女性相談支援センター

□業務概要

○一時保護中のDV被害者等の安全を確保する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
一時保護中のDV被害者等の避難	他機関との調整項目：ソーレや民間等と避難場所の確保について調整			
①安全な建物への避難	人権 女相			ソーレ 民間
②中長期的な避難場所の確保 ※他の公共的施設の利用	職員厚生課 人権			
③県外女性保護施設への移管の検討	人権 女相			他県婦相

【略称】

人権：人権・男女共同参画課 / 女相：女性相談支援センター / ソーレ：こうち男女共同参画センター
民間：民間シェルター / 他県婦相：他の都道府県の婦人相談所

2-12-3 人員及び建物等の応急修理への支援

人権・男女共同参画課 女性相談支援センター

□業務概要

- 女性相談支援センターの機能を回復する。
- 民間シェルターの機能回復を支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
必要な支援の把握	他機関との調整項目：なし			
①必要な支援の把握	人権			
女性相談支援センターの機能回復	他機関との調整項目：ソーレとセンター業務を行うための施設・設備について調整 厚生労働省及び他県と人員の確保について調整			
①センター業務を行うための施設・設備等の手配	人権 女相			ソーレ
②センター業務を担う人員の確保 ※国や他県からの人的支援を想定	人権 女相		厚生労働省	他県
③DV被害者等への情報提供	人権 女相			
民間シェルターの機能回復への支援	他機関との調整項目：財政課と必要な支援を行うための財源確保について調整			
①国からの支援の情報収集	人権		厚生労働省	
②財政的援助等を含めた支援策の検討	財政課 人権			

【略称】

人権：人権・男女共同参画課 / 女相：女性相談支援センター / ソーレ：こうち男女共同参画センター

2-12-4 被災女性からの相談への対応

女性相談支援センター

□業務概要

○被災女性からの相談対応を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
女性相談支援センターの機能回復	他機関との調整項目：ソーレとセンター業務を行うための施設・設備について調整 厚労省及び他県と人員の確保について調整			
①センター業務を行うための施設・設備等の手配	人権 女相			ソーレ
②センター業務を担う人員の確保 ※国や他県からの人的支援を想定	人権 女相		厚生労働省	他県
被災女性への相談先の周知	他機関との調整項目：なし			
①被災女性等への連絡先等の周知	人権 女相			ソーレ
相談対応	他機関との調整項目：なし			
①被災女性等からの相談対応	人権 女相			ソーレ

【略称】

人権：人権・男女共同参画課 / 女相：女性相談支援センター / ソーレ：こうち男女共同参画センター

3. 安全な地域づくり

3-1 災害廃棄物処理

3-1-1 情報収集	環境対策課
3-1-2 協力・支援体制の構築	環境対策課
3-1-3 県民への広報	環境対策課
3-1-4 県内の処理体制の構築	環境対策課
3-1-5 災害廃棄物処理業務	環境対策課
3-1-6 し尿処理対策	環境対策課

■課題

○南海トラフ地震ではL1で約660万トン、L2で約2,200万トンもの災害廃棄物が一瞬にして発生することが想定されており、これを早期に処理することで、迅速な復旧・復興につなげることが可能となる。しかしながら、この膨大な発生量の災害廃棄物を市町村が単独で処理することは困難であることから、広域での処理が必要となる。

■到達目標

○L1では県内処理、かつ、3年以内に処理作業を終える。
○L2においては、3年間での処理が困難と予想されるため、県外広域処理や国等への応援要請、民間処理能力の活用などあらゆる対応を行うことにより、可能な限りの早期の復興を図る。

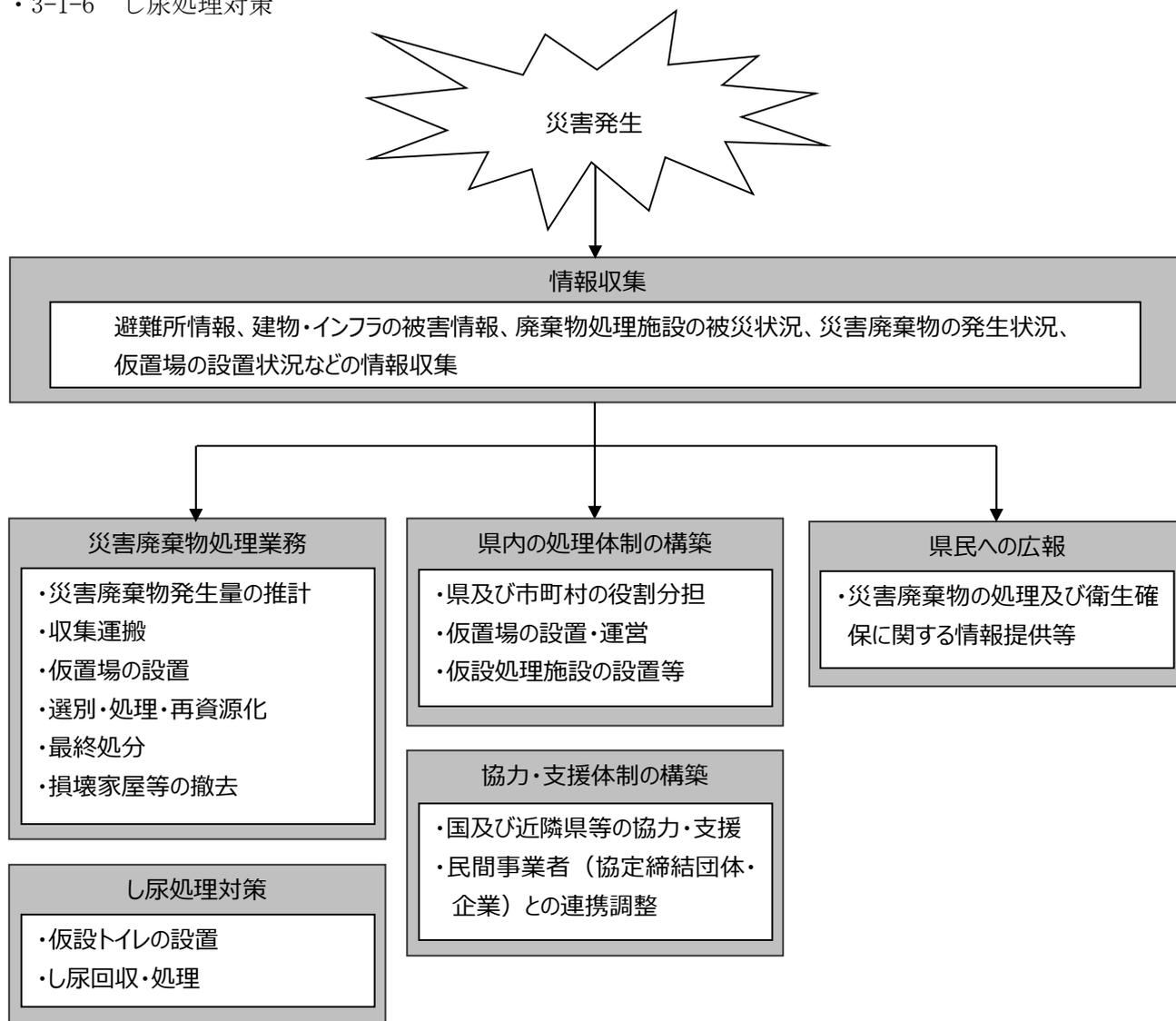
■基本方針

○早期の復旧・復興につなげるため、県や市町村、関係事業者、県民が一体となって処理にあたる。
○災害廃棄物は原則として一般廃棄物であり、一義的には、市町村がその処理の責任を負う。
○県の役割は以下のとおりである。

- 1) 県内の市町村、隣接又は近接する県、国及び民間事業者等との間で、支援及び協力体制を整える等、連絡調整を行う。
- 2) 地方自治法第252条の14の規定により、県は市町村からの事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う場合がある。
- 3) 国に対しては、災害廃棄物処理が適正かつ効率的に行われるように、処理指針の作成や、財政支援措置、専門家の派遣等の支援を要請するとともに、広域かつ効率的な処理に向けて、県外の自治体や民間事業者と広域処理に向けた調整を実施するよう要請する。

■業務フロー図

- ・3-1-1 情報収集
- ・3-1-2 協力・支援体制の構築
- ・3-1-3 県民への広報
- ・3-1-4 県内の処理体制の構築
- ・3-1-5 災害廃棄物処理業務
- ・3-1-6 し尿処理対策



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後
3-1-1 情報収集	避難所情報				
	建物・インフラの被害情報				
	廃棄物処理施設の被災状況				
	災害廃棄物の発生状況及び仮置場の設置状況				
3-1-2 協力・支援体制の構築	民間事業者（協定締結団体・企業）との連携調整				
	国及び近隣県等の協力・支援				
3-1-3 県民への広報	災害廃棄物の処理及び衛生確保に関する情報提供等				
3-1-4 県内の処理体制の構築	県及び市町村の役割分担				
	仮置場の設置・運営				
				仮設処理施設の設置等	
3-1-5 災害廃棄物処理業務	災害廃棄物発生量の推計				
	収集運搬				
	仮置場の設置				
				選別・処理・再資源化、最終処分	
				損壊家屋等の撤去	
3-1-6 し尿処理対策	仮設トイレの設置				
	し尿回収・処理				

■復興に向けた業務
3-1-1 情報収集

環境対策課

□業務概要

○県災害対策本部、市町村・一部事務組合、国及び関係団体等から情報を収集する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
避難所情報	他機関との調整項目：災害廃棄物処理に関する企画立案の基礎情報とするため、災害対策本部等から情報収集			
	①開設場所、避難所名、収容人数及び避難者数の把握	災対本部		
建物・インフラの被害状況	他機関との調整項目：災害廃棄物処理に関する企画立案の基礎情報とするため、災害対策本部等から情報収集			
	①建物の全壊、半壊棟数及び焼失棟数の把握	災対本部		
廃棄物処理施設の被災状況	他機関との調整項目：発災直後から市町村及び一部事務組合から情報収集			
	①被災状況	環境対策課	○	一部事務組合
	②復旧見通し	環境対策課	○	一部事務組合
	③施設の復旧に向けて必要な支援の把握	環境対策課	○	一部事務組合
	④復旧状況の把握	環境対策課	○	一部事務組合
災害廃棄物の発生状況及び仮置場の設置状況	他機関との調整項目：発災直後から市町村から情報収集			
	①災害廃棄物の発生状況の把握	環境対策課	○	
	②仮置場の設置場所と規模の把握	環境対策課	○	
	③仮置場設置・運営に伴う必要な資材の調達状況等の把握	環境対策課	○	
	④仮置場運営状況の把握	環境対策課	○	

【略称】

災対本部：災害対策本部

3-1-2 協力・支援体制の構築

環境対策課

□業務概要

- 民間事業者（協定締結団体・企業）と連携し、被災市町村からの応援要請があれば調整を行う。
- 四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（災害廃棄物対策四国ブロック協議会）に基づき、国及び近隣県との広域連携調整を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
民間事業者（協定締結団体・企業）との連携調整	他機関との調整項目：市町村等からの支援要請内容を集約し、民間事業者（協定締結団体・企業）への応援要請を行う			
①協定に基づく市町村等からの応援要請の把握	環境対策課	○		
②民間事業者（協定締結団体・企業）への協力要請	環境対策課			民間事業者
③支援・協力状況の把握	環境対策課	○		民間事業者
国及び近隣県等の協力・支援	他機関との調整項目：四国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、広域連携調整を行う			
①被災市町村からの応援要請の取りまとめ	環境対策課	○		
②事務局（中国四国地方環境事務所）に被害状況報告（応援要請）	環境対策課		環境事務所	
③事務局から先発隊受入れ	環境対策課		環境事務所	
④応援県・市町村の情報を被災市町村に情報共有	環境対策課	○	環境事務所	

3-1-3 県民への広報

環境対策課

□業務概要

○県民に対する啓発、広報については、基本的には市町村を通じて行い、県は、必要な情報等を市町村へ提供する。なお、必要に応じて県が啓発、広報を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害廃棄物の処理及び衛生確保に関する情報提供等	他機関との調整項目：市町村に対して、国等からの情報提供を行い、市町村の広報支援を行う			
	①市町村が広報を行うための情報提供	環境対策課		環境省
	②市町村が広報不可等の場合、必要に応じて県が啓発、広報	広報広聴課 環境対策課		

3-1-4 県内の処理体制の構築

環境対策課

□業務概要

○県内災害廃棄物処理体制の構築のため、被災市町村の災害廃棄物処理状況について情報収集し、市町村単独での処理が困難な場合は、県内広域処理及び県外広域処理の検討・調整を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
県及び市町村の役割分担 ①県内市町村の処理状況の把握 ②県内市町村間の広域処理の調整 ③四国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく県外広域処理の調整 ④被害が著しく、災害廃棄物処理の適切な履行が困難な被災市町村については、地方自治法第252条の14に基づき、県が災害廃棄物処理に関する事務の一部の受託	他機関との調整項目：県内市町村の状況を把握し、必要に応じて県外広域処理及び市町村からの事務受託等の調整を行う			
	環境対策課	○		一部事務組合
	環境対策課	○		一部事務組合
	環境対策課		環境事務所	他府県
	環境対策課	○		
仮置場の設置・運営 ①仮置場の設置・運営状況を把握 ②県による二次仮置場の設置・運営（市町村の事務を受託した場合）	他機関との調整項目：市町村の仮置場設置・運営状況を把握			
	環境対策課	○		
	環境対策課	○		民間事業者
仮設処理施設の設置等 ①県内の仮設処理施設の設置状況及び処理状況の把握 ②県による仮設処理施設の設置・運営（市町村の事務を受託した場合） ③仮設処理施設の処理状況を把握し、県内広域処理の調整	他機関との調整項目：県内の仮設処理施設の設置状況の把握、仮設処理施設による処理における広域調整を行う			
	環境対策課	○		
	環境対策課			民間事業者
	環境対策課	○		

3-1-5 災害廃棄物処理業務

環境対策課

□業務概要

○市町村と連携し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、市町村から県に事務委託があった場合は、災害廃棄物処理実行計画を策定し、計画に基づき、災害廃棄物の処理を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害廃棄物発生量の推計	他機関との調整項目：災害廃棄物の発生量を推計するとともに、応援情報や施設情報等も踏まえ、処理方針を決定し、実行計画を策定する			
	①被害状況を踏まえた災害廃棄物発生量の推計	災対本部 環境対策課	○	
	②災害廃棄物処理実行計画を策定する（市町村から県に事務委託があった場合）	環境対策課	○	
収集運搬	他機関との調整項目：県内災害廃棄物収集運搬の状況を把握し、必要に応じて応援要請等を行う			
	①市町村の災害廃棄物収集運搬の状況を把握	環境対策課	○	一部事務組合
	②市町村からの要請があれば協定締結団体・企業との調整を行う	環境対策課		民間事業者
	③四国ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく他府県への応援要請	環境対策課		環境事務所 他府県
仮置場の設置	他機関との調整項目：市町村から県に事務委託があった場合、二次仮置場を設置・運営する			
	①市町村から県に事務委託があった場合、二次仮置場の設置・運営	環境対策課	○	民間事業者
選別・処理・再資源化、最終処分	他機関との調整項目：市町村から県に事務委託があった場合、災害廃棄物の処理を行う			
	①市町村から県に事務委託があった場合、災害廃棄物の処理	環境対策課	○	民間事業者
損壊家屋等の撤去	他機関との調整項目：国からの情報を市町村等に情報共有し、市町村から協定に基づく支援要請があれば、協定締結団体・企業と調整を行う			
	①国からの通知等を市町村等と情報共有	環境対策課	○	一部事務組合
	②被災市町村からの支援要請があれば、協定締結団体・企業への支援要請	環境対策課	○	民間事業者

3-1-6 し尿処理対策

環境対策課

□業務概要

- 被災市町村からの情報を収集し、県内広域調整を行うとともに、被災市町村からの要請を受け、周辺自治体や国等に対して支援要請を行う。
- 仮設トイレ等の供給協力に関する協定に基づき、被災市町村から要請があれば、協定先との調整を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
仮設トイレの設置	他機関との調整項目：被災市町村の状況を把握し、必要に応じて協定締結企業との調整を行う			
	①被災市町村の仮設トイレ充足状況を把握	環境対策課	○	
	②被災市町村からの要請を取りまとめ、協定締結企業との調整	環境対策課		民間企業
し尿回収・処理	他機関との調整項目：被災市町村のし尿処理状況を把握し、必要に応じて周辺自治体、国、協定締結団体等への支援要請を行う			
	①し尿処理施設の被災状況、収集運搬体制等の状況を把握	環境対策課	○	一部事務組合
	②被災市町村からの支援要請があれば、協定締結団体（収集運搬）、周辺自治体及び国への支援要請	環境対策課	○	環境事務所 一部事務組合 民間事業者

3-2 公共土木施設等の災害復旧

- 3-2-1 災害復旧…………… 防災砂防課
- 3-2-2 土砂災害対策…………… 防災砂防課
- 3-2-3 洪水対策…………… 河川課
- 3-2-4 津波・高潮対策…………… 河川課、港湾・海岸課
- 3-2-5 防災情報システムの復旧…………… 河川課、防災砂防課

■課題

- 応急復旧業務にあたる職員が不足することが懸念される。
- 必要な建設資機材、燃料の確保が課題となる。
- 復旧工事等の発注が集中することによる建設会社の人手不足で入札不調が多く発生する。
- 復旧工事等に伴う大量の建設残土が発生するため、その受入地の確保が課題となる。

■到達目標

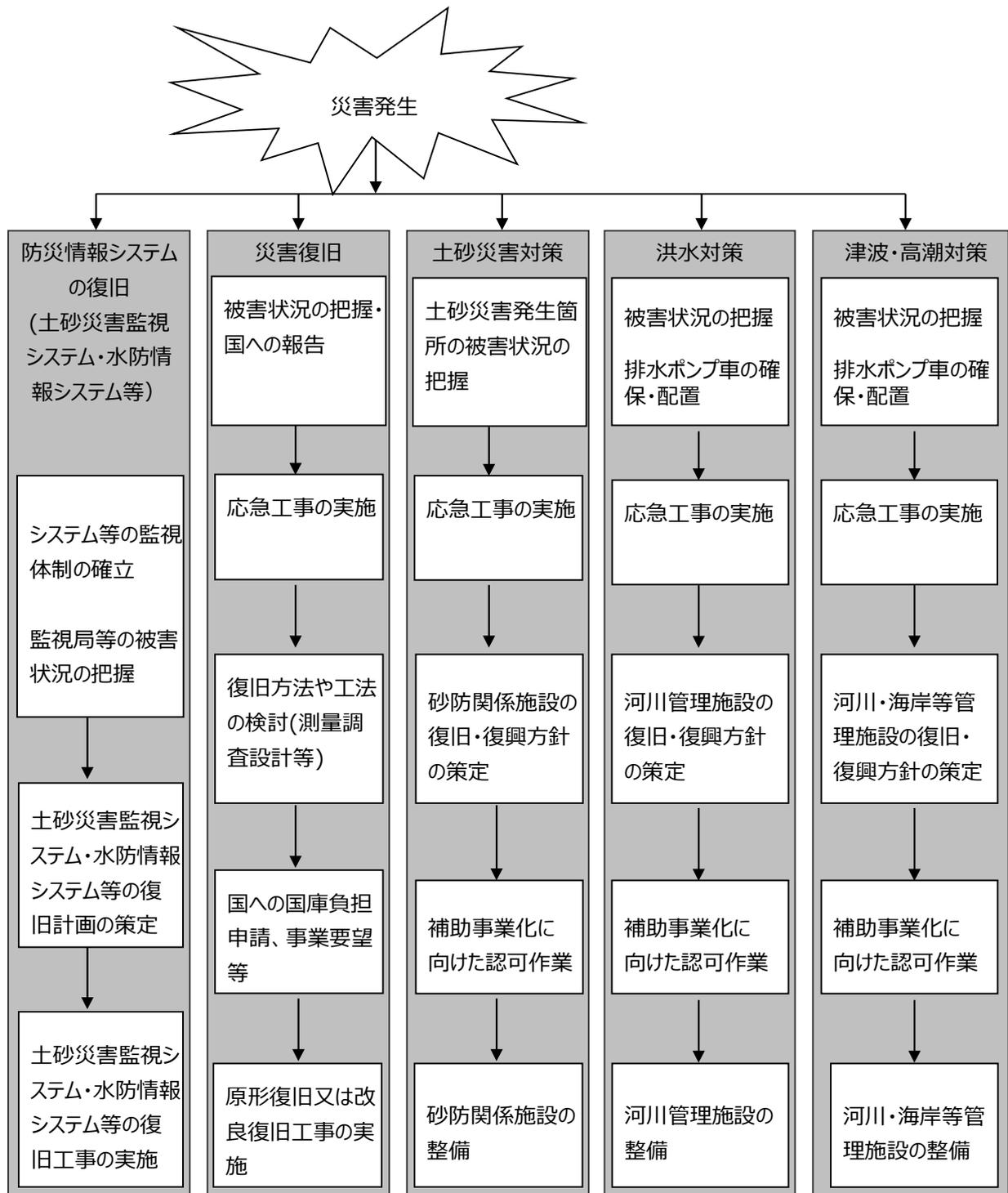
- 復旧・復興対策として、国の財政負担のもと、被災した公共土木施設の迅速な復旧を図る。

■基本方針

- 被災した公共土木施設の速やかな復旧や高知県事前復興まちづくり計画策定指針等の上位計画に基づき、再度、災害防止の観点による改良的要素を含めた復旧により地域の復興を支える。
- 再度災害防止の観点による改良的要素を含めた復旧、新たな砂防施設の整備を行う。
- 河川改修の推進や堤防の耐震化等の整備を行う。
- 地盤沈下等の影響により、浸水している地域の早期解消と迅速な災害復旧事業を進め、治水安全度の回復を図る。
- 河川・海岸施設の耐震化・嵩上げ等の整備を行う。
- 適時適切な土砂災害警戒情報の発表を行うため、土砂災害監視システムによる監視体制の確立と復旧を図る。
- 河川の水位等を把握し、流域住民や関係機関に情報を伝達するため、水防情報システムによる監視体制の確立と復旧を図る。

■業務フロー図

- ・3-2-1 災害復旧
- ・3-2-2 土砂災害対策
- ・3-2-3 洪水対策
- ・3-2-4 津波・高潮対策
- ・3-2-5 防災情報システムの復旧



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-2-1 災害復旧	・被害状況の把握・国への報告 ・応急工事の実施		・復旧方法や工法の検討(測量調査設計等) ・国への国庫負担申請、事業要望等	原形復旧又は改良復旧工事の実施	
3-2-2 土砂災害対策	土砂災害発生箇所の被害状況の把握		砂防関係施設の復旧・復興方針の策定	補助事業化に向けた認可作業	砂防関係施設の整備
	応急工事の実施				
3-2-3 洪水対策	排水ポンプ車の確保・配置				
	被害状況の把握		河川管理施設の復旧・復興方針の策定	補助事業化に向けた認可作業	河川管理施設の整備
	応急工事の実施				
3-2-4 津波・高潮対策	排水ポンプ車の確保・配置				
	被害状況の把握		河川・海岸等管理施設の復旧・復興方針の策定	補助事業化に向けた認可作業	河川・海岸等管理施設の整備
	応急工事の実施				
3-2-5 防災情報システムの復旧	システム等の監視体制の確立				
	監視局等の被害状況の把握				
	復旧計画の策定・復旧工事の実施				

■復興に向けた業務
3-2-1 災害復旧

防災砂防課

□業務概要

○公共土木施設の被害状況を把握・国への報告を行い、災害復旧事業等の採択を受ける。
○採択された災害復旧事業等を実施し、被災した公共土木施設の迅速な復旧を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握・ 国への報告	他機関との調整項目：国土交通省・市町村との調整			
	①関係機関との連絡体制の確保	防災砂防課		
	②被害状況の情報収集	防災砂防課	○	
	③国への報告	防災砂防課		
応急工事の実施	他機関との調整項目：国土交通省、市町村、民間団体、農林部局との調整			
	①各種協定に基づく要請	土木政策課	○	
	②関係機関との調整	防災砂防課	○	
	③応急工事の実施	防災砂防課	○	
復旧方法や工法の 検討（測量調査設 計等）	他機関との調整項目：国土交通省、市町村、農林部局との調整			
	①関係機関との調整	防災砂防課	○	
	②復旧・復興方針の策定	防災砂防課	○	
	③詳細設計の実施	防災砂防課	○	
国への国庫負担申 請、事業要望等	他機関との調整項目：国土交通省・市町村との調整			
	①改良復旧事業要望等	防災砂防課		
	②国へ国庫負担申請	防災砂防課		
	③災害査定の実施	防災砂防課	○	国土交通省 四国地整
原型復旧又は改良 復旧工事の実施	他機関との調整項目：国土交通省・市町村との調整			
	①災害復旧予算の確保・配分	防災砂防課		
	②原型復旧工事の実施	防災砂防課	○	
	③改良復旧工事の実施	防災砂防課	○	

【略称】

四国地整：四国地方整備局

3-2-2 土砂災害対策

防災砂防課

□業務概要

- 土砂災害発生箇所への被害状況を把握・国への報告を行い、砂防関係施設の復旧・復興方針を策定する。
- 方針に基づき補助事業化に向けた認可作業を行い、砂防関係施設の迅速な整備を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
土砂災害発生箇所への被害状況の把握	他機関との調整項目：国土交通省・市町村との調整			
	①関係機関との連絡体制の確保	防災砂防課		
	②被害状況の情報収集	防災砂防課	○	
	③国への報告	防災砂防課		
応急工事の実施	他機関との調整項目：市町村・農林部局との調整			
	①各種協定に基づく要請	土木政策課		
	②関係機関との調整	防災砂防課		
	③応急工事の実施	防災砂防課		
砂防関係施設の復旧・復興方針の策定	他機関との調整項目：農林部局との調整			
	①関係機関との調整	防災砂防課		
	②復旧・復興方針の策定	防災砂防課		
	③詳細設計の実施	防災砂防課		
補助事業化に向けた認可作業	他機関との調整項目：国土交通省との調整			
	①四国地方整備局との協議	防災砂防課		
	②認可資料作成・要望	防災砂防課		
砂防関係施設の整備	他機関との調整項目：国土交通省・市町村との調整			
	①砂防関係事業予算の確保・配分	防災砂防課		
	②砂防関係事業の実施	防災砂防課		

3-2-3 洪水対策

河川課

□業務概要

- 洪水による二次災害を防止するため、被災した河川管理施設の応急復旧を実施する。
- 河川管理施設の復旧・復興方針を策定し、河川管理施設の再整備を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：四国地方整備局及び市町村との被害状況の共有			
	①関係機関との連絡体制の確保	河川課 事務所		
	②被災状況の情報収集	河川課 事務所		
	③施設の点検・診断（施設利用の可否）	河川課 事務所		
排水ポンプ車の確保・配置	他機関との調整項目：四国地方整備局や市町村との配備箇所の調整			
	①実施体制の構築	河川課		
	②四国地方整備局や市町村との排水ポンプ車の配備箇所の調整	河川課		
	③四国地方整備局に対して排水ポンプ車の配備要請	河川課		
	④燃料の確保	危防 河川課		
応急工事の実施	他機関との調整項目：応急工事実施に向けての体制を構築			
	①各種協定に基づく要請	土木政策課		
	②土砂や大型土のう袋などの資材及び作業員の確保	河川課 事務所		
	③応急工事の実施	河川課 事務所		
河川管理施設の復旧・復興方針の策定	他機関との調整項目：河川管理施設の復旧・復興方針の策定			
	①関係機関との調整	河川課 事務所		
	②復旧・復興方針の策定	河川課 事務所		
	③詳細設計の実施	河川課 事務所		
補助事業化に向けた認可作業	他機関との調整項目：四国地方整備局との調整			
	①四国地方整備局との調整	河川課 事務所		
	②認可資料の作成	河川課 事務所		
	③工事の実施	河川課 事務所		

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
河川管理施設の整備	他機関との調整項目：工事の実施調整			
	①工事契約図書の作成	河川課 事務所		
	②工事の発注・契約	土木政策課 事務所		
	③工事の実施	河川課 事務所		

【略称】

事務所：各土木事務所 / 危防：危機管理・防災課

3-2-4 津波・高潮対策

河川課 港湾・海岸課

□業務概要

○発災後、速やかに被害状況を把握するとともに、止水・排水を効率的に行い施設の応急復旧を迅速に行う。また、施設の復旧・復興方針を策定し、各管理者が連携して復興に向けた施設整備を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
被害状況の把握	他機関との調整項目：関係機関との被害状況の共有				
	①関係機関との連絡体制の確保	河川課 港湾 事務所	○	四国地整 農政局 水産庁	協定締結先
	②被災状況の情報収集	河川課 港湾 事務所	○	四国地整 農政局 水産庁	協定締結先
	③施設の点検・診断（施設利用の可否）	河川課 港湾 事務所	○	四国地整 農政局 水産庁	
排水ポンプ車の確保・配置	他機関との調整項目：排水ポンプ車の配備箇所の選定及び四国地整への配備要請				
	①止水排水実施体制の構築	河川課 港湾 事務所	○	四国地整 農政局	
	②四国地方整備局・中国・四国農政局に排水ポンプ車の配備要請	河川課 港湾	○	四国地整 農政局	
	③燃料の確保	危防 河川課 港湾 事務所	○	四国地整	
応急工事の実施	他機関との調整項目：応急工事実施に向けての体制を構築				
	①許可関係の確認・申請	河川課 港湾 事務所	○	四国地整	
	②各種協定に基づく要請	河川課 港湾	○	四国地整	協定締結先
	③資機材・作業員の確保	河川課 港湾 事務所	○	四国地整	協定締結先
河川・海岸等管理施設の復旧・復興方針の策定	他機関との調整項目：河川・海岸等施設の復旧・復興方針の策定				
	①関連施設管理者との調整	河川課 港湾 事務所	○	四国地整 農政局 水産庁	

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
補助事業化に向けた認可作業	他機関との調整項目：関係省庁との調整				
	①関係省庁との調整	河川課 港湾		四国地整 農政局 水産庁	
河川・海岸等管理 施設の整備	他機関との調整項目：工事の実施調整				
	①災害復旧工事の実施	河川課 港湾 事務所	○	四国地整	
	②復旧施設の維持管理	河川課 港湾 事務所		四国地整	

【略称】

港湾：港湾・海岸課 / 事務所：各土木事務所 / 危防：危機管理・防災課 / 四国地整：四国地方整備局
農政局：中国・四国農政局

3-2-5 防災情報システムの復旧

河川課 防災砂防課

□業務概要

- 土砂災害監視システム及び水防情報システムの監視体制を確立し、被害状況を把握する。
- 被害を受けた各システム（雨量計や水位計を含む）の復旧計画を策定し、復旧工事を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
システム等の監視体制の確立	他機関との調整項目：運用保守委託業者との調整			
	①各種システム運用保守委託業者との連絡体制を確保	河川課 防災砂防課		
監視局等の被害状況の把握	他機関との調整項目：なし			
	①被害状況の情報収集	河川課 防災砂防課 事務所		
	②被害状況の現地調査（土砂災害危険度が高い箇所や治水安全度が低下している箇所との関係にも注意しながら調査を実施）	河川課 防災砂防課 事務所		業者
復旧計画の策定・復旧工事の実施	他機関との調整項目：基準の一時引き下げ、解除について関係機関との協議			
	①土砂災害発生基準線、基準水位の一時引き下げの検討・協議	河川課 防災砂防課	○	四国地整 気象庁
	②各システムに変更した基準を反映	河川課 防災砂防課		
	③復旧計画の策定	河川課 防災砂防課		
	④復旧工事の実施	河川課 防災砂防課		
	⑤土砂災害発生基準線、基準水位の一時引き下げ解除の検討・協議	河川課 防災砂防課	○	四国地整 気象庁
⑥各システムに解除した基準を反映	河川課 防災砂防課			

【略称】

事務所：各土木事務所 / 四国地整：四国地方整備局

3-3 安全・安心な市街地・公共施設整備

- 3-3-1 復興防災まちづくり方針の作成…………… 都市計画課
- 3-3-2 宅地・公共施設の移転・現位置復興…………… 都市計画課、建築指導課
- 3-3-3 災害危険区域等の設定…………… 河川課、防災砂防課、港湾・海岸課

■課題

- 津波などにより、都市に著しい面的被害が発生した場合、復興事業に支障の生じる建築がされると、復興事業の進捗に遅れが生じる。
- 都市復興計画の策定や公共施設の復興に遅れが生じると、その間に被災住民の他地域への流出に伴う人口社会減が生じるなど、地域の活力低下につながる。
- 災害危険区域等の設定に関して、別途業務委託が集中することによる建設コンサルタントの人手不足で入札不調が発生する。

■到達目標

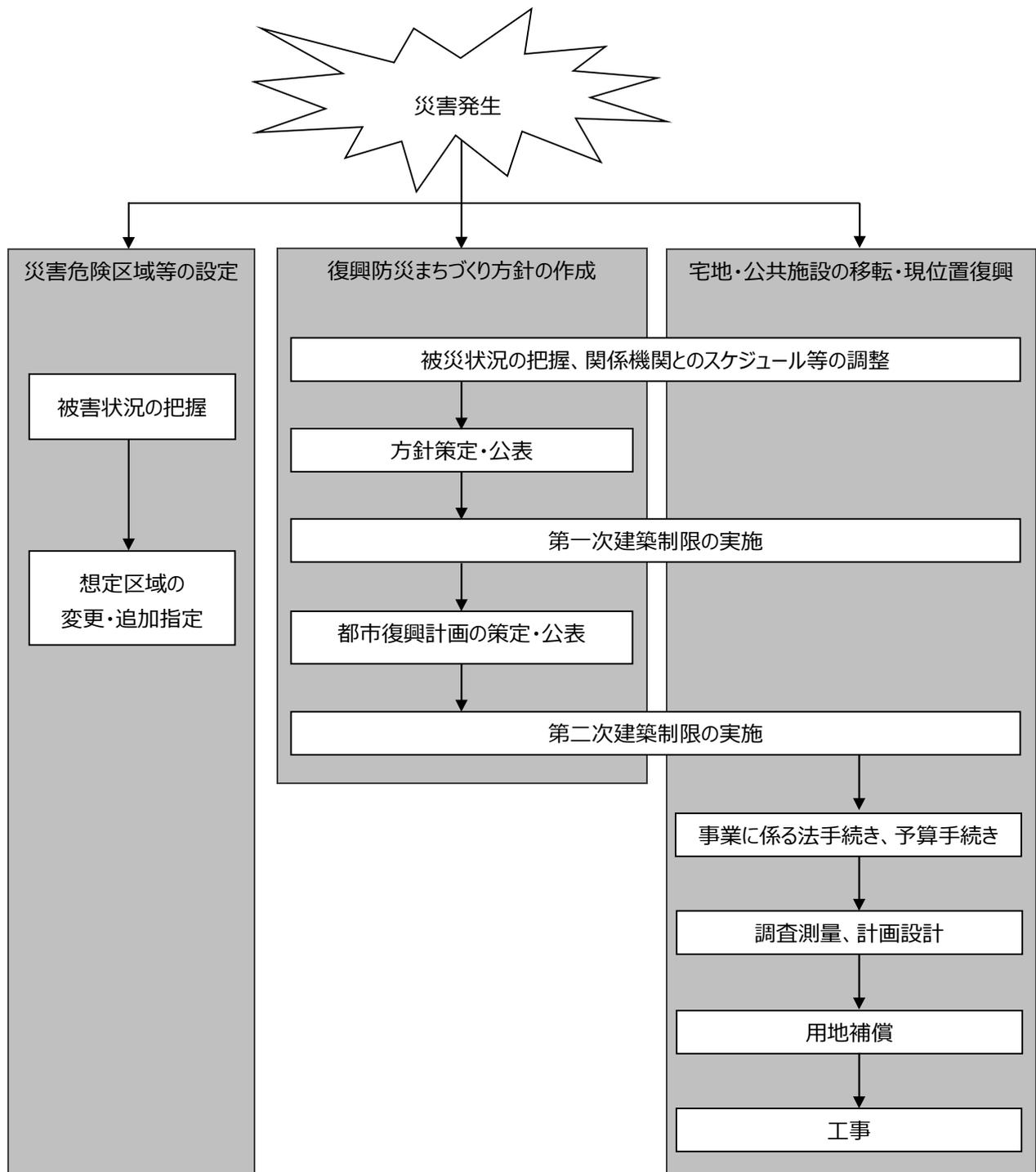
- 市町村が主体となって行う第一次建築制限区域の設定、第二次建築制限区域の設定を支援し、都市復興計画を策定する。
- 復興防災まちづくり方針、建築基準法に基づく第一次建築制限、復興計画の策定、被災市街地復興特別措置法に基づく第二次建築制限後に、これらに沿った具体的な事業を関係機関とともに法手続き、予算手続き、及び、現況調査測量や用地調査測量、事業計画・設計などを進め、用地補償、工事と順次整備していき安心・安全な市街地・公共施設整備を目指す。
- 高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を変更・追加指定する。

■基本方針

- 被災情報報告のとりまとめ、市町村に助言・支援を行う。
- 震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、必要に応じた建築制限を迅速に行う。
- 各段階で各機関での手続きがあり、地域住民・権利者との合意形成等、多くの調整が必要であるため、国・県・市町村間で連絡を密に取りながら情報共有し進捗に努める。
- 高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の変更・追加指定により、対象となる自治体等が地域防災計画、ハザードマップの作成・活用、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を行い、被害の軽減を図る。

■業務フロー図

- ・3-3-1 復興防災まちづくり方針の作成
- ・3-3-2 宅地・公共施設の移転・現位置復興
- ・3-3-3 災害危険区域等の設定



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-3-1 復興防災まちづくり方針の 作成	被災状況把握				
	関係機関との調整				
		・都市復興基本方針の策定・公表 ・一次建築制限の実施	・都市復興基本計画の策定・公表 ・二次建築制限の実施		
3-3-2 宅地・公共施設の移転・現 位置復興	被災状況把握				
		一次建築制限の実施	二次建築制限の実施		
			事業に係る法手続き		
			予算手続き		
			事業執行		
3-3-3 災害危険区域等の設定	被害状況の把握				
			想定区域、土砂災害警戒区域等の変更・追加指定		

■復興に向けた業務

3-3-1 復興防災まちづくり方針の作成

都市計画課

□業務概要

- 建築制限や復興方針を検討するうえで必要な、被災状況の把握と復興計画策定に関わる関係機関との調整を行う。
- 市町村が主体となって行う第一次建築制限区域の設定、第二次建築制限区域の設定を支援し、都市復興計画を策定する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災状況把握	他機関との調整項目：国および市町村との連絡調整			
	①被災建築物応急危険度判定調査による被害の把握	建築指導課	○	
	②家屋被害概況図の作成を支援	都市計画課 建築指導課	○	
関係機関との調整	他機関との調整項目：市町村との調整			
	①復興手法（現位置もしくは移転）の検討、調整	都市計画課	○	
	②復興事業手法および事業区域の検討、調整	都市計画課	○	
建築制限の実施	他機関との調整項目：市町村との調整および指定手続			
	①第一次建築制限区域（案）の申出、調整	建築指導課	○	
	②第一次建築制限区域の指定	建築指導課		
	③第二次建築制限区域の市町村都市計画決定手続き	都市計画課	○	
都市復興基本方針の策定・公表	他機関との調整項目：方針および計画に関する市町村との調整			
	①都市復興基本方針の策定・公表	都市計画課		
	②都市復興基本計画の策定	都市計画課		
	③市町村復興計画の策定に関する調整	都市計画課	○	

3-3-2 宅地・公共施設の移転・現位置復興

都市計画課 **建築指導課**

□業務概要

- 被災状況の把握と復興防災まちづくり方針・復興計画に関わる関係機関とのスケジュール調整等を行う。
- 震災後、安全な市街地・公共施設整備が進むよう、建築基準法に基づく必要な制限を行う。
- 復旧・復興対策としては、復興防災まちづくり方針、建築基準法に基づく第一次建築制限、復興計画の策定、被災市街地復興特別措置法に基づく第二次建築制限後に、これらに沿った具体的な事業を関係機関とともに法手続き、予算手続き、及び現況調査測量や用地調査測量、事業計画・設計などを進め、用地補償、工事と順次整備していき安心・安全な市街地・公共施設整備を進める。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災状況把握	他機関との調整項目：国、市町村との連絡調整、③については公共施設管理者と情報共有			
①被災建築物応急危険度判定調査による被害の把握	建築指導課	○		
②家屋被害概況図の作成を支援	都市計画課 建築指導課	○		
③公共施設の被災状況把握	都市計画課	○		
建築制限の実施	他機関との調整項目：市町村との調整および指定手続			
①建築制限区域（案）の申出、調整	建築指導課	○		
②第一次建築制限区域の指定	建築指導課			
③第二次建築制限区域の市町村都市計画決定手続き	都市計画課	○		
事業に係る法手続き	他機関との調整項目：事業により手続き、調整先を判断（国、県等）			
①各事業の許認可等に関する手続き・調整	都市計画課	○		
予算手続き	他機関との調整項目：国および市町村と手続き、調整			
①各事業の計画承認・予算要望に関する手続き・調整	都市計画課	○		
事業執行	他機関との調整項目：事業により手続き、調整先を判断（国、県等）			
①地元との合意形成	都市計画課	○		
②公共施設管理者との計画・帰属・管理に関する調整	都市計画課	○		
③他工事との工程調整	都市計画課	○		

3-3-3 災害危険区域等の設定

河川課 防災砂防課 港湾・海岸課

□業務概要

○各被害区域を調査し、必要に応じて高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を指定・変更する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：四国地方整備局及び市町村との被害状況の共有			
①浸水箇所等の調査	河川課 防災砂防課 港湾	○	四国地整 農政局 水産庁	
②被害状況のとりまとめ	河川課 防災砂防課 港湾	○	四国地整 農政局 水産庁	
③被害報告	河川課 防災砂防課 港湾	○	四国地整 農政局 水産庁	
想定区域、土砂災害警戒区域等の変更・追加指定	他機関との調整項目：市町村との事前打ち合わせ			
①浸水解析、基礎調査等を行い、想定区域図等を作成	河川課 防災砂防課 港湾	○	四国地整 農政局 水産庁	
②該当市町村への報告等	河川課 防災砂防課 港湾	○	四国地整 農政局 水産庁	
③想定区域等の変更・追加指定	河川課 防災砂防課 港湾	○	四国地整 農政局 水産庁	

【略称】

港湾：港湾・湾岸課 / 四国地整：四国地方整備局 / 農政局：中国・四国農政局

3-4 社会基盤施設の復興

3-4-1	道路・交通基盤の復興	道路課、都市計画課
3-4-2	港湾施設の復旧	港湾・海岸課
3-4-3	港湾物流機能の継続	港湾・海岸課
3-4-4	ライフライン施設の復興（道路）	道路課
3-4-5	ライフライン施設の復興（下水道）	公園下水道課
3-4-6	都市公園の復興	公園下水道課

■課題

- 道路の復旧・復興方針を決定する際に、大津波による壊滅的な被害、地盤沈下や海岸堤防等の損壊による二次的な災害の危険性など、被災地域毎に大きく異なるため、復旧・復興の取組状況も結果として長期化することが想定される。
- 復興まちづくりの根幹となる「道路の復旧・復興方針」を迅速かつ円滑に実現するためには「事前の準備」が重要と考え、平時から各地域において甚大な被害を想定した復興まちづくり計画について、地域住民と合意形成を図るなど、よりよい復興を実現するために不可欠な「事前復興まちづくり計画」の策定が必要である。
- 早急な汚水処理・排水機能の復旧が求められる一方で、復興まちづくり計画等を見据えた処理区や処理能力の見直しなど中長期的な視点での復旧・復興計画を立案する必要がある。
- 総合防災拠点に位置付けられている都市公園について早急な被害状況の把握及び応急対策の実施、市町村や指定管理者等と連携した円滑な復興事業の推進が必要である。

■到達目標

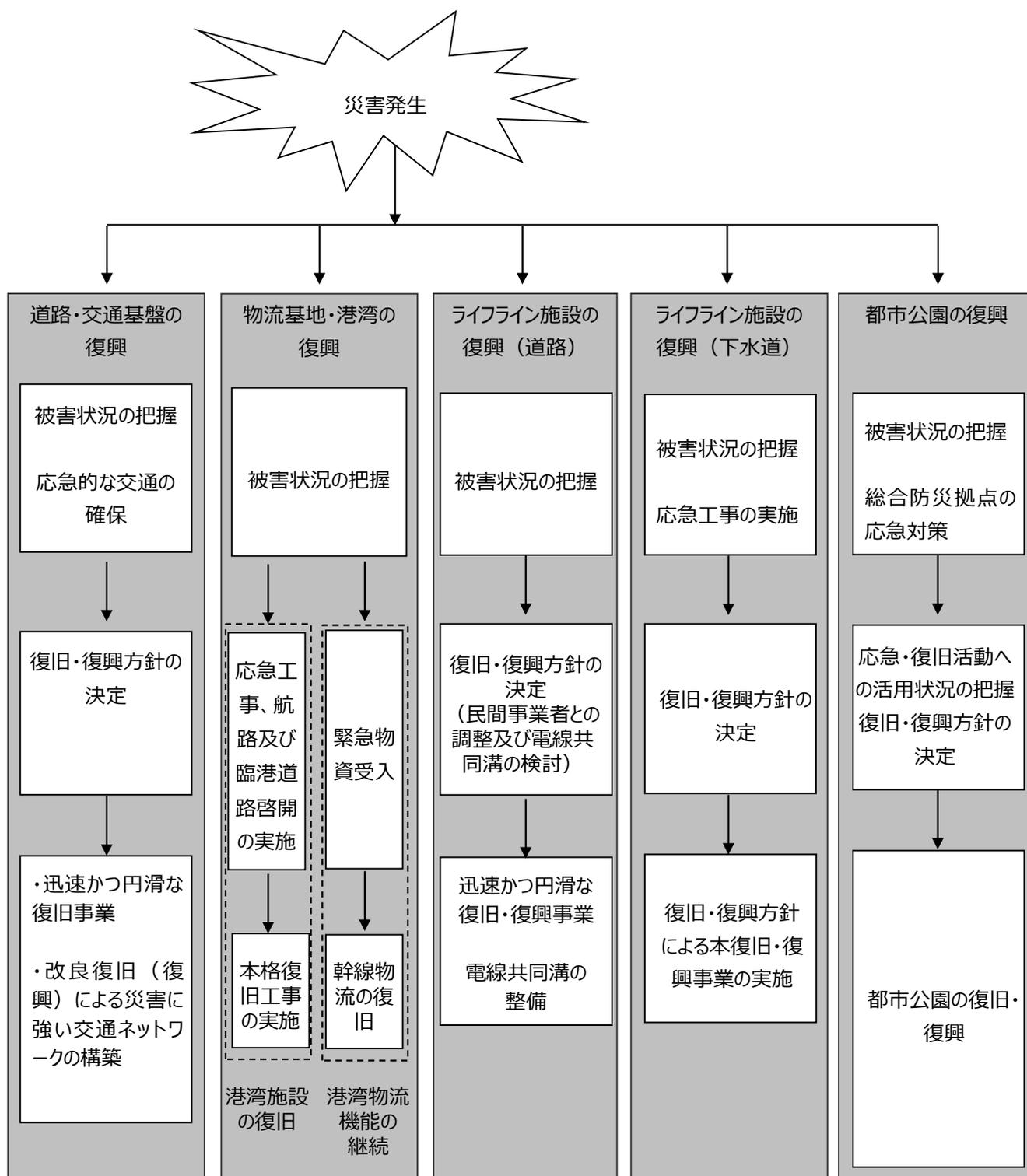
- 被害状況や応急・復旧活動に必要な路線等の緊急性の検討、地域特性、関係公共施設関係者の意向等を勘案し、道路の復旧・復興方針を決定し、災害に強い交通ネットワークの構築等を行う。
- 速やかに港湾施設の復旧を行い、港湾機能の確保を行う。
- 応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握し、緊急性や優先性等を勘案してライフライン施設の復旧・復興方針を決定し、速やかに復旧・復興を図る。
- 都市公園の被害状況や関係市町村の意向等を踏まえながら復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を円滑に進め、速やかに都市公園の利用再開や供用開始を図る。

■基本方針

- 原状復旧を行うことを決定した路線については、迅速かつ円滑に復旧事業を行う。
- 速やかに被害状況を把握するとともに港湾BCPに基づいて、航路啓開や係留施設の応急復旧活動を行い、港湾施設の効率的な復旧を図る。
- 民間事業者が管理するライフライン施設や道路の復旧事業とのスケジュール等の調整を図り効率的な復旧を図る。
- 県内下水道施設の被災状況を早急に把握し、応急対応、早期復旧・復興に向けた、支援体制・資源を確保する。
- 都市公園の被害状況を早急に把握し、応急・復旧活動への活用状況、関係市町村の公園施設に関する意向等を踏まえながら復旧・復興方針を決定し、速やかな復興を図る。

■業務フロー図

- ・3-4-1 道路・交通基盤の復興
- ・3-4-2 港湾施設の復旧
- ・3-4-3 港湾物流機能の継続
- ・3-4-4 ライフライン施設の復興（道路）
- ・3-4-5 ライフライン施設の復興（下水道）
- ・3-4-6 都市公園の復興



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-4-1 道路・交通基盤の復興	・被害状況の把握 ・応急的な交通の確保		復旧・復興方針 の決定	迅速かつ円滑な復旧事業	
3-4-2 港湾施設の復旧	被害状況の把握				
	応急工事の実施（係留施設等）				
	航路及び臨港道路啓開の実施				
			災害復旧工事の実施		
3-4-3 港湾物流機能の継続	緊急物資受入				
	幹線物流の復旧				
3-4-4 ライフライン施設の復興 （道路）	被害状況の把握	復旧・復興方針 の決定（民間事 業者との調整 及び電線共同 溝の検討）	迅速かつ円滑 な復旧・復興事 業	電線共同溝の 整備	
3-4-5 ライフライン施設の復興 （下水道）	被害状況の把握	復旧・復興方針の決定			
	応急工事の実施				
			復旧・復興方針による本復旧・復興事業の実施		
3-4-6 都市公園の復興	被害状況の調査				
	総合防災拠点の応急対策				
	応急・復旧活動への活用状況の把握				
	復旧・復興方針の決定				
			都市公園の復旧・復興		

■復興に向けた業務

3-4-1 道路・交通基盤の復興

道路課 都市計画課

□業務概要

- 施設の構造等に防災上の問題点が明らかになった場合は、耐震性の強化のための工法の見直しなど、可能な限り改良復旧（復興）に努める。
- 復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。
- 復旧にあたっては、復旧予定時期を住民に周知する。
- 迅速かつ正確な情報把握のため、関係する国・県・市町村間で連絡を密に取りながら、事業の進捗に努める。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：関係機関との被害状況の共有			
①被害状況に関する情報の共有化	道路課 都市計画課	○	国土交通省	四国電力 NTT
応急的な交通の確保	他機関との調整項目：関係機関との道路啓開状況の共有			
①高知県道路啓開計画に基づく進捗状況の把握	道路課 都市計画課	○	国土交通省	四国電力 NTT
復旧・復興方針の決定	他機関との調整項目：関係機関との復旧・復興方針の調整			
①応急・復旧活動等の進捗状況や地域特性を把握	防災砂防課 道路課 都市計画課	○	国土交通省	四国電力 NTT
②迅速な原状復旧または耐震性の強化、道路改良等も行う復旧・復興の検討	防災砂防課 道路課 都市計画課	○	国土交通省	四国電力 NTT
迅速かつ円滑な復旧事業	他機関との調整項目：関係機関との復旧・復興事業の調整			
①緊急性や優先性等に基づく復旧・復興事業を行う順序	防災砂防課 道路課 都市計画課	○	国土交通省	四国電力 NTT
②他設備（電力等）とのスケジュール調整	道路課 都市計画課 公下	○	国土交通省	四国電力 NTT

【略称】

公下：公園下水道課 / NTT：西日本電信電話

3-4-2 港湾施設の復旧

港湾・海岸課

□業務概要

○速やかに被害状況を把握するとともに港湾BCPに基づいて、航路啓開や係留施設の応急復旧活動を行う。その後、港湾施設の本格復旧により港湾機能の確保を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
被害状況の把握	他機関との調整項目：関係機関との被害状況の共有				
	①関係機関との連絡体制の確保	港湾事務所	○	四国地整 海保 四国運輸局	協定締結先
	②被災状況の情報収集	港湾事務所	○	四国地整 海保 四国運輸局	協定締結先
	③施設の点検・診断（施設利用の可否）	港湾事務所		四国地整	
応急工事の実施 （係留施設等）	他機関との調整項目：応急工事実施に向けての体制を構築				
	①許可関係の確認・申請	港湾事務所		四国地整	
	②各種協定に基づく要請	港湾事務所		四国地整	協定締結先
	③資機材・作業要因の確保	港湾事務所		四国地整	
航路及び臨港道路 啓開の実施	他機関との調整項目：啓開箇所の設定及び必要となる人員及び資機材・燃料等の確保				
	①がれきの一時保管場所の確保	港湾事務所		四国地整	
	②資機材・作業員の確保（作業船舶等）	港湾事務所		四国地整	協定締結先
	③燃料の確保（作業船舶等）	危防 港湾事務所		四国地整	
災害復旧工事の実 施	他機関との調整項目：工事に必要となる人員及び資機材・燃料等の確保				
	①各種協定に基づく要請	港湾事務所		四国地整	協定締結先

【略称】

港湾：港湾・海岸課 / 事務所：各土木事務所 / 危防／危機管理・防災課 / 四国地整：四国地方整備局
海保：高知海上保安部

3-4-3 港湾物流機能の継続

港湾・海岸課

□業務概要

○発災後、速やかに荷役・貨物船の航行支援及び港湾の運用が円滑に行われるような体制の構築を行い、港湾物流機能の復旧を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
緊急物資受入	他機関との調整項目：緊急物資受入体制の構築			
	①関係機関との連絡体制の確保	港湾事務所		四国地整 四国運輸局 港湾関係者
	②入港支援・緊急物資輸送船の要請	港湾		四国地整 四国運輸局 港湾関係者
	③緊急物資輸船の手配	危防 港湾		四国地整 四国運輸局 港湾関係者
幹線物流の復旧	他機関との調整項目：企業物流活動の復旧に向けた体制の構築			
	①港湾施設の状況報告	危防 港湾 事務所		四国地整
	②港湾の受入体制整備の連絡	港湾 事務所		港湾関係者
	③入出港自粛勧告の解除に向けた連絡・調整	港湾 事務所		海保

【略称】

港湾：港湾・湾岸課 / 事務所：各土木事務所 / 危防：危機管理・防災課 / 四国地整：四国地方整備局
海保：高知海上保安部

3-4-4 ライフライン施設の復興（道路）

道路課

□業務概要

○電線類の地中化を図る必要性が高い道路の区間において、耐震性強化のための道路整備に併せて、電線の共同溝を検討・整備する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：関係機関との被害状況の共有			
	①発電・変電施設に関する被害状況の共有化	道路課		国土交通省 四国電力 NTT
	②送電・配電設備に関する被害状況の共有化	道路課		国土交通省 四国電力 NTT
	③地中整備に関する被害状況の共有化	道路課	○	国土交通省 四国電力 NTT
復旧・復興方針の決定（民間事業者との調整及び電線共同溝の検討）	他機関との調整項目：関係機関との復旧・復興方針の調整			
	①応急・仮復旧のための道路掘削作業	道路課	○	国土交通省 四国電力 NTT
	②緊急性や優先性等の整理	道路課	○	国土交通省 四国電力 NTT
	③他施設（上下水道等）含めた復旧方針	薬務衛生課 道路課 公下	○	国土交通省 四国電力 NTT
迅速かつ円滑な復旧・復興事業	他機関との調整項目：関係機関との復旧・復興事業の調整			
	①復旧・復興のための道路掘削作業	薬務衛生課 道路課 公下	○	国土交通省 四国電力 NTT
	②他設備（上下水道等）とのスケジュール調整	薬務衛生課 道路課 公下	○	国土交通省 四国電力 NTT
電線共同溝の整備	他機関との調整項目：関係機関との電線共同溝事業の調整			
	①市街地復興事業（街路事業等の道路整備）と連携した整備	道路課 都市計画課	○	国土交通省 四国電力 NTT

【略称】

公下：公園下水道課 / NTT：西日本電信電話

3-4-5 ライフライン施設の復興（下水道）

公園下水道課

□業務概要

- 応急復旧、復旧・復興活動にあたっては、市町村や他のライフラインを管理する民間事業者、道路管理者等と効率的な復旧・復興の順序、スケジュール等の調整を図り、復旧・復興方針を決定する。
- 復旧・復興にあたっては、迅速な現状復旧を目指すか、耐震性の強化や中長期的な課題や情勢に合わせ改良（縮小含む）復旧を行うか、目指すべき基本方針を決定する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：被害調査に係る受援体制の構築			
	①県内の下水施設の被害状況及び調査に係る支援ニーズの把握	公下	○	
	②被害状況調査に係る支援要請及び受援調整	公下	○	国土交通省 下水協 事業団 管路協 水コン協
応急工事の実施	他機関との調整項目：応急工事に係る調整			
	①応急工法の検討及び工法協議	防災砂防課 公下	○	国土交通省 事業団 管路協 水コン協
	②県内下水道施設の応急工事に係る、実施業者や復旧資機材調達等の調整	公下	○	国土交通省 事業団 管路協 建協
	③道路管理者及び他のライフライン事業者との応急工事実施調整	薬務衛生課 道路課 公下	○	国土交通省 事業団 管路協 建協 四国電力 四国ガス NTT
復旧・復興方針の決定	他機関との調整項目：復興まちづくり計画や中長期的な課題を踏まえた復旧・復興方針決定のための調整			
	①復興まちづくり計画等を踏まえた復旧方針（下水道施設の復旧、廃止、移転等）の決定	都市計画課 公下	○	国土交通省 事業団 水コン協
	②現況や復旧後の人口推移を見据えた施設規模見直や施設の強靱化を踏まえた復旧方法の決定	防災砂防課 公下	○	国土交通省 事業団 水コン協
復旧・復興方針による本復旧・復興事業の実施	他機関との調整項目：復旧復興事業の実施調整			
	①復興まちづくり計画等を踏まえた下水道復旧優先順位等の調整	都市計画課 公下	○	
	②道路や他のライフライン復旧事業との復旧工事の調整	薬務衛生課 道路課 公下	○	国土交通省 四国電力 四国ガス NTT

【略称】

公下：公園下水道課 / 下水協：日本下水道協会 / 事業団：日本下水道事業団 / 建協：高知県建設業協会
管路協：日本下水道管路管理業協会 / 水コン協：全国上下水道コンサルタント協会 / NTT：西日本電信電話

3-4-6 都市公園の復興

公園下水道課

□業務概要

○都市公園の被害状況や関係市町村の意向等を踏まえながら復旧・復興方針を決定し、復旧・復興事業を進める。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
被害状況の調査	他機関との調整項目：なし				
	①総合防災拠点及び避難所開設に際し被害状況を調査（春野・室戸）	危機管理部	高知市		指定管理者
	②指定管理者及び土木事務所により一般的な被害状況を調査（全都市公園）	土木事務所			指定管理者
	③都市公園の被害状況、応急・復旧活動への活用状況の取りまとめ	公下			
総合防災拠点の応急対策	他機関との調整項目：なし				
	①総合防災拠点の開設・運営に不可欠な応急対策を指定管理者と協力して実施	危機管理部			指定管理者
	②総合防災拠点運営に係る応急対策を必要に応じて指定管理者と協力して実施	土木事務所			指定管理者
応急・復旧活動への活用状況の把握	他機関との調整項目：なし				
	①土木事務所及び指定管理者において応急・復旧活動への活用状況の把握	土木事務所			指定管理者
復旧・復興方針の決定	他機関との調整項目：なし				
	①公園下水道課において、関係市町村の復興まちづくりや指定管理者等の意向を把握	公下	○		指定管理者
	②公園下水道課又は土木事務所において復旧・復興方針案を作成、関係市町村、指定管理者と協議	公下 土木事務所	○		指定管理者
	③土木部において復旧・復興方針を決定	公下			
都市公園の復旧・復興	他機関との調整項目：なし				
	①土木事務所において、復旧・復興事業を実施	土木事務所			

【略称】

公下：公園下水道課

3-5 公共交通網の復旧

- 3-5-1 公共交通の運行状況の情報収集…………… 交通運輸政策課
- 3-5-2 公共交通の運行状況の情報提供…………… 交通運輸政策課
- 3-5-3 公共交通の運行についての調整…………… 交通運輸政策課

■課題

- 災害時、公共交通の運行状況や被害状況が把握できず、利用者が不安を感じやすい。
- 事業者が被災し、運行の継続が困難となった時、事業者間の代替輸送の調整が難しい。

■到達目標

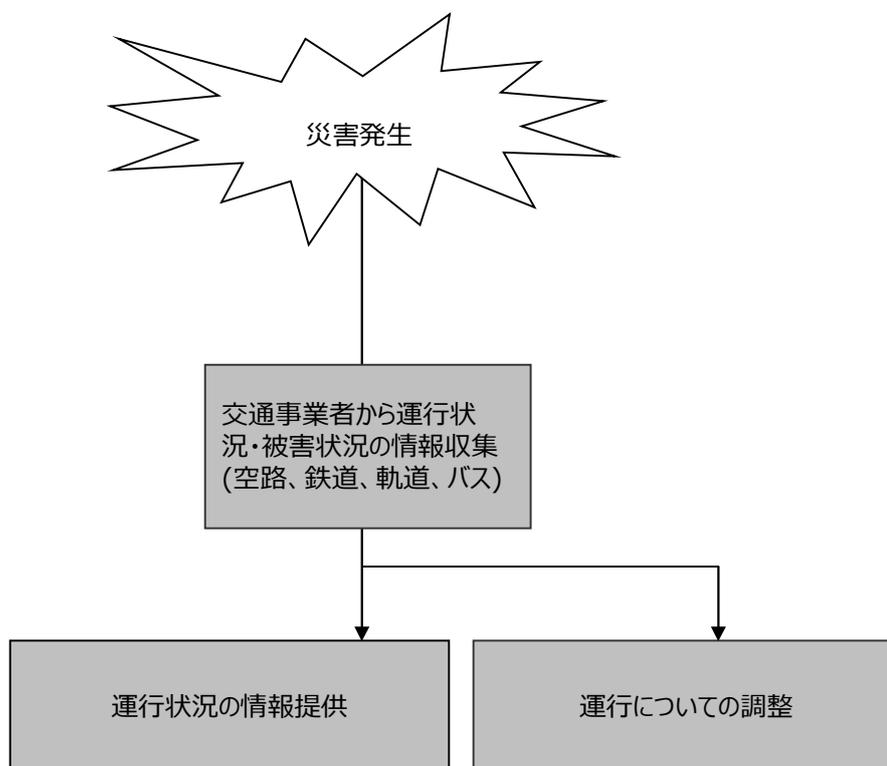
- 応急対策としては、運行状況や被害状況を把握し、利用者へ情報提供する。
- 復旧、復興対策としては、被害の状況等を踏まえ、可能な限り通常運行への復旧を目指す。

■基本方針

- 各交通事業者から運行状況や被害状況について情報収集し、利用者に、報道機関の協力も得ながら情報提供する。
- 被災者の移動手段が確保できるよう、各交通事業者と協議する。

■業務フロー図

- ・3-5-1 公共交通の運行状況の情報収集
- ・3-5-2 公共交通の運行状況の情報提供
- ・3-5-3 公共交通の運行についての調整



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-5-1 公共交通の運行状況の情報収集	運行状況・被害状況の情報収集		状況に応じて継続		
3-5-2 公共交通の運行状況の情報提供	運行状況の情報提供		状況に応じて継続		
3-5-3 公共交通の運行についての調整	公共交通の運行についての調整				

■復興に向けた業務

3-5-1 公共交通の運行状況の情報収集

交通運輸政策課

□業務概要

○各公共交通事業者の運行状況について情報収集し、災害対策本部に情報提供を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
運行状況・被害状況の情報収集	他機関との調整項目：なし				
	①交通事業者に情報提供依頼→収集	交運			
	②災害対策本部に情報共有	交運			
状況に応じて継続	他機関との調整項目：なし				
	①交通事業者に情報提供依頼→収集	交運			
	②災害対策本部に情報共有	交運			

【略称】

交運：交通運輸政策課

3-5-2 公共交通の運行状況の情報提供

交通運輸政策課

□業務概要

○各公共交通事業者から収集した運行状況等を必要に応じて、適宜情報提供する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
運行状況の情報提供	他機関との調整項目：なし			
①(報道機関等から要請があった場合)適宜情報提供	交運			
状況に応じて継続	他機関との調整項目：なし			
①(報道機関等から要請があった場合)適宜情報提供	交運			

【略称】

交運：交通運輸政策課

3-5-3 公共交通の運行についての調整

交通運輸政策課

□業務概要

○公共交通事業者から運行に支障がある旨の連絡を受けた際に、必要に応じて他の公共交通事業者に情報共有し、事業者間の代替輸送の調整等の支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
公共交通の運行についての調整	他機関との調整項目：なし				
	①公共交通事業者からの情報を他の事業者 者に共有	交運			

【略称】

交運：交通運輸政策課

3-6 水道施設の復旧

- 3-6-1 上水道・簡易水道の災害対策…………… 薬務衛生課
- 3-6-2 断水地域等への飲料水の供給状況の把握…………… 薬務衛生課
- 3-6-3 水質事故の発生が確認された場合の状況報告…………… 薬務衛生課

■課題

- 南海トラフ地震の発生により、水道施設の被災が想定される。
- 被災直後のほとんどの地域で断水が発生し飲料水が確保できなくなる。
- 水源への有害物質流入等により水質事故が発生するおそれがある。

■到達目標

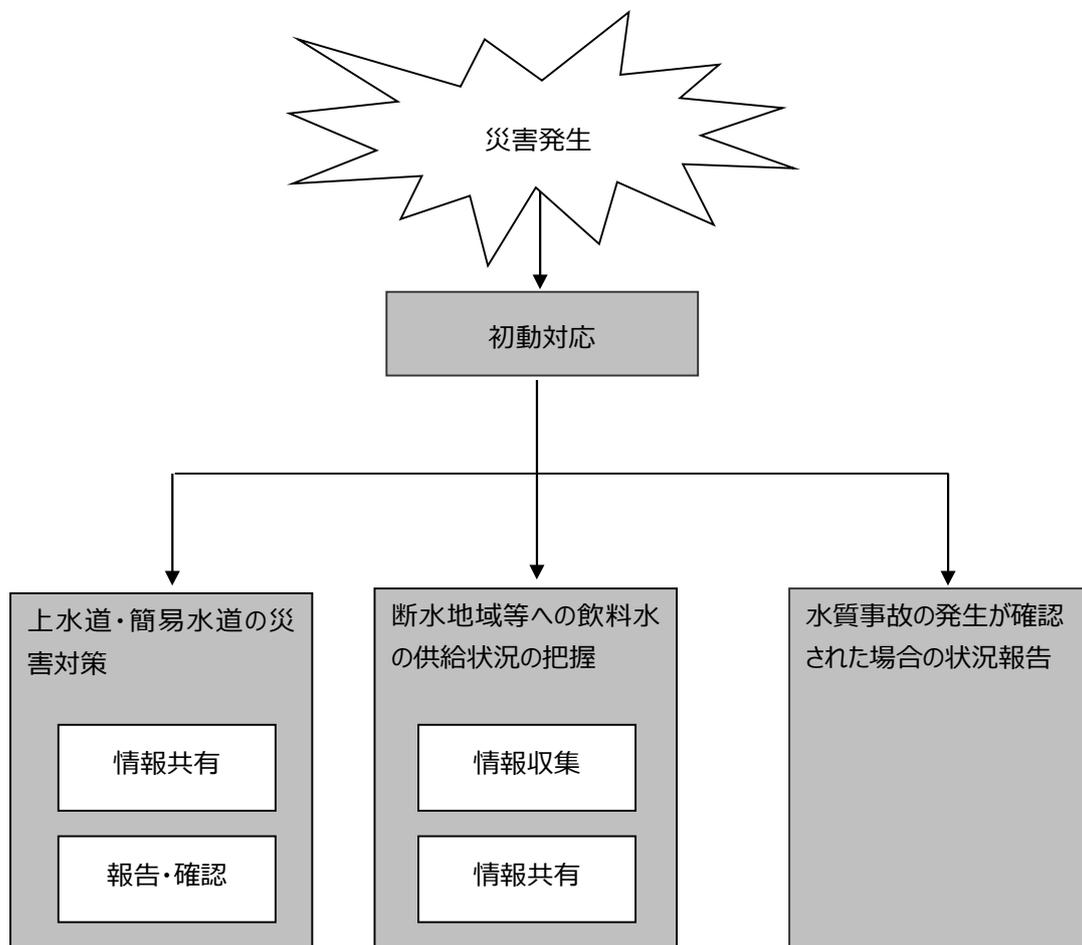
- 水道施設被災状況を把握し、国へ報告する。
- 断水地域等への飲料水の供給状況を把握する。
- 水質事故状況の把握し、国へ報告する。

■基本方針

- 被災状況を確認し、日本水道協会の支援による応急復旧・応急給水のため、日本水道協会高知県支部と情報共有を行う。
- 被災水道施設の災害報告と災害復旧事業の申請を国へ行い、本復旧の状況を確認する。
- 水質事故発生の際は状況把握と国への報告を行う。

■業務フロー図

- ・3-6-1 上水道・簡易水道の災害対策
- ・3-6-2 断水地域等への飲料水の供給状況の把握
- ・3-6-3 水質事故の発生が確認された場合の状況報告



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-6-1 上水道・簡易水道の災害対策		被災水道施設の 応急復旧	被災水道施設の本復旧		
3-6-2 断水地域等への飲料水の供給 状況の把握		日本水道協会 高知県支部か ら給水車等の 活動状況につ いて情報収集			
		日本水道協会 高知県支部と 水道事業者(日 水協非会員)と の情報共有			
3-6-3 水質事故の発生が確認された 場合の状況報告		水質事故の発 生が確認され た場合の状況 報告			

■復興に向けた業務

3-6-1 上水道・簡易水道の災害対策

薬務衛生課

□業務概要

○各市町村（水道事業者）の水道施設にかかる被災及び復旧状況を確認する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
被災水道施設の応急復旧	他機関との調整項目：なし				
	①日水協と市町村との情報共有	薬務衛生課	○		日水協
被災水道施設の本復旧	他機関との調整項目：国や市町村と災害復旧事業に向けての調整				
	①災害状況の把握	薬務衛生課	○	厚労省水道課	
	②災害復旧事業の申請	薬務衛生課	○	厚労省水道課	
	③復旧状況の確認	薬務衛生課	○	厚労省水道課	

【略称】

日水協：日本水道協会高知県支部 / 厚労省水道課：厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

3-6-2 断水地域等への飲料水の供給状況の把握

薬務衛生課

□業務概要

○断水地域等への応急給水の状況を把握し、応急給水に関する水道事業者（日水協非会員）と日水協との情報共有を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
日水協から給水車等の活動状況について情報収集	他機関との調整項目：なし			
	薬務衛生課	○		日水協
日水協と水道事業者（日水協非会員）との情報共有	他機関との調整項目：なし			
	薬務衛生課	○		日水協

【略称】

日水協：日本水道協会高知県支部

3-6-3 水質事故の発生が確認された場合の状況報告

薬務衛生課

□業務概要

○水質事故の発生が確認された場合に各市町村（水道事業者）からの状況報告の確認と国への報告を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
水質事故の発生が 確認された場合の 状況報告	他機関との調整項目：なし				
	①水質事故状況報告の確認	薬務衛生課	○		
	②水質事故に関する報告	薬務衛生課		厚労省 水道課	

【略称】

厚労省水道課：厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

3-7 工業用水道施設の復旧

- 3-7-1 被災施設の復旧…………… 電気工水課
- 3-7-2 受援体制の構築…………… 電気工水課
- 3-7-3 関係機関との協議…………… 電気工水課

■課題

- 鏡川工業用水道の管路については、非耐震管により布設された箇所が多く、耐震化が未対応である。
- 鏡川工業用水道の給水先は津波浸水エリアに多く存在し、復旧までの時間の見通しが難しい。
- 復旧資材及び復旧工事施工業者等が上水道と重複し、上水道が優先されることから復旧が遅れる。

■到達目標

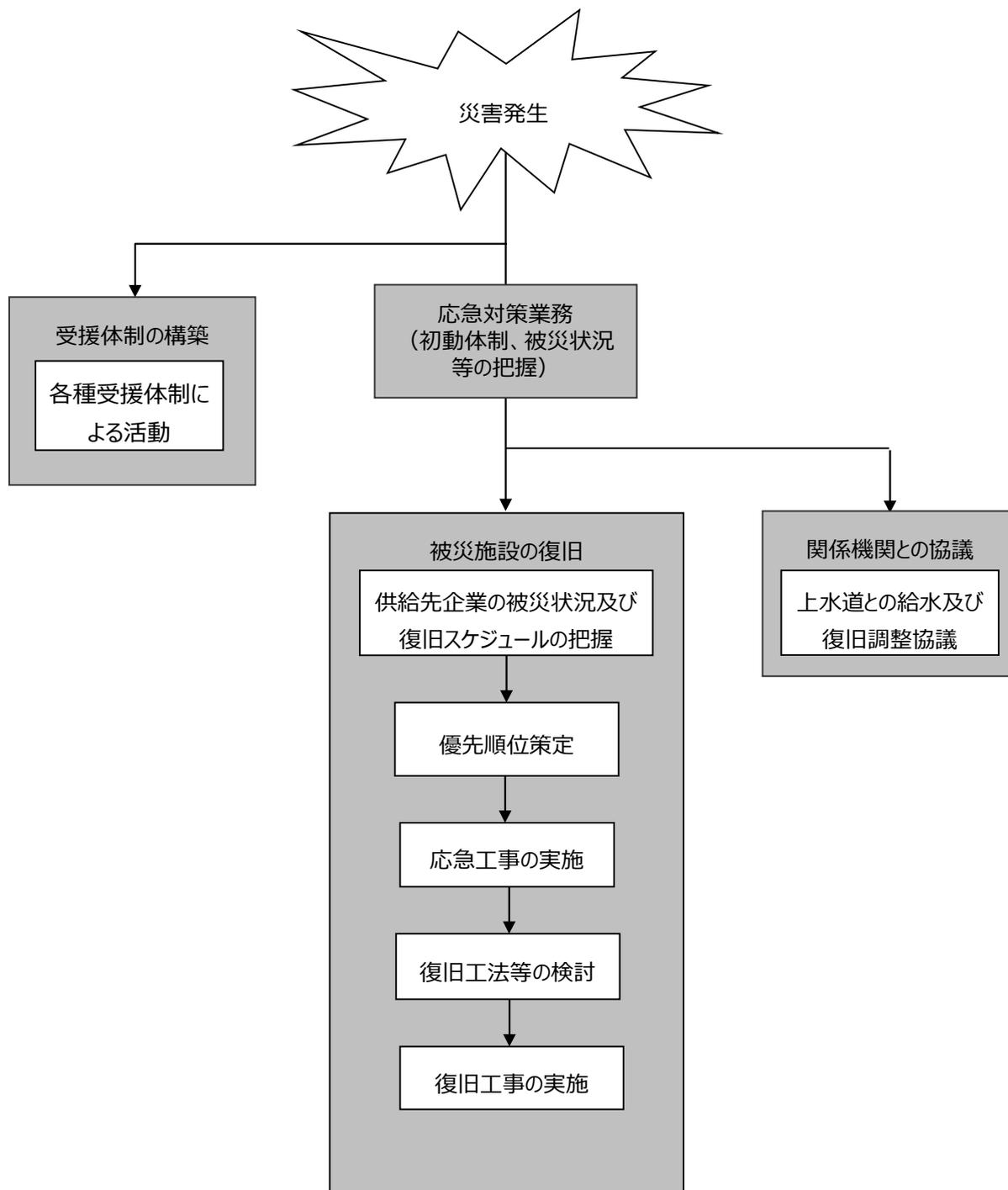
- 工業用水道の給水先企業の意向等を把握し、復旧の優先順位付けを行うとともに、早期給水を希望する使用者に工業用水を供給できるよう、速やかに施設の復旧を図る。

■基本方針

- 被災した工業用水道施設を速やかに復旧し、給水先への工業用水の供給を再開することにより、給水先企業の事業活動を継続する環境を確保し、地域の復興を支える。

■業務フロー図

- ・3-7-1 被災施設の復旧
- ・3-7-2 受援体制の構築
- ・3-7-3 関係機関との協議



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-7-1 被災施設の復旧	供給先企業の被災状況及び復旧スケジュールの把握				
		復旧計画の策定（優先順位の決定）			
		応急工事の実施（道路啓開後）			
		復旧工法等の検討			
				復旧工事の実施	
3-7-2 受援体制の構築		災害協定による受援			
			受援後の調整		
3-7-3 関係機関との協議		上水道の代替供給の可否検討・調整			
		復旧工事に関する資材調達及び施工業者等の調整			
			復旧工事に係る財源の調整		

■復興に向けた業務

3-7-1 被災施設の復旧

電気工水課

□業務概要

○供給先企業への工業用水の給水に向けて被災した工業用水道施設を速やかに復旧する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
供給先企業の被災状況及び復旧スケジュールの把握	他機関との調整項目：使用者及び上下水道施設の被災状況等について情報収集する。			
	①給水先企業への聞き取り	電気工水課		使用者
	②給水区域毎の状況整理	電気工水課	市	
復旧計画の策定（優先順位の決定）	他機関との調整項目：道路啓開状況や使用者及び上下水道施設の復旧状況等を把握しつつ、復旧箇所の優先順位及び復旧方法を検討する。			
	①復旧箇所の選定	電気工水課		
	②優先順位の決定	電気工水課		
	③復旧方法の検討	電気工水課		
応急工事の実施（道路啓開後）	他機関との調整項目：上下水道施設の復旧工事と調整を図りつつ、応急復旧工事を実施する。			
	①応急復旧方法の検討	電気工水課		
	②応急復旧の実施	電気工水課		
復旧工法等の検討	他機関との調整項目：なし			
	①本復旧方法等の検討	電気工水課		
復旧工事の実施	他機関との調整項目：なし			
	①工事の発注・契約	電気工水課		

【略称】

市：高知市上下水道局 / 使用者：工業用水供給先企業

3-7-2 受援体制の構築

電気工水課

□業務概要

○工業用水道施設の速やかな復旧に向けて必要により受援体制を構築する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害協定による受援	他機関との調整項目：協定に基づき要請業務の内容や必要資機材及び必要人員を整理し応援要請を実施する。			
①応援要請の要否検討	電気工水課			
②応援要請業務の整理	電気工水課			
③応援要請の実施	電気工水課		経産局	協定先
受援後の調整	他機関との調整項目：協定先と活動状況に応じた経費負担の調整を行う。			
①経費負担の整理・調整	電気工水課			協定先

【略称】

経産局：四国経済産業局

協定先：徳島県企業局、愛媛県公営企業管理局、香川県広域水道企業団、高知市管工事設備業協同組合

3-7-3 関係機関との協議

電気工水課

□業務概要

○工業用水道施設の速やかな復旧に向けて関係機関と協議・調整を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

実施内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
上水道の代替供給の可否検討・調整	他機関との調整項目：使用者及び市と上水代替供給の調整を行う。			
①上水代替供給の検討	電気工水課			使用者
②上水代替供給の調整	電気工水課	市		
復旧工事に関する資材調達及び施工業者等の調整	他機関との調整項目：協定先及び市と資材融通に向けた調整を行う。			
①資材調達の調整	電気工水課	市		協定先
②施工業者等の調整	電気工水課	市		
復旧工事に係る財源の調整	他機関との調整項目：国と財源調整を行い、協定先へ負担額の支払いを行う。			
①復旧工事財源の調整	電気工水課		経産局	協定先

【略称】

市：高知市上下水道局 / 使用者：工業用水供給先企業 / 経産局：四国経済産業局

協定先：徳島県企業局、愛媛県公営企業管理局、香川県広域水道企業団、高知市管工事設備業協同組合

3-8 文化施設・文化財

- 3-8-1 収蔵資料や文化財等の修復・保存…………… 文化国際課、歴史文化財課
- 3-8-2 文化施設の復旧及び機能回復…………… 文化国際課、歴史文化財課

■課題

- 災害により、多くの収蔵資料や文化財等が破損・汚損・水損し、発見・対処が遅れることにより、修復が困難になるおそれがある。また、それらを収蔵する文化施設が被災することにより、機能不全に陥るおそれがある。
- 被災規模が熊本地震を超える規模となった場合は、都道府県内連携だけでは対応できず、文化庁又は全国の文化財防災ネットワークに支援・協力要請を行い、県内本部を設置し、支援を受け入れる必要があるが、県内連携体制及び受け入れ準備体制の整備が十分でない。

■到達目標

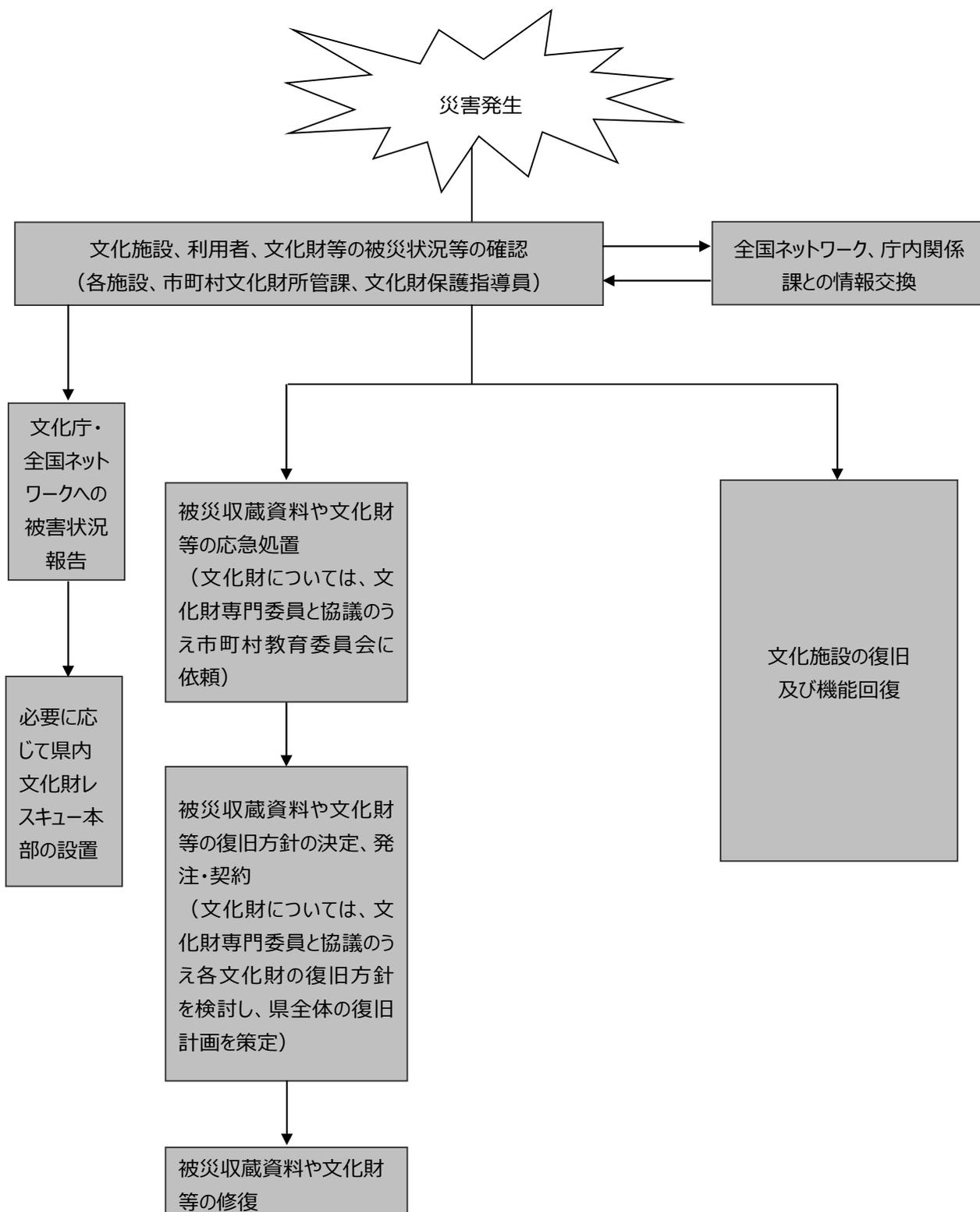
- 文化施設の文化財保存機能と展示機能をできるだけ早期に回復させる。

■基本方針

- 平時から、県・市町村の文化財担当職員や文化財所有者が共通の意識を持って、発災時において円滑に対応し、災害から文化財を守り、可能な限りその被害を少ないものとするよう備える。
- 発災時は、速やかに県立文化施設の収蔵資料や施設等の被災状況を把握し、国に報告するとともに、より詳しい調査及び復旧に向けた人的・財政的支援を要請する。
- 収蔵資料の修復や建物の復旧に向けた点検調査や応急対策工事を実施し、機能回復を図る。

■業務フロー図

- ・3-8-1 収蔵資料や文化財等の修復・保存
- ・3-8-2 文化施設の復旧及び機能回復



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-8-1 収蔵資料や文化財等の修復・ 保存	文化施設の被災状況の把握・確認				
	文化財等の被災状況の把握・確認				
	応急処置	方針の決定、発注・契約事務		修復（発注等）	
3-8-2 文化施設の復旧及び機能回復	文化施設の被災状況の把握・確認	発注・契約事務		工事	

■復興に向けた業務

3-8-1 収蔵資料や文化財等の修復・保存

文化国際課 歴史文化財課

□業務概要

○収蔵資料や文化財等の修復・保存に向けた支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
文化施設の被災状況の把握・確認	他機関との調整項目：なし				
	①被害状況の把握	文化国際課 歴文			各館
	②利用者の安全確保				各館
文化財等の被災状況の把握・確認	他機関との調整項目：なし				
	①被害状況の把握	歴文	○		指導員
	②被害状況の報告	歴文		文化庁	全国NW
	③県内文化財レスキュー本部の設置（必要に応じて）	歴文	○		博物館
応急処置	他機関との調整項目：応急処置内容（文化財）				
	①現場での応急処置	文化国際課 歴文	○ （文化財）	文化庁 （国指定）	各館 所有者等 委員
方針の決定、発注・契約事務	他機関との調整項目：復旧方針（文化財）、被災文化財復旧計画				
	①方針の決定	文化国際課 歴文	○ （文化財）	文化庁 （国指定）	各館 所有者等 委員
	②発注・契約事務	文化国際課 歴文	○ （文化財）	文化庁 （国指定）	各館 所有者等
	③被災文化財復旧計画の策定	歴文		文化庁 （国指定）	
修復（発注等）	他機関との調整項目：修復内容（文化財）				
	①業者による修復	文化国際課 歴文	○ （文化財）	文化庁 （国指定）	各館 所有者等

【略称】

歴文：歴史文化財課

各館：県立文化施設（美術館・文学館・県民文化ホール・高知城歴史博物館・歴史民俗資料館・坂本龍馬記念館・埋蔵文化財センター）

指導員：文化財保護指導員

全国NW：文化遺産防災ネットワーク推進会議のような文化遺産に関係する専門的な全国組織等が集まったネットワーク

博物館：県内博物館等 / 国指定：国指定文化財 / 委員：文化財専門委員

3-8-2 文化施設の復旧及び機能回復

文化国際課 歴史文化財課

□業務概要

○文化施設の被害状況を確認し、必要に応じて復旧及び機能回復を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
文化施設の被災状況の把握・確認	他機関との調整項目：各館との連携①			
①被害状況の把握	文化国際課 歴文		文化庁	各館
発注・契約事務	他機関との調整項目：なし			
①方針の決定	文化国際課 歴文			
②発注・契約事務	文化国際課 歴文			
工事	他機関との調整項目：なし			
①業者による修復	文化国際課 歴文			各館

【略称】

歴文：歴史文化財課

各館：県立文化施設（美術館・文学館・県民文化ホール・高知城歴史博物館・歴史民俗資料館・坂本龍馬記念館・埋蔵文化財センター）

3-9 文化芸術

- 3-9-1 文化芸術による被災者等の支援…………… 文化国際課
- 3-9-2 地域における文化芸術活動への支援…………… 文化国際課
- 3-9-3 伝統的な民俗芸能等の芸術活動の公演機会の確保…………… 文化国際課

■課題

○災害発生から長期間にわたり文化芸術活動や県内各地の伝統芸能等の活動ができない状況が続くことにより、地域の芸術的活動や伝統芸能等が消失する恐れがある。

■到達目標

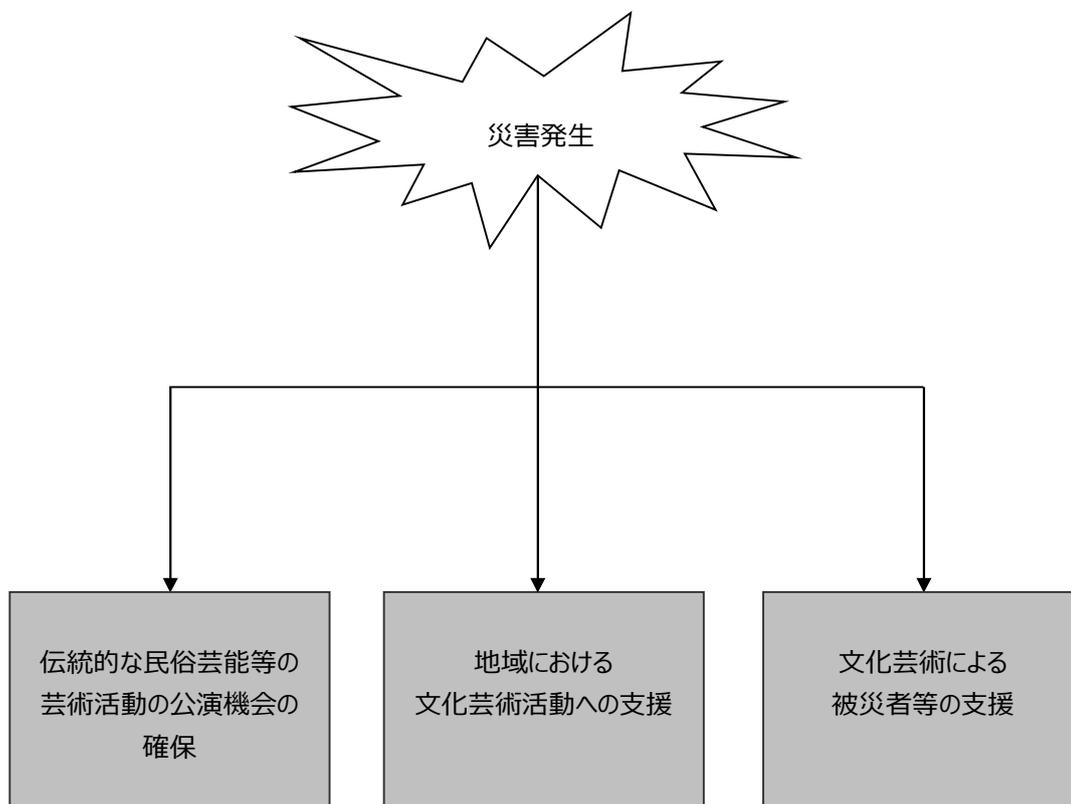
○文化芸術活動や地域の伝統芸能の公演機会や鑑賞機会を回復させる。

■基本方針

- 被災した子供たちや地域住民の心の支えとなるよう、芸術鑑賞の機会を提供する。
- 県内の芸術団体や伝統芸能等の活動再開や発表の機会の確保に向けた支援を行う。

■業務フロー図

- ・3-9-1 文化芸術による被災者等の支援
- ・3-9-2 地域における文化芸術活動への支援
- ・3-9-3 伝統的な民俗芸能等の芸術活動の公演機会の確保



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
3-9-1 文化芸術による被災者等の支援				支援方法の検討	
				支援の実施	
3-9-2 地域における文化芸術活動への支援				支援方法の検討	
				支援の実施	
3-9-3 伝統的な民俗芸能等の芸術活動の公演機会の確保				支援方法の検討	
				支援の実施	

■復興に向けた業務

3-9-1 文化芸術による被災者等の支援

文化国際課

□業務概要

○文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供により、被災者等の支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
支援方法の検討	他機関との調整項目：指定管理者との協議①②				
	①被害状況の把握、情報収集	文化国際課	○		指定管理者
	②支援方法の検討	文化国際課			指定管理者
	③支援内容の決定	文化国際課			
支援の実施	他機関との調整項目：指定管理者との協議①②				
	①実施に向けた準備	文化国際課			指定管理者
	②実施業務	文化国際課			指定管理者

3-9-2 地域における文化芸術活動への支援

文化国際課

□業務概要

○地域の文化芸術活動の公演機会や鑑賞機会の回復に向けた支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
支援方法の検討	他機関との調整項目：指定管理者との協議①②			
①被害状況の把握、情報収集	文化国際課	○		指定管理者
②支援方法の検討	文化国際課			指定管理者
③支援内容の決定	文化国際課			
支援の実施	他機関との調整項目：指定管理者との協議①②			
①支援実施に向けた準備（予算措置等）	文化国際課			指定管理者
②支援実施業務	文化国際課			指定管理者

3-9-3 伝統的な民俗芸能等の芸術活動の公演機会の確保

文化国際課

□業務概要

○地域の伝統芸能の公演機会や鑑賞機会を回復に向けた支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
支援方法の検討	他機関との調整項目：指定管理者との協議①②				
	①被害状況の把握、情報収集	文化国際課	○		指定管理者
	②支援内容の検討	文化国際課			指定管理者
	③支援内容の決定	文化国際課			
支援の実施	他機関との調整項目：指定管理者との協議①②				
	①支援実施に向けた準備（予算措置等）	文化国際課			指定管理者
	②支援実施業務	文化国際課			指定管理者

3-10 自然環境施設

3-10-1 指定管理施設の復旧・復興…………… 自然共生課

■課題

○震災により、指定管理施設の建物および園地のほか、アクセス道路が被災することにより、来園者の受け入れが困難となる。

■到達目標

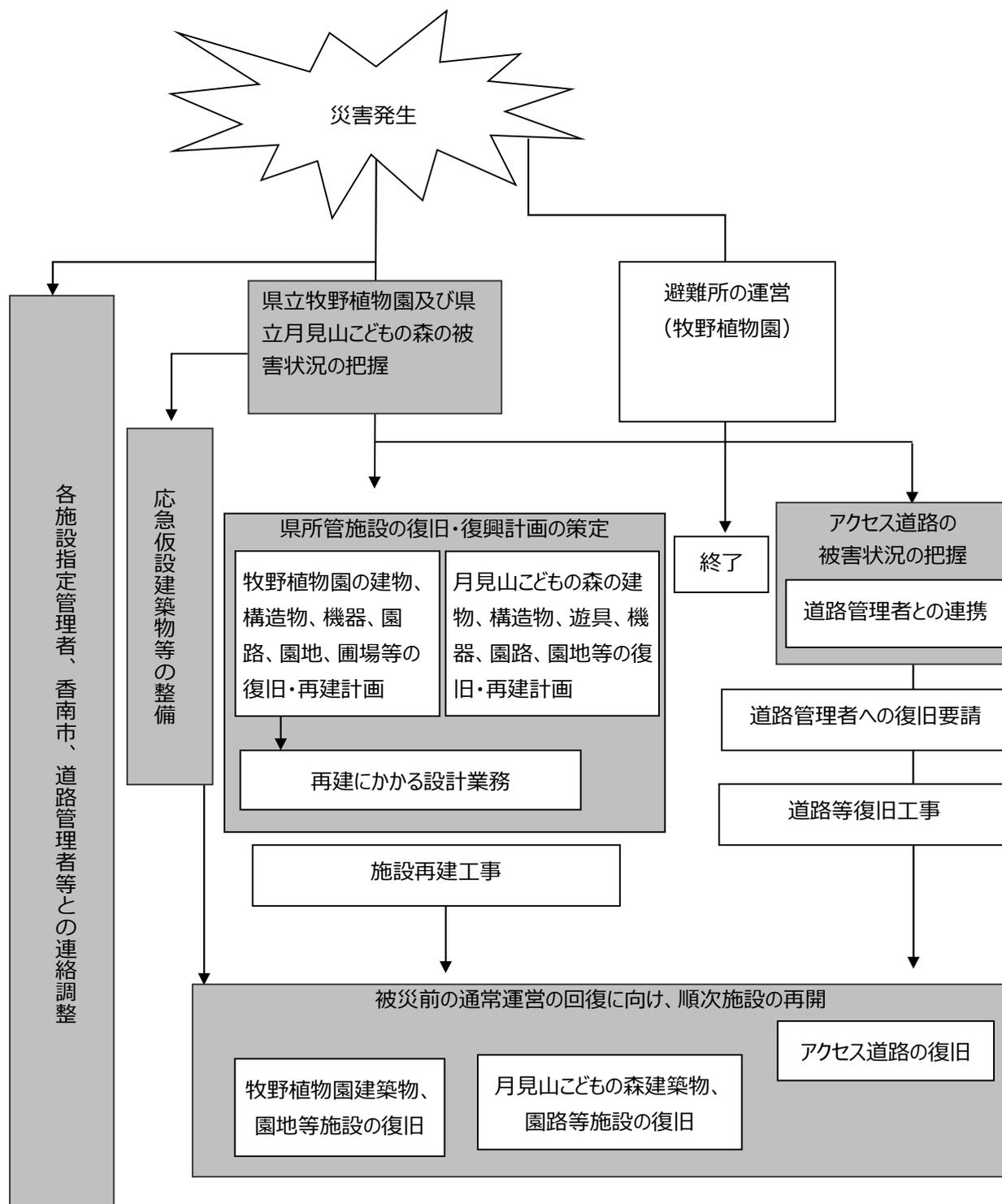
○被災した指定管理施設の復旧を行うとともに、園へのアクセス道路の復旧を促進することにより、県民の憩いの場であり、生涯学習拠点、観光拠点でもある園の通常営業を再開する。

■基本方針

- 文化的生活の早期再開を実現するため、津波避難所の役割を果たしながら、土木部等と連携を図り、まずは交通インフラの再開、続いて可能な園地から開園する。(牧野植物園)
- 文化的生活の早期再開を実現するため、土木部や香南市等と連携を図り、まずは交通インフラの再開、続いて可能な園地から開園する。(月見山こどもの森)

■業務フロー図

・3-10-1 指定管理施設の復旧・復興



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～	
3-10-1 指定管理施設の復旧・復興	施設の被害状況の把握					
	アクセス道路の被害状況の把握					
	避難所の運営					
		応急仮設建築物等の整備				
		復旧・復興計画の策定				
		アクセス道路の復旧、整備				
		施設の補修、再建				
			来園者の受入			

■復興に向けた業務

3-10-1 指定管理施設の復旧・復興

自然共生課

□業務概要

○施設およびアクセス道路の被害状況を把握するとともに、必要な復旧等整備を行い、安全の確保が確認され次第に速やかに利用を再開する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
施設の被害状況の把握	他機関との調整項目：被害状況を確認し県へ報告			
	①被災建物・構造物・機器等の把握	自然共生課		指定管理者
アクセス道路の被害状況の把握	他機関との調整項目：被害状況を確認し県及び道路管理者へ報告			
	①被害状況の把握	自然共生課	○	指定管理者
	②道路管理者への連絡	自然共生課		
避難所の運営	他機関との調整項目：避難所の開設状況について高知市へ確認			
	①避難所としての地域住民の受入		高知市	
応急仮設建築物等の整備	他機関との調整項目：なし			
	①計画策定	自然共生課		
	②建築	自然共生課		
	③撤去	自然共生課		
復旧・復興計画の策定	他機関との調整項目：なし			
	①計画策定	自然共生課		
アクセス道路の復旧、整備	他機関との調整項目：復旧整備スケジュールについて道路管理者と確認・調整			
	①道路管理者との協議	自然共生課	○	
	②道路管理者による復旧、整備	道路管理者	○	
施設の補修、再建	他機関との調整項目：補修等整備の実施主体について確認・調整			
	①補修	自然共生課		指定管理者
	②再建	自然共生課		指定管理者
来園者の受入	他機関との調整項目：再開時期について確認・調整			
	①利用可能なエリアから開始	自然共生課		指定管理者

4. 産業・経済復興

4-1 商工業の早期復旧支援

- 4-1-1 相談窓口の設置・運営等…………… 地産地消・外商課、商工政策課
- 4-1-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置…………… 商工政策課、雇用労働政策課
- 4-1-3 金融支援…………… 商工政策課、経営支援課
- 4-1-4 金融支援…………… 経営支援課
- 4-1-5 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施…………… 経営支援課
- 4-1-6 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施…………… 工業振興課
- 4-1-7 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施…………… 企業誘致課
- 4-1-8 事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供…………… 商工政策課、産業デジタル化推進課、
工業振興課、経営支援課、企業誘致課、
雇用労働政策課

■課題

- 被災により事業者の生産活動等が停止し、復旧・復興までの間、事業が中断することが見込まれる。
- 被災事業者が、震災を機に事業の継続を断念するおそれがある。

■到達目標

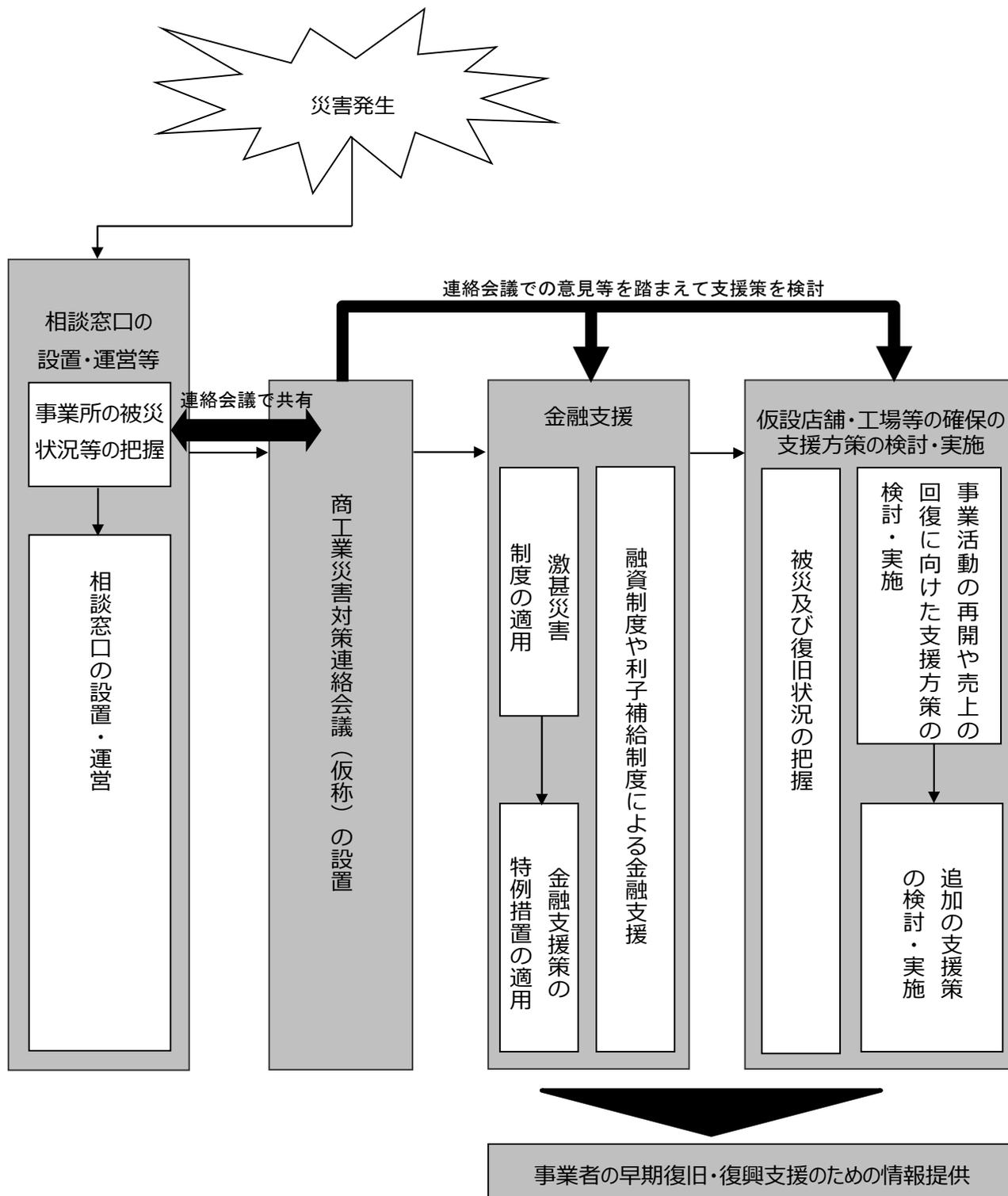
- 中小企業や誘致企業等に対する各種支援策を実施することにより、被災事業者が早期に事業を再開し、被災前とほぼ同等の事業を行うことができる状態にする。

■基本方針

- 事業者に対して必要な支援策等の情報を速やかに効果的に発信する。
- 被災事業者の早期の復旧・復興に向けて、販売・生産活動の回復や売上の回復、資金繰り等を支援する。

■業務フロー図

- ・4-1-1 相談窓口の設置・運営等
- ・4-1-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置
- ・4-1-3 金融支援
- ・4-1-4 金融支援
- ・4-1-5 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施
- ・4-1-6 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施
- ・4-1-7 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施
- ・4-1-8 事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4-1-1 相談窓口の設置・運営等	事業所の被災状況等の把握				
		相談窓口の設置・運営			
4-1-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置		商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置・開催			
4-1-3 金融支援（商工政策課、経営支援課）	激甚災害制度の適用				
4-1-4 金融支援（経営支援課）	融資制度や利子補給制度による金融支援（既往債務の負担軽減含む）				
4-1-5 仮設店舗・工場等の確保の支援 方策の検討・実施（経営支援課）	被災及び復旧状況の把握				
		被災店舗の復旧に向けた支援方策の検討・実施			
		仮設店舗や仮設商店街の設置に向けた支援方策の検討・実施			
				追加の支援策の検討・実施	
4-1-6 仮設店舗・工場等の確保の支援 方策の検討・実施（工業振興課）	被災及び復旧状況の把握				
		生産活動の回復・再開に向けた支援方策の検討・実施			
		仮設工場等の確保の支援方策の検討・実施			
			売上回復に向けた支援方策の検討・実施		
4-1-7 仮設店舗・工場等の確保の支援 方策の検討・実施（企業誘致課）	被災及び復旧状況の把握				
		早期の操業再開又はフル稼働に向けた支援方策の検討・実施			
		早期対応の必要性がある業務等の委託・外注先の確保の支援方策の 検討・実施			
			資金の調達・確保の支援方策の検討・実施		
			従業員の雇用の維持・確保の支援方策の検討・実 施		
4-1-8 事業者の早期復旧・復興支援の ための情報提供		事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供			

4-1-1 相談窓口の設置・運営等

地産地消・外商課 商工政策課

□業務概要

○被災後に増加する金融相談や支援制度に関する相談について、関係機関と連携して窓口機能を強化し、適切な相談対応や情報共有を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
事業所の被災状況等の把握 【2-2-1の再掲】	他機関との調整項目：関係機関等への調査協力依頼				
	①災害被害状況調査の実施	外商 商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
	②被害状況の整理と分析	外商 商工政策課			
相談窓口の設置・運営	他機関との調整項目：個別相談窓口の設置について関係機関との調整				
	①個別相談窓口の設置について関係機関への依頼及び設置場所の調整	商工政策課	○	四経局	経団 産セ
	②県総合相談窓口の設置及び個別相談窓口との連携	商工政策課			
	③相談対応の実施	商工政策課	○	四経局	経団 産セ

【略称】

外商：地産地消・外商課 / 四経局：四国経済産業局

経団：高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県経営者協会、土佐経済同友会

産セ：(公財)高知県産業振興センター

(参考) 災害被害状況調査の概要

調査内容	事業所の被害状況、事業の再開見込み、縮小・廃止見込み、従業員の雇用状況、仮設事業所・店舗等の需要の有無 など
調査対象	被災事業所
調査方法	関係機関等を通じて調査票を送付。また、必要に応じて電話や訪問等により調査。

(参考) 相談窓口の考え方

個別相談窓口は、平常時から事業者等の相談対応を行っている市町村や商工会・商工会議所、産振センター内等に設置することを想定。各種支援策の具体的な相談対応を実施する。

総合相談窓口は、県商工労働部内に設置することを想定。各種相談に総合的に対応するとともに、具体的な手続き等の相談について個別相談窓口へ誘導する。

また、どの窓口においても一定の相談対応が可能となるよう、総合相談窓口は各種支援策の情報を統括し、個別相談窓口へ随時情報を提供することで、相談対応の平準化・精度向上を図る。併せて、個別相談窓口から相談記録をフィードバックしてもらい、今後の支援策の検討材料とする。

4-1-2 商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置【2-2-2の再掲】

商工政策課 雇用労働政策課

□業務概要

○商工業災害対策連絡会議（仮称）を設置し、関係機関と連携して効果的な事業者の早期再建支援と雇用・就業対策を推進する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
商工業災害対策連絡会議（仮称）の設置・開催	他機関との調整項目：構成機関との調整			
①各機関と調整し商工業災害対策連絡会議（仮称）を設置	商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
②連絡会議の日程調整、会場確保	商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
③連絡会議を開催し、商工被害の把握及び各種支援策等の情報収集	商工政策課	○	四経局 高知労働局	経団 産セ
④早期再建対策、雇用・就業対策の検討	商工政策課 雇用	○	四経局 高知労働局	経団 産セ

【略称】

雇用：雇用労働政策課 / 四経局：四国経済産業局

経団：高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県経営者協会、土佐経済同友会
産セ：(公財)高知県産業振興センター

(参考) 商工業災害対策連絡会議（仮称）の構成メンバーの考え方

県内の商工被害を幅広く把握するとともに、国を交えたメンバー間での情報共有を図るため、**県・被災市町村・国（四経局中小企業課、労働局職業安定課）・県内経済5団体・産振センターで構成する想定。**

連絡会議の委員は、各機関長ではなく、被害状況を詳細に把握しており実務に精通する者（専務理事等）とし、会議も事務方レベルでの情報共有の場という位置づけを想定。

設置に当たっては、設置要綱（素案）を事前に作成し、構成メンバーの了承を得ておくこととする。なお、連絡会議の県側の体制は、以下のとおりを想定。

<県側の体制>

- ・商工労働部長【会長】
 - ・商工労働部両副部長
 - ・商工政策課【事務局】
(課長、課長補佐、総務調整チーム、企画チーム)
 - ・総務部財政課
 - ・産業振興推進部地産地消・外商課
- } オブザーバー

4-1-3 金融支援

商工政策課 **経営支援課**

□業務概要

○県内の商工被害を速やかに把握し、激甚災害の指定を受け、特例措置を適用する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
激甚災害制度の適用	他機関との調整項目：激甚災害の指定に向けた国との調整			
①激甚災害の指定に向けた被害額調査 (災害被害状況調査)	商工政策課	○	四経局	
②国への被害額報告	商工政策課			
③激甚災害の指定			四経局	
④激甚災害制度の特例措置の適用	商工政策課 経営支援課			
⑤金融支援策の特例措置の適用 (期間延長、返済猶予等)	経営支援課	○		銀行等 商工団

【略称】

四経局：四国経済産業局 / 銀行等：民間金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等

商工団：商工会議所、商工会、高知県中小企業団体中央会

(参考) 激甚災害制度の適用について

激甚災害を政令により指定されると、一般の災害復旧事業補助・災害復旧貸付の支援措置に加えて、激甚災害法に基づく特例措置が適用される。

激甚災害の指定には、激甚災害指定基準（本激）と局地激甚災害指定基準（局激）の2つがあり、それぞれについて適用される特例措置は以下のとおり。

●商工業に関する激甚災害制度の特例措置

<本激の場合のみに適用される措置>

措置	内容
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(法14条)	都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合等の倉庫等の共同施設の災害復旧事業に要する経費につき3/4以上の補助をした場合には、国はその要した経費に対し2/3の補助を行う。(都道府県が3/4を超える補助をした場合には、その超える部分の補助に要した経費を除いた経費に対し2/3の補助を行う。)

<本激、局激のどちらでも適用される措置>

措置	内容
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法12条)	被災地域内に事務所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き上げの特例措置を講ずる

4-1-4 金融支援

経営支援課

□業務概要

○事業の復旧・復興に必要な資金繰りを支援する（既往債務の負担軽減を含む）。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
融資制度や利子補給制度による金融支援（既往債務の負担軽減含む）	他機関との調整項目：国、信用保証協会、金融機関等との情報共有や調整				
	①事業者の被災状況及び資金需要の把握	経営支援課	○		銀行等商工団
	②既存の融資制度による当面の緊急措置	経営支援課	○		銀行等商工団
	③国の支援策の情報収集・政策提言	経営支援課		四経局	銀行等商工団
④県独自の融資制度の検討、創設	経営支援課		四経局	銀行等商工団	

【略称】

四経局：四国経済産業局 / 銀行等：民間金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等

商工団：商工会議所、商工会、高知県中小企業団体中央会

4-1-5 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施

経営支援課

□業務概要

○地域の生活インフラとしての、商店街等の復旧・復興に取り組む。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災及び復旧状況の把握	他機関との調整項目：国、商店街振興組合、関係団体等との情報共有や調整			
	①商店街・商業施設等の被害状況の把握	経営支援課	○	商工団 振組
	②事業再開に向けた相談窓口の設置	経営支援課	○	商工団 振組
被災店舗の復旧に向けた支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：国、商店街振興組合、関係団体等との情報共有や調整			
	①国の支援策の情報収集・政策提言	経営支援課		四経局 商工団 振組
	②県独自の支援策（補助、融資等）の検討・実施	経営支援課	○	商工団 振組
仮設店舗や仮設商店街の設置に向けた支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：国、商店街振興組合、関係団体等との情報共有や調整			
	①仮設店舗や仮設商店街設置のニーズの把握	経営支援課	○	商工団 振組
	②国の支援策の情報収集・政策提言	経営支援課		四経局 商工団 振組 中小機構
	③県独自の支援策の検討・実施	経営支援課	○	商工団 振組
追加の支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：国、商店街振興組合、関係団体等との情報共有や調整			
	①仮設店舗利用事業者が通常店舗での事業を再開するための支援方策の検討・実施	経営支援課	○	四経局 商工団 振組
	②売上の回復に向けた支援方策の検討・実施	経営支援課	○	四経局 商工団 振組

【略称】

四経局：四国経済産業局 / 商工団：商工会議所、商工会、高知県中小企業団体中央会
振組：高知県商店街振興組合連合会、商店街振興組合 / 中小機構：中小企業基盤整備機構

4-1-6 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施

工業振興課

□業務概要

- 設備の復旧、仮設工場等の確保等による被災事業者に対する生産活動及び事業活動再開に向けた支援方策を検討・実施する。
- 事業活動再開後、売上回復に向けた支援方策も併せて検討・実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
被災及び復旧状況の把握	他機関との調整項目：関係機関との情報共有及び業務実施に向けた役割分担				
	①市町村、関係団体を通じた県内企業の状況の把握と共有	工業振興課	○		業団 産セ
	②国等の支援策の情報収集・政策提言	工業振興課		四経局 復興庁	中小機構
	③県独自の被災企業向け相談窓口設置等の支援方策の検討・実施	工業振興課			産セ
生産活動の回復・再開に向けた支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：県以外の支援方策の有無及び実施時期の確認調整				
	①関係団体を通じた県内企業の生産活動の回復・再開に関する支援ニーズの把握	工業振興課			業団 産セ
	②国等の支援策の情報収集・政策提言	工業振興課		四経局 復興庁	中小機構
	③県独自の設備の復旧に関する支援方策の検討・実施	工業振興課			産セ
仮設工場等の確保の支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：県以外の支援方策の有無及び実施時期の確認調整				
	①関係団体を通じた県内企業の仮設工場等に関する支援ニーズの把握	工業振興課	○		業団 産セ
	②仮設工場等に関する県内企業のニーズに応じた支援方策の検討・実施	工業振興課	○	四経局 復興庁	中小機構
売上回復に向けた支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：県以外の支援方策の有無及び実施時期の確認調整				
	①関係団体を通じた県内企業の売上回復に向けた支援ニーズの把握	工業振興課			業団 産セ
	②国等の支援策の情報収集・政策提言	工業振興課		四経局 復興庁	中小機構
	③売上回復に向けた支援方策の検討・実施（技術的支援等を含む）	工業振興課 公設試		四経局 復興庁	産セ 中小機構

【略称】

公設試：公設試験研究機関 / 四経局：四国経済産業局 / 中小機構：中小企業基盤整備機構
産セ：(公財) 高知県産業振興センター / 業団：(一社) 高知県工業会、(一社) 高知県製紙工業会 等

4-1-7 仮設店舗・工場等の確保の支援方策の検討・実施

企業誘致課

□業務概要

○誘致企業における被災及び復旧状況を早急に把握し、早期の操業再開又はフル稼働に向けて、市町村等と連携して支援に取り組む。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被災及び復旧状況の把握	他機関との調整項目：関係機関との情報共有及び業務実施に向けた役割分担			
	①誘致企業の県内事業所への訪問や市町村との情報共有等による状況の把握	企業誘致課	○	
	②誘致企業の本社との情報共有	企業誘致課	○	
早期の操業再開又はフル稼働に向けた支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：関係機関との情報共有及び業務実施に向けた役割分担			
	①早期の操業開始を目指した応急復旧やフル稼働に向けた復旧への支援方策の検討・実施	企業誘致課	○	
	②誘致企業のニーズに応じて仮設事業所及び事業用設備等の確保に向けた支援方策の検討・実施	企業誘致課	○	銀行等
早期対応の必要性がある業務等の委託・外注先の確保の支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：関係機関との情報共有及び業務実施に向けた役割分担			
	①誘致企業のニーズに応じて、業務等の委託・外注先の確保に向けた支援方策の検討・実施	企業誘致課		
資金の調達・確保の支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：関係機関との情報共有及び業務実施に向けた役割分担			
	①誘致企業のニーズに応じて、資金の調達・確保に向けた支援方策の検討・実施	企業誘致課		銀行等
従業員の雇用の維持・確保の支援方策の検討・実施	他機関との調整項目：関係機関との情報共有及び業務実施に向けた役割分担			
	①誘致企業における従業員の雇用の維持・継続を要請	企業誘致課	○	
	②誘致企業のニーズに応じて、従業員の再就職先確保に向けた支援方策の検討・実施	企業誘致課	○	高知労働局 産雇セ
	③誘致企業のニーズに応じて従業員の新規雇用に向けた支援方策の検討・実施	企業誘致課	○	高知労働局 産雇セ

【略称】

産雇セ：(公財) 産業雇用安定センター / 銀行等：民間金融機関、政府系金融機関、信用保証協会 等

4-1-8 事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供

商工政策課 産業デジタル化推進課 工業振興課 経営支援課 企業誘致課 雇用労働政策課

□業務概要

○被災後、国や県、市町村等が実施する各種支援策の情報を速やかに収集し、事業者に対して情報提供を行うとともに、常に情報の鮮度を保ち、最新の情報を継続的に提供する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
事業者の早期復旧・復興支援のための情報提供	他機関との調整項目：国や市町村等との情報共有			
①商工業災害対策連絡会議（仮称）や災害対策本部会議等を通じて、事業者の早期事業再開に資する支援策の情報を収集	商工労働部	○	四経局	経団産セ業団
②HP上で各種支援策をとりまとめた事業者向けの専用ページを作成	商工労働部	○	四経局	経団産セ業団
③HP・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等による各種支援策を広報	商工労働部	○	四経局	経団産セ業団
④HPの情報を随時更新	商工労働部	○	四経局	経団産セ業団

【略称】

四経局：四国経済産業局

経団：高知県商工会議所連合会、高知県商工会連合会、高知県中小企業団体中央会、高知県経営者協会、土佐経済同友会
産セ：(公財)高知県産業振興センター / 業団：(一社)高知県工業会、(一社)高知県製紙工業会 等

4-2 食品加工業の早期復興支援

- 4-2-1 被害状況の把握…………… 地産地消・外商課
- 4-2-2 相談対応…………… 地産地消・外商課
- 4-2-3 事業所の生産機能の回復…………… 地産地消・外商課
- 4-2-4 商品の販売先の確保・継続…………… 地産地消・外商課

■課題

○震災により食品加工事業者の施設や設備に大きな被害が生じた場合、事業活動の中止や縮小を余儀なくされることとなり、就労者の失業や本県経済活動の停滞につながるものが懸念される。

■到達目標

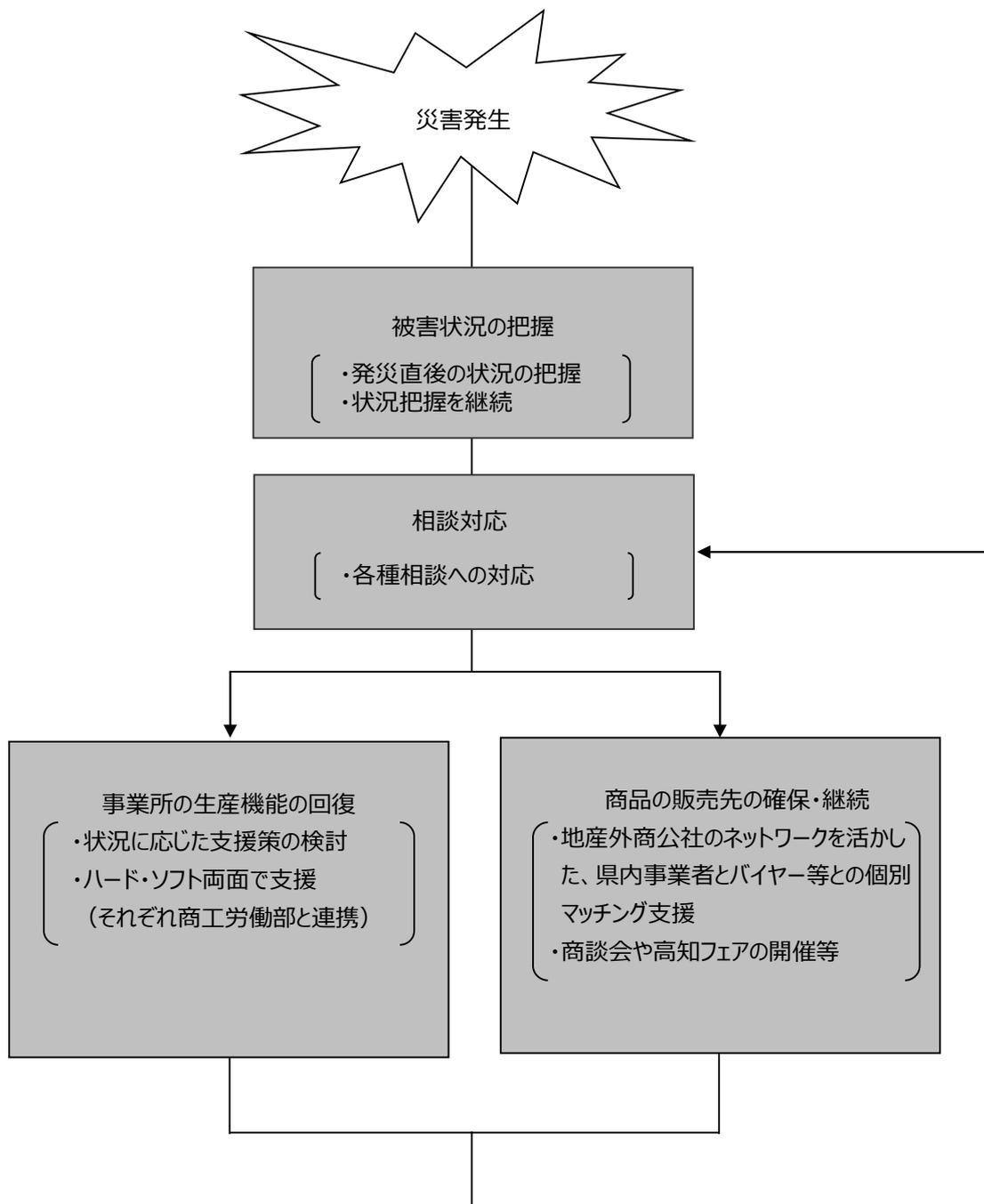
○事業者の被害状況の把握を行い、復旧・復興対策として、事業所の再稼働に向けた支援策を検討・実施するとともに、販路の維持に向けた取り組みを行い、最終的に食品加工事業者の事業回復につなげる。

■基本方針

- 県内食品加工事業者の事業回復のため、被害状況に応じたハード・ソフト両面での支援を実施する。
- これまで築いた取引先との関係が途切れないよう、事業者とバイヤー等をつなぐ役割を担う。

■業務フロー図

- ・4-2-1 被害状況の把握
- ・4-2-2 相談対応
- ・4-2-3 事業所の生産機能の回復
- ・4-2-4 商品の販売先の確保・継続



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4-2-1 被害状況の把握	発災直後の状況の把握	状況把握を継続			
4-2-2 相談対応		各種相談への対応			
4-2-3 事業所の生産機能の回復		状況に応じた支援策の検討 (商工労働部と連携)	ハード・ソフト両面で支援(商工労働部と連携)		
4-2-4 商品の販売先の確保・継続		地産外商公社のネットワークを活かした、県内事業者とバイヤー等との個別マッチング支援			
				商談会や高知フェアの開催等	

■復興に向けた業務

4-2-1 被害状況の把握

地産地消・外商課

□業務概要

- 県内食品加工事業者の被害状況について、地産外商公社や商工労働部と連携し発災後速やかに把握するとともに、継続的な状況把握を行う。
- 被害状況の把握内容や方法等は、商工労働部と調整を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
発災直後の状況の把握	他機関との調整項目：地産外商公社や商工労働部と状況把握に関する調整			
	①被害状況の把握の実施	外商 商工労働部		公社
	②被害状況の整理と分析	外商 商工労働部		公社
状況把握を継続	他機関との調整項目：必要に応じて、地産外商公社や商工労働部と調整			
	①継続的な状況把握の実施	外商 商工労働部		公社
	②被害状況の整理と情報管理	外商 商工労働部		公社

【略称】

外商：地産地消・外商課 / 公社：一般財団法人 高知県地産外商公社

4-2-2 相談対応

地産地消・外商課

□業務概要

○県内食品加工事業者からの、事業所の復旧や販路の維持等各種相談への対応を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
各種相談への対応	他機関との調整項目：相談内容への対応に関する地産外商公社との調整			
①相談対応の実施	外商			公社
②相談内容と対応状況の整理、情報管理	外商			公社

【略称】

外商：地産地消・外商課 / 公社：一般財団法人 高知県地産外商公社

4-2-3 事業所の生産機能の回復

地産地消・外商課

□業務概要

○事業所の生産機能の回復に向け、商工労働部とも連携しながらハード・ソフト両面での支援策を検討・策定し、実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
状況に応じた支援策の検討（商工労働部と連携）	他機関との調整項目：商工労働部が設置する「商工業災害対策連絡会議（仮称）に参画し、支援策を検討・調整			
	①具体的な支援策の検討	外商 商工労働部		
	②予算措置及び要綱等の整理	外商 商工労働部		
ハード・ソフト両面で支援（商工労働部と連携）	他機関との調整項目：商工労働部との連携・調整			
	①補助金等による支援策の実施	外商 商工労働部		

【略称】

外商：地産地消・外商課

4-2-4 商品の販売先の確保・継続

地産地消・外商課

□業務概要

○県内食品加工事業者とバイヤー等とのマッチング支援や商談会の開催等、商品の販売先確保や継続に向けた取り組みを行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
地産外商公社のネットワークを活かした、県内事業者とバイヤー等との個別マッチング支援	他機関との調整項目：支援策の実施に関する地産外商公社との調整			
	①事業者の状況やニーズに応じたマッチング支援の実施	外商		公社
商談会や高知フェアの開催等	他機関との調整項目：商談会の開催等に関する地産外商公社との調整			
	①商品の販売先確保や継続に向けた商談会の開催等	外商		公社

【略称】

外商：地産地消・外商課 / 公社：一般財団法人 高知県地産外商公社

4-3 観光振興

- 4-3-1 主要観光地の復旧・復興…………… 観光政策課、国際観光課、地域観光課
- 4-3-2 国立・国定公園及び四国のみちの復旧・復興…… 自然共生課
- 4-3-3 県立自然公園の復旧・復興…………… 自然共生課

■課題

- 被害状況を正しく把握することが必要となる。
- 被害を受けた観光地について、復興に向けて、誘客に繋がる支援策の展開が必要である。
- 所管施設の建物や園地、アクセス道路等が被災することにより、観光客の受け入れが困難となる。

■到達目標

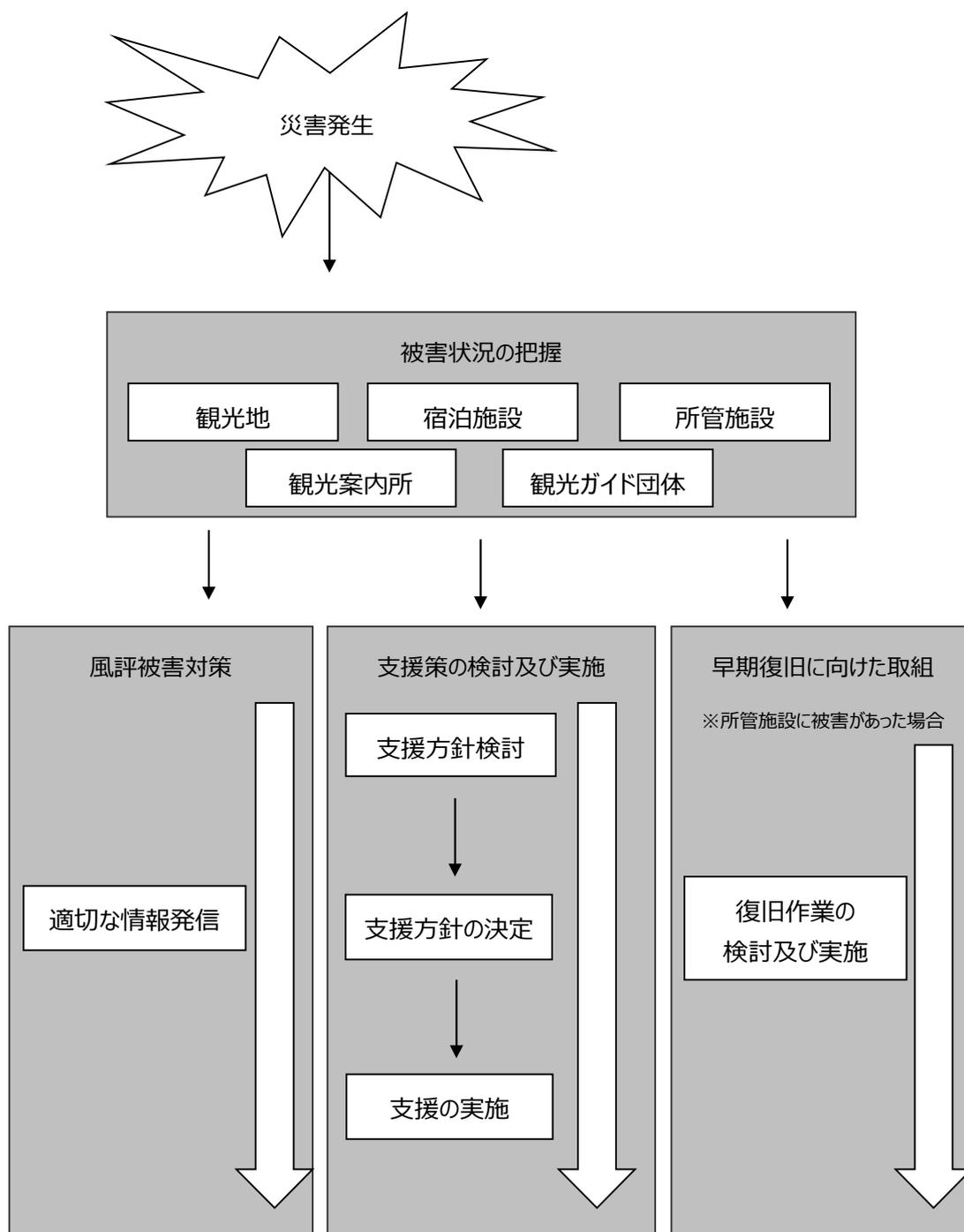
- 応急対策として、主要観光地や所管施設の被害状況を正しく把握することを目標とし、所管施設に被害があった場合は早期復旧を目指す。また、風評被害が起きないように、適宜適切な情報の周知を図る。
- 被害を受けた観光事業者等に対する必要な情報の提供や支援策（各種観光PRによる観光客の誘致など）の展開による県内観光の復旧・復興を図る。
- 被災したトイレや東屋等の復旧を行うとともに、自然公園へのアクセス道路の復旧を促進することにより、観光客数を被災前の水準に戻す。

■基本方針

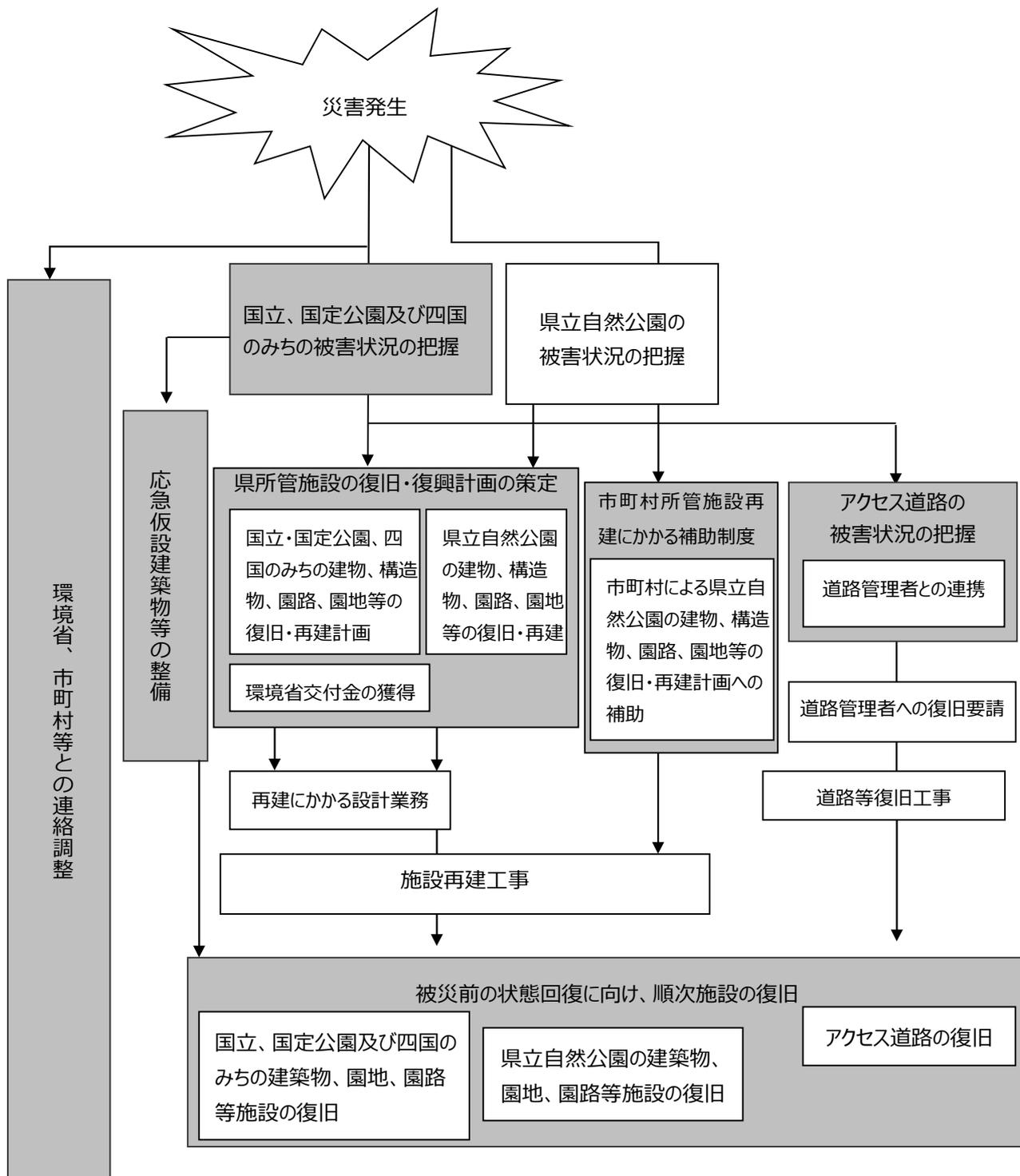
- 早急に被害状況の把握を行い、被害状況に応じた適切な支援策を展開することで、県内観光の早期復旧・復興を図る。
- 経済活動の早期再開を実現するため、被害状況を把握して、国や関係市町村等と連携、役割分担しながら景観の復旧、インフラ等施設の再建を進める。

■業務フロー図

・4-3-1 主要観光地の復旧・復興



- ・4-3-2 国立・国定公園及び四国のみちの復旧・復興
- ・4-3-3 県立自然公園の復旧・復興



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4-3-1 主要観光地の復旧・復興	被害状況の把握				
		早期復旧に向けた取組			
		風評被害対策			
		支援策の検討及び実施			
4-3-2 国立・国定公園及び四国のみち の復旧・復興	被害状況の把握				
	環境省へ報告				
	災害復旧工事				
		県管理の応急仮設建築物等の整備			
		復旧・復興計画の策定			
		アクセス道路の復旧、整備			
		施設の補修、再建			
			観光客の受入		
4-3-3 県立自然公園の復旧・復興	被害状況の把握				
	災害復旧工事				
		市町村への支援			
		復旧・復興計画の策定			
		アクセス道路の復旧、整備			
	施設の補修、再建				
			観光客の受入		

■復興に向けた業務

4-3-1 主要観光地の復旧・復興

観光政策課 国際観光課 地域観光課

□業務概要

○早急に被害状況の把握を行い、被害状況に応じた適切な支援策を展開することで、県内観光の早期復旧・復興を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
被害状況の把握	他機関との調整項目：被害状況の情報収集				
	①主要観光地における被害状況の情報を収集	観光振興部	○		
早期復旧に向けた取組 ※足摺海洋館に被害があった場合	他機関との調整項目：復旧作業の検討及び実施				
	①足摺海洋館の復旧に向けて、対応策の検討及び実施	地域観光課	○		指定管理者
風評被害対策	他機関との調整項目：情報の収集及び発信				
	①風評被害が起きないように、適切な情報を発信	観光振興部	○		事業者
支援策の検討及び実施	他機関との調整項目：施策の検討及び実施				
	①復興施策を検討	観光振興部	○		
	②国へ支援を要望	観光振興部	○		
	③支援策の実施	観光振興部	○	観光庁	

4-3-2 国立・国定公園及び四国のみちの復旧・復興

自然共生課

□業務概要

○環境省および関係市町村と連携して被害状況の把握を行うとともに、必要な復旧等整備を行い、安全の確保が確認され次第、速やかに観光客の受け入れを再開する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：公園施設の被害状況の情報収集と施設管理者との共有			
	①被災建物・構造物・園地・園路の被災状況の把握	自然共生課	○	環境省
	②アクセス道路の被害状況の把握	自然共生課	○	
	③道路管理者への連絡	自然共生課	○	
環境省へ報告	他機関との調整項目：環境省所管区域の被害状況を報告			
	①環境省へ被害状況の報告	自然共生課		環境省
災害復旧工事	他機関との調整項目：県が所管する公園施設の被災施設のうち、緊急度の高いものについて実施			
	①災害復旧工事の実施	自然共生課		
県管理の応急仮設建築物等の整備	他機関との調整項目：環境省と調整し緊急度の高いものについて県が実施			
	①計画策定	自然共生課		環境省
	②建築	自然共生課		
	③撤去	自然共生課		
復旧・復興計画の策定	他機関との調整項目：市町村等と調整して復旧箇所を選定し、県は環境省へ事業計画書を提出する。			
	①計画策定	自然共生課	○	環境省
アクセス道路の復旧、整備	他機関との調整項目：復旧整備スケジュールについて道路管理者と確認・調整			
	①道路管理者との協議	自然共生課	○	
	②道路管理者による復旧、整備	道路管理者	○	
施設の補修、再建	他機関との調整項目：環境省と予算等事業計画の調整			
	①環境省への事業認定申請	自然共生課		環境省
	②再建	自然共生課		環境省
観光客の受入	他機関との調整項目：再開の安全性について市町村等と確認・調整			
	①可能なエリアから再開	自然共生課	○	環境省

4-3-3 県立自然公園の復旧・復興

自然共生課

□業務概要

○関係市町村と連携して被害状況の把握を行うとともに、必要な復旧等整備を行い、安全の確保が確認され次第、速やかに観光客の受け入れを再開する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：公園施設の被害状況の情報収集と施設管理者との共有			
①被災建物・構造物・園地・園路の被災状況の把握	自然共生課	○		
②アクセス道路の被害状況の把握	自然共生課	○		
③道路管理者への連絡	自然共生課	○		
災害復旧工事	他機関との調整項目：県が所管する公園施設の被災施設のうち、緊急度の高いものについて実施			
①災害復旧工事の実施	自然共生課			
市町村への支援	他機関との調整項目：市町村が所管する公園施設の復旧整備への支援について調整			
①補助制度創設	自然共生課	○		
②補助金交付	自然共生課	○		
③市町村による再建	自然共生課	○		
復旧、復興計画の策定	他機関との調整項目：被災施設の復旧整備のうち、県が実施するものについて調整			
①計画策定	自然共生課	○		
アクセス道路の復旧、整備	他機関との調整項目：復旧整備スケジュールについて道路管理者と確認・調整			
①道路管理者との協議	自然共生課	○		
②道路管理者による復旧、整備	道路管理者	○		
施設の補修、再建	他機関との調整項目：補修等整備の実施主体について市町村等と確認・調整			
①補修	自然共生課	○		
②再建	自然共生課	○		
観光客の受入	他機関との調整項目：再開の安全性について市町村等と確認・調整			
①可能なエリアから再開	自然共生課	○		

4-4 農業の早期復旧支援

- 4-4-1 被害の把握…………… 農業政策課、環境農業推進課、畜産振興課、農業基盤課
- 4-4-2 生産基盤の早期復旧…………… 農業イノベーション推進課、農産物マーケティング戦略課、農業基盤課
- 4-4-3 流通体制の早期復旧…………… 農産物マーケティング戦略課
- 4-4-4 営農再開に向けた支援…………… 農業政策課、農業担い手支援課、協同組合指導課、環境農業推進課、農業イノベーション推進課、農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、農業基盤課

■課題

- 農地・農業用施設・農業機械等の被災により、農業生産活動が行えない生産者が増加する。
- 集出荷場・卸売市場等の被災により、農畜産物の出荷・販売が困難となる。
- 資金や人材等の不足により、生産者や関係団体の経営再開が困難となる。

■到達目標

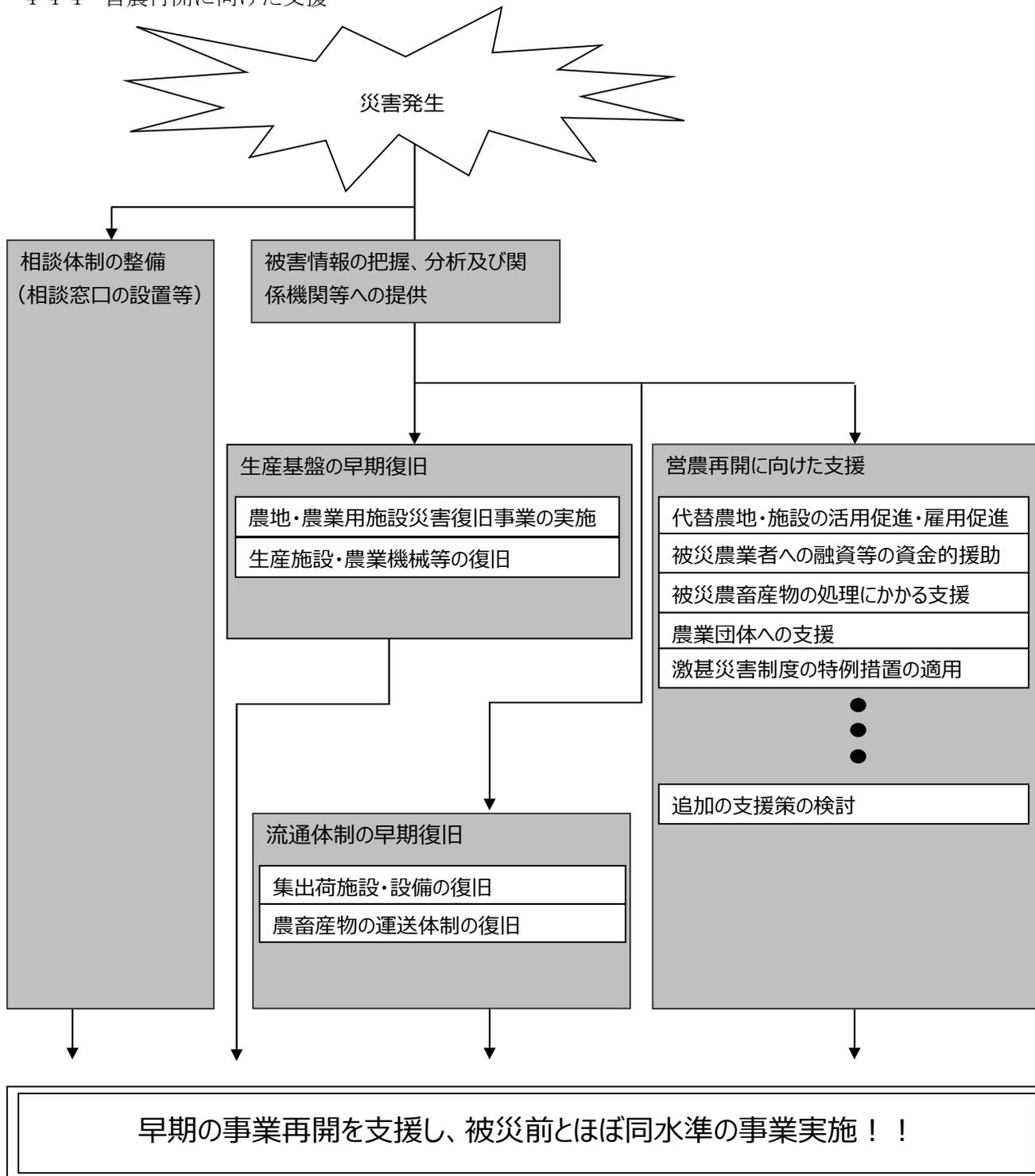
- 被害情報の把握、分析を早急に行い、被災農業者に対して漏れなく各種支援策を実施することにより、早期の事業再開を支援し、被災前とほぼ同水準の事業を行うことができるようにする。

■基本方針

- 農業経営のできるだけ早い復旧・復興を実現するため、被害の状況や防災地域の実情に応じて、国と協力しながら必要な対策を実施する。

■業務フロー図

- ・4-4-1 被害の把握
- ・4-4-2 生産基盤の早期復旧
- ・4-4-3 流通体制の早期復旧
- ・4-4-4 営農再開に向けた支援



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4-4-1 被害の把握	被害情報の把握、分析及び関係機関等への提供				
4-4-2 生産基盤の早期復旧	農地・農業用施設災害復旧事業の実施				
		生産施設・農業機械等の復旧			
4-4-3 流通体制の早期復旧			集出荷施設・設備の復旧		
			農畜産物の運送体制の復旧		
4-4-4 営農再開に向けた支援	相談窓口の設置等				
		代替農地・施設の活用促進・雇用促進			
		被災農業者への融資等の資金的援助			
		激甚災害制度の特例措置の適用			
		農業団体への支援			
		被災農畜産物の処理にかかる支援			
			追加の支援策の検討		

■復興に向けた業務

4-4-1 被害の把握

農業政策課 環境農業推進課 畜産振興課 農業基盤課

□業務概要

○被害状況を速やかに把握・分析し、関係機関へ情報提供を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害情報の把握、分析及び関係機関等への提供	他機関との調整項目：被害状況の調査・情報共有			
①被害状況調査の実施	環境 畜産振興課 農業基盤課	○		JA
②被害状況を収集し、本庁関係課へ報告	農業政策課			
②被害情報（状況・金額）を把握し、分析	農業政策課	○	農政局	JA
③被害情報（状況・金額）を集約し、関係機関等へ提供	農業政策課	○	農政局	JA

【略称】

環境：環境農業推進課 / 農政局：中国四国農政局 / JA：農業協同組合

4-4-2 生産基盤の早期復旧

農業イノベーション推進課 農産物マーケティング戦略課 農業基盤課

□業務概要

○農地・農業用施設等の速やかな復興のために、国・市町村等関係機関と調整し、災害復旧事業等の対応策を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
農地・農業用施設 災害復旧事業の実施	他機関との調整項目：災害復旧事業の実施に向けての調整				
	①被害報告（市町村長→知事→農政局長等）	農業基盤課	○	農政局	土地改良区
	②災害復旧事業計画概要書の提出（市町村長→知事→農政局長等）	農業基盤課	○	農政局	土地改良区
	③補助金の交付決定、復旧工事着工	農業基盤課	○	農政局	土地改良区
生産施設・農業機械等の復旧	他機関との調整項目：支援策についての調整				
	①JA等所有共同利用施設等の復旧支援	農マ	○	農政局	JA
	②共同生産施設、機械等の復旧支援	イノベ	○	農政局	JA

【略称】

農マ：農産物マーケティング戦略課 / イノベ：農業イノベーション推進課 / 農政局：中国四国農政局
JA：農業協同組合

4-4-3 流通体制の早期復旧

農産物マーケティング戦略課

□業務概要

○農畜産物の流通体制の復旧のため、被災した集出荷施設・卸売市場等への支援策を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
集出荷施設・設備 の復旧	他機関との調整項目：支援策等についての調整				
	①集出荷施設・設備の復旧支援	農マ	○	農政局	JA
農畜産物の運送体 制の復旧	他機関との調整項目：支援策等についての調整				
	①卸売市場の復旧支援	農マ	○	農政局	卸売市場

【略称】

農マ：農産物マーケティング戦略課 / 農政局：中国四国農政局 / JA：農業協同組合

4-4-4 営農再開に向けた支援

農業政策課 農業担い手支援課 協同組合指導課 環境農業推進課
農業イノベーション推進課 農産物マーケティング戦略課 畜産振興課 農業基盤課

□業務概要

○被災後の速やかな経営再開に向け、生産者及び関係団体等へ適切な支援策を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
相談窓口の設置等	他機関との調整項目：相談内容の情報共有			
	①相談窓口の設置	農業政策課	○	JA
代替農地・施設の活用促進・雇用促進	他機関との調整項目：支援策等についての調整			
	①農地・施設等のマッチングを支援	農担	○	農政局 公社
	②農業法人等での雇用促進を支援	農担	○	会議
被災農業者への融資等の資金的援助	他機関との調整項目：支援策等についての調整			
	①国・市町村と連携した利子補給の実施	協同	○	農政局
	②セーフティネット資金、天災融資制度、農業災害補償制度、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金等の活用を支援	協同	○	農政局 公庫 信連 共済 JA
	③国が被災地域と認定した場合に公的資金の融資残に対して補助（農地利用効化等支援事業）	農担	○	農政局
激甚災害制度の特例措置の適用	他機関との調整項目：激甚災害制度適用に向けた調整			
	①「激甚災害制度」の指定、適用	農業基盤課	○	農政局
農業団体への支援	他機関との調整項目：支援策等についての調整			
	①JA・土地改良区等農業団体の再建・運営を支援	全課	○	農政局 JA 土地改良区
被災農畜産物の処理にかかる支援	他機関との調整項目：支援策等についての調整			
	①被災農畜産物の処理実施	農マ 畜産振興課	○	農政局 JA
追加の支援策の検討	他機関との調整項目：支援策等についての調整			
	①追加の支援策の検討	全課	○	農政局 JA

【略称】

農担：農業担い手支援課 / 協同：協同組合指導課 / 農マ：農産物マーケティング戦略課
 全課：農業政策課、農業担い手支援課、協同組合指導課、環境農業推進課、農業イノベーション推進課、
 農産物マーケティング戦略課、畜産振興課、農業基盤課
 農政局：中国四国農政局 / JA：農業協同組合 / 公社：高知県農業公社 / 会議：高知県農業会議
 公庫：日本政策金融公庫 / 信連：信用農業協同組合連合会 / 共済：農業共済組合

4-5 林業・木材産業の早期復旧支援

- 4-5-1 被害の把握…………… 林業環境政策課、森づくり推進課、木材増産推進課、
木材産業振興課、治山林道課
- 4-5-2 災害復旧支援…………… 林業環境政策課、森づくり推進課、木材増産推進課、
木材産業振興課
- 4-5-3 施設復旧対策の実施・支援…………… 治山林道課

■課題

- 林業事業者の生産設備への被害、林道等への被害により原木の生産活動が停滞する。
- 木材産業事業者の生産設備への被害や、林業事業者の生産活動の停滞に伴う原木不足により、製品の生産活動が停滞する。
- 道路の寸断等により、奥地森林における被災箇所の復旧の遅れが懸念される。

■到達目標

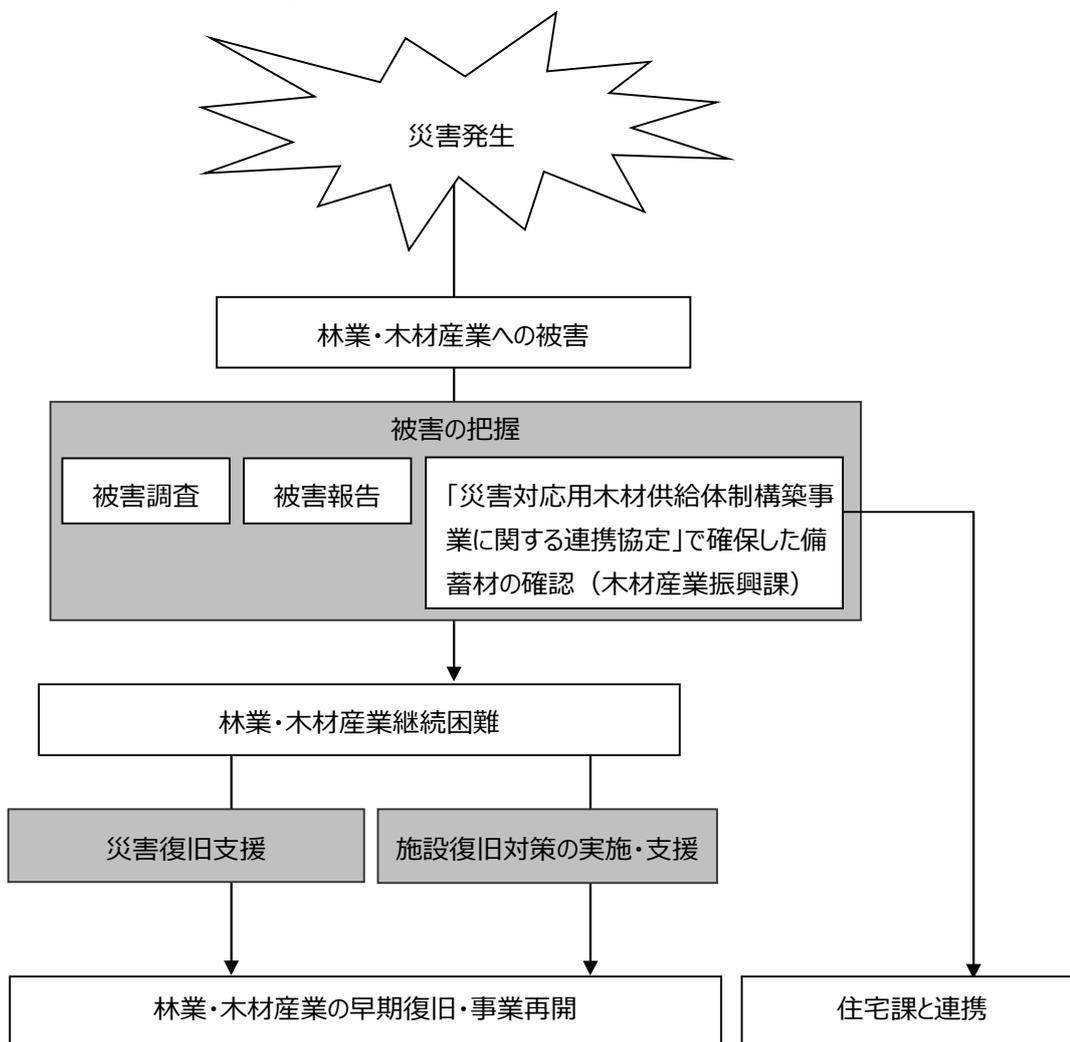
- 被災した林業事業者、森林所有者、木材産業関係事業者に対する各種支援策や治山林道施設災害復旧事業の実施及び市町村支援を実施することにより、早期に原木や製材の生産活動を再開させ、被災前とほぼ同等の事業運営及び森林の公益的機能の回復を図る。

■基本方針

- 林業・木材産業に関連する事業経営のできるだけ早い復旧・復興を実現するため、被害状況を把握して、被災者に必要な支援方策を検討し、国・市町村と連携しながら支援を行う。

■業務フロー図

- ・4-5-1 被害の把握
- ・4-5-2 災害復旧支援
- ・4-5-3 施設復旧対策の実施・支援



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4-5-1 被害の把握	被害調査				
	被害報告				
4-5-2 災害復旧支援	復旧策の検討				
	緊急対策による支援				
		既存事業等による支援			
			激甚災害適用事業による支援		
			追加の支援策		
4-5-3 施設復旧対策の実施・支援	災害査定効率化の検討				
		施設復旧対策の検討			
		復旧計画の策定及び実行、再調査の検討			

■復興に向けた業務

4-5-1 被害の把握

林業環境政策課 森づくり推進課 木材増産推進課 木材産業振興課 治山林道課

□業務概要

○事業者（林業事業体や製材事業体等）への被害、林道施設被害や山地災害の状況を把握する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害調査	他機関との調整項目：森林・林業・木材産業への被害の対応準備			
①被害情報（被害状況・被害額）の把握、対応等の周知	林政 森づ 増産 木産 治山林道課	○		事業者
②「災害対応用木材供給体制構築事業に関する連携協定」で確保した備蓄材の確認	木産			高幡セ 西部セ
被害報告	他機関との調整項目：森林・林業・木材産業への被害状況の共有			
①国への報告	森づ 増産 木産 治山林道課		林野庁 四国財務局	

【略称】

林政：林業環境政策課 / 森づ：森づくり推進課 / 増産：木材増産推進課 / 木産：木材産業振興課
高幡セ：高幡木材センター / 西部セ：西部木材センター

4-5-2 災害復旧支援

林業環境政策課 森づくり推進課 木材増産推進課 木材産業振興課

□業務概要

○被災した事業者（林業事業者や製材事業者等）への支援等により、林業・木材産業の復興に向けた取組を進める。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
復旧策の検討	他機関との調整項目：復旧策の検討に向けた部内調整				
	①復旧策の検討	林政 森づ 増産 木産			
緊急対策による支援	他機関との調整項目：被害状況に応じた対策の調整				
	①箇所選定	森づ 増産 木産			
	②対策策定、対策指示	森づ 増産 木産			
	③緊急対策実施	森づ 増産 木産			事業者
既存事業等による支援	他機関との調整項目：既存事業による支援に向けた調整				
	①企業の経営相談	森づ 木産			事業者
	②サポート体制の整備	各林業事務所			事業者
激甚災害適用事業による支援	他機関との調整項目：激甚災害適用事業による支援に向けた調整				
	①激甚災害の指定	木産		内閣府	
	②激甚災害適用による支援（天災融資制度、林業施設用災害復旧制度、激甚災害の嵩上）	木産			事業者
追加の支援策	他機関との調整項目：必要となる追加支援策の調整				
	①追加支援策の検討	林政 森づ 増産 木産			事業者

【略称】

林政：林業環境政策課 / 森づ：森づくり推進課 / 増産：木材増産推進課 / 木産：木材産業振興課

4-5-3 施設復旧対策の実施・支援

治山林道課

□業務概要

- 被災した林道施設や治山施設を復旧する。
- 山腹崩壊や地すべりなど山地災害への対策を実施する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
災害査定効率化の検討	他機関との調整項目：災害査定等の日程調整			
	①災害査定効率化に向けた日程調整等	治山林道課	○	林野庁 四国財務局
施設復旧対策の検討	他機関との調整項目：復旧に向けての実施事業の調整			
	①応急仮工事等の実施	治山林道課	○	
	②林道施設災害復旧事業及び林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業等による復旧計画の検討	治山林道課	○	林野庁 四国財務局
	③他所管との施工調整	農業振興部 治山林道課 土木部	○	管理局
復旧計画の策定及び実行、再調査の検討	他機関との調整項目：事業着手に向けた調整			
	①林地荒廃防止施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業等による復旧計画の策定 林道施設災害復旧事業計画策定支援	治山林道課	○	
	②災害査定等の実施	治山林道課	○	林野庁 四国財務局
	③事業費決定通知後、工事着手	治山林道課	○	
	④事業着手後、現場状況に応じて再調査の検討	治山林道課	○	

【略称】

管理局：四国森林管理局

4-6 水産業の早期復旧支援

- 4-6-1 災害融資の制度資金適用のための支援…………… 水産政策課
- 4-6-2 新たな融資の検討、制度新設…………… 水産政策課
- 4-6-3 海上物資輸送の支援…………… 漁業管理課
- 4-6-4 漁業操業の再開支援…………… 漁業管理課
- 4-6-5 漁業用施設等の復旧…………… 水産業振興課
- 4-6-6 沿岸漁場の復旧…………… 水産業振興課
- 4-6-7 県有施設の復旧…………… 水産業振興課
- 4-6-8 市場・流通機能等に関すること…………… 水産業振興課
- 4-6-9 復旧支援制度の新設…………… 水産業振興課
- 4-6-10 公共土木施設等の災害復旧…………… 漁港漁場課
- 4-6-11 水産物の安定供給の基盤となる漁港の復旧…………… 漁港漁場課

■課題

- 漁村は海に近接しており、津波被害が大きくなると想定される地域である。津波により人命及び住宅等の財産、水道・電気等のライフラインが大きな影響を受ける。
- 被災による道路の寸断等から集落が孤立した場合、迅速な緊急物資の輸送や速やかな復旧工事の実施等が困難となる。
- 漁港、市場、漁船など水産業を営む上で必要不可欠な施設等に甚大な被害が発生し、長期にわたって収入を確保することができなくなる。

■到達目標

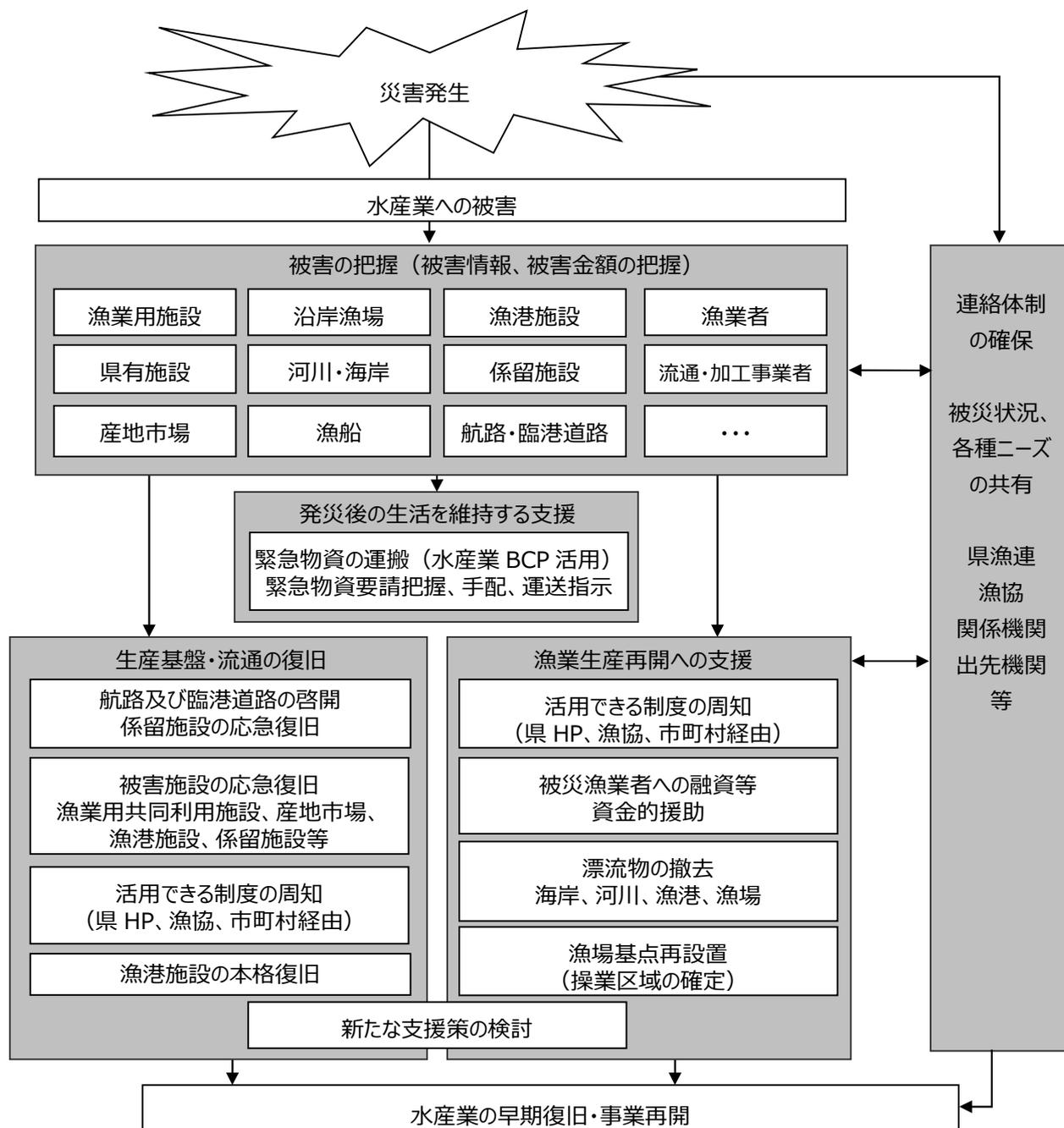
- 漁港機能の復旧と水産業の事業再開を早期に実現する。
- 緊急物資等の海上輸送手段の確保を行う。
- 安全性の高い漁業集落の形成を図る。

■基本方針

- 被災状況の把握・分析を行い、各種支援策の周知・運用を図る。
- 被害状況を把握した上で、漁港施設の応急復旧を行う。
- 防災拠点漁港（二次防災拠点港）を中心に航路及び臨港道路の啓開や係留施設等の応急復旧を行う。
- 復旧・復興対策として、速やかに漁港施設の本格復旧を行い、漁港機能の確保を行う。
- 漁港や漁村における被災想定を踏まえ、想定される津波到達時間内に安全な場所まで移動できるよう、避難広場及び避難路の整備やハザードマップの策定等を推進する。

■業務フロー図

- ・4-6-1 災害融資の制度資金適用のための支援
- ・4-6-2 新たな融資の検討、制度新設
- ・4-6-3 海上物資輸送の支援
- ・4-6-4 漁業操業の再開支援
- ・4-6-5 漁業用施設等の復旧
- ・4-6-6 沿岸漁場の復旧
- ・4-6-7 県有施設の復旧
- ・4-6-8 市場・流通機能等に関すること
- ・4-6-9 復旧支援制度の新設
- ・4-6-10 公共土木施設等の災害復旧
- ・4-6-11 水産物の安定供給の基盤となる漁港の復旧



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
4-6-1 災害融資の制度資金適用のための支援	被害情報（被害状況・被害金額）、貸付けニーズの把握				
	県のHPや漁協、市町村を通じた制度の周知徹底				
	国、金融機関等と連携し、被災漁業者や漁協への融資等の金融支援制度を適用				
4-6-2 新たな融資の検討、制度新設	国、金融機関、県財政班等と協議し、新たな融資制度等の検討、運用				
4-6-3 海上物資輸送の支援	他組織からの情報により、海上物資輸送受諾が可能な地域及び船舶を把握				
	緊急物資等の搬送要請を把握				
	搬送元、搬送先の人員等対応手配				
	各地区水産業BCP組織等を通じ、漁船への物資輸送指示				
4-6-4 漁業操業の再開支援			漁業操業の再開支援		
4-6-5 漁業用施設等の復旧	漁船や漁業用共同利用施設等の被害状況の把握				
	緊急を要する施設の復旧				
		漁業用共同利用施設の応急復旧			
			復旧に向けた対策の検討及び実施		
4-6-6 沿岸漁場の復旧	海岸や河川等における漂流物等の状況確認				
		掃海対策の検討及び実施			
4-6-7 県有施設の復旧	県直営施設における被害状況の把握				
		復旧に向けた対策の検討及び実施			
	浮魚礁離脱時の関連被害防止				
4-6-8 市場・流通機能等に関すること	県内産地市場や水産関係者事業者（流通・加工）の被災状況の把握				
	ホームページ等による支援制度の周知				
4-6-9 復旧支援制度の新設	被災状況やニーズへの対応				
4-6-10 公共土木施設等の災害復旧	被害状況の把握				
	漁港施設の応急復旧				
		漁港施設の本格復旧			
4-6-11 水産物の安定供給の基盤となる漁港の復旧	被害状況の把握				
	航路及び臨港道路の啓開				
	係留施設等の漁港施設の応急復旧				
		漁港施設の本格復旧			

■復興に向けた業務

4-6-1 災害融資の制度資金適用のための支援

水産政策課

□業務概要

○災害後のできるだけ早期の漁業経営の復旧・復興を実現するため、被害状況及び貸付けのニーズの把握を継続的に行い、国等の関係機関と連携しながら支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害情報（被害状況・被害金額）、貸付けニーズの把握	他機関との調整項目：把握している被害情報、貸し付けニーズの共有（漁協、信漁連）			
①被害情報の把握	水産政策課	○		漁協 信漁連
②貸し付けニーズの把握	水産政策課	○		漁協 信漁連
県のHPや漁協、市町村を通じた制度の周知徹底	他機関との調整項目：制度周知の依頼（市町村、漁協）			
①制度の周知	水産政策課	○		漁協
国、金融機関等と連携し、被災漁業者や漁協への融資等の金融支援制度を適用	他機関との調整項目：金融支援への対応を依頼（信漁連）			
①被災漁業者や漁協への融資等の既存の金融支援制度を適用	水産政策課	○	水産庁	漁協 信漁連

【略称】

漁協：漁業協同組合 / 信漁連：信用漁業協同組合連合会

4-6-2 新たな融資の検討、制度新設

水産政策課

□業務概要

○災害後のできるだけ早期の漁業経営の復旧・復興を実現するため、被害状況及び貸付けのニーズの把握を継続的に行い、国等の関係機関と連携しながら支援する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
国、金融機関、県財政班等と協議し、新たな融資制度等の検討、運用	他機関との調整項目：新たな融資制度の内容について協議（信漁連）			
①新たな融資制度等の検討	財政課 水産政策課	○	水産庁	信漁連
②新たな融資制度等の予算化	財政課 水産政策課	○	水産庁	
③新たな融資制度等の運用	水産政策課	○		信漁連

【略称】

信漁連：信用漁業協同組合連合会

4-6-3 海上物資輸送の支援

漁業管理課

□業務概要

○漁港や港湾の被災に対して、座礁等の危険を回避し、小回りのきく操船が可能な漁船を輸送手段に組み入れることで、円滑な海上物資輸送を実現する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
他組織からの情報により、海上物資輸送受諾が可能な地域及び船舶を把握	他機関との調整項目：被災後の残存輸送機能情報の共有				
	①被災後の漁港、漁船、人員、燃油状況の調査	漁業管理課	○	海上保安庁 海上自衛隊	漁協
	②物資輸送体制の模索	漁業管理課	○	海上保安庁 海上自衛隊	漁協
緊急物資等の搬送要請を把握	他機関との調整項目：緊急物資に係る搬送要請情報の共有				
	①搬送要請を随時把握	漁業管理課	○	海上保安庁 海上自衛隊	漁協
搬送元、搬送先の人員等対応手配	他機関との調整項目：輸送計画の策定				
	①搬送要請に対して随時対応計画策定	漁業管理課	○	海上保安庁 海上自衛隊	漁協
各地区水産業BCP組織等を通じ、漁船への物資輸送指示	他機関との調整項目：輸送計画の実行に係る調整				
	①計画に基づきBCP組織を通じ漁船へ輸送を指示	漁業管理課		海上保安庁 海上自衛隊	漁協

【略称】

漁協：漁業協同組合

4-6-4 漁業操業の再開支援

漁業管理課

□業務概要

○海岸や漁場の瓦礫撤去が進むなかで、可能な場所から漁業基点の再設置を行うなどして、操業区域を再確定し、早期の漁業操業再開を目指す。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
漁業操業の再開支援	他機関との調整項目：基点確定のための立会			
①漁業基点の再設置	漁業管理課			漁協
②操業区域を再確定	漁業管理課			漁協
③漁業操業再開	漁業管理課			漁協

【略称】

漁管：漁業管理課 / 漁協：漁業協同組合

4-6-5 漁業用施設等の復旧

水産業振興課

□業務概要

○早期の復旧・復興を実現するため、漁業関係団体や市町村、国等の関係機関と連携しながら、復旧・復興に向けた対策を一体的に推進する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
漁船や漁業用共同 利用施設等の被害 状況の把握	他機関との調整項目：市町村や漁協等と調査体制の確保について確認、調整			
	①被害状況調査の実施	水振	○	漁協 就セ
	②被害状況の整理と分析	水振		
緊急を要する施設 の復旧	他機関との調整項目：国や市町村等と緊急復旧の具体的な対策等について調整			
	①緊急を要する施設の復旧に向けた関係 機関との調整	水振	○	水産庁 防衛省 JAXA 漁協
	②緊急復旧対策の検討及び実施	水振	○	水産庁 防衛省 JAXA 漁協
漁業用共同利用施 設の応急復旧	他機関との調整項目：国や市町村等と応急復旧の具体的な対策等について調整			
	①応急復旧に向けた関係機関との調整	水振	○	水産庁 防衛省 JAXA 漁協
	②応急復旧対策の検討及び実施	水振	○	水産庁 防衛省 JAXA 漁協
復旧に向けた対策 の検討及び実施	他機関との調整項目：国や市町村等と復旧の具体的な対策等について調整			
	①復旧に向けた関係機関との調整	水振	○	水産庁 防衛省 JAXA 漁協 就セ
	②復旧対策の検討及び実施	水振	○	水産庁 防衛省 JAXA 漁協 就セ

【略称】

水振：水産業振興課 / JAXA：宇宙航空研究開発機構 / 就セ：一般社団法人高知県漁業就業支援センター
漁協：漁業協同組合等の水産系統団体、その他補助事業者

4-6-6 沿岸漁場の復旧

水産業振興課

□業務概要

○早期の復旧・復興を実現するため、漁業関係団体や市町村、国等の関係機関と連携しながら、復旧・復興に向けた対策を一体的に推進する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体				
	県	市町村	国	その他	
海岸や河川等における漂流物等の状況確認	他機関との調整項目：漁協や国等との調査方法等の調整				
	①漂流物等の状況確認調査の実施	水振 漁港漁場課 河川課 港湾	○	四地整	漁協
	②漂流物等の状況整理と分析	水振			
掃海対策の検討及び実施	他機関との調整項目：漁協や国等との掃海方法等の調整				
	①漁場における掃海対策の検討及び実施	水振	○	水産庁	漁協
	②漁場以外での掃海対策への協力要請	水振 漁港漁場課 河川課 港湾	○	四地整	漁協

【略称】

水振：水産業振興課 / 港湾：港湾・海岸課 / 四地整：国土交通省四国地方整備局

漁協：漁業協同組合等の水産系統団体、水産多面的機能発揮対策事業の活動組織等

4-6-7 県有施設の復旧

水産業振興課

□業務概要

○早期の復旧・復興を実現するため、漁業関係団体や市町村、国等の関係機関と連携しながら、復旧・復興に向けた対策を一体的に推進する。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
県直営施設における被害状況の把握	他機関との調整項目：なし			
	①被害状況の把握	水振		
	②関係機関との情報共有等	管財課 水振 土木政策課		
復旧に向けた対策の検討及び実施	他機関との調整項目：なし			
	①対策の検討及び実施	水振 建築課		
浮魚礁離脱時の関連被害防止	他機関との調整項目：水産庁及び海上保安庁との情報共有や対策等の調整			
	①離脱状況の把握	水振		保守
	②離脱に関する情報の提供と注意喚起	管財課 水振 漁港漁場課	○	水産庁 海上保安庁 漁協 保守
	③対策の検討及び実施	水振 漁港漁場課		水産庁 海上保安庁 保守

【略称】

水振：水産業振興課 / 漁協：漁業協同組合等の水産系統団体 / 保守：保守管理者等

4-6-8 市場・流通機能等に関すること

水産業振興課

□業務概要

○地震発生後、速やかな市場流通機能等の復旧・復興を目指し、被害状況の把握を継続的に行い、国や市町村など関係機関と連携しながら支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
県内産地市場や水産関係事業者（流通・加工）の被災状況の把握	他機関との調整項目：市町村、漁協、水産関係事業者との情報共有			
	①被災状況の情報収集	水振	○	漁協 水事
	②被災状況の整理と分析	水振	○	
ホームページ等による支援制度の周知	他機関との調整項目：なし			
	①既存支援制度の情報収集	水振		
	②支援制度に関する情報発信	水振	○	

【略称】

水振：水産業振興課 / 漁協：漁業協同組合、漁業協同組合連合会

水事：水産関係事業者（水産流通事業者、水産加工事業者）

4-6-9 復旧支援制度の新設

水産業振興課

□業務概要

○地震発生後、速やかな市場流通機能等の復旧・復興を目指し、被害状況の把握を継続的に行い、国や市町村など関係機関と連携しながら支援を行う。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順		実施主体			
		県	市町村	国	その他
被災状況やニーズへの対応	他機関との調整項目：市町村との情報共有及び対策等調整				
	①被災状況、ニーズの整理と分析	水振	○		
	②新規支援制度の検討、運用	水振	○		

【略称】

水振：水産業振興課

4-6-10 公共土木施設等の災害復旧

漁港漁場課

□業務概要

- 地震・津波災害等が発生した場合、被害状況を把握した上で、緊急性や優先性等を勘案して漁港施設の応急復旧を行う。
- 復旧・復興対策として、引き続き漁港施設の本格復旧を行い、漁港機能の確保を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：国へ被害状況を報告			
①被害状況の情報収集	漁港漁場課 事務所	○		漁協 協会
②関係機関との情報共有	水産政策課 漁業管理課 水振 漁港漁場課 漁業指導所 事務所	○	水産庁 海上保安庁	漁協 協会
③被害状況の整理と分析	漁港漁場課 事務所	○	海上保安庁	協会
漁港施設の応急復旧	他機関との調整項目：国、市町村等と応急工事の協議			
①応急工事の検討と実施	漁港漁場課 事務所	○	海上保安庁	協会
漁港施設の本格復旧	他機関との調整項目：国による災害査定等を実施			
①災害復旧工事の実施	漁港漁場課 事務所	○	海上保安庁	

【略称】

事務所：土木事務所・事務所 / 水振：水産業振興課 / 漁協：漁業協同組合等

協会：全日本漁港建設協会高知県支部、高知県港湾空港建設協会

4-6-11 水産物の安定供給の基盤となる漁港の復旧

漁港漁場課

□業務概要

- 地震・津波災害等が発生した場合、迅速に被害状況を把握するとともに、漁業地域BCP及び水産業BCPに基づいて、被害状況の整理と分析を行い、緊急性や優先性等を勘案して水産業の事業再開に向けた対応方針を決定する。
- 緊急物資等の輸送を支援できる体制の構築と復旧の迅速化を図るため、防災拠点漁港（二次防災拠点港）を中心に航路及び臨港道路の啓開や係留施設等の応急工事を実施し、緊急物資等の海上輸送手段の確保を行う。
- 復旧・復興対策として、引き続き水産物の流通・輸出及び生産拠点漁港を中心に漁港施設の本格復旧を行い、水産物の生産・流通機能の早期再開を図る。

□災害発生後の対応時期

～半月後	半月後～1ヵ月後	1ヵ月後～半年後	半年後～2年後	2年後～
------	----------	----------	---------	------

□業務内容・手順・実施主体

業務内容と手順	実施主体			
	県	市町村	国	その他
被害状況の把握	他機関との調整項目：国へ被害状況を報告			
①被害状況の情報収集	漁港漁場課 事務所	○		漁協 協会
②関係機関との情報共有	水産政策課 漁業管理課 水振 漁港漁場課 漁業指導所 事務所	○	水産庁 海上保安庁	漁協 協会
③被害状況の整理と分析 (漁業地域BCP協議会の開催)	危防 漁港漁場課 漁業指導所 事務所	○	海上保安庁	漁協 協会
航路及び臨港道路 の啓開	他機関との調整項目：国、市町村等と応急復旧の協議			
①航路及び臨港道路啓開の実施	漁港漁場課 事務所	○	海上保安庁	協会
係留施設等の漁港 施設の応急復旧	他機関との調整項目：国、市町村等と応急復旧の協議			
①係留施設等の応急工事の実施	漁港漁場課 事務所	○	海上保安庁	協会
漁港施設の本格復 旧	他機関との調整項目：国による災害査定等を実施			
①災害復旧工事の実施	漁港漁場課 事務所	○	海上保安庁	

【略称】

事務所：土木事務所・事務所 / 水振：水産業振興課 / 危防：危機管理・防災課地域防災駐在
漁協：漁業協同組合等 / 協会：全日本漁港建設協会高知県支部、高知県港湾空港建設協会

高知県南海トラフ地震復興手順書

Ver. 1（案）

発行：高知県

発行年月：令和5年〇月